

地方自治法第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人から
報告書の提出がありましたので、同法第252条の38第3項の規定により
公表します。

平成26年2月17日

西宮市監査委員	亀井	健
同	鈴木	雅一
同	上田	さち子
同	町田	博喜

付記

平成25年度 包括外部監査の結果報告書

使用料・手数料等に係る財務事務の執行について

平成 25 年度

包 括 外 部 監 査 の 結 果 報 告 書

使用料・手数料等に係る財務事務の執行について

西宮市包括外部監査人

公認会計士 芝池 勉

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

1. 報告書中の試算・推計の数値・金額

報告書中の監査人による試算・推計の数値・金額は、監査人に提示のあった資料をもとに行ったもので、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

2. 端数処理

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

目 次

第1編 外部監査の概要	5
1. 外部監査の種類	5
2. 選定した特定の事件	5
3. 事件を選定した理由	5
4. 監査対象期間	6
5. 監査対象部局	6
6. 監査の視点	9
7. 主な監査手続	9
8. 監査実施期間	9
9. 外部監査人補助者	10
10. 利害関係	10
第2編 西宮市の使用料・手数料の概要	11
第1 西宮市の使用料・手数料の状況	11
【1】使用料・手数料の定義	11
【2】西宮市の使用料・手数料の状況	12
第2 使用料・手数料の基本的な考え方	14
【1】使用料・手数料のあり方	14
【2】使用料・手数料の算定方法	16
第3編 監査の結果及び意見	19
第1 監査の結果及び意見の要約	19
【1】使用料・手数料に関する基本方針の策定について	19
【2】使用料の現状分析と今後のあり方について	27
【3】手数料の現状分析と今後のあり方について	43
【4】各論における監査結果及び意見の要約	45
第2 各論	49
【1】北口駐車場使用料	49

【2】地区市民館使用料	53
【3】市民憩の家（広田山荘）使用料	60
【4】市民交流センター使用料	62
【5】若竹生活文化会館使用料	64
【6】芦乃湯会館使用料	67
【7】戸籍・住民票等証明書手数料等	70
【8】貝類館使用料（観覧料）	75
【9】大学交流センター使用料	78
【10】市民会館使用料	83
【11】市民ホール使用料	86
【12】ギャラリー使用料	92
【13】男女共同参画センター使用料	97
【14】勤労会館使用料・勤労青少年ホーム使用料	101
【15】勤労者体育館使用料	106
【16】卸売市場使用料	109
【17】食肉センター使用料等	111
【18】総合福祉センター使用料	115
【19】営業許可等手数料（生活環境課）	119
【20】営業許可等手数料（食品衛生課）	121
【21】衛生検査等手数料（食品衛生課）	123
【22】衛生検査等手数料（健康増進課）	125
【23】診療所開設許可等手数料	127
【24】と畜検査等手数料	129
【25】健康診査手数料	133
【26】北口検診施設証明手数料	136

【27】 応急診療所証明手数料	137
【28】 狂犬病予防手数料	138
【29】 動物取扱業登録手数料	141
【30】 葬祭使用料	143
【31】 斎場使用料	146
【32】 環境学習施設使用料	149
【33】 火葬場使用料	154
【34】 墓地使用料	156
【35】 墓地管理使用料	158
【36】 納骨堂使用料	160
【37】 公園使用料	162
【38】 し尿処理手数料（一般）（臨時）	173
【39】 粗大・家電ごみ処理手数料	175
【40】 廃棄物処理手数料	177
【41】 道路占用料	179
【42】 自転車駐車場使用料	182
【43】 水路使用料	185
【44】 学校施設使用料	189
【45】 学校用地占用料	193
【46】 教育会館使用料	194
【47】 公民館使用料	197
【48】 山東自然の家使用料	202
【49】 名塩和紙学習館使用料	209
【50】 社会体育施設使用料	213

第 1 編 外部監査の概要

1 . 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 4 項並びに西宮市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査

2 . 選定した特定の事件

「使用料・手数料等に係る財務事務の執行について」

3 . 事件を選定した理由

西宮市における歳入確保にかかる見直しについては、景気の先行きが依然として不透明であり、市税収入を始めとする歳入の大幅な増収が見込めないこと、また、歳出においては、社会保障関係経費などが今後も大きく伸びていくものと見込まれることから、単年度の収支不足が拡大していくことも予測されている。国の財政状況が悪化する中、地方交付税制度の見直しや社会保障と税の一体改革などによる地方財政への影響も予測し難いことから、社会情勢の変化に的確に対応するとともに、将来にわたって安定的な財政運営が行えるような基盤づくりが必要となる旨の方針が示されている。

このような厳しい社会経済情勢の中、より一層の市民サービスの向上と多様化するニーズに対応するためには、各事業や業務の見直し等による支出の削減はもちろんのことながら、収入の適切な確保に向けた取組を行うことも重要である。使用料・手数料にかかる収入について、西宮市においては、平成 20 年度に改定等にかかる見直しを行って以降、全庁的な見直し等の取組が十分に進められていないとの課題が認識されていた。さらに、平成 26 年 4 月 1 日からは消費税率（地方消費税率を含む。）の引上げも予定されており、これに伴い使用料・手数料の見直しも早急に検討することが求められている。

そこで、本年度の包括外部監査は、昨今の社会経済状況に照らして、西宮市における使用料・手数料の設定が施設の維持管理コストや人的コスト等を勘案しても適切な水準となっているか、徴収に関する事務の執行が法令に適合し、効率的に行われているか、適正な受益者負担がされているか、また、利用者間の公平性が確保されているか等を検証することは意義があるものと考え本テーマを選定することとした。

4. 監査対象期間

平成 24 年度。ただし、必要に応じて平成 24 年度以前及び平成 25 年度も監査対象とした。

5. 監査対象部局

監査対象とした使用料・手数料の所管部課、行政経営推進課、財政課、その他、使用料・手数料の財務事務の執行に関与していると包括外部監査人が判断する部局

監査対象とした使用料・手数料収入は以下のとおりである。使用料・手数料のうち、(*1)法令等で料金が規定されているもの、(*2)過去の監査対象となったもの、(*3)公営企業にかかるもの、(*4)公営住宅にかかるもの、(*5)廃止予定のもの、(*6)金額が僅少(5 百万円未満)、(*7)行政財産目的外使用料については監査対象から除外している。ただし、施設の使用料については、全庁横断的に検討するため金額僅少であるものも監査の対象に含めることとした。

所管部署	監査対象	使用料・手数料名	平成 24 年度 決算額 (単位：千円)
一般会計			
総務局	1	北口駐車場使用料	143,419
市民局		市民集会施設使用料 (市民集会施設使用料 内訳)	12,764
	2	地区市民館使用料	7,129
	3	市民憩の家(広田山荘)使用料	1,057
	4	市民交流センター使用料	4,579
	5	若竹生活文化会館使用料	2,747
	6	芦乃湯会館使用料	31,514
	7	戸籍・住民票等証明書手数料等	180,082
産業文化局	8	貝類館使用料(観覧料)	1,133
	9	大学交流センター使用料	5,043
	10	市民会館使用料	53,728
	11	市民ホール使用料	57,820
	12	ギャラリー使用料	23,024
	13	男女共同参画センター使用料	2,630
		勤労福祉センター等使用料 (勤労福祉センター等使用料 内訳)	17,890
	14	勤労会館使用料	9,147
		勤労青少年ホーム使用料	3,388
	15	勤労者体育館使用料	5,355
	16	卸売市場使用料	18,455

所管部署	監査対象	使用料・手数料名	平成 24 年度 決算額 (単位：千円)
	*6	消費生活センター使用料	459
	*6	計量関係手数料	7
健康福祉局	18	総合福祉センター使用料	3,645
	*5	軽費老人ホーム使用料	15,011
	*2	留守家庭児童育成センター使用料	200,853
	*1	わかば園診療収入	68,680
	*1	わかば園通園使用料	21,955
	*1	北口検診施設使用料	49,986
	*1	応急診療所使用料	162,774
	*6	わかば園診断手数料	709
	*6	介護老人保健施設診断手数料等	2,458
		営業許可・衛生検査等手数料等	68,972
		(営業許可・衛生検査等手数料等 内訳)	
	19	営業許可等手数料(生活環境課)	1,266
	20	営業許可等手数料(食品衛生課)	15,623
	21	衛生検査等手数料(食品衛生課)	6,089
	22	衛生検査等手数料(健康増進課)	65
	23	診療所開設許可等手数料	1,390
	24	と畜検査等手数料	21,890
	25	健康診査手数料	7,660
	26	北口検診施設証明手数料	10
	27	応急診療所証明手数料	164
28	狂犬病予防手数料	13,964	
29	動物取扱業登録手数料	851	
環境局	30	葬祭使用料	8,567
	31	斎場使用料	11,274
	32	環境学習施設使用料	3,718
	33	火葬場使用料	48,068
	34	墓地使用料	160,284
	35	墓地管理使用料	14,880
	36	納骨堂使用料	1,879
	37	公園使用料	135,629
	*6	産業廃棄物処理業等許可申請手数料等	444
	*6	高周波置処理手数料等	113
		廃棄物・し尿処理手数料等	622,597
		(廃棄物・し尿処理手数料等 内訳)	
	38	し尿処理手数料(一般)	4,697
		し尿処理手数料(臨時)	4,152
	39	粗大・家電ごみ処理手数料	56,919
	40	廃棄物処理手数料：可燃ごみ	519,982
	“ : 不燃ごみ	3,260	

所管部署	監査対象	使用料・手数料名	平成 24 年度 決算額 (単位：千円)
		〃 :粗大ごみ	11,001
		〃 :家庭系粗大ごみ	19,221
	*6	死獣処理手数料等	3,365
都市局	*4	市営住宅等使用料	1,952,393
	*4	改良住宅等使用料	448,676
	*1	建築・住宅使用料証明手数料等	30,604
土木局	41	道路占用料	865,296
	42	自転車駐車場使用料	518,107
	43	水路使用料	39,716
会計課	*1	証紙収入	20,976
消防局	*6	危険物許可・検査手数料等	3,439
教育委員会		学校施設等使用料	8,519
		(学校施設等使用料 内訳)	
	44	学校施設使用料	5,824
	45	学校用地占用料	2,654
	46	教育会館使用料	40
	*6	高等学校授業料	0
	*2	幼稚園保育料	151,351
		社会教育使用料	78,085
		(社会教育使用料 内訳)	
	47	公民館使用料	60,148
	48	山東自然の家使用料	17,915
	49	名塩和紙学習館使用料	22
	50	社会体育施設使用料	90,850
	*6	高校入学考査料・入学料	4,890
*2	幼稚園入園料	7,770	
	*7	庁舎敷等使用料	50,102
小計 (内、監査対象)			6,423,984 (3,226,968)
特別会計			
産業文化局	17	食肉センター使用料等	141,236
公営企業			
土木局	*3	下水道使用料	5,649,875
水道局	*3	水道料金	8,755,056
	*3	工業用水道料金	507,755
小計			15,053,922
合計 (内、監査対象)			21,477,906 (3,368,204)

6 . 監査の視点

使用料・手数料の収納事務について

- ・ 使用料・手数料の収納事務は関係法令、規則等に準拠しているか
- ・ 使用料・手数料の収納事務は効果的かつ効率的に行われているか
- ・ 減額・免除にかかる事務は関係法令、条例、規則等に準拠しているか

使用料・手数料の算定について

- ・ 使用料・手数料の算定は関係法令等に準拠し、適切に行われているか
- ・ 使用料・手数料の水準は施設の維持管理コストや人的コスト、稼働状況等を勘案しても適切な水準となっているか。受益者負担割合は妥当な水準となっているか。
- ・ 使用料・手数料の設定に公平性が保持されているか
- ・ 使用料・手数料の定期的な分析及び見直しが行われているか

7 . 主な監査手続

使用料・手数料にかかる関係法令、条例、規則等の根拠規定の確認

使用料・手数料の概要につき調査票による回答の入手

調査票には以下の質問項目を含めた。

- ・ 使用料・手数料の概要
- ・ 減額・免除の有無
- ・ 現行の使用料・手数料の決定根拠・方針
- ・ 直近の見直し時期
- ・ 収納体制、収納方法
- ・ 近隣他市の同種の使用料・手数料の水準

関係書類の閲覧及び所管課へヒアリング

必要と認めた使用料・手数料についての現地調査

使用料、手数料の申請、減免についてのサンプル調査

使用料・手数料にかかる受益者負担割合の検討

施設の利用状況等の確認

過年度の包括外部監査指摘事項（手数料・使用料に係る項目）の措置状況の確認

8 . 監査実施期間

平成 25 年 7 月 10 日から平成 26 年 1 月 31 日まで

9. 外部監査人補助者

包括外部監査人を補助させるため、次の者を補助者に選任した。

学識経験者	高寄昇三
公認会計士	酒井 清、大川幸一、常峰和子、倉本正樹、泉裕介、 藤原由起、浅沼由希子、長谷宜勇

10. 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2編 西宮市の使用料・手数料の概要

第1 西宮市の使用料・手数料の状況

【1】使用料・手数料の定義

(1) 使用料

地方自治法では、使用料は以下のとおり規定されている。

(使用料)

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項(*1)の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(*1) (行政財産の管理及び処分)

第二百三十八条の四 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

また、地方財政法では、使用料は以下のとおり規定されており、行政財産の目的外使用、公の施設の利用又は国の営造物の使用の対価として徴収することができる」とされている。

(国の営造物に関する使用料)

第二十三条 地方公共団体が管理する国の営造物で当該地方公共団体がその管理に要する経費を負担するものについては、当該地方公共団体は、条例の定めるところにより、当該営造物の使用について使用料を徴収することができる。

2 前項の使用料は、当該地方公共団体の収入とする。

今回、監査対象とした中では道路占用料や水路使用料、学校用地占用料も使用料に含まれる。

(2) 手数料

地方自治法では、手数料は次のとおり規定されており、行政サービス提供の対価として徴収するものをいう。

(手数料)

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料については全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(以下本項において「標準事務」という。)について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める

金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

【2】西宮市の使用料・手数料の状況

(1) 西宮市の使用料・手数料の推移

平成 22 年度から平成 24 年度までの一般会計及び特別会計（食肉センター）における歳入合計（決算額）及び使用料・手数料（監査対象外も含む）の推移は下記のとおりである。歳入合計に占める使用料・手数料の割合は一般会計では概ね 3.6～4%、特別会計（食肉センター）では概ね 41.5～47.0%で安定している。なお、一般会計において、平成 23 年度の歳入が増加しているのは、土地開発公社より長期貸付金の償還を受けたことによる諸収入の大幅増や、歳出増加に伴う市債や国庫支出金、県支出金の増加が原因である。

【一般会計】

(単位:千円)

	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
歳入合計	160,233,881		172,604,312		161,875,623	
使用料・手数料	6,378,313	3.98%	6,323,987	3.66%	6,423,984	3.97%
うち使用料	5,430,031	3.39%	5,393,085	3.12%	5,480,924	3.39%
うち手数料	927,008	0.58%	910,913	0.53%	922,084	0.57%
(うち監査対象)	3,380,367	2.11%	3,123,103	1.81%	3,226,968	1.99%

【特別会計（食肉センター）】

(単位:千円)

	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
歳入合計	307,615		314,918		300,295	
使用料	136,093	44.24%	130,686	41.50%	141,236	47.03%

(2) 西宮市における使用料・手数料の見直し等にかかる取組

西宮市では、阪神・淡路大震災後の 3 次にわたる行財政改善に取り組む中で、見直し・改善事項の 1 つとして、受益者負担の適正化という観点から使用料・手数料改定や減免措置の見直しを行ってきた。

震災後の危機的な財政状況に対応するために始まった第 1 次行財政改善の取り組み（平成 8～10 年度）では、保育料、下水道使用料、廃棄物処理手数料、野球場使用料などの見直しや改定が行われると同時に、平成 10 年度以降においても、すべての使用料等について定期的に見直しを行う方針が「第 1 次西宮市行財政改善実施計画」に明記された。

引き続き厳しい財政状況が見込まれることから実施された第 2 次行財政改善（平成 11～15 年度）や第 3 次行財政改善（平成 17～20 年度）の取り組みにおいても、使用料等の 4 年以下のサイクルでの見直しや改定が実施され、廃棄物処理手数料、廃棄物処理施設使用料、市立幼稚園保育料、道路占用料、水路使用料、下水道占用料、都市公園使用料等を対象に料金を改定、市立幼

稚園保育料や公民館使用料の減免措置見直しも行われた。

なお、第 3 次行財政改善の取り組み以降は、市全体での統一した方針に基づく使用料等の見直しはされておらず、所管課ごとの判断により見直しが行われている状況である。

(3) 西宮市における行政評価制度

西宮市では、市民満足度の高い行政サービスの提供、行政の透明性と説明責任、事務事業の目的やコストを常に意識することを通じた職員の意識改革の 3 点を導入目的に、平成 15 年度から全庁的に継続して事務事業評価を行っている。これは、西宮市の政策・施策に対応する事務事業について、平易で客観的な指標を用いて評価し、その評価結果を公表するというものである。

具体的には、事務事業の効率性を評価し正確なコストを把握するために、事務事業に係る物件費や人件費に加えて、企業等で一般に採用されている発生主義会計の考え方にに基づき、退職給付引当金繰入額や減価償却費を算入することで事務事業の現況を示し、さらに「活動指標」と「成果指標」を設定することにより、事務事業の目標と実績を年次毎に検証している。

事務事業によっては、使用料・手数料収入等があるため、当該使用料・手数料収入が上述の「活動指標」や「成果指標」とされているものもある。

行財政改善が人事・組織、事業施策の見直しなどいくつかの項目（この中に使用料・手数料の歳入項目が含まれている）からの取組であるのに対し、事務事業評価は歳出サイドからの評価ではあるが、両者は相互に関連性を持つものである。現在の事務事業評価の中でもコスト・負担の評価の項目で「受益者負担の適正度」を点検する仕組みは構築されている。

(4) 消費税率引上げに伴う使用料・手数料の対応について

平成 26 年 4 月 1 日より消費税率が引き上げられることに伴い、平成 25 年 12 月 4 日に総務省より地方自治法に基づく技術的な助言として、通知『消費税率（国・地方）の引上げに伴う公の施設の使用料・利用料金等の対応について』（総行行第 198 号、総行経第 28 号）が発出された。これによれば、

- 1 公の施設の使用料については、消費税率引上げに伴い、消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、使用料の改定に係る条例改正等の措置を講じられたいこと。
- 2 公の施設の管理を指定管理者に行わせ、その利用料金を指定管理者に収入として収受させている場合には、1 と同様に消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、指定管理者による利用料金の改定等に係る必要な措置を講じられたいこと。その際、利用料金について定める条例の改正等が必要な

ときには、地方公共団体において適切に対処されたいこと。(以下略)

とあり、平成 26 年度以降の使用料・手数料の見直しを行うことが望まれている。

第 2 使用料・手数料の基本的な考え方

【1】使用料・手数料のあり方

(1) 受益者負担原則の考え方

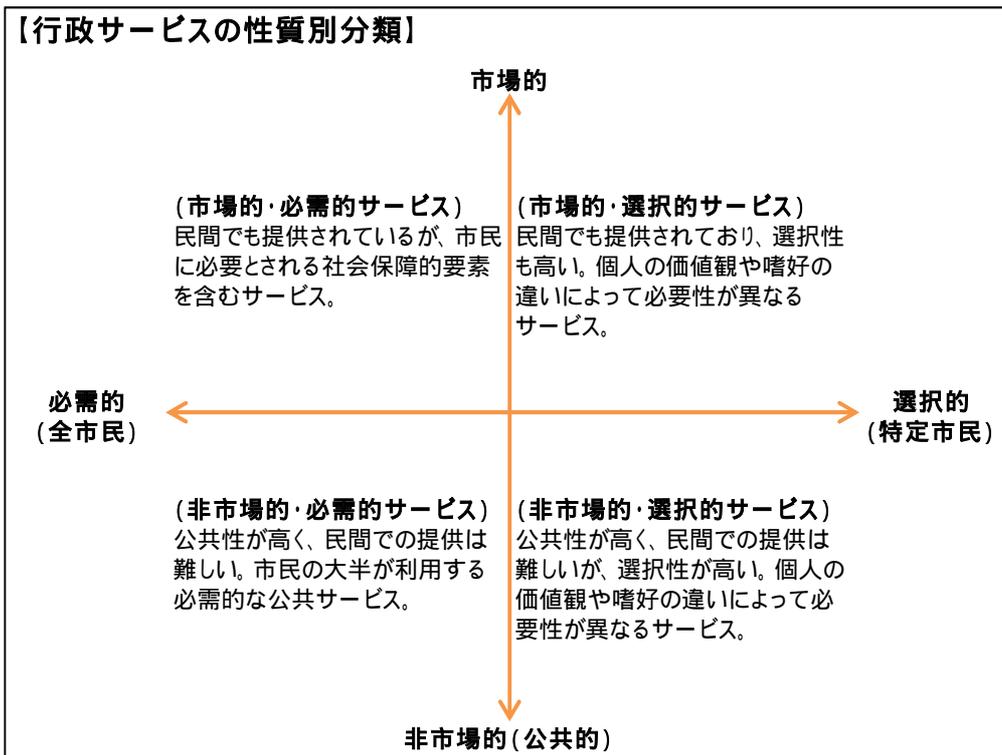
現在、西宮市が市民のニーズに応じて提供している施設・サービスは、市民の大半に必要とされるなど日常生活に不可欠、かつ民間での提供が難しい公共性の高いもの(道路や公園・小中学校など)から、特定の市民のみが利用し、かつ民間でも類似の施設・サービスを提供しているような比較的公共性の低いもの(駐車場や駐輪場など)まで多岐にわたる。

しかし、これら西宮市が提供する施設・サービスに要するコストをすべて租税(税金)等によって賄うとすると、施設・サービスを利用しない市民も間接的に経費を負担していることになり、公平性・公正性に欠けるといえる。高速道路料金の引下げに伴う交通渋滞や特定個人による無料駐車場の独占のように、行政サービスの非効率化や利用者の必要以上の利用行動に結びつく可能性もある。また、収益性が十分に確保できることから民間で類似の施設・サービスを提供している場合には、公費支出の削減による適切な財源配分を行い、必要最低限を超えるサービスの税収等負担を抑制することで、民間事業の競争条件や公平性・公正性に配慮すべきである。

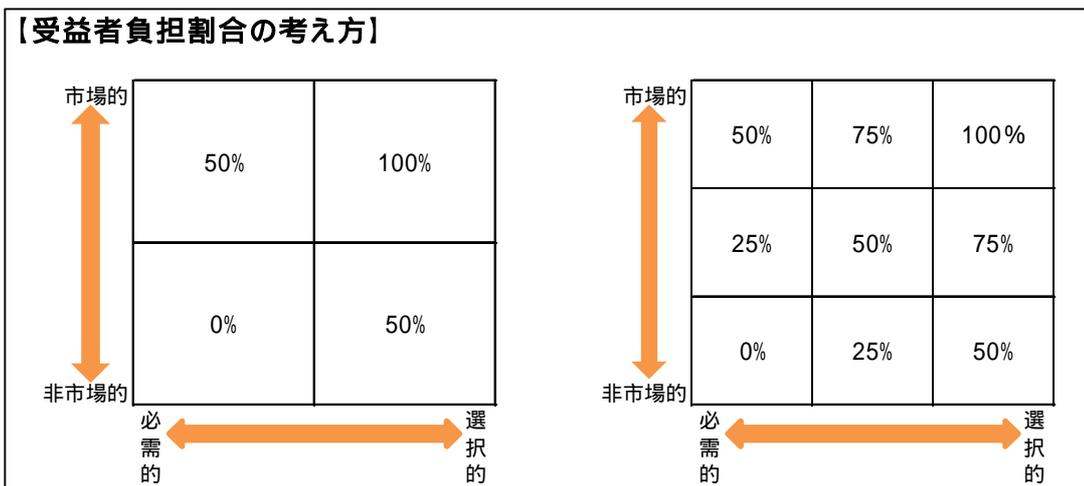
以上より、施設・サービスの料金設定にあたって、社会的な負担の公平性・公正性を確保し、かつ行政サービスの効率化と利用者の過剰利用の抑制を図るために、その施設・サービスの性質に応じて行政コストの負担を受益者に求める必要がある。

(2) 行政サービスの性質別分類と負担割合

(1)を踏まえると、受益者(利用者)と租税等(市民全体)の負担割合は、当該施設・サービスのもたらす便益の受益者(市民の日常生活における必要性)を横軸、行政と民間の競合の有無(民間による提供の可能性)を縦軸として各行政サービスを性質別に分類して設定することが考えられる。



また、使用料や手数料の見直し方針・基準等を定めている自治体の中には、上記のように性質別に分類した施設・行政サービスを下図のように 4 象限又は 9 象限に区分し、基本的な方向性としてそれぞれに 0~100%の間で負担割合を設定しているケースがある。



【2】使用料・手数料の算定方法

(1) 原価算定方法

受益者負担原則に基づき、受益者に相応の負担を求めるのであれば、施設・サービスに係る原価の算定根拠を明確化する必要がある。

基本算定方式

使用料・手数料は基本的には下記の算式で求め、それに立地条件や政策的判断を考慮し、最終的に求められると考えられる。

$$\text{使用料・手数料} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合}$$

【原価】

原価は、主に人件費、物件費、建設コストなどを基に、施設やサービスの特性に応じて、利用可能な面積（1㎡、1室等）や時間当たり、利用者一人当たり、あるいは一処理当たりの原価を求め、それに利用単位数（㎡、室、時間、処理数等）を乗じることで算定される。以下に具体例を示す。

【会議室等（一定区画）使用料】

$$\text{原価} = \text{年間人件費、物件費等} \times \frac{\text{貸出面積}}{\text{使用可能面積}(*1)} \times \frac{\text{貸出時間}}{\text{使用可能時間}(*2) \times \text{目標稼働率}}$$

(*1) 使用可能面積・・・施設の共有部分を除く、年間の延べ使用可能面積
(*2) 使用可能時間・・・休館時間や休館日等を除く、施設の年間使用可能時間

【個人利用施設使用料】

$$\text{原価} = \frac{\text{年間人件費、物件費等}}{\text{年間利用目標数}}$$

【手数料】

$$\text{原価} = \text{1分当たりの人件費} \times \text{処理時間(分)} + \frac{\text{年間物件費等}}{\text{年間処理件数}}$$

原価は使用料・手数料の水準に大きな影響を与えるため、事務の効率化を行い、コスト削減に努めることが必要となる。

【受益者負担割合】

受益者負担割合は、当該施設・サービスの必需性及び市場性を考慮し、決定する必要がある。証明書発行手数料や道路占用料のように特定の者のために発生した事務に係る経費は、受益者負担割合を高い水準とすることが適切と考えられる。

個別算定方式

民間事業やほかの自治体との競合があるなど、独立採算を目指す施設や主に市外利用者を対象とした施設については、近隣自治体や周辺の民間施設等

の料金動向を参考に個別に設定することも考えられる。また、市営・民営問わず市内外の同様の施設との整合性に配慮する必要がある。

(2) 原価の考え方

施設の維持管理・運営に要する費用を原価とするのが基本であるが、自治体によってどこまでを原価の範囲とするのか、考え方が分かれる。

物件費

- ・臨時職員に対する賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、大規模でない修繕費等）、役務費（通信費、運搬費、火災保険料等）、委託料（施設の管理委託料）、使用料及び賃借料等、当該施設の維持管理・運営に係る経常的な経費を含む。
- ・過去 3 年間等の一定期間の平均や基準年度の物件費を採用するケースが多い。

人件費

- ・当該施設の維持管理や運営、事務に直接従事する人の費用。職員給料、職員手当、負担金等を含む。
- ・退職手当や退職給付引当金繰入額を含む場合もある。
- ・過去 3 年間等の一定期間の平均や基準年度の人件費を採用するケースが多い。

減価償却費

当該施設等の減価償却費（時の経過に伴い、磨耗損耗、陳腐化、不適応化し、価値が減少したことに伴う費用）の当該年度分。自治体によって大きく 3 通りの考え方がある。

【原価に含める】

現世代が施設を使用することで減少する価値に相当する使用料の徴収は、将来世代のために行われる資本的支出を賄うためであり、施設を利用しない市民や世代間の公平性、将来世代に対する責任という観点から原価に含めるのが妥当であるという考え方。なお、減価償却費算定のベースとなる取得価額は、実際の支出額や再調達価額としている場合がある。

【原価に含めない】

市民全体の財産として、それぞれの行政目的を持って建設されており、建設コストはすべての市民に利用の機会を提供するための費用であるという考え方。ほかに、税金等負担で投資された資本に対してもう一度使用料を徴収

することは、税収等と使用料の二重徴収になるという考え方もある。

【施設の目的や用途に応じて判断する】

法令等により市に設置義務がある施設、又は全地域に政策的に設置することを決定している施設は含めず、それ以外は含めるという考え方。

施設の維持管理経費（修繕費）

当該施設の機能維持のための補修に係る経費。減価償却費と同様の考え方により、原価に含めるかどうか自治体によって対応が分かれている。全額ではなく一部を原価に含める場合もある。

土地購入代・地代

土地については、施設が廃止された後も市の資産として残るため、原価として算定することは適切ではないという考え方が一般的であるが、地代については考え方が分かれている。

【地代のみ原価に含める】

通常的地代は、コストとして原価に含めるという考え方。また、地代を支払い続けても、施設が廃止された後に市の所有地として残るわけではないため、施設を利用する市民と利用しない市民の公平性という観点から原価に含めるのが妥当であるとも考えられる。

【地代も原価に含めない】

土地を購入するか賃借するかという選択は自治体の任意であることから、原価に含めないという考え方。

災害等の臨時的経費

通常サービスを提供するのに直接関連しない費用であり、含めるべきではないという考え方が一般的である。

第3編 監査の結果及び意見

第1 監査の結果及び意見の要約

【1】使用料・手数料に関する基本方針の策定について

現在、西宮市には、大半の貸館施設に共通して用いられている使用料算定方法はあるものの、所管課の裁量に委ねられる部分が多い。そのため、使用料・手数料の設定方法や見直しについて、所管課によって異なる部分もある。

使用料・手数料等の受益者負担で賄いきれないコストについては、受益者以外の市民にもそのコスト負担を強いることとなるため、使用料・手数料の考え方の方向性を示すなど使用料・手数料に関する市全体で統一された基本方針を整理し、市民に明示することが望まれる。

(1) 算定方法の明確化

現状の使用料の算定方法を見直すことが望まれる（意見）

西宮市の貸館施設の使用料については、主に以下の算式により求めている。

$$\text{1時間当たりの使用料} = \frac{\left[\left(\text{建物推定時価} \times \frac{5}{1,000} \times 12\text{ヶ月} \right) + \left(\text{年間維持管理経費} + \text{人件費} \right) \right] \times \text{使用面積}}{\left(\text{建物延べ床面積} \times 365\text{日} \times \text{開館時間} \right)} \times \text{調整率}$$

また、貸館施設に類似する使用料の算定式として、納骨堂使用料については、以下の算式により求めており、貸館施設の算式とは調整率の乗じ方が異なる。

$$\text{1時間当たりの使用料} = \frac{\left[\left(\text{建物推定時価} \times \frac{5}{1,000} \times 12\text{ヶ月} \right) + \left(\text{年間維持管理経費} + \text{人件費} \right) \right] \times \text{調整率} \times \text{使用面積}}{\left(\text{建物延べ床面積} \times 365\text{日} \times \text{開館時間} \right)}$$

) 対象とするコストの網羅的な使用料への反映について

1時間当たりの使用料の算定式において、「建物延べ床面積」と「使用面積」を用いて単位面積（1㎡）当たりの単価を算出している。しかしながら各建物には貸出面積に含まれない共有スペース部分が存在するため、現状の算定方法では共有スペース部分のコストは使用料に反映されていない。

共有スペース部分のコストも使用料に含めるべきであり、各貸館施設で発生したコストを基礎として1時間当たりの使用料を算定するのであれば、単位面積(1㎡)当たり単価の算出においては、「建物延べ床面積」ではなく「使用可能面積(共有スペースを除く貸出面積合計)」を用いるべきである。

また、各貸館施設には休館日が設定されているが、現状の算定式においては休館日を考慮せず「365日」で1日当たりの使用料単価を算定しており、対象となるコストを網羅的に使用料に反映できていない。開館日の空き時間にかかるコストについても、施設の運営上すべての時間で稼働することは事実上不可能であり、一定の空き時間が発生することは回避することのできないものである。

このため、これらの負担は利用者にも求めるべきものであり、単位当たりの使用料単価の算定においては、休館日を除く開館日数に稼働の状況を考慮した「予定利用時間(=使用可能時間×目標稼働率)」を用いるべきである。

) 所管課が独自の判断にて調整率を採用している点等について
 使用料の算定式において調整率を乗じているが、各施設によって用いる調整率が異なっている。

【対象となる貸館施設と使用料算定に適用している調整率】

各論番号	使用料名	施設名	現在適用している調整率
2	地区市民館使用料	地区市民館	60/100
3	市民憩の家(広田山荘)使用料	市民憩の家「広田山荘」	60/100
4	市民交流センター使用料	市民交流センター	60/100
5	若竹生活文化会館使用料	若竹生活文化会館	60/100
9	大学交流センター使用料	大学交流センター	65/100
10	市民会館使用料	市民会館	65/100
11	市民ホール使用料	フレンテホール	65/100
		甲東ホール	65/100
		プレラホール	65/100
		山口ホール	65/100
12	ギャラリー使用料	市民ギャラリー	65/100
		北口ギャラリー	65/100
13	男女共同参画センター使用料	男女共同参画センター	60/100
14	勤労会館使用料/勤労青少年ホーム使用料	勤労会館	60/100
		勤労青少年ホーム	60/100
15	勤労者体育館使用料	体育室等	60/100
18	総合福祉センター使用料	総合福祉センター	60/100

31	斎場使用料	斎場	100/100
37	公園使用料	体育室	おおよそ 60/100
44	学校施設使用料	東高校ホール（なるお文化ホール）	60/100
		運動場	60/100
		会議室及び学習室兼会議室	90/100
46	教育会館使用料	教育会館	60/100
47	公民館使用料	公民館	60/100
49	名塩和紙学習館使用料	名塩和紙学習館	60/100
50	社会体育施設使用料	体育館	おおよそ 60/100

所管課へのヒアリングの結果、調整率は、当該使用料設定当時の周辺自治体の使用料水準に合わせるために乗じていると推定されるが、明確な根拠は明らかにされなかった。また、貸館施設とはやや性質は異なるが、納骨堂使用料については、貸館施設と類似した算式が用いられているが、調整率の乗じ方が異なっている。

使用料の算定において、調整率や共通式を使用するのであれば、市の方針を定めることが望まれる。

冷暖房費の取扱いの不整合を是正すべき（意見）

施設の利用にあたり、冷暖房費を追加で徴収している施設がある。ここで追加で徴収する使用料の割合は下表のとおり施設によって様々であり、実際に発生する冷暖房費に見合った額を徴収できているかは不明である。また、冷暖房費が発生すると考えられる施設において、追加で冷暖房費の徴収はせず基本使用料に含まれているとする考え方の施設もあり、冷暖房費の徴収についての考え方が統一されていない。

【対象となる貸館施設の冷暖房費の徴収状況】

各論番号	事業名	施設名	冷暖房費の追加徴収
5	若竹生活文化会館使用料	若竹生活文化会館	2.0 割増
6	芦乃湯会館使用料	芦乃湯会館	2.0 割増
10	市民会館使用料	市民会館	2.5 割増
13	男女共同参画センター使用料	男女共同参画センター	2.0 割増
18	総合福祉センター使用料	総合福祉センター	2.0 割増
44	学校施設使用料	東高校ホール（なるお文化ホール）	2.5 割増
		会議室及び学習室兼会議室	2.5 割増
47	公民館使用料	公民館	2.0 割増
49	名塩和紙学習館使用料	名塩和紙学習館	2.0 割増

各施設における冷暖房費の追加割合や徴収の要否について市の方針を定

め、公平性の観点からも統一的な取扱いをすることが望まれる。

受益者負担割合（施設の性質別分類）を明示することが望まれる（意見）
適切な受益者負担割合を設定するためには、施設・行政サービスの性質別分類が有効であるが、西宮市ではこのような分類を前提とした受益者負担割合のあり方が明確に示されていない。現在の貸館施設の使用料の算式に用いられている「調整率」は、必ずしも施設の性質に応じた受益者負担を求める明確な考え方によるものではなく、近隣他市の状況等も踏まえた調整を行うために用いられる率であるため、受益者負担割合と同義ではない。

市民にとって公平性・公正性のある負担を求めるためには、全庁的に統一された受益者負担割合のあり方を明示することが望まれる。なお、監査人の検討結果については後述する。

減額・免除等に対する基準の整理をすることが望まれる（意見）

）より効果的な減免のあり方を検討すべき

各施設においては、施設の設置趣旨や利用目的等に鑑み、それに沿った使用を行う場合には使用料の免除や減額を行うことが認められている。

ここで、監査対象とした主な施設の減免金額の状況を調査したところ次のとおりであった。一部の施設については、減免金額が把握できなかったため、監査人が試算している。

【主な施設の減免の状況】（注）：各表の左上の【】の番号は各論番号）

【2】地区市民館使用料

	金額 (千円)	構成比
使用料収入	7,129	64.0%
減免金額(試算) 1	4,016	36.0%
合計	11,144	100.0%

【9】大学交流センター使用料

	金額 (千円)	構成比
使用料収入	5,043	65.3%
減免金額	2,679	34.7%
合計	7,723	100.0%

【13】男女共同参画センター使用料

	金額 (千円)	構成比
使用料収入	2,630	81.9%
減免金額	580	18.1%
合計	3,210	100.0%

【14】勤労会館使用料、勤労青少年ホーム使用料

	金額 (千円)	構成比
使用料収入	12,536	74.1%
勤労会館	9,147	
勤労青少年ホーム	3,388	
減免金額	4,379	25.9%
勤労会館(試算) 2	1,680	
勤労青少年ホーム	2,699	
合計	16,914	100.0%

【15】勤労者体育館使用料

	金額 (千円)	構成比
使用料収入	5,355	68.4%
減免金額	2,476	31.6%
合計	7,830	100.0%

【47】公民館使用料

	金額 (千円)	構成比
使用料収入	60,148	64.5%
減免金額	33,159	35.5%
合計	93,307	100.0%

【50】社会体育施設使用料

	金額 (千円)	構成比
使用料収入	90,850	69.8%
減免金額	39,251	30.2%
合計	130,101	100.0%

1: 減免金額の把握が出来なかったため、次式により試算した。なお、有料件数には半額減免が含まれている。

算定式: (使用料収入 ÷ 有料件数) × 無料の件数

2: 減免金額の把握が出来なかったため、次式により試算した。

算定式: (勤労会館使用料収入 ÷ 勤労会館減免なし件数) × 勤労会館減免ありの件数

各施設の設置目的等が異なる中で単純に比較することは難しい面もあるが、地区市民館や公民館、大学交流センターでは全体の使用のうち公用も含めて 1/3 程度の使用料を免除している。

個別に減免内容を確認したところ現行の規則等に即して判断すれば特に問題のあるものは見受けられなかったが、受益者にある程度は負担を求めて良いのではないかと思われるような事例もみられた。

例えば、勤労青少年ホームでは、勤労青少年（市内在住または在勤の 34 歳以下の勤労者）による施設利用」は使用料を免除されており、大学交流センターでは「学生・社会人のパソコン利用」による施設の使用料が免除されている（（注）：別途パソコン使用料として 1 台 1 時間 100 円は徴収されている）。環境学習施設の使用料については、「同好会・趣味的サークルや公民館登録グループが使用する」場合には減額が認められており、そもそも減額の必要性が乏しいと思われる取り扱いもみられた。

また、男女共同参画センターでは減免対象の利用目的は「男女共同参画社会の形成に資すること」とされており幅広い解釈が可能となっている。

さらに、登録団体に減免が認められるケースにおいて、登録団体の定期的な見直しがなされていないケースもあり、例えば、勤労会館の使用料の減免については最初の団体登録時に減免の決定がなされた後の利用については継続的に減免が認められている。

減免制度が設けられた当初の趣旨を踏まえつつも、社会情勢の変化を踏まえ、使用目的によっては一定の受益者負担を求めることを検討すべきである。その他の施設においても、減免が認められる利用目的がより各施設の趣旨に沿ったものとなるような限定方法を検討するとともに、登録団体について減免が認められる場合については、当初の登録内容や活動状況に変更がないかを定期的に確認を行うなど、より効果的な減免制度のあり方や減免制度の運用方法を検討することが望まれる。

）市外居住者に対する使用料の改定方針を見直すべき

各施設について、市外居住者が利用する場合に使用料を 5 割加算する施設や 10 割加算する施設がある。また、市外居住者が利用する場合の使用料を基本とし、市内居住者が利用する場合において使用料を減免する施設がある。

【市外利用者に対する使用料の加算状況】

各論 番号	使用料名	施設名等	加算の状況
4	市民交流センター使用料	市民交流センター	5割加算
5	若竹生活文化会館使用料	若竹生活文化会館	倍額
6	芦乃湯会館使用料	芦乃湯会館	倍額
9	大学交流センター使用料	大学交流センター	5割加算
10	市民会館使用料	市民会館	5割加算
11	市民ホール使用料	フレンテホール	5割加算
		甲東ホール	5割加算
		プレラホール	5割加算
		山口ホール	5割加算
12	ギャラリー使用料	市民ギャラリー	5割加算
		北口ギャラリー	5割加算
13	男女共同参画センター使用料	男女共同参画センター	5割加算
14	勤労会館使用料	勤労会館	5割加算
	勤労青少年ホーム使用料	勤労青少年ホーム	5割加算
15	勤労者体育館使用料	勤労者体育館等	5割加算
30	葬祭使用料	斎場	倍額
31	斎場使用料	斎場	倍額
32	環境学習施設使用料	環境学習施設	倍額
33	火葬場使用料	火葬場	3倍
36	納骨堂使用料	納骨堂	5割加算
37	公園使用料	野球場等	倍額
44	学校施設使用料	東高校ホール(なるお文化ホール)	倍額
		運動場	倍額
		会議室及び学習室兼会議室	倍額
47	公民館使用料	公民館	倍額
48	山東自然の家使用料	山東自然の家	倍額
49	名塩和紙学習館使用料	名塩和紙学習館	倍額
50	社会体育施設使用料	体育館等	倍額

市外居住者が利用する場合の使用料を基本とし、市内居住者が利用する場合において使用料を減免されている

原則として各施設は西宮市居住者が利用することを想定していることから、使用料算定式にて決定された基本使用料は西宮市居住者の利用時に適用されるべきである。また、市外居住者の利用時の加算について、施設の設定目的により異なる点はあるが、加算割合の考え方を明確にし、市としての統一した方針を採用することが望まれる。

(2) モニタリング(定期的な見直し)の実施

使用料・手数料改定を制度化することが望まれる（意見）

使用料・手数料について、すでに見直し方針・基準等を定めている自治体では、概ね 3~5 年程度の間隔で受益者負担を見直すこととしている。見直しとは別にコスト計算は毎年実施する自治体もある。

また、西宮市では、既述のとおり、「第 1 次西宮市行財政改善実施計画」に、すべての使用料等について 4 年以下のサイクルで定期的に見直しを行う方針が明記された。しかし、実際に定期的な見直しを行うかどうか、また、どの使用料・手数料を見直し対象とするかどうか、どのように見直すかといった運用面も各所管課の判断に委ねられている。

監査の過程で「使用料・手数料の見直し状況について」質問したところ、半数以上の項目について「見直しは行っていない」との回答であり、使用料・手数料によっては、見直しが適切に実施されていないものが見られた。事務事業評価の中でも「コスト・負担の評価」の項目で「受益者負担の適正度」を点検する仕組みは構築されているものの、形式的な検討に留まり十分な検討が行われているとは言い難い。これは、事務事業評価の対象となるコスト（原価）と使用料・手数料の水準を検討するにあたり把握すべきコスト（原価）の範囲が必ずしも一致しないことや、ほかの部局等の類似の使用料・手数料との比較が現状の枠組みの中では検討しづらいことが影響していると考えられる。

使用料・手数料の見直しやコスト（原価）削減は、サービス向上や市の財政改善、効率化にも繋がることから、制度化して定期的実施することが望まれる。

使用料・手数料に対応するコスト（原価）を把握することが望まれる（意見）

使用料・手数料の水準が適切であるかどうかを判断するにあたり、受益者負担割合は有用な指標となり得る。ここで受益者負担割合は施設の性質別分類によって設定することが可能と考えるが、実際の受益者負担割合を算出するには、当該使用料・手数料に対応するコスト（原価）を把握する必要がある。

西宮市では、事務事業評価や指定管理者運営評価によって、特定の事務事業や指定管理者のコストを算定しているが、事務事業評価の対象となるコスト（原価）と使用料・手数料の水準を検討するにあたって把握すべきコスト（原価）の範囲が必ずしも一致していない。そのため、現状の使用料・手数料の実際の受益者負担割合や過去に行われた使用料・手数料の改定について、明確な算定根拠が確認できないものも見受けられた。

事務事業評価や指定管理者運営評価に使用料・手数料にかかる原価以外のコストも含めて集計されている場合は、使用料・手数料と対応するコスト（原価）を正確に把握するため、該当するコスト（原価）を別途抽出し分析した資料を作成し、検討を行うことが必要である。その際には、現行の事務事業評価での検討内容に改良を加えることで対応可能な部分もあると思われるため、現行制度を活用した効果的かつ効率的な手法も合わせて検討することが望まれる。

消費税率改定に対応した使用料・手数料の改定を検討すべき（意見）

平成 25 年 12 月 4 日に 総務省より発出された通知（総行行第 198 号、総行経第 28 号）『消費税率（国・地方）の引上げに伴う公の施設の使用料・利用料金等の対応について』によれば、公の施設の使用料については、消費税率引上げに伴い、消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、使用料の改定に係る条例改正等の措置を講じることが求められている。

平成 26 年 4 月 1 日より消費税率が改定されることに伴い、すでに西宮市議会では、平成 25 年度 12 月定例会において『議案第 336 号 西宮市食肉センター条例の一部を改正する条例』『議案第 337 号 西宮市食肉地方卸売市場条例の一部を改正する条例』を可決し、食肉センター及び地方卸売市場に係る使用料については消費税率の引き上げに伴い料金の見直しが行われている。

一方で、平成 25 年度 12 月定例会までに消費税率改定を理由に見直しが行われた使用料・手数料に係る条例は上記以外にないため、平成 26 年 4 月 1 日以降も見直しが行われない場合、ほかの使用料・手数料は実質的に消費税の増税相当分だけ引き下げが行われたこととなる。

平成 9 年に消費税率が 3% から 5% に引き上げられた際にも使用料の見直しは一部の使用料のみに留まっている。これは、増税の引き下げ相当分を受益者ではなく受益者以外の市民が負担していることを意味するため、受益者以外の市民にとっては不公平感が生じるものと思われる。このような不公平感を生じさせないためにも、消費税率改定に対応した使用料・手数料の改定を検討すべきである。

【 2 】 使用料の現状分析と今後のあり方について

(1) 一部の使用料について受益者負担割合の見直しを検討することが望まれる (意見)

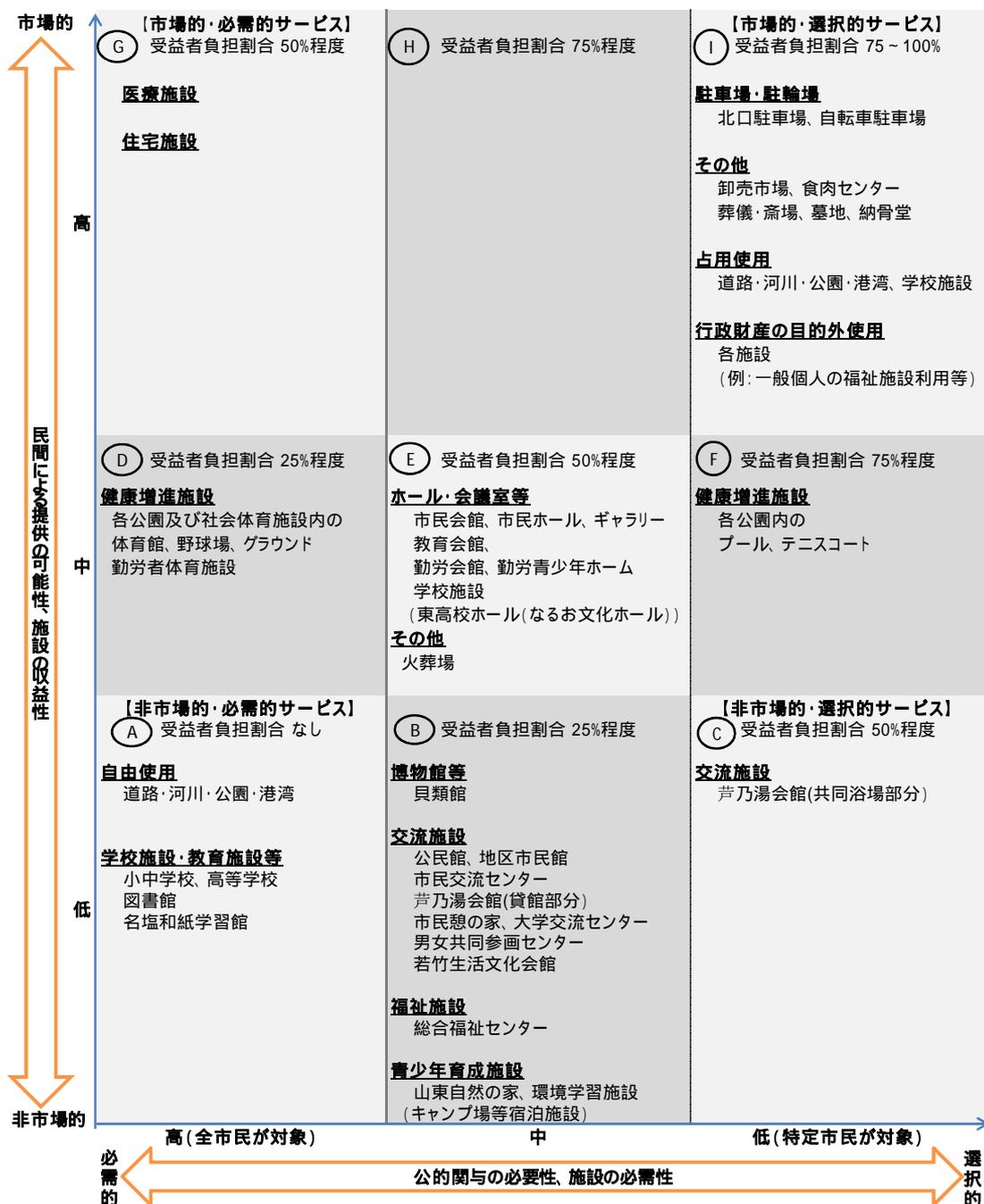
西宮市の現状の受益者負担割合を分析するにあたり、ほかの自治体 (Web 上にてデータ入手可能であった大阪府、横浜市等) も参考にしつつ、西宮市の施設・行政サービスの性質別分類 (9 象限) を例示する。

なお、受益者負担割合はあくまでも目安であり個々の施設において施策判断、あるいは公益上の必要性についてそれぞれの考え方があることを理解した上で、参考基準割合を示している。本報告書では、下記分類を参考基準割合として使用料・手数料の水準を検討した。

具体的には、下記分類を基に、使用料・手数料の平成 24 年度決算額と原価から受益者負担割合を算定したところ、一部の使用料で目安とする水準から大きく乖離したものが確認された。高齢者・障がい者に対する減免、近隣他市との均衡目的等、様々な理由が想定されるが、目安となる水準から大きく乖離している使用料・手数料については、受益者負担割合の見直し (収入増加やコスト削減への取組) を検討することが必要である。

なお、受益者負担の割合の水準を上昇させるためには、事務の効率化によるコスト削減、使用料単価の引き上げ、利用状況 (稼働率や利用者数) の向上が必要となる。使用料単価の引き上げは状況によっては利用の減少をもたらす可能性はあるものの、類似施設と比べてその水準が低いものや、本来受益者負担を求めるべきものについては適正に使用料に反映させるといふ基本方針を踏まえ、最終的な料金の値上げについて検討すべきである。

【西宮市における施設分類の検討】



各分類区分の考え方

分類区分：Aの考え方...受益者負担割合なし

分類区分 A については、公的関与の必要性が高く、租税等の投入により市民全体で支えることが想定されているサービスであるものが分類される。

具体的には学校施設や道路・河川等の非排他的使用が該当し、名塩和紙学習館を当該区分に分類した。ただし、当該施設においても、実習の実費等は受益者負担とすべきである。

分類区分：Bの考え方...受益者負担割合 25%程度を目安とするもの

博物館や交流施設など民間によるサービス提供の可能性は低く、収益の獲得を目指すような施設ではないものの、受益者が限定的であるものについては、サービス提供を受けない市民との負担の公平性の観点から受益者に対し一定の負担を求めるべきであり、25%程度を目安とすることが望まれる。

具体的には貝類館（観覧料）（博物館）、公民館や地区市民館、芦乃湯会館（貸館部分）など（交流施設）、山東自然の家や環境学習施設（青少年育成施設）を当該区分に分類した。

分類区分：Cの考え方...受益者負担割合 50%程度を目安とするもの

当該区分については、芦乃湯会館（共同浴場部分）を分類した。当該施設は市民の相互交流を通じて人権意識の向上と健康の増進を図るという目的を有しているものの、民間にも類似施設が存在していること、特に共同浴場については最終的に行政サービスを楽しむのは入浴者であることから、受益者負担としては50%程度を目安とすることが望ましいと考える。

分類区分：Dの考え方...受益者負担割合 25%程度を目安とするもの

体育館や野球場等については、施設の規模が大きく民間に類似施設が少ないことや、これらの施設が災害時の避難所の役割を果たすなど、全市民が対象となる側面がある。一方で、少ないとはいえ民間にも類似施設があり一定の収益性の確保が可能であるため、受益者負担割合としては25%程度を目安とすることが望ましいと考える。

具体的には、各公園や社会体育施設内の体育館等や、勤労者体育施設（健康増進施設）を当該区分に分類した。

分類区分：Eの考え方...受益者負担割合 50%程度を目安とするもの

ホールや会議室等は、民間にも類似施設が存在しておりある程度の収益

確保が見込まれるものの、学校行事などの公的な目的での必要性もあるため、受益者負担としては50%程度を目安にすることが望ましいと考える。

具体的には、市民会館や市民ホール、教育会館、勤労会館等（ホール・会議室等）をこの区分に分類した。また、火葬場（その他）については特定市民を対象とするものの、火葬場の経営の許可は原則として市町村等の地方公共団体に与えるものとする国の通知、「墓地、埋葬等に関する法律」第4条第2項に「火葬は火葬場以外の施設で行ってはならない」との規定があること及び西宮市にはほかの火葬場が存在しないことから、西宮市は政策的に火葬場を設置することを決定しているため、受益者負担としては50%程度を目安とする当該区分に分類した。

分類区分：Fの考え方...受益者負担割合75%程度を目安とするもの

特定の市民が対象かつ民間にも類似施設が存在しておりある程度の収益確保が見込まれるもの。具体的には、各公園内のプールやテニスコート（健康増進施設）の利用をこの区分に分類した。

分類区分：Gの考え方...受益者負担割合50%程度を目安とするもの

全市民が対象となるものの、民間による類似サービスの提供があるような医療施設や住宅施設については当該区分に分類されると考える。監査対象項目の中には当該区分に分類されるものはなかった。

分類区分：Hの考え方...受益者負担割合75%程度を目安とするもの

分類区分：GとIの中間的なもの。監査対象項目の中には当該区分に分類されるものはなかった。

分類区分：Iの考え方...受益者負担割合75～100%を目安とするもの

特定の市民が対象かつ民間でも類似の施設があり、駐車場など施設の採算性も比較的高いと考えられるため、受益者負担割合としては75～100%を目安とする。

具体的には、駐車場や駐輪場、特定の個人や事業者等が対象となる卸売市場、食肉センター、墓地、納骨堂等の使用にかかるもの（その他）、道路や水路の占有(占用使用)等をこの区分に分類した。

受益者負担割合算定の基礎とした原価について

既述のとおり、西宮市では使用料・手数料とそれに対応するコスト（原価）を現行の事務事業評価の枠組みでは正確に把握することが困難であるため、使用料・手数料に対応する事務事業評価シート（平成 25 年度）に記載されている原価を基礎として所管課へのヒアリングにより必要に応じて調整を加えた金額により検討を行った。

なお、事務事業評価シート記載の原価を基礎とすることの妥当性や原価の範囲についても、以下で検討している。

）物件費

施設の維持管理に要する基本的な費用であり、原価に含める。

事務事業評価では、事業費として集計されており、嘱託人件費などを含んでいる。特段の問題を認識しておらず、当該数値を採用する。

）人件費

施設の維持管理に要する基本的な費用であり、原価に含める。

事務事業評価における人件費は、課長級以下の正規職員を対象としている。この人件費は、全職員の当該年度支給の年間給与費と共済費の合計額を職員数で除した平均額を人件費単価とし、その事務事業に関わる人数を 0.01 人単位（事務分担表等に基づく）で表した値を従事職員数として、（人件費単価×従事職員数）で算定されている。

また、事務事業評価における退職給与引当金繰入額は、評価対象年度末に計算した退職給与引当金と評価対象年度の前年度末に計算した退職給与引当金との差額に評価対象年度中に支払った退職手当額を加算したものを職員数で除した一人当たり単価を算出し、その一人当たり単価に従事者数を乗じることで、事務事業ごとの退職給与引当金繰入額を算定している。

いずれも、特段の問題を認識しておらず、当該数値を採用する。

）減価償却費

減価償却費を原価に含めるかどうかは、自治体によって考え方が異なるが、以下の検討においては、施設の維持管理に要する基本的な費用として原価に含める。ただし、法令等により市に設置義務がある施設、又は全地域に政策的に設置することを決定している施設は原価に含めないものとする。

西宮市では、貸館施設の使用料算定式において、建物の推定時価に $5/1,000 \times 12$ ヶ月を乗じるなど、すでに減価償却費に類似したコストが含まれていることを勘案すれば、減価償却費を原価に含めるのは自然な流れ

と考えられる。また、「建設コストはすべての市民に利用の機会を提供するための費用であり原価に含めるべきではない」という考え方もあるが、減価償却費のみを受益者負担原則の例外とするのは、施設を利用しない市民にとって、生じる不公平感は納得しがたいものになると思われる。

ただし、法令等により市に設置義務がある施設、又は全地域に政策的に設置することを決定しているような施設（火葬場、し尿処理にかかる施設等）は、すべての市民の利用が見込まれるものであり、まさに「すべての市民に利用の機会を提供するための」施設といえる。よって当該施設に係る減価償却費は原価に含めず税金等（＝全市民）で負担すべきと考えられる。

事務事業評価における減価償却費は、固定資産の取得価額をその耐用年数（公有財産明細書に準じた構造種別ごとに設定）で除した額で算定している。また、減価償却の対象となる固定資産には、建物（付属施設を含む。）のほか、4輪以上の車両及び重要物品（取得価格又は評価価格が100万円以上の物品）を含めている。特段の問題を認識しないため、当該数値を採用する。

【減価償却費の取扱い】

	考え方		各論番号	対象施設・事業等
減価償却費を含めない施設	法令等により市に設置義務があるもの及びこれに準ずるもの	政策的に設置することを決定しているもの	33	火葬場
			38	し尿処理にかかる施設
			39 40	粗大・家電ごみ、廃棄物処理にかかる施設
減価償却費を含める施設	上記以外			駐車場、駐輪場、社会体育施設など上記以外の施設

）施設の維持管理費（修繕費）

施設機能維持のために日常的に生ずる少額の修繕費は、施設の維持管理に要する基本的な費用であり原価に含めるが、大規模修繕に係る費用は原価に含めない。企業会計・税務上、固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額は資本的支出として資産計上され、減価償却費として耐用年数に渡って費用計上されるのが通常である。大規模修繕は、一般に資本的支出となる場合が多いと考えられるため、一時の費用として発生年度の原価に含めないのが妥当と考えられる。

事務事業評価においては、少額の修繕に要する費用は修繕料として事業費に含まれている。また、大規模修繕については、施設維持管理事業とは別に、投資的事業として評価されているため、当該事務事業評価の費用を

原価に含めないことで対応する。

) 土地購入代・地代

地代については原価に含めるが、土地購入代については原価に含めない。土地は施設が廃止された後も市の所有地として残るため、土地購入代を原価に含めて利用者に負担させることは適切ではないと考えられる。一方、地代については、施設廃止後に土地が市の所有地として残るわけではないため、受益者負担原則の例外にすると、減価償却費と同様に施設を利用しない市民には不公平感が残ると思われる。

事務事業評価においては、地代は、賃借料として事業費に含まれている。また、土地購入代は、施設維持管理事業とは別に投資的事業として評価されているため、当該事務事業評価の費用を原価に含めないことで対応する。

) 災害等の臨時的経費

通常サービスを提供するのに直接関連しない費用であり、原価に含めない。

以上より、採用するコストは、事務事業評価シート記載の事業費 物件費、人件費、退職給与引当金繰入額及び減価償却費(対象施設のみ)とした。なお、事務事業評価は事業ごとに行われるため、監査対象である使用料・手数料に直接対応しない事業が含まれている場合がある。そのためすべての担当部局へのヒアリングを行い、除外すべき事業に含まれている費用や、手数料に含まれていないが事業の費用に対応する雑入(実費徴収分)等が把握できた場合には、当該費用や雑入を加減算し個別に対応した。

各分類区分における施設の受益者負担割合の検討

分類区分：A...受益者負担割合 0%程度を目安とするもの

) 学校施設・教育施設

(単位:千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
49	名塩和紙学習館使用料	使用料	22	物件費	2,263	
		国・県支出金	-	人件費	3,825	
		その他	197	退職給付	-	
				減価償却費	2,218	
		合計	220	合計	8,306	

名塩和紙学習館の受益者負担割合は教育施設という位置づけであるが、実習室及び集会室の使用にかかるコストや材料費や実習費の実費相当額については利用者に負担を求めるべきであると考えます。

分類区分：B...受益者負担割合 25%程度を目安とするもの

) 博物館

(単位:千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
8	貝類館使用料(観覧料)	使用料	1,133	物件費	27,088	
		国・県支出金	-	人件費	11,418	
		その他	-	退職給付	1,274	
				減価償却費	2,819	
		合計	1,133	合計	42,599	

貝類館の受益者負担割合は 2.7%と目安とする受益者負担割合の 25%を大きく下回っている。貝類館の観覧料は、近隣他市と比較して概ね同水準であるため、受益者負担割合を増加させるには利用者の増加及び維持管理コスト削減が必要となる。

) 交流施設

(単位:千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
2	市民集会施設使用料 地区市民館使用料	使用料	7,129	物件費	94,308	
		国・県支出金	-	人件費	7,344	
		その他	2,636	退職給付	819	
				減価償却費	38,675	
		合計	9,765	合計	141,146	
3	市民集会施設使用料 市民憩の家使用料	使用料	1,057	物件費	10,374	
		国・県支出金	-	人件費	334	
		その他	459	退職給付	37	
				減価償却費	521	
		合計	1,516	合計	11,266	
4	市民集会施設使用料 市民交流センター使用料	使用料	4,579	物件費	26,278	
		国・県支出金	-	人件費	5,790	
		その他	1,633	退職給付	646	
				減価償却費	16,480	
		合計	6,212	合計	49,194	
5	若竹生活文化会館使用料	使用料	2,747	物件費	26,765	
		国・県支出金	1,385	人件費	2,814	
		その他	-	退職給付	314	
				減価償却費	4,910	
		合計	4,132	合計	34,803	
6	芦乃湯会館使用料 (貸館部分)	使用料	4,254	物件費	10,856	
		国・県支出金	-	人件費	676	
		その他	-	退職給付	75	
				減価償却費	5,656	
		合計	4,254	合計	17,263	
9	大学交流センター使用料	使用料	5,043	物件費	50,040	
		国・県支出金	-	人件費	16,082	
		その他	-	退職給付	1,794	
				減価償却費	8,389	
				調整額(*3)	14,111	
合計	5,043	合計	62,194	8.1%		
13	男女共同参画センター使用料	使用料	2,630	物件費	24,230	
		国・県支出金	-	人件費	20,665	
		その他	-	退職給付	2,305	
				減価償却費	19,949	
		合計	2,630	合計	67,149	
47	公民館使用料	使用料	60,148	物件費	387,017	
		国・県支出金	-	人件費	71,404	
		その他	1,195	退職給付	7,966	
				減価償却費	117,524	
		合計	61,343	合計	583,911	

(*3)カレッジタウン推進事業費について、内訳不明のためまとめて控除。

交流施設の受益者負担割合は地区市民館使用料 6.9%、公民館 10.5%、大学交流センター8.1%、男女共同参画センター3.9%など、すべての施設で目安とする受益者負担割合の 25%を大きく下回っている。

市民集会施設及び男女共同参画センターの利用料につき、公民館の使用料単価に基づき算定しているため、公民館、市民集会施設及び男女共同参画センターでは同様の使用料単価となっている。現在の算定基礎単価は近隣他市と比較して低い部分もあり、受益者負担を大幅に上回る施設の運営コスト等が発生している以上、使用料水準の値上げを検討すべきであると考ええる。

大学交流センター及び男女共同参画センターでは幅広い利用目的に対し減免対象としていることも受益者負担割合が低くなる一因と考えられるため、登録グループの利用目的を明確化すべきである。

若竹生活文化会館及び公民館については、講堂など稼働率が相当高い部屋がある一方で、実習室など継続的に稼働率が低い部屋も見受けられることが一因であると考えられる。稼働率が低い部屋についてはその原因を分析し、利用向上に向けた施策を継続的に講じるべきである。

現在、西宮市では 22 の地区市民館と 24 の公民館、10 の共同利用施設、その他の貸館施設があり、各施設の設置趣旨が異なるものの、相互補完的な利用を行うことでより効果的な施設の使用ができると思われるものもある。すでに西宮市では平成 24 年 12 月に「公共施設マネジメントのための基本的な方針」を策定し、施設総量の削減を目標に掲げており、それを受け平成 25 年 8 月より公共施設適正配置審議会を設置し、施設の適正配置について検討が行われているところである。

利用率が低い交流施設も多く、近隣に複数の交流施設を保有する地区もあるため、今後も継続的に交流施設全体で各施設の統廃合も含めた施設のあり方を見直すとともに、地域住民自身が地域の実態に合わせた運営を自立的に行うなど西宮市としての施設への関与のあり方を見直すことによるコスト削減も検討すべきであると考ええる。

）福祉施設

(単位:千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
18	総合福祉センター使用料	使用料	3,645	物件費	225,227	
		国・県支出金	10,949	人件費	804	
		その他	-	退職給付	90	
				減価償却費	54,392	
		合計	14,594	合計	280,513	

福祉施設に分類した総合福祉センターについては、高齢者や障がい者の利用が多く、施設本来の目的に照らした受益者の利用に負担を求めること

は困難であることから、現状の受益者負担割合について特に問題としていない。ただし、一般利用者（目的外で利用する者）の使用料については、西宮市の類似施設である勤労者体育館や、周辺自治体の類似の施設と比較してもかなり低い水準にあることから、それに見合う維持管理経費を回収できるよう、料金体系を見直すことが望ましい。

）青少年育成施設

(単位:千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
32	環境学習施設使用料	使用料	3,718	物件費	59,882	
		国・県支出金	-	人件費	18,494	
		その他	-	退職給付	2,063	
				減価償却費	6,989	
		合計	3,718	合計	87,428	
48	山東自然の家使用料	使用料	17,915	物件費	84,072	
		国・県支出金	-	人件費	4,744	
		その他	75	退職給付	529	
				減価償却費	33,524	
		合計	17,990	合計	122,869	

青少年育成施設の受益者負担割合は山東自然の家 14.6%、環境学習施設 4.3%となっており、目安とする受益者負担割合の 25%を下回っている。

環境学習施設の宿泊料金については、山東自然の家の半分程度であり、低い水準にあるため、使用料水準の見直しを検討すべきである。また、山東自然の家の使用料は周辺の尼崎市立美方高原自然の家、丹波少年自然の家と比較して低いため、使用料水準の値上げを検討すべきであると考え。さらに、環境学習施設及び山東自然の家では宿泊室以外の研修施設を保有しているが、これらについて環境学習施設においては宿泊者から、山東自然の家においてはすべての利用者から使用料を徴収していないため、徴収することを検討すべきである。

分類区分：C...受益者負担割合 50%程度を目安とするもの

) 交流施設

(単位:千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
6	芦乃湯会館使用料 (共同浴場部分)	使用料	27,261	物件費	63,886	
		国・県支出金	-	人件費	6,078	
		その他	-	退職給付	678	
				減価償却費	7,811	
		合計	27,261	合計	78,453	

芦乃湯会館の受益者負担割合は 34.7%となっており、目安とする 50%程度の受益者負担割合を下回っている。入浴料金の統制額は 410 円とされており（兵庫県告示第 1266 号、平成 20 年 12 月 19 日）料金の引き上げには一定の制限はあるが、その範囲内での見直しやコストを削減するなどして目安とする受益者負担割合の実現に向けた対策を講じることが望まれる。

分類区分：D...受益者負担割合 25%程度を目安とするもの

) 健康増進施設

(単位:千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
50	社会体育施設使用料	使用料	90,850	物件費	332,612	
		国・県支出金	-	人件費	22,515	
		その他	-	退職給付	2,512	
				減価償却費	72,050	
		合計	90,850	合計	429,689	

社会体育施設使用料には、公園内のテニスコート使用料の一部が含まれているが、体育館等にかかる原価と当該テニスコートにかかる原価を明確に分割できないため、まとめて記載している。社会体育施設の受益者負担割合は 21.1%となっており、目安の 25%程度に近い水準になっている。

分類区分：E...受益者負担割合 50%程度を目安とするもの

) ホール・会議室等

(単位:千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
10	市民会館使用料	使用料	53,728	物件費	130,066	
		国・県支出金	-	人件費	1,045	
		その他	-	退職給付	117	
				減価償却費	55,895	
		合計	53,728	合計	187,123	
11	フレンテホール使用料	使用料	19,936	物件費	58,538	
		国・県支出金	-	人件費	1,045	
		その他	-	退職給付	117	
				減価償却費	27,795	
		合計	19,936	合計	87,495	
11	甲東ホール使用料	使用料	10,119	物件費	41,022	
		国・県支出金	-	人件費	1,045	
		その他	-	退職給付	117	
				減価償却費	18,829	
		合計	10,119	合計	61,013	
11	ブレラホール使用料	使用料	26,233	物件費	53,543	
		国・県支出金	-	人件費	1,045	
		その他	-	退職給付	117	
				減価償却費	17,378	
		合計	26,233	合計	72,083	
11	山口ホール使用料	使用料	1,532	物件費	21,959	
		国・県支出金	-	人件費	1,287	
		その他	-	退職給付	144	
				減価償却費	4,918	
		合計	1,532	合計	28,308	
12	市民ギャラリー使用料	使用料	4,988	物件費	23,089	
		国・県支出金	-	人件費	1,206	
		その他	-	退職給付	135	
				減価償却費	16,700	
		合計	4,988	合計	41,130	
12	北口ギャラリー使用料	使用料	18,037	物件費	34,255	
		国・県支出金	-	人件費	1,206	
		その他	-	退職給付	135	
				減価償却費	8,515	
		合計	18,037	合計	44,111	
14 15	勤労福祉センター等使用料(*4) 勤労会館使用料 勤労青少年ホーム使用料 勤労者体育館使用料	使用料	17,890	物件費	122,643	
		国・県支出金	-	人件費	16,082	
		その他	-	退職給付	1,794	
				減価償却費	8,277	
		合計	17,890	合計	148,796	
44	学校施設使用料 (東高校ホール(なるお文化 ホール)のみ)	使用料	5,219	物件費	16,780	
		国・県支出金	-	人件費	-	
		その他	-	退職給付	-	
				減価償却費	4,316	
		合計	5,219	合計	21,096	
46	教育会館使用料	使用料	40	物件費	10,305	
		国・県支出金	-	人件費	3,216	
		その他	271	退職給付	359	
				減価償却費	(*5)	
		合計	311	合計	13,880	

(*4)勤労者・障害者教養文化体育施設についても含まれているため、

勤労会館・勤労青少年ホームのみの受益者負担割合については多少の増減があると考えられる。

(*5)減価償却済みのため、ゼロ。

プレラホール及び北口ギャラリーは立地条件が良いため、他のホールやギャラリーに比べて、受益者負担割合は高い水準になっているが、すべての施設で目安とすべき受益者負担割合の50%を下回っている。

すべての施設において稼働率が低いことも受益者負担割合が低くなっている一因であると考えられるため、利用率のより一層の向上を目指すとともに、目標利用者数を取り入れることにより利用水準を使用料に反映すべきである。

教育会館については、施設が設立後56年と老朽化しており、市民向けの会議室等の一般利用ができる施設として、徒歩5～10分程度の範囲内に3箇所の公民館等もあることから、会議室利用としての当該施設の必要性は低いと考えられる。隣接する駐車場スペースを含めれば、教育会館の敷地はかなりの規模を有しており、ほかの有効利用や資産処分が多様な選択肢があると考えられる。当該施設の必要性及び今後のあり方の方向性などの抜本的な方針について、廃止も含めて早急に検討すべきである。

）その他

(単位:千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
33	火葬場使用料	使用料	48,068	物件費	88,793	
		国・県支出金	-	人件費	563	
		その他	-	退職給付	63	
		合計	48,068	合計(*6)	89,419	

(*6)当該施設は全ての市民に利用の機会を提供するための施設であるという考え方から、受益者負担割合の算定上、減価償却費は含めていない。

火葬場については、受益者負担比率は53.8%となっており、目安となる50%程度の水準になっている。

分類区分：F...受益者負担割合 75%を目安とするもの

) 健康増進施設

(単位：千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額	原価	金額	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
			(A)		(B)	
37	野球場使用料	使用料	135,629	指定管理料(*7)	170,184	
	テニスコート使用料	国・県支出金	-	減価償却費	143,063	
	人工芝グラウンド使用料	その他	-			
	プール使用料					
	体育館使用料					
	北山山荘使用料					
	海づり広場使用料					
	駐車場使用料					
	多目的広場使用料					
	公園占用料					
	合計		135,629	合計	313,247	43.3%

(*7)使用料との直接的な対応関係を図るため、指定管理料としている。

事務事業評価シートの原価に集計されている項目に各公園内の健康増進施設のほか、施設使用に関係のない公園内のほかの維持管理経費が含まれているため、使用料との直接的な対応関係を図ることが難しい。そのため、指定管理料と減価償却費をベースに受益者負担割合を算定した。なお、各公園内の健康増進施設のうち、体育館、野球場、グラウンドは「Ⅰ.収益性：中 - 必要性：高(受益者負担割合 25%)」、プール、テニスコートは「Ⅰ.収益性：中 - 必要性：低(受益者負担割合 75%)」に該当するが、指定管理料を細分化して検討することが困難であったため、ここでまとめて検討した。

その結果、43.3%となり目安となる 75%を下回っている。これは複数の施設において稼働率や事業費がそれぞれ異なるにも関わらず、同一の使用料となっていることが一因であると考えられるため料金体系の見直しを実施することが望ましい。また休日設定料金の適用範囲について、社会人などの利用ニーズが高いと考えられる土曜日午前も対象とするなど見直しの検討をすべきである。

分類区分：1...受益者負担割合 75～100%を目安とするもの

) 駐車場・駐輪場

(単位：千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
1	北口駐車場使用料	使用料	143,419	物件費	77,251	
		国・県支出金	-	人件費	9,086	
		その他	833	退職給付	1,014	
				減価償却費	69,521	
	合計		144,252	合計	156,872	92.0%
42	自転車駐車場使用料	使用料	518,107	指定管理料(*8)	251,936	
		国・県支出金	-	減価償却費	40,352	
		その他	-			
	合計		518,107	合計	292,288	177.3%

(*8)使用料との直接的な対応関係を図るため、指定管理料としている。

駐車場及び駐輪場について、目安となる 75～100%程度の水準になっている。なお、自転車駐車場使用料について、自転車駐車場使用に直接的に関係のない駐車マナー指導や放置自転車撤去作業等が事務事業の原価に含まれているため、使用料との対応関係を図るため指定管理料と減価償却費をベースに受益者負担割合を算定した結果、177.3%となり目安となる受益者負担割合を大きく上回っている。

北口駐車場については大量購入割引が適用された使用料が多額に含まれていると考えられるため、割引率を見直す余地があると考えられる。

) その他

(単位:千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
16	卸売市場使用料	使用料	18,455	物件費	35,274	
		国・県支出金	-	人件費	6,433	
		その他	-	退職給付	718	
		合計	18,455	合計(*9)	42,425	
17	食肉センター-使用料等	使用料	141,236	物件費	259,380	
		国・県支出金	-	人件費	20,103	
		その他	16,667	退職給付	2,243	
				減価償却費	51,586	
		合計	157,903	合計	333,312	
30 31	葬祭使用料 斎場使用料	使用料	19,841	物件費	49,446	
		国・県支出金	-	人件費	563	
		その他	-	退職給付	63	
				減価償却費	6,207	
合計	19,841	合計	56,279	35.3%		
34 35 36	墓地使用料 墓地管理使用料 納骨堂使用料	使用料	177,043	物件費	155,068	
		国・県支出金	-	人件費	563	
		その他	-	退職給付	63	
				減価償却費	15,475	
合計	177,043	合計	171,169	103.4%		

(*9)償却済のため減価償却費の計上なし

その他について、墓地、納骨堂の受益者負担割合は合算での比率となるが、目安となる75～100%程度の水準になっている。

一方、卸売市場、食肉センター、葬儀・斎場については受益者負担割合が目安とする受益者負担割合の75～100%を下回っている。食肉センター及び斎場の現状の稼働率は97.7%、98.1%と高い稼働率になっているため、稼働率向上以外の方法で受益者負担割合を高める方法として、事務の効率化によるコストの削減や使用料の引上げを検討する余地があると考えられる。

【3】手数料の現状分析と今後のあり方について

(1) 定期的な見直しの実施と受益者負担の状況について

手数料の定期的な見直しの制度化とあわせて、受益者負担の状況等についても明らかにすることが望ましい(意見)

手数料についても、その性質に応じた負担を求めることが望まれるが、現状における主な手数料の決定方針は次のとおりであった。

【手数料の決定方針】

監査対象	手数料名	現状
7	戸籍・住民票等証明書手数料等	証明書1件当たりの標準経費を算出し、概ね5年毎に見直しを行っている。
19	営業許可等手数料(生活環境課)	平成16年及び平成21年度に見直しを行っているが、兵庫県下同一料金に合わせており(もしくは近隣他市との均衡を勘案し)、料金改定は見送っている。(1)
20	営業許可等手数料(食品衛生課)	
21	衛生検査等手数料(食品衛生課)	
23	診療所開設許可等手数料	
24	と畜検査等手数料	
25	健康診査手数料	他市の状況等を鑑み決定している。
28	狂犬病予防手数料	1と同じ
29	動物取扱業登録手数料	人件費での原価計算及び兵庫県との均衡を勘案して設定。
38	し尿処理手数料(一般)	平成19年10月以降見直しは行われていない。
	し尿処理手数料(臨時)	平成9年以降見直しは行われていない。
39	粗大・家電ごみ処理手数料	粗大ごみ処理に要する収集・運搬・処分費を基礎とし、これらの半分程度を受益者負担とすることとされている。
40	廃棄物処理手数料：可燃ごみ	平成18年度に阪神間の手数料を調査し、事業系については最高額に決定し、家庭系粗大ごみについて事業系粗大ごみの50%に設定。事務事業評価の金額を基礎とすれば、手数料のほか、電力供給収入等も含めた原価の負担割合は74%程度となっている。
	〃：不燃ごみ	
	〃：粗大ごみ	
	〃：家庭系粗大ごみ	

大半の手数料において、一度は対象となる経費等を算定されており、5年を目処に見直しが行われているものの、5年度ごとに見直しを行うこと自体が制度化されている状況にはないとのことであった。また、一部の手数料については、料金改定の判断過程において、原価を把握したうえで手数料改定の要否を決定しているのではなく、兵庫県あるいは近隣他市と同水準であることをもって手数料改定は不要と判断されていた。

今後は、他市の状況のみではなく、定期的に手数料に対応する事業費を把握し、料金水準の見直しの要否を検討することが望ましい。また、この点の分析とあわせて、受益者負担の方針等についても明らかにすることが望まれる。

【 4 】 各論における監査結果及び意見の要約

各論における監査の結果及び意見の一覧は次のとおり。

部署	各論番号	使用料・手数料名	結果又は意見の概要	区分	事務手続き不備	事務手続の有効性・効率性	減免手続	料金の算定方法	受益者負担割合の改善	定期的な見直し	今後の方向性
総務局	1	北口駐車場使用料	大量購入に適用される割引率を見直すべき	意見							
市民局	2	地区市民館使用料	使用料算定にあたっての基本的な考え方を整理すべき	意見							
			指定管理料の使途や館別の指定管理料の状況を適切に管理すべき	意見							
			指定管理料にインセンティブが働く制度を導入すべき	意見							
			地区市民館の今後のあり方を統廃合も含めて検討すべき	意見							
			共同利用施設について使用料の徴収を検討すべき	意見							
	3	市民憩の家(広田山荘)使用料	なし	-							
	4	市民交流センター使用料	使用料の見直しを行うべき	意見							
産業文化局	5	若竹生活文化会館使用料	受益者負担割合を改善するために利用向上に向けた施策を講じるべき	意見							
	6	芦乃湯会館使用料	使用料許可申請書の必要事項の一部に記載不備が見受けられた	結果							
			受益者負担割合を改善するための対策を講じるべき	意見							
	7	戸籍・住民票等証明書手数料等	なし	-							
	8	貝類館使用料(観覧料)	施設のあり方を見直し、利用者増加の方策を検討すべき	意見							
	9	大学交流センター使用料	使用料の減免対象範囲の見直しを検討すべき	意見							
11	10	市民会館使用料	使用許可申請書の承認印漏れ	結果							
			引き続き稼働率向上を図るべき	-							
	11	市民ホール使用料	使用許可申請書の承認印漏れ	結果							
			施設使用料の免除対象事業について適切な管理をすべき	意見							
			引き続き稼働率向上を図るべき	意見							
			事務事業評価における施設ごとの評価結果を用いた、利用向上の対策や施設のあり方を検討すべき	意見							

部署	各論番号	使用料・手数料名	結果又は意見の概要	区分	事務手続き不備	事務手続の有効性・効率性	減免手続	料金の算定方法	受益者負担割合の改善	定期的な見直し	今後の方向性
産業文化局	12	ギャラリー使用料	使用許可申請書の押印漏れ	結果							
			施設使用料の免除対象事業について適切な管理をすべき	意見							
			引き続き稼働率向上を図るべき	意見							
			事務事業評価における施設ごとの評価結果を用いた、利用向上の対策や施設のあり方を検討すべき	意見							
	13	男女共同参画センター使用料	使用料の減免対象範囲の見直しを検討すべき	意見							
	14	勤労会館使用料 勤労青少年ホーム使用料	登録団体の申請書類の整備をすべき	意見							
			受益者負担割合を改善するための対策を講じるべき	-							
)使用料の減免対象範囲を見直すべき	意見							
)施設の利用者増加のための対策を行うべき	意見							
	15	勤労者体育館使用料	なし	-							
	16	卸売市場使用料	使用料算定の考え方を整理し、使用料の値上げを検討すべき	意見							
			使用料の徴収について公平性を確保した対策を行うべき	意見							
	17	食肉センター使用料等	使用料の見直し等を行い、一般会計からの繰入金金の縮減を図るべき	意見							
健康福祉局	18	総合福祉センター使用料	一般利用者の使用に伴う料金体系を見直すことが望ましい	意見							
			稼働率を上げる試みを行うことが望ましい	意見							
	19	営業許可等手数料(生活環境課)	市の状況を定期的に分析し、必要に応じて手数料を見直すことが望ましい	意見							
	20	営業許可等手数料(食品衛生課)	営業許可の継続分について料金水準を検討することが望ましい	意見							
			市の状況を定期的に分析し、必要に応じて手数料を見直すことが望ましい	意見							
	21	衛生検査等手数料(食品衛生課)	料金体系を見直すことが望ましい	意見							
	22	衛生検査等手数料(健康増進課)	なし	-							
	23	診療所開設許可等手数料	料金水準が適切であるか定期的に分析することが望ましい	意見							
	24	と畜検査等手数料	料金水準の見直しを行うべき	意見							
	25	健康診査手数料	手数料の積算方法の見直しを検討するとともに、料金水準が適切であるか定期的に分析することが望ましい	意見							
26	北口検診施設証明手数料	なし	-								
27	応急診療所証明手数料	なし	-								

部署	各論番号	使用料・手数料名	結果又は意見の概要	区分	事務手続き不備	事務手続の有効性・効率性	減免手続	料金の算定方法	受益者負担割合の改善	定期的な見直し	今後の方向性	
健康福祉局	28	狂犬病予防手数料	集合注射の現金取扱マニュアルを作成することが望ましい	意見								
			指定金融機関等への振り込む頻度を見直すことが望ましい	意見								
			現金出納簿及び金種表を作成することが望ましい	意見								
			定期的に事業費を把握し、適切な料金水準を検討することが望ましい	意見								
	29	動物取扱業登録手数料	定期的に事業費を把握し、適切な料金水準を検討することが望ましい	意見								
環境局	30	葬祭使用料	使用料水準の見直しを検討すべき	意見								
	31	斎場使用料	斎場使用料の算定式を見直すべき	意見								
			使用料水準の見直しを検討すべき	意見								
	32	環境学習施設使用料	使用料水準の見直しを検討すべき	意見								
			使用料を適切に見直すため実態に即した稼働状況を把握すべき	意見								
			同好会的、趣味的サークル及び公民館登録グループの減免について見直すことが望ましい	意見								
	33	火葬場使用料	なし	-								
	34	墓地使用料	なし	-								
	35	墓地管理使用料	なし	-								
	36	納骨堂使用料	なし	-								
	37	公園使用料	公園占有、公園施設設置及び公園施設管理の許可申請書兼許可書の記載不備及び提出期限が遵守されていない(結果)	結果								
			使用料の算定方法について	-								
			施設ごとの事業費を把握するとともに、目標稼働率(利用者数)を考慮の上、料金体系の見直しを行うことが望ましい	意見								
休日設定料金の見直しを行うことが望ましい			意見									
今後も施設の利用促進の検討を行うことが望ましい			意見									
38	し尿処理手数料(一般)(臨時)	なし	-									
39	粗大・家電ごみ処理手数料	現状に即した品目の追加などの対応をすべき	意見									
40	廃棄物処理手数料	なし	-									
土木局	41	道路占用料	損害賠償責任負担請求書の日付漏れ	意見								
	42	自転車駐車場使用料	なし	-								
	43	水路使用料	水路使用許可申請書の日付漏れ	結果								
水路使用継続許可書の記載誤り			意見									
水路使用許可台帳の管理方法を見直すべき			意見									

部署	各論番号	使用料・手数料名	結果又は意見の概要	区分	事務手続き不備	事務手続の有効性・効率性	減免手続	料金の算定方法	受益者負担割合の改善	定期的な見直し	今後の方向性	
教育委員会	44	学校施設使用料	使用料算定に用いる調整率の適用可否及び適用割合を見直すべき	意見								
	45	学校用地占用料	なし	-								
	46	教育会館使用料	当該施設の今後の方向性を廃止も含めて検討すべき	意見								
			維持管理コストの削減努力を行うべき	意見								
	47	公民館使用料	受益者負担割合を改善するための対策を講じるべき	-								
) 稼働率を向上させる取組を引き続き行うべき	意見								
) 値上げも含めた使用料の見直しを検討すべき	意見								
			附属品の貸出についての使用料徴収を検討すべき	意見								
	48	山東自然の家使用料	使用許可申請書が条例及び施行規則に従い適切かつ明瞭な記載がされていない	-								
) 使用許可申請書の書き間違い・空欄	結果								
) 使用許可申請書が提出期限を越えて提出されている	結果								
) 使用料が前納されていないケースがある	結果								
			受益者負担割合を改善するための対策を講じるべき	-								
) 宿泊室以外の施設も利用に応じて使用料を徴収すべき	意見								
	49	名塩和紙学習館使用料) 稼働状況を上げる取組を実施すべき	意見								
			使用許可申請は要綱に基づいて実施すべき	結果								
			実習指導負担金の金額及び減額・免除の取り扱いについて条例で定めるべき	意見								
	50	社会体育施設使用料	市民に適用する金額の算出方法を整理すべき	意見								
			全体的な料金体系の見直しを検討すべき	意見								
			広告収入などの新たな収益獲得の方法を検討すべき	意見								
				スポーツ施設管理に関する業務の効率化を図るべき	意見							

第 2 各論

【 1 】北口駐車場使用料

(1) 概要

項目	内容
使用料名	北口駐車場使用料
所管課	施設保安全管理課
法令等	-
条例等	西宮市立北口駐車場条例、同施行規則
料金の説明	<p>阪急西宮北口に直結するショッピングモール・アクタ西宮の地下に設置されている駐車場利用にかかる使用料金。</p> <p>時間貸し</p> <p>a) 午前 7 時から午後 12 時まで 基本料金：30 分あたり 150 円 一日最大料金：1,200 円</p> <p>b) 0 時から午前 7 時前（入出庫不可） 1 日あたり 700 円</p> <p>定期貸し</p> <p>a) 全日定期駐車券（1 ヶ月あたり 15,000 円） 利用可能時間：指定なし 駐車指定エリア：地下 2 階</p> <p>b) 平日定期駐車券（1 ヶ月あたり 10,000 円） 利用可能時間：平日の月曜～金曜、時間指定なし 駐車指定エリア：地下 2 階</p> <p>c) 月極定期駐車券（1 ヶ月あたり 14,000 円） 利用可能時間：指定なし 駐車指定エリア：指定区画のみ</p> <p>d) 平日時間指定定期駐車券（1 ヶ月あたり 8,000 円） 利用可能時間：平日の月曜～金曜、7:00～20:00 駐車指定エリア：地下 2 階</p>
減額・免除の有無	<p>減額・免除：有</p> <p>【減額・免除要件】</p> <p>公共施設（6 施設）利用者は 30 分（150 円）減額 対象となる公共施設：アクタ西宮ステーション、西宮北口保健福祉センター、西宮大学交流センター、西宮市消費生活センター、西宮市立北口図書館、西宮市立北口ギャラリー</p> <p>市長が必要であると認める場合</p> <p>a) 緊急自動車を当該緊急用務のために駐車させる場合 b) 防疫活動その他の緊急公務のために駐車させる場合 c) 駐車場の管理のために駐車させる場合</p> <p>（考え方）</p> <p>直近の全額免除例としては、ひき逃げ逃走車両の進入による警察現場検証時（a に該当）や、商業施設アクタ西宮全体にかかる工事等（c に該当）の際に適用している。</p> <p>に係る事項以外は、原則、すべて減額・免除なしという判断をベースに、に係る事項であるか否かを適宜判断している。</p>

現行の料金の決定根拠・方針	ほかの公共駐車場や、近隣の民間駐車場の設定額を参考に、公共駐車場の在り方や経済状況等を鑑みて、適正な受益者負担額として決定している。
直近の見直し時期（過去5ヵ年）	見直しについては指定管理者提案を受けて、実施したもののみ。 （指定管理者提案内容） ・ 一日最大料金を新設（当時 2,000 円）及び価格変更 ・ 平日定期駐車券を新設（当時 12,000 円）及び価格変更 ・ 月極定期駐車券を新設 ・ 平日時間指定定期駐車券を新設（当時 10,000 円）及び価格変更
収納体制 収納方法	指定管理者制度を導入しており、使用料は指定管理者が集金した後、下記要領で市に収納される。なお、平成 24 年度の指定管理者は「タイムズ 24 株式会社」・「タイムズサービス株式会社である。 （時間貸し使用料） ・ 各月 1 日～15 日の使用料 当月末に市指定の金融機関へ振込 ・ 各月 15 日～月末の使用料 翌月 15 日に市指定の金融機関へ振込 （その他使用料） ・ 各月 1 日～月末の使用料 翌月 15 日に市指定の金融機関へ振込
近隣他市の同種施設の料金水準	伊丹市役所内駐車場 : 150 円（30 分当たり） 芦屋市民センター駐車場 : 100 円（30 分当たり） 宝塚市役所内駐車場 : 100 円（30 分当たり） 阪神尼崎駅前駐車場 : 100 円（20 分当たり） タイムズ西宮北口駅前 : 200 円（30 分当たり）

【使用料の推移】

（単位：千円）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
北口駐車場使用料	144,930	149,073	143,419
時間貸し	120,801	122,410	110,850
定期貸し	24,129	26,663	32,568

（2）実施した監査手続

- ・ 北口駐車場使用料について所管課へのヒアリング
- ・ 使用料について受益者負担割合の検討
- ・ 利用状況等の確認
- ・ 指定管理者関係書類の閲覧（協定書及び事業報告書等）
- ・ 過去の包括外部監査の指摘事項のフォローアップ

以下の指摘事項及び「監査の結果及び意見」記載の事項を中心に過年度の包括外部監査指摘事項のフォローアップを行った。

- ・ 駐車場事業における損益管理と資金管理の明確化 (意見 20-023)
(平成 20 年度包括外部監査報告書 62 頁より抜粋)

駐車場事業は、周辺の違法駐車対策という側面があるものの、北口駐車場は商業施設の中に設置され、商業施設の利用者に多く利用されている施設でもある。駐車場利用者からの収入で賄うことができるように、事業計画を策定し、毎年適切な運営、損益管理及び資金管理を行うべきである。

損益管理、及び資金管理について事務事業評価などの過程で適切に把握されていることを確認した。以上により当該指摘は問題ないものと判断した。

(3) 監査の結果及び意見

大量購入に適用される割引率を見直すべき(意見)

北口駐車場では以下のとおり回収駐車券の購入枚数に応じて大量購入割引が設定されている。

(西宮市立北口駐車場条例施行規則別表より抜粋)

種類	購入枚数	金額
150円券	30枚以上 299枚以下	135円 × 交付枚数
	300枚以上 1,499枚以下	130円 × 交付枚数
	1,500枚以上 2,999枚以下	120円 × 交付枚数
	3,000枚	315,000円
	3,500枚以上 14,500枚以下 (500枚毎単位)	95円 × 交付枚数
	15,000枚以上 59,500枚以下 (500枚毎単位)	90円 × 交付枚数
	60,000枚以上(500枚毎単位)	75円 × 交付枚数
300円券	15枚以上 149枚以下	270円 × 交付枚数
	150枚以上 749枚以下	260円 × 交付枚数
	750枚以上 1,499枚以下	240円 × 交付枚数
	1,500枚	315,000円
	2,000枚以上 7,000枚以下 (500枚毎単位)	195円 × 交付枚数
	7,500枚以上 29,500枚以下 (500枚毎単位)	180円 × 交付枚数
	30,000枚以上(500枚毎単位)	150円 × 交付枚数
450円券	10枚以上 99枚以下	405円 × 交付枚数
	100枚以上 499枚以下	395円 × 交付枚数
	500枚以上 999枚以下	360円 × 交付枚数
	1,000枚	315,000円
	1,500枚以上 4,500枚以下 (500枚毎単位)	290円 × 交付枚数
	5,000枚以上 19,500枚以下 (500枚毎単位)	270円 × 交付枚数
	20,000枚以上(500枚毎単位)	225円 × 交付枚数

現状、大量購入割引として最大で 50%の割引が適用されている。

ここで、北口駐車場は商業施設であるアクタ西宮の併設駐車場であり、

アクタ西宮ではテナントに入居している店舗で構成している「アクタ西宮振興会」という組織が存在している。「アクタ西宮振興会」は構成員である店舗で買い物する買い物客へのサービス券として使用するために大量に回数券を購入している。これらの利用者全体の相当な部分を占めると考えられるアクタ西宮の買い物客について実質的に規定の駐車料金の半額で駐車させている結果、駐車場の損益が赤字となり、税収等によりまかなわれている状況になっていることは過年度の包括外部監査において指摘があったとおりである。

平成 24 年度時点の収支及び受益者負担を検討したところ、以下のとおり依然としてコストが収入合計を上回っており、引き続き税収等により当該不足部分が賄われていることが確認された。

【平成 24 年度における受益者負担割合の状況】

駐車場・駐輪場

(単位:千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
1	北口駐車場使用料	使用料	143,419	物件費	77,251	
		国・県支出金	-	人件費	9,086	
		その他	833	退職給付	1,014	
				減価償却費	69,521	
		合計	144,252	合計	156,872	

税収等の投入を削減するため、大量購入割引率の見直しを行うべきであると考えます。

【 2 】 地区市民館使用料

(1) 概要

項目	内容																																																	
使用料名	市民集会施設使用料（地区市民館使用料）																																																	
所管課	市民協働推進課																																																	
法令等	-																																																	
条例等	西宮市立地区市民館条例、同施行規則																																																	
料金の説明	対象となる施設 以下の地区市民館 22 箇所。																																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>市民館名</th> <th></th> <th>市民館名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>網引市民館</td> <td>12</td> <td>夙東市民館</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>市庭市民館</td> <td>13</td> <td>中市民館</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>今津南市民館</td> <td>14</td> <td>生瀬市民館</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>上ヶ原市民館</td> <td>15</td> <td>平木市民館</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>大箇市民館</td> <td>16</td> <td>安井市民館</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>柏堂市民館</td> <td>17</td> <td>八ツ松市民館</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>神原市民館</td> <td>18</td> <td>六軒市民館</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>北甲子園口市民館</td> <td>19</td> <td>香櫨園市民館</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>苦楽園市民館</td> <td>20</td> <td>香櫨園市民館分館</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>甲陽園市民館</td> <td>21</td> <td>夙川西市民館</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>甲子園口市民館</td> <td>22</td> <td>高木市民館</td> </tr> </tbody> </table>		市民館名		市民館名	1	網引市民館	12	夙東市民館	2	市庭市民館	13	中市民館	3	今津南市民館	14	生瀬市民館	4	上ヶ原市民館	15	平木市民館	5	大箇市民館	16	安井市民館	6	柏堂市民館	17	八ツ松市民館	7	神原市民館	18	六軒市民館	8	北甲子園口市民館	19	香櫨園市民館	9	苦楽園市民館	20	香櫨園市民館分館	10	甲陽園市民館	21	夙川西市民館	11	甲子園口市民館	22	高木市民館
		市民館名		市民館名																																														
	1	網引市民館	12	夙東市民館																																														
	2	市庭市民館	13	中市民館																																														
	3	今津南市民館	14	生瀬市民館																																														
	4	上ヶ原市民館	15	平木市民館																																														
	5	大箇市民館	16	安井市民館																																														
	6	柏堂市民館	17	八ツ松市民館																																														
	7	神原市民館	18	六軒市民館																																														
8	北甲子園口市民館	19	香櫨園市民館																																															
9	苦楽園市民館	20	香櫨園市民館分館																																															
10	甲陽園市民館	21	夙川西市民館																																															
11	甲子園口市民館	22	高木市民館																																															
使用料の概要 網引市民館における使用料を参考までに記載。																																																		
(単位:円)																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市民館名</th> <th>室名</th> <th>午前9時から正午まで</th> <th>午後0時30分から午後5時まで</th> <th>午後5時30分から午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">網引市民館</td> <td>和室</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>400</td> <td>500</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>集会室</td> <td>850</td> <td>1,100</td> <td>1,100</td> </tr> </tbody> </table>	市民館名	室名	午前9時から正午まで	午後0時30分から午後5時まで	午後5時30分から午後10時まで	網引市民館	和室	300	400	400	会議室	400	500	500	集会室	850	1,100	1,100																															
市民館名	室名	午前9時から正午まで	午後0時30分から午後5時まで	午後5時30分から午後10時まで																																														
網引市民館	和室	300	400	400																																														
	会議室	400	500	500																																														
	集会室	850	1,100	1,100																																														
減額・免除の有無	減額・免除：有																																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>団体等</th> <th>減免基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公用</td> <td>国・県・市</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公益に供し、若しくは公益を目的とする団体</td> <td>市が発行する地域団体等名簿に記載されている団体に類する団体で、その団体の設置目的で使用する場合</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>市が発行する地域団体等名簿に記載されている団体に類する団体で、その団体の設置目的外で使用する場合</td> <td>5割減額</td> </tr> </tbody> </table>	種別	団体等	減免基準	公用	国・県・市	免除	公益に供し、若しくは公益を目的とする団体	市が発行する地域団体等名簿に記載されている団体に類する団体で、その団体の設置目的で使用する場合	免除	市が発行する地域団体等名簿に記載されている団体に類する団体で、その団体の設置目的外で使用する場合	5割減額																																					
	種別	団体等	減免基準																																															
公用	国・県・市	免除																																																
公益に供し、若しくは公益を目的とする団体	市が発行する地域団体等名簿に記載されている団体に類する団体で、その団体の設置目的で使用する場合	免除																																																
	市が発行する地域団体等名簿に記載されている団体に類する団体で、その団体の設置目的外で使用する場合	5割減額																																																
ただし、上記、表に該当しない場合で市長が必要と認めるとき、相当と認める額について減免する。																																																		
現行の料金の決定根拠・方針	$1\text{時間あたり}\cdot 1\text{m}^2\text{あたりの使用料} = \frac{(\text{建物推定時価} \times \frac{5}{1,000} \times 12\text{ヶ月}) + (\text{年間維持管理経費} + \text{人件費})}{(\text{建物延べ床面積} \times 365\text{日} \times \text{開館時間})} \times \text{調整率} (0.60)$ =4.1 円/時間・m ² (平成 8 年度決算に基づく)																																																	

直近の見直し時期 (過去5ヵ年)	過去5年間で使用料の見直しは行っていない。
収納体制 収納方法	使用料は、指定管理者が現金で徴収する。 (条例第12条第3号) 納付時期に関しては、使用を許可したときに徴収する。 (条例第7条本文) 指定管理者が徴収した使用料に関しては、市職員が月に一回集金に 回り、一括して納付する。
近隣他市の 同種施設の 料金水準	-

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
地区市民館使用料	7,106	6,880	7,129

(2) 実施した監査手続

- ・市民集会施設使用料について所管課へのヒアリング
- ・使用料について受益者負担割合の検討
- ・施設の利用状況等の確認
- ・指定管理者関係書類の閲覧(協定書及び事業報告書等)
- ・過去の包括外部監査の指摘事項のフォローアップ(意見 参照)

(3) 監査の結果及び意見

使用料算定にあたっての基本的な考え方を整理すべき(意見)

市民集会施設使用料の積算単価に使用する計算式は以下のとおりである。

$1\text{時間あたり}\cdot 1\text{m}^2\text{当たりの使用料} = \frac{(\text{建物推定時価} \times \frac{5}{1,000} \times 12\text{ヶ月}) + (\text{年間維持管理経費} + \text{人件費})}{(\text{建物延べ床面積} \times 365\text{日} \times 12\text{時間})} \times \text{調整率} (0.60)$

直近3回の使用料改定の状況は以下のとおりである。

	昭和61年 4月1日	平成6年 4月1日	平成10年 4月1日
改定内容	1㎡当たり 3円30銭	1㎡当たり 3円80銭	1㎡当たり 4円10銭
使用数値	昭和59年度 決算額	平成4年度 決算額	平成8年度 決算額

	昭和 61 年 4 月 1 日	平成 6 年 4 月 1 日	平成 10 年 4 月 1 日
積算方法	地区市民館、広田山荘、公民館及び若竹生活文化会館の 4 施設の平均改定単価は 4 円 36 銭であるが、これを採用すると値上げ率が 72%と高率になるため、 <u>4 施設のなかで最低の広田山荘の改定単価を採用。</u>	地区市民館及び広田山荘で積算単価を算出したが、類似施設間において異なった単価を採用することを避けるため、 <u>公民館の単価を採用。</u> <u>*上記式に調整率 60%を乗じる。</u>	<u>地区市民館及び広田山荘の合計で算出した改定単価を採用</u> （公民館の改定単価とほぼ同額であったため、端数整理のみ実施）。 <u>*上記式の維持管理費用に人件費を加算し、調整率 60%を乗じる。</u>

利用者への影響などを考慮して一定の政策的配慮が必要となる場合があることを否定するものではないが、配慮が行き過ぎると使用料算定根拠の正当性に疑念が生じかねない。具体的には、昭和 61 年度の改定では、値上げ幅の大きさを考慮して 4 施設中最も単価が低い広田山荘の改定単価を採用しているが、平成 6 年度の改定では類似施設における使用料のばらつきを避けるという趣旨で公民館の改定単価が採用されている。また、従来は施設ごとに改定単価を算出していたにもかかわらず、平成 10 年度の改定にあたっては地区市民館と広田山荘の費用等を合算して改定単価が算出されている。使用料算定にあたっての基本的な考え方を整理すべきである。

指定管理料の用途や館別の指定管理料の状況を適切に管理すべき(意見)

地域の地区市民館を地域で管理するという参画と協働の観点及び円滑な運営を促進する観点から、地区市民館についてはその設置当初より地域住民で構成される運営委員会に管理運営を委託している（指定管理者制度の導入に伴って現在は運営委員会が指定管理者となっている）。指定管理料は年間維持管理費用として使用料の算定基礎に含まれることになるため、それがどのように使用されているかを市として適切に管理する必要がある。このような観点から「平成 24 年度 市民館指定管理料決算報告書」を閲覧したところ、次のような状況であった。

(単位：円)

	名称	指定管理料	管理費	清掃費	報償費	会議費	その他
1	綱引市民館	2,150,000	1,716,000	294,000	15,000	24,600	100,400
2	市庭市民館	2,150,000	1,716,000	294,000	6,300	63,200	70,500
3	今津南市民館	2,150,000	1,716,000	294,000	70,000	32,100	37,900
4	上ヶ原市民館	2,150,000	1,658,990		258,678	55,079	177,253
5	大筒市民館	2,150,000	2,000,000				150,000
6	柏堂市民館	1,076,000	936,000		5,670	39,372	94,958
7	神原市民館	120,000	63,000			40,242	16,758
8	北甲子園口市民館	2,150,000	1,716,000	294,000	-	29,700	110,300
9	苦楽園市民館	2,150,000	2,135,145		9,957	1,872	3,026
10	甲陽園市民館	603,200	463,200	-	66,254	22,557	51,189
11	甲子園口市民館	2,150,000	1,716,000	294,000	-	104,448	35,552
12	夙東市民館	2,150,000	2,071,116			25,962	52,922
13	中市民館	2,150,000	1,716,000	294,000	9,700	21,824	108,476
14	生瀬市民館	2,150,000	1,716,000	294,000	68,000	19,380	52,620
15	平木市民館	2,150,000	1,716,000	294,000		78,049	61,951
16	安井市民館	2,150,000	1,716,000	294,000	20,000	73,330	46,670
17	八ツ松市民館	603,200	463,200			119,985	20,015
18	六軒市民館	2,150,000	1,716,000	294,000	-	80,153	59,847
19	香櫨園市民館	2,150,000	1,731,000	294,000		-	125,000
20	香櫨園市民館分館	854,000	714,000			47,660	92,340
21	夙川西市民館	2,150,000	1,716,000	294,000	25,000	36,960	78,040
22	高木市民館	1,076,000	1,080,000				-4,000
	合計	38,732,400	32,191,651	3,528,000	554,559	916,473	1,541,717

- 1 上記表中の「-」は実際の報告書では「0」と記入されていた。
- 2 上記表中の空欄は実際の報告書で何の記載もなかった。
- 3 「清掃費」欄に数値が記入されていない館のうち、上ヶ原、大筒、苦楽園、甲陽園、夙東、八ツ松については294,000円が管理費に含まれており、柏堂、神原、香櫨園市民館分館、高木については規模が小さいため清掃費を支払っていない。
- 4 指定管理料以外に預金利息等がある。
- 5 剰余金については指定管理料の精算を行っている。
- 6 その他には管理費、清掃費、報償費、会議費以外の経費及びその他収入（預金利息等）、剰余金の精算等を計上している。

記載内容について質問したところ、上ヶ原市民館の報償費は「夜間の利用があった時に、運営委員が交代で常駐する手当」であり、甲子園口市民館及び八ツ松市民館の会議費は「主として運営委員会議の開催に伴う賄費」とのことであった。

特定の地区市民館でのみこれらの支出が発生していることが適切であるかについて内容を精査する必要がある。また、清掃費の記載状況からも明らかかなように各内訳の記載方法が統一されていないため、各館の報告書を比較して支出内容の適切性を検討することが困難な状況にある。決算報告書を作成する意義を再度確認し、指定管理料の使用状況の適切な管理に努めるべきである。

指定管理料にインセンティブが働く制度を導入すべき（意見）

平成20年度の包括外部監査における「指定管理料は、施設の規模や利用率に応じて差別化し、指定管理者のインセンティブが働くよう指定管理者の成果に応じて増減するよう設定すべきである」との指摘に対し、「施設の規模や利用率、指定管理者の成果等に応じての指定管理料の設定については一定の整理が必要であることから、今後、検討してまいります」との報告が行われている（平成21年3月10日付）。

しかしながら、前回の包括外部監査実施時から指定管理料の見直しは行われていない（指定管理料が 2,150 千円である地区市民館は前回の包括外部監査実施時に 15 館であったが、現在は 16 館となっている）。

次のとおり、地区市民館によって利用状況に相当の差異があることからすれば、地域交流促進のために地域住民で構成される市民館運営委員会が指定管理者となっている趣旨に鑑み、稼働率が一定の水準を上回った館については地域交流のさらなる促進に資するイベントの開催費用を支給するなど、引き続きインセンティブ制度の導入を検討すべきである。

（単位：円）

	名称	指定管理料	稼働率	
			平成23年度	平成24年度
1	網引市民館	2,150,000	13.4%	16.6%
2	市庭市民館	2,150,000	20.3%	21.3%
3	今津南市民館	2,150,000	17.4%	16.2%
4	上ヶ原市民館	2,150,000	16.1%	19.1%
5	大箇市民館	2,150,000	14.3%	20.1%
6	北甲子園口市民館	2,150,000	26.2%	30.8%
7	苦楽園市民館	2,150,000	20.2%	23.3%
8	甲子園口市民館	2,150,000	32.6%	31.4%
9	夙東市民館	2,150,000	46.0%	47.4%
10	中市民館	2,150,000	21.7%	21.7%
11	生瀬市民館	2,150,000	15.6%	15.3%
12	平木市民館	2,150,000	13.1%	15.4%
13	安井市民館	2,150,000	23.9%	26.6%
14	六軒市民館	2,150,000	41.3%	36.8%
15	香櫨園市民館	2,150,000	33.8%	33.7%
16	夙川西市民館	2,150,000	26.8%	28.2%

地区市民館の今後のあり方を統廃合も含めて検討すべき（意見）

西宮市内には 22 個の地区市民館が設置されており、そのほかにも市民交流センターや市民憩の家、公民館など実質的に地域住民の交流の場として機能することが期待される施設が多数設置されている。そこで、西宮市では平成 24 年 12 月に「公共施設マネジメントのための基本的な方針」を策定し、施設総量の削減を目標に掲げており、それを受け平成 25 年 8 月より公共施設適正配置審議会を設置し、施設の適正配置について検討が行われているところである。

市民集会施設（地区市民館使用料）の受益者負担割合を検討したところ、下記のとおり受益者負担割合は 6.9%と低い水準にある。

【平成 24 年度における受益者負担割合の状況】

交流施設

(単位:千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者等 負担割合 (C) = (A)/(B)
2	市民集会施設使用料 地区市民館使用料	使用料	7,129	物件費	94,308	
		国・県支出金	-	人件費	7,344	
		その他	2,636	退職給付	819	
				減価償却費	38,675	
		合計	9,765	合計	141,146	

短期的には で記載したようなインセンティブ制度を導入するなどして館の稼働率を高めることが重要であるが、長期的な観点からすれば、公共施設適正配置審議会における審議の内容を踏まえ、同種施設の統廃合を含めて地区市民館のあり方自体を見直すべきであると考えます。

共同利用施設について使用料の徴収を検討すべき（意見）

前述の地区市民館のほかに、市内 10 箇所共同利用施設が設置されている。

【平成 24 年度における受益者負担割合の状況】

交流施設

(単位:千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
2	共同利用施設分	使用料	-	物件費	56,400	
		国・県支出金	-	人件費	3,338	
		その他	-	退職給付	373	
				減価償却費	30,527	
		合計	-	合計	90,638	

これらは、大阪国際空港着陸航路下地域における航空機騒音の深刻化を受けて昭和 42 年に制定された「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づいて設置されたものであり（市では、WECPNL（加重等価平均感覚騒音レベル）70 以上の区域に国の補助金を受けて整備）着陸航路下の地域住民が静穏な環境下で保育・学習・集会等を行うために利用することを目的としており、近年の利用状況は次のとおりである。

区分	平成23年度		平成24年度	
	件数(件)	人数(人)	件数(件)	人数(人)
小松センター	362	8,278	538	12,209
高木センター	588	12,748	958	18,219
鳴尾センター	82	1,244	83	1,252
浜甲子園センター	622	10,233	548	8,950
瓦林公園センター	1,297	18,375	1,419	20,526
北瓦木センター	351	8,355	340	8,860
甲東センター	1,671	31,995	1,625	31,333
上甲子園センター	693	23,588	716	21,520
段上センター	409	10,159	400	10,139
鳴尾中央センター	1,179	37,920	1,125	31,234
合計	7,254	162,895	7,752	164,242

このように年間約 16 万人の利用があるが、当初の設置目的が航空機騒音による障害防止であるため、使用料は徴収していない。しかしながら、設置されているすべての共同利用施設が当初の設置基準である WECPNL70 未満となっており、その状況は以下のとおりである。

区分	建設年	W70ライン外になった年度
小松センター	昭和49年	平成3年度
高木センター	昭和57年	昭和57年度
鳴尾センター	昭和49年	平成3年度
浜甲子園センター	昭和58年	昭和57年度
瓦林公園センター	昭和57年	昭和59年度
北瓦木センター	昭和48年	昭和59年度
甲東センター	昭和46年・平成8年	昭和57年度
上甲子園センター	昭和47年	昭和59年度
段上センター	昭和51年	昭和59年度
鳴尾中央センター	昭和54年	昭和57年度

また、正確な数字は把握できていないものの、当該施設の利用対象は「市内在住の方のほか、市内在勤・在学の方」であるため、着陸航路下の地域住民以外も利用していることが想定される。設置時点に基準とされた騒音レベルを下回っていることや地域住民以外も利用可能であることなどを考慮すれば、使用料の徴収を検討すべきである（なお、国の補助金を受けて施設整備を行っているため、使用料を徴収するには国土交通省航空局の承認を受ける必要がある）。

【3】市民憩の家（広田山荘）使用料

（1）概要

項目	内容																																								
使用料名	市民集会施設使用料（市民憩の家（広田山荘）使用料）																																								
所管課	市民協働推進課																																								
法令等	-																																								
条例等	西宮市市民憩の家条例、同施行規則																																								
料金の説明	市民憩の家「広田山荘」における貸館（会議室1、和室7、調理室1の計9室）の使用料。 (単位:円)																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 室名</th> <th>午前9時から 正午まで</th> <th>午後0時30分から 午後5時まで</th> <th>午後5時30分から 午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和室(つつじ)</td> <td>250</td> <td>350</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>和室(萩)</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>和室(梅)</td> <td>200</td> <td>300</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>和室(桜)</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>会議室(蘭)</td> <td>350</td> <td>500</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>和室(菊)</td> <td>350</td> <td>500</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>和室(松)</td> <td>450</td> <td>550</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>和室(竹)</td> <td>350</td> <td>500</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>400</td> <td>550</td> <td>550</td> </tr> </tbody> </table>	区分 室名	午前9時から 正午まで	午後0時30分から 午後5時まで	午後5時30分から 午後10時まで	和室(つつじ)	250	350	350	和室(萩)	150	200	200	和室(梅)	200	300	300	和室(桜)	150	200	200	会議室(蘭)	350	500	500	和室(菊)	350	500	500	和室(松)	450	550	550	和室(竹)	350	500	500	調理室	400	550	550
	区分 室名	午前9時から 正午まで	午後0時30分から 午後5時まで	午後5時30分から 午後10時まで																																					
	和室(つつじ)	250	350	350																																					
	和室(萩)	150	200	200																																					
	和室(梅)	200	300	300																																					
	和室(桜)	150	200	200																																					
	会議室(蘭)	350	500	500																																					
	和室(菊)	350	500	500																																					
	和室(松)	450	550	550																																					
和室(竹)	350	500	500																																						
調理室	400	550	550																																						
減額・免除の有無	減額・免除：有 (免除) 市長において特別の事由があると認めるときは、これを減免することができるが(条例第7条第2項但書)、公用のみ免除の対象としている。																																								
現行の料金の決定根拠・方針	$1\text{時間あたり}\cdot 1\text{m}^2\text{あたりの使用料} = \frac{(\text{建物推定時価} \times \frac{5}{1,000} \times 12\text{ヶ月}) + (\text{年間維持管理経費} + \text{人件費})}{(\text{建物延べ床面積} \times 365\text{日} \times \text{開館時間})} \times \text{調整率} (0.60)$ =4.1 円/時間・m ² (平成8年度決算に基づく)																																								
直近の見直し時期(過去5ヵ年)	過去5年間で使用料の見直しは行っていない。																																								
収納体制 収納方法	使用料は、指定管理者が現金で徴収する。 (条例第10条第1項第2号) 納付時期に関しては、使用を許可したときに徴収する。 (条例第7条第2項本文) 指定管理者が徴収した使用料に関しては、市職員が月に一回集金に回り、一括して納付する。																																								
近隣他市の同種施設の料金水準	特になし。																																								

【使用料の推移】

(単位:千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
市民憩の家使用料	1,190	1,145	1,057

(2) 実施した監査手続

- ・ 市民憩の家使用料について所管課へのヒアリング
- ・ 使用料について受益者負担割合の検討

(3) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

【 4 】 市民交流センター使用料

(1) 概要

項目	内容																																																																																					
使用料名	市民集会施設使用料（市民交流センター使用料）																																																																																					
所管課	市民協働推進課																																																																																					
法令等	-																																																																																					
条例等	西宮市市民交流センター条例、同施行規則																																																																																					
料金の説明	市民交流センターの貸館（会議室 7、和室 1、ホール 1、体育室 1、茶室 1、調理室 1 の計 12 室）の使用料。																																																																																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">室名</th> <th rowspan="3">面積(m²)</th> <th rowspan="3">定員(人)</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th colspan="2">午前</th> <th>夜間</th> </tr> <tr> <th>9:00～12:00</th> <th>12:30～17:00</th> <th>17:30～22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A会議室</td> <td>21</td> <td>10</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>B会議室</td> <td>84</td> <td>40</td> <td>1,000円</td> <td>1,400円</td> <td>1,400円</td> </tr> <tr> <td>C会議室</td> <td>29</td> <td>12</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>D会議室</td> <td>21</td> <td>10</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>E会議室</td> <td>12</td> <td>6</td> <td>100円</td> <td>200円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>F会議室</td> <td>29</td> <td>12</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>G会議室</td> <td>41</td> <td>24</td> <td>500円</td> <td>700円</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>55</td> <td>30</td> <td>700円</td> <td>900円</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>ホール</td> <td>178</td> <td>110</td> <td>2,200円</td> <td>2,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>体育室</td> <td>72</td> <td>20</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>茶室</td> <td>24</td> <td>8</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>29</td> <td>15</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>	室名	面積(m ²)	定員(人)	使用料			午前		夜間	9:00～12:00	12:30～17:00	17:30～22:00	A会議室	21	10	300円	400円	400円	B会議室	84	40	1,000円	1,400円	1,400円	C会議室	29	12	400円	500円	500円	D会議室	21	10	300円	400円	400円	E会議室	12	6	100円	200円	200円	F会議室	29	12	400円	500円	500円	G会議室	41	24	500円	700円	700円	和室	55	30	700円	900円	900円	ホール	178	110	2,200円	2,900円	2,900円	体育室	72	20	900円	1,200円	1,200円	茶室	24	8	300円	400円	400円	調理室	29	15	400円	500円	500円
	室名	面積(m ²)				定員(人)	使用料																																																																															
							午前		夜間																																																																													
			9:00～12:00	12:30～17:00	17:30～22:00																																																																																	
	A会議室	21	10	300円	400円	400円																																																																																
	B会議室	84	40	1,000円	1,400円	1,400円																																																																																
	C会議室	29	12	400円	500円	500円																																																																																
	D会議室	21	10	300円	400円	400円																																																																																
	E会議室	12	6	100円	200円	200円																																																																																
	F会議室	29	12	400円	500円	500円																																																																																
	G会議室	41	24	500円	700円	700円																																																																																
	和室	55	30	700円	900円	900円																																																																																
ホール	178	110	2,200円	2,900円	2,900円																																																																																	
体育室	72	20	900円	1,200円	1,200円																																																																																	
茶室	24	8	300円	400円	400円																																																																																	
調理室	29	15	400円	500円	500円																																																																																	
減額・免除の有無	減額・免除：有																																																																																					
	区分	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">団体名等</th> <th colspan="2">減免額</th> </tr> <tr> <th>団体の設立趣旨に基づく活動による使用</th> <th>左記以外の使用（親睦会等）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規則第 6 条第 2 項第 1 号関係</td> <td>国又は地方公共団体</td> <td>全額免除</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>規則第 6 条第 2 項第 2 号関係</td> <td>条例第 1 条に規定する団体のうち市長が認める団体</td> <td>全額免除</td> <td>5 割減額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">規則第 6 条第 2 項第 3 号関係</td> <td>現職の市議会議員、国会議員、又は県議会議員による市政報告会</td> <td colspan="2">5 割減額</td> </tr> <tr> <td>選挙候補者の演説会（選挙管理委員会に届け出たものに限る）</td> <td colspan="2">全額免除</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td colspan="2">内容により個別に判断</td> </tr> </tbody> </table>	団体名等	減免額		団体の設立趣旨に基づく活動による使用	左記以外の使用（親睦会等）	規則第 6 条第 2 項第 1 号関係	国又は地方公共団体	全額免除	—	規則第 6 条第 2 項第 2 号関係	条例第 1 条に規定する団体のうち市長が認める団体	全額免除	5 割減額	規則第 6 条第 2 項第 3 号関係	現職の市議会議員、国会議員、又は県議会議員による市政報告会	5 割減額		選挙候補者の演説会（選挙管理委員会に届け出たものに限る）	全額免除			その他	内容により個別に判断																																																													
	団体名等	減免額																																																																																				
		団体の設立趣旨に基づく活動による使用	左記以外の使用（親睦会等）																																																																																			
	規則第 6 条第 2 項第 1 号関係	国又は地方公共団体	全額免除	—																																																																																		
規則第 6 条第 2 項第 2 号関係	条例第 1 条に規定する団体のうち市長が認める団体	全額免除	5 割減額																																																																																			
規則第 6 条第 2 項第 3 号関係	現職の市議会議員、国会議員、又は県議会議員による市政報告会	5 割減額																																																																																				
	選挙候補者の演説会（選挙管理委員会に届け出たものに限る）	全額免除																																																																																				
	その他	内容により個別に判断																																																																																				
現行の料金の決定根拠・方針	$1\text{時間当たり}\cdot 1\text{m}^2\text{当たりの使用料} = \frac{(\text{建物推定時価} \times \frac{5}{1,000} \times 12\text{ヶ月}) + (\text{年間維持管理経費} + \text{人件費})}{(\text{建物延べ床面積} \times 365\text{日} \times \text{開館時間})} \times \text{調整率} (0.60)$ <p>=4.1 円/時間・m²(平成 8 年度決算に基づく)</p>																																																																																					
直近の見直し時期(過去 5 年)	過去 5 年間で使用料の見直しは行っていない。																																																																																					
収納体制 収納方法	使用申込時に指定管理者が現金にて徴収し、利用者にセンター使用許可書兼領収書を交付。徴収日の翌銀行営業日に市へ入金する。																																																																																					
近隣他市の	芦屋市については、「あしや市民活動センター」で同種の使用料を徴収																																																																																					

同種施設の 料金水準	<p>している。料金水準については、約 11 円（1 時間・1 平方メートル当り使用料単価）となっている。</p> <p>川西市については、「川西市市民活動センター」で同種の使用料を徴収している。料金水準については、約 9 円（1 時間・1 平方メートル当り使用料単価）となっている。</p>
---------------	--

【使用料の推移】

（単位：千円）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
市民交流センター使用料	4,308	4,685	4,579

（ 2 ）実施した監査手続

- ・ 市民交流センター使用料について所管課へのヒアリング
- ・ 使用料について受益者負担割合の検討
- ・ 施設の利用状況等の確認
- ・ 指定管理者関係書類の閲覧（協定書及び事業報告書等）

（ 3 ）監査の結果及び意見

使用料の見直しを行うべき（意見）

市民交流センターは平成 14 年に開設されているが、設置時に同種施設である地区市民館の積算単価を用いて料金を設定しており、その後見直しが行われていない。地区市民館とは設置時期や規模が異なるため、コストの発生形態を適切に反映させる観点から、市民交流センター単独での使用料設定を行うことが望ましい。

【5】若竹生活文化会館使用料

(1) 概要

項目	内容																																																																													
使用料名	若竹生活文化会館使用料																																																																													
所管課	若竹生活文化会館																																																																													
法令等	-																																																																													
条例等	若竹生活文化会館条例、同施行規則 西宮市立公民館条例、同施行規則																																																																													
料金の説明	<p>若竹生活文化会館・若竹公民館の利用に係る使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階</th> <th rowspan="2">室名</th> <th rowspan="2">大きさ</th> <th rowspan="2">定員(人)</th> <th>①午前</th> <th>②午後</th> <th>③夜間</th> </tr> <tr> <th>9:00~12:00</th> <th>12:30~17:00</th> <th>17:30~22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td>第2会議室</td> <td>48.69㎡</td> <td>24</td> <td>550円</td> <td>700円</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>第1集会室</td> <td>57.33㎡</td> <td>30</td> <td>750円</td> <td>950円</td> <td>950円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">2</td> <td>第2・3集会室</td> <td>112.38㎡</td> <td>90</td> <td>1,150円</td> <td>1,550円</td> <td>1,550円</td> </tr> <tr> <td>第4集会室</td> <td>33.75㎡</td> <td>24</td> <td>550円</td> <td>700円</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>第5集会室</td> <td>49.86㎡</td> <td>24</td> <td>550円</td> <td>700円</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>第6集会室</td> <td>59.46㎡</td> <td>30</td> <td>750円</td> <td>950円</td> <td>950円</td> </tr> <tr> <td>料理実習室</td> <td>調理台は6台。「食」の研究にもどうぞ</td> <td>79.71㎡</td> <td>30</td> <td>1,000円</td> <td>1,300円</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保育室</td> <td>20.69㎡</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td>講堂</td> <td>舞台、ピアノ、鏡を備えています。床はクッションフロアになっています</td> <td>233.98㎡</td> <td>200</td> <td>2,300円</td> <td>3,050円</td> <td>3,050円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>大小2つの部屋があります</td> <td>8畳20畳</td> <td>40</td> <td>1,000円</td> <td>1,300円</td> <td>1,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>冷暖房費（7月～9月、12月～3月）は2割加算される。 料理実習室で調理を行う場合はガス使用料として1回当たり450円必要。 市外在住者が使用する場合は、使用料が倍額になる。</p>	階	室名	大きさ	定員(人)	①午前	②午後	③夜間	9:00~12:00	12:30~17:00	17:30~22:00	1	第2会議室	48.69㎡	24	550円	700円	700円	第1集会室	57.33㎡	30	750円	950円	950円	2	第2・3集会室	112.38㎡	90	1,150円	1,550円	1,550円	第4集会室	33.75㎡	24	550円	700円	700円	第5集会室	49.86㎡	24	550円	700円	700円	第6集会室	59.46㎡	30	750円	950円	950円	料理実習室	調理台は6台。「食」の研究にもどうぞ	79.71㎡	30	1,000円	1,300円	1,300円		保育室	20.69㎡					3	講堂	舞台、ピアノ、鏡を備えています。床はクッションフロアになっています	233.98㎡	200	2,300円	3,050円	3,050円	和室	大小2つの部屋があります	8畳20畳	40	1,000円	1,300円	1,300円
階	室名					大きさ	定員(人)	①午前	②午後	③夜間																																																																				
		9:00~12:00	12:30~17:00	17:30~22:00																																																																										
1	第2会議室	48.69㎡	24	550円	700円	700円																																																																								
	第1集会室	57.33㎡	30	750円	950円	950円																																																																								
2	第2・3集会室	112.38㎡	90	1,150円	1,550円	1,550円																																																																								
	第4集会室	33.75㎡	24	550円	700円	700円																																																																								
	第5集会室	49.86㎡	24	550円	700円	700円																																																																								
	第6集会室	59.46㎡	30	750円	950円	950円																																																																								
	料理実習室	調理台は6台。「食」の研究にもどうぞ	79.71㎡	30	1,000円	1,300円	1,300円																																																																							
	保育室	20.69㎡																																																																												
3	講堂	舞台、ピアノ、鏡を備えています。床はクッションフロアになっています	233.98㎡	200	2,300円	3,050円	3,050円																																																																							
	和室	大小2つの部屋があります	8畳20畳	40	1,000円	1,300円	1,300円																																																																							
減額・免除の有無	<p>減額・免除：有 (免除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権、福祉等公共性の高い活動をしているグループ等 ・地域、福祉関係、社会教育関係団体の役員会等 ・公民館事業、公用 <p>(5割減免)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権、福祉以外の公共性の高い活動をしているグループ等 ・地域、福祉関係、社会教育関係団体の学習実技活動 																																																																													
現行の料金の決定根拠・方針	<p>1時間当たり・1㎡当たりの使用料 =</p> $\frac{(\text{建物推定時価} \times \frac{5}{1,000} \times 12\text{ヶ月}) + (\text{年間維持管理経費} + \text{人件費})}{(\text{建物延べ床面積} \times 365\text{日} \times \text{開館時間})} \times \text{調整率}(0.60)$ <p>=4.1円/時間・㎡</p>																																																																													

直近の見直し時期 (過去5カ年)	公民館運営審議会の答申を受け、公民館登録グループの使用料減免(50%減免)を段階的に廃止。 (平成18年4月 減額率30%) (平成19年4月 減額率20%) (平成20年4月 減免廃止)
収納体制 収納方法	利用申請時に窓口で使用料を前納する。収納翌日納付書を打ち出し金融機関に持参し収納する。
近隣他市の 同種施設の 料金水準	・伊丹市の単価:5.4円/時間・m ² ・宝塚市の単価:4.01円/時間・m ² ・川西市の単価:6.01円/時間・m ²

【使用料の推移】

(単位:千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
若竹生活文化会館使用料	2,680	2,823	2,747

(2) 実施した監査手続

- ・若竹生活文化会館使用料について所管課へのヒアリング
- ・使用料について受益者負担割合の検討
- ・施設の利用状況の確認

(3) 監査の結果及び意見

受益者負担割合を改善するために利用向上に向けた施策を講じるべき(意見)

現状の若竹生活文化会館使用にかかる受益者負担の状況は次のとおりである(なお、講堂などは使用料が免除される公用での使用が多いため、稼働率と比較して使用料収入が少なくなっている)。

【平成24年度における受益者負担割合の状況】

交流施設

(単位:千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C)=(A)/(B)
5	若竹生活文化会館使用料	使用料	2,747	物件費	26,765	
		国・県支出金	1,385	人件費	2,814	
		その他	-	退職給付	314	
				減価償却費	4,910	
	合計		4,132	合計	34,803	11.9%

若竹生活文化会館は人権意識の向上をめざした地域のコミュニティーセンター・市民交流の場としての機能を有しており、ある程度の収益性は確保できるものの、民間に類似施設は少なく、一定の公的関与が必要であることから、受益者負担としては25%程度を目安にすることが望ましいと考える。

若竹生活文化会館における貸館部分の平成 22 年度から平成 24 年度までの稼働状況は次のとおりである。

単位：人

	平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	利用件数	利用人数	稼働率	利用件数	利用人数	稼働率	利用件数	利用人数	稼働率
講堂	742	20,841	71.4%	811	21,637	77.6%	839	22,681	78.6%
第1集会室	133	2,537	13.2%	139	1,584	13.0%	165	1,817	15.4%
第2・3集会室	378	12,654	37.0%	325	9,779	30.4%	368	11,013	34.3%
第4集会室	307	3,535	29.2%	230	2,809	21.6%	278	2,409	25.9%
第5集会室	439	5,304	42.0%	373	4,023	35.1%	410	4,400	38.5%
第6集会室	274	4,546	26.1%	230	3,009	21.6%	232	2,963	21.6%
第2会議室	406	4,775	38.7%	322	3,323	30.3%	346	3,095	32.5%
和室	344	3,423	32.8%	372	2,863	35.5%	354	3,200	33.4%
調理実習室	181	2,223	17.2%	161	1,942	15.1%	220	2,319	20.5%

稼働率が相当高い室がある一方で、第 1 集会室や第 6 集会室など継続的に稼働率が低い室も見受けられる。稼働率が低い室についてはその原因を分析し、利用向上に向けた施策を講じるべきである。

【 6 】 芦乃湯会館使用料

(1) 概要

項目	内容																																																																																								
使用料名	芦乃湯会館使用料																																																																																								
所管課	人権平和推進課																																																																																								
法令等	兵庫県告示第 1266 号 (公衆浴場入浴料金の統制額の指定)																																																																																								
条例等	西宮市芦乃湯会館条例、同施行規則																																																																																								
料金の説明	芦乃湯会館の共同浴場、芦乃湯会館及び分館 (大黒会館) の集会施設、駐車場の使用料。																																																																																								
	共同浴場使用料： 大人 (12 歳以上) 310 円、中人 (6 歳以上 12 歳未満) 110 円、小人 (6 歳未満) 60 円、サウナ利用料：100 円																																																																																								
	【参考 (兵庫県下の公衆浴場料金。平成 20 年 12 月 19 日告示)】 大人 (12 歳以上) 410 円、中人 (6 歳以上 12 歳未満) 150 円、小人 (6 歳未満) 60 円																																																																																								
	集会施設使用料： (単位：円)																																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="7">使用時間帯及び使用料</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>昼間</th> <th>午後及び夜間</th> <th>全日</th> <th>深夜</th> </tr> <tr> <th>9～12時</th> <th>13～17時</th> <th>18～22時</th> <th>9～17時</th> <th>13～22時</th> <th>9～22時</th> <th>22～9時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">本館</td> <td>講堂</td> <td>1,700</td> <td>2,350</td> <td>2,350</td> <td>4,050</td> <td>4,700</td> <td>6,400</td> <td>6,400</td> </tr> <tr> <td>第1会議室</td> <td>550</td> <td>700</td> <td>700</td> <td>1,250</td> <td>1,400</td> <td>1,950</td> <td>1,950</td> </tr> <tr> <td>第2会議室</td> <td>750</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,750</td> <td>2,000</td> <td>2,750</td> <td>2,750</td> </tr> <tr> <td>第1和室</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>400</td> <td>700</td> <td>800</td> <td>1,100</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">分館</td> <td>第2和室</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>400</td> <td>700</td> <td>800</td> <td>1,100</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>第1会議室</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>400</td> <td>700</td> <td>800</td> <td>1,100</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>第2会議室</td> <td>550</td> <td>700</td> <td>700</td> <td>1,250</td> <td>1,400</td> <td>1,950</td> <td>1,950</td> </tr> <tr> <td>第3会議室</td> <td>550</td> <td>700</td> <td>700</td> <td>1,250</td> <td>1,400</td> <td>1,950</td> <td>1,950</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用時間帯及び使用料							午前	午後	夜間	昼間	午後及び夜間	全日	深夜	9～12時	13～17時	18～22時	9～17時	13～22時	9～22時	22～9時	本館	講堂	1,700	2,350	2,350	4,050	4,700	6,400	6,400	第1会議室	550	700	700	1,250	1,400	1,950	1,950	第2会議室	750	1,000	1,000	1,750	2,000	2,750	2,750	第1和室	300	400	400	700	800	1,100	1,100	分館	第2和室	300	400	400	700	800	1,100	1,100	第1会議室	300	400	400	700	800	1,100	1,100	第2会議室	550	700	700	1,250	1,400	1,950	1,950	第3会議室	550	700	700	1,250	1,400	1,950	1,950
	区分		使用時間帯及び使用料																																																																																						
			午前	午後	夜間	昼間	午後及び夜間	全日	深夜																																																																																
		9～12時	13～17時	18～22時	9～17時	13～22時	9～22時	22～9時																																																																																	
	本館	講堂	1,700	2,350	2,350	4,050	4,700	6,400	6,400																																																																																
		第1会議室	550	700	700	1,250	1,400	1,950	1,950																																																																																
第2会議室		750	1,000	1,000	1,750	2,000	2,750	2,750																																																																																	
第1和室		300	400	400	700	800	1,100	1,100																																																																																	
分館	第2和室	300	400	400	700	800	1,100	1,100																																																																																	
	第1会議室	300	400	400	700	800	1,100	1,100																																																																																	
	第2会議室	550	700	700	1,250	1,400	1,950	1,950																																																																																	
第3会議室	550	700	700	1,250	1,400	1,950	1,950																																																																																		
芦乃湯会館駐車場使用料 (収容可能台数 22 台)																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用料</th> <th>1時間30分まで</th> <th>100円 (浴場利用者は無料)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>8時30分から23時30分まで</td> <td>30分ごとに100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>23時30分から翌日8時30分まで</td> <td>1時間ごとに100円</td> </tr> </tbody> </table>	使用料	1時間30分まで	100円 (浴場利用者は無料)		8時30分から23時30分まで	30分ごとに100円		23時30分から翌日8時30分まで	1時間ごとに100円																																																																																
使用料	1時間30分まで	100円 (浴場利用者は無料)																																																																																							
	8時30分から23時30分まで	30分ごとに100円																																																																																							
	23時30分から翌日8時30分まで	1時間ごとに100円																																																																																							
減額・免除の有無	免除・有 (免除) こどもの日、敬老の日の入浴料について、指定管理者から使用料免除の申請があったものについて認めている。																																																																																								
現行の料金の決定根拠・方針	公衆浴場入浴料金について「公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令」により、兵庫県知事が統制額 (上限額) の指定を行っている。なお、芦乃湯会館についてはその設置経緯等を考慮し、通常の一般公衆浴場よりも料金を安くしている。 集会施設の使用料及び駐車場使用料については近隣施設の状況を踏まえて料金設定している。																																																																																								
直近の見直し時期	過去 5 年間で使用料、手数料の見直し及び減額・免除についての見																																																																																								

(過去5ヵ年)	直しは行っていない(なお、共同浴場使用料の直近の改定は平成17年6月1日に実施。兵庫県知事が県内公衆浴場入浴料金の統制額を平成16年12月1日に増額改定したことに伴うもの)。
収納体制 収納方法	指定管理者である西宮市芦原協議会と地方自治法第158条第1項の規定により、「西宮市立芦乃湯会館使用料徴収事務委託契約」を締結している。指定管理者が徴収した使用料については、税外納付書で納付され、市の収入となっている。
近隣他市の 同種施設の 料金水準	伊丹市(ぎょうぎ温泉) 12歳以上370円、6歳以上12歳未満140円、6歳未満50円 宝塚市(ほっこり湯) 12歳以上250円、6歳以上12歳未満120円、6歳未満60円

【使用料の推移】

(単位：千円)

事業名	平成22年度	平成23年度	平成24年度
芦乃湯会館使用料	29,665	31,474	31,514
共同浴場	25,246	27,418	27,261
芦乃湯会館及び分館(大黒会館)	1,561	1,440	1,393
駐車場	2,859	2,616	2,861

(2) 実施した監査手続

- ・芦乃湯会館使用料についての所管課へのヒアリング
- ・使用料について受益者負担割合の検討
- ・施設の利用状況等の確認
- ・使用許可申請書の閲覧(監査人が任意にサンプルを抽出)
- ・指定管理者関係書類の閲覧(協定書及び事業報告書等)

(3) 監査の結果及び意見

使用料許可申請書の必要事項の一部に記載不備が見受けられた(結果)
芦乃湯会館及び分館(大黒会館)の使用許可申請書を閲覧したところ、以下のとおり一部の申請書において使用目的・内容や領収者個人印の不備が見受けられた。

書類名	許可番号	記載漏れ箇所
大黒会館使用許可申請書	第41号	使用目的・内容
芦乃湯会館使用許可申請書	第258号	同上
芦乃湯会館使用許可申請書	第252号	領収者個人印の押印

使用目的・内容は、使用を許可するかどうかの判断及び当該判断が適切であったかどうかを事後的に検証するために必要であり、使用料を誰が収

受したかを明らかにするために領収者個人の押印（若しくは署名）が必要である。適切に事務処理するよう努めるべきである。

受益者負担割合を改善するための対策を講じるべき（意見）

現状の芦乃湯会館使用にかかる受益者負担の状況は次のとおりである。

【平成 24 年度における受益者負担割合の状況】

交流施設		(単位:千円)				
各論番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
6	芦乃湯会館使用料 (共同浴場部分)	使用料	27,261	物件費	63,886	
		国・県支出金	-	人件費	6,078	
		その他	-	退職給付	678	
				減価償却費	7,811	
		合計	27,261	合計	78,453	
6	芦乃湯会館使用料 (貸館部分)	使用料	4,254	物件費	10,856	
		国・県支出金	-	人件費	676	
		その他	-	退職給付	75	
				減価償却費	5,656	
		合計	4,254	合計	17,263	

芦乃湯会館は市民の相互交流を通じて人権意識の向上と健康の増進を図るという政策目的を有している。芦乃湯会館は共同浴場部分と貸館部分（駐車場含む）から成っており、それぞれ施設の性質、すなわちあるべき受益者負担割合が異なる。

まず、共同浴場部分については、民間にも類似施設が存在しており、最終的に行政サービスを楽しむのは入浴する者であることから、受益者負担は 50%程度を目安にすることが望ましいと考える。一方、貸館部分は交流施設であり、公民館や地区市民館等と大きく異なる特徴を有しているわけではない。よって、公民館や地区市民館等と同じく、受益者負担割合 25%程度を目安にすることが望ましいと考える。

以上を踏まえると、貸館部分の受益者負担割合は 24.6%と概ね目安の 25%程度であり妥当であるのに対し、共同浴場部分の受益者負担割合は 34.7%と目安の 50%程度を下回っている。入浴料金の統制額は 410 円とされており（兵庫県告示第 1266 号、平成 20 年 12 月 19 日）、料金の引き上げには一定の制限はあるが、その範囲内での見直しやコストを削減するなどして受益者負担割合を向上させる対策を講じることが望まれる。

【 7 】 戸籍・住民票等証明書手数料等

(1) 概要

項目	内容				
手数料名	戸籍・住民票等証明書手数料				
所管課	市民課ほか				
法令等	戸籍法・住民基本台帳法				
条例等	西宮市手数料条例、同施行規則				
料金の説明	戸籍・住民票等証明書の発行手数料				
	(単位:円)				
	区 分			単 価	
	戸	受理等証明	記載事項証明書	戸籍	350
				除籍	450
				届書	350
		受理証明書	上質	1,400	
			普通	350	
		籍	除籍等	謄本	750
	抄本			750	
	戸籍		全部	450	
			全部(自)	400	
			全部(コ)	400	
			一部	450	
			一部(自)	400	
	一部(コ)	400			
	印鑑	印鑑登録証		100	
印鑑登録証明書		300			
印鑑登録証明書(自動交付機)		200			
印鑑登録証明書(コンビニ交付)		200			

		(単位:円)		
		区 分	単 価	
	住 民 票	戸籍附票の写し	300	
		補助簿の閲覧	300	
		住民票の写し	300	
		住民票の写し(自動交付機)	200	
		住民票の写し(コンビニ交付)	200	
		住民票記載事項証明書	300	
		住民票記載事項証明書(自交機)	200	
		広域交付住民票	300	
		住民基本台帳カード	500	
		にしのみやカード	500	
	諸 証 明	埋火葬許可証記載事項証明	300	
		不在籍(不登録)証明書	300	
		身分証明書	300	
		外国人登録済証明書	300	
		外国人登録済証明書(自交機)	200	
		その他	300	
		税務証明書(自動交付機)	200	
	税務証明書(コンビニ)	200		
	減額・免除の有無	減額・免除：有 (減額) 西宮市手数料条例付則により、自動交付機及びコンビニ交付で発行される証明書については、住民票・住民票記載事項証明書及び課税証明書は「300円 200円」、戸籍証明書は「450円 400円」		

	区 分		手数料の根拠及び方針
	<p>現行の料金の 決定根拠・方針</p>	受 理 等 証 明 戸 籍	記載事項証明書
受理証明書			
除籍等			
謄 抄 本 戸籍			
印 鑑		印鑑登録証	西宮市手数料条例施行規則第4条:実費徴収
		印鑑登録証明書	
		印鑑登録証明書(自動交付機)	
		印鑑登録証明書(コンビニ交付)	
住 民 票		戸籍附票の写し	
		補助簿の閲覧	
		住民票の写し	
		住民票の写し(自動交付機)	
		住民票の写し(コンビニ交付)	
		住民票記載事項証明書	
		住民票記載事項証明書(自交機)	
		広域交付住民票	
		住民基本台帳カード	
		にしのみやカード	
諸 証 明		埋火葬許可証記載事項証明	
		不在籍(不登録)証明書	
		身分証明書	
		外国人登録済証明書	
		外国人登録済証明書(自交機)	
		その他	
税務証明書(自動交付機) 税務証明書(コンビニ)			
直近の見直し時期 (過去5ヵ年)		概ね5年毎に見直しを行っている(具体的には、証明書1件当たり標準経費(電算処理費、人件費、物件費の合計)を算出し、その上昇率と手数料を改定した場合の引上率を比較して改定の要否を決定してい	

	る(50円単位でしか引き上げないため)。最近の見直し状況は、平成4年度(200円 250円)、平成10年度(250円 300円)、平成16年度(改定見送り)、平成21年度(改定見送り)。										
収納体制 収納方法	毎日銀行へ納付										
近隣他市の 料金水準	(単位:円)										
	区 分		西宮市	神戸市	尼崎市	伊丹市	芦屋市	宝塚市	川西市		
	戸 受 理 等 証 明	記載事項証明書	戸籍	350	350	350	350	350	350	350	
			除籍	450	450	450	450	450	450	450	
			届書	350	350	350	350	350	350	350	
		受理証明書	上質	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	
			普通	350	350	350	350	350	350	350	
		戸 籍	除籍等	謄本	750	750	750	750	750	750	750
	抄本			750	750	750	750	750	750	750	
	謄 抄 本		戸籍	全部	450	450	450	450	450	450	450
				全部(自)	400	-	-	-	-	-	-
				全部(コ)	400	-	-	-	-	-	-
				一部	450	450	450	450	450	450	450
				一部(自)	400	-	-	-	-	-	-
				一部(コ)	400	-	-	-	-	-	-
	印 鑑		印鑑登録証		100	無料	200	200	無料	250	200
			印鑑登録証明書		300	300	300	300	300	300	300
		印鑑登録証明書(自動交付機)		200	-	-	-	-	-	-	
		印鑑登録証明書(コンビニ交付)		200	-	-	-	-	-	-	
	住 民 票	戸籍附票の写し		300	300	300	300	300	300	300	
		補助簿の閲覧		300	300	300	300	300	300	300	
		住民票の写し		300	300	300	300	300	300	300	
		住民票の写し(自動交付機)		200	-	-	-	-	-	-	
		住民票の写し(コンビニ交付)		200	-	-	-	-	-	-	
		住民票記載事項証明書		300	300	300	300	300	300	300	
		住民票記載事項証明書(自交機)		200	-	-	-	-	-	-	
		広域交付住民票		300	300	300	300	300	300	300	
		住民基本台帳カード		500	500	500	500	500	500	500	
	諸 証 明	にのみやカード		500	-	-	-	-	-	-	
		埋火葬許可証記載事項証明		300	300	300	300	300	300	300	
不在籍(不登録)証明書		300	300	300	300	300	300	300			
身分証明書		300	300	300	300	300	300	300			
外国人登録済証明書		300	-	-	-	-	-	-			
外国人登録済証明書(自交機)		200	-	-	-	-	-	-			
その他		300	300	300	300	300	300	300			
税務証明書(自動交付機)		200	-	-	-	-	-	-			
税務証明書(コンビニ)		200	-	-	-	-	-	-			

【手数料の推移】

(単位:千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
戸籍・住民票等証明書手数料等	180,394	178,559	180,082

(2) 実施した監査手続

- ・ 戸籍・住民票等証明書手数料について所管課へのヒアリング
- ・ 手数料について受益者負担割合の検討

(3) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

【 8 】貝類館使用料（観覧料）

（ 1 ）概要

項目	内容
使用料名	貝類館使用料（観覧料）
所管課	文化振興課
法令等	-
条例等	西宮市貝類館条例、同施行規則
料金の説明	<p>使用料の概要</p> <p>貝類館に入館するための観覧料。</p> <p>使用料</p> <p>大人 200 円・子ども（小・中学生）100 円 （20 人以上は団体割引）大人 160 円・子ども 80 円</p>
減額・免除の有無	<p>減額・免除：有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免除...主に、市が主催する施設見学会等の文化・学習行事、市内外の小中学校による見学、学術研究目的に訪れる大学等の研究者、ひょうごっ子ココロンカード、のびのびパスポートを提示した兵庫県内の小中学生。 ・減額（団体料金）...会員数や、会報誌の掲載により貝類館のPRにつながると判断された団体の会員証を提示した者。 ・減額（半額料金）...市内在住の 65 歳以上の者、又は自治体が発行する「身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳・戦傷病者手帳」のいずれかを提示した者。
現行の料金の決定根拠・方針	市民共有の文化・学術資料を、広く生涯学習に役立てる観点から、大谷記念美術館や近隣の博物館等の観覧料を参考に、利用者の大きな負担にならないよう料金を設定。
直近の見直し時期（過去 5 年）	<p>減額についての見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（団体料金）...ベネフィットワン（平成 21 年度実施） ・JAF（平成 23 年度実施） ・（半額料金）...市内在住の 65 歳以上の者、又は自治体が発行する「身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳・戦傷病者手帳」のいずれかを提示した者（平成 25 年度実施）
収納体制 収納方法	貝類館は、受付業務を業者に委託しており、収納にあたっては、地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定に基づき、貝類館観覧料徴収事務を受託業者が行っている。収納方法は、入館受付で徴収した観覧料を、日別に貝類館にいる市職員が保管し、当課で打ち出す納付書にて西宮市指定金融機関、西宮市指定代理金融機関及び西宮市収納代理金融機関に収納する。
近隣他市の同種施設の料金水準	<ul style="list-style-type: none"> ・西宮市大谷記念美術館（常設展） 大人 200 円・小中高大生 100 円 ・兵庫県立人と自然の博物館 大人 200 円・高大生 150 円・小中学生 100 円 ・神戸市立博物館 大人 200 円・高大生 150 円・小中学生 100 円 ・明石市立文化博物館 大人 200 円・高大生 150 円・小中学生 100 円

【観覧料の推移】

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
貝類館使用料(観覧料)	1,193	1,001	1,133

(2) 実施した監査手続

- ・ 貝類館使用料(観覧料)について所管課へのヒアリング
- ・ 使用料について受益者負担割合の検討
- ・ 施設の利用状況等の確認
- ・ 委託契約書及び委託業務完了報告書の確認

(3) 監査の結果及び意見

施設のあり方を見直し、利用者増加の方策を検討すべき(意見)

平成 24 年度における貝類館の施設運営等にかかるコストのうち、入館者の観覧料で賄われる受益者負担の状況は次のとおりである。

【平成 24 年度における受益者負担割合の状況】

博物館

(単位：千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者等 負担割合 (C) = (A)/(B)
8	貝類館使用料(観覧料)	使用料	1,133	物件費	27,088	
		国・県支出金	-	人件費	11,418	
		その他	-	退職給付	1,274	
				減価償却費	2,819	
		合計	1,133	合計	42,599	

貝類館は博物館という性質上、収益性を追求すべきものではないが、受益者負担割合は 2.7%と低水準であり、来館者を増やす、もしくは、経費削減を図る取組をより積極的に行うことが必要である。

貝類館への入館者が低迷する中で、平成 25 年度から「市内在住の 65 歳以上の者、又は自治体が発行する「身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳・戦傷病者手帳」のいずれかを提示した者。」に対し、観覧料の半額免除を実施し利用者の増加を図っているが、ホームページ等での広報は行っておらず受付での掲示のみとなっている。利用者の増加のためには、料金の免除制度について受付での掲示にとどまらずホームページ等にて掲載を行い、利用者に周知することが望まれる。

また、現在、貝類館は貝類専門の博物館であり貝に特化した展示にとどまるが、利用者増加のためには、より魅力的な施設としていくことが望まれる。例えば、近隣には甲子園浜自然環境センターがあり、同施設内のミニミニ水族館は魚などの生き物が飼育、展示されている施設もある。これら両施設の利用対象者は重複する部分もあるため、一箇所でより多くの展

示等がなされれば利用者の満足度は高まり、利用者の増加も期待できるのではないかと思われる。同施設との連携強化や、施設の集約等を検討することで両施設の管理維持経費の削減も可能であると考ええる。

このような視点で、一定の受益者負担を確保するために、利用者の増加と効率的な施設運営との対策を図り、より魅力的な施設となる様な施設のあり方を検討すべきである。

【 9 】 大学交流センター使用料

(1) 概要

項目	内容																																									
使用料名	大学交流センター使用料																																									
所管課	大学・生涯学習推進課																																									
法令等	-																																									
条例等	西宮市大学交流センター条例、同施行規則																																									
料金の説明	<p>使用料の概要 大学交流センターの使用料。 センターの使用の許可を受けた者は、条例に定める使用料を前納する。</p> <p>使用料の額 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前 10 時から 正午まで</th> <th>午後 1 時から 午後 3 時まで</th> <th>午後 3 時 30 分 から午後 5 時 30 分まで</th> <th>午後 6 時から 午後 9 時 30 分 まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大講義室</td> <td>3,500</td> <td>3,500</td> <td>3,500</td> <td>6,100</td> </tr> <tr> <td>講義室 1</td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> <td>2,700</td> </tr> <tr> <td>講義室 2</td> <td>1,400</td> <td>1,400</td> <td>1,400</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>講義室 3</td> <td>900</td> <td>900</td> <td>900</td> <td>1,700</td> </tr> <tr> <td>セミナー室 1</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>セミナー室 2</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>1,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>使用者が市民ではない場合は、5割に相当する額を加算する。</p> <p>2 附属設備の種類及び使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>単位</th> <th>使用料(1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パーソナルコンピューター</td> <td>1台</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前 10 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時 30 分 から午後 5 時 30 分まで	午後 6 時から 午後 9 時 30 分 まで	大講義室	3,500	3,500	3,500	6,100	講義室 1	1,500	1,500	1,500	2,700	講義室 2	1,400	1,400	1,400	2,400	講義室 3	900	900	900	1,700	セミナー室 1	600	600	600	1,100	セミナー室 2	800	800	800	1,500	品目	単位	使用料(1時間につき)	パーソナルコンピューター	1台	100円
区分	午前 10 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時 30 分 から午後 5 時 30 分まで	午後 6 時から 午後 9 時 30 分 まで																																						
大講義室	3,500	3,500	3,500	6,100																																						
講義室 1	1,500	1,500	1,500	2,700																																						
講義室 2	1,400	1,400	1,400	2,400																																						
講義室 3	900	900	900	1,700																																						
セミナー室 1	600	600	600	1,100																																						
セミナー室 2	800	800	800	1,500																																						
品目	単位	使用料(1時間につき)																																								
パーソナルコンピューター	1台	100円																																								
減額・免除の有無	<p>減額・免除：有 西宮市大学交流センター条例施行規則第6条2 免除：大学相互又は大学と地域社会の連携を促進する事業に使用する 場合であって、大学又は大学が加盟する団体が市長が認めるものが当 該事業を運営するとき。 減額：大学に所属する教員若しくは学生又はそれらの団体が使用する 場合であって、当該使用するものが本市に住所を有していないとき 条例別表備考第1項の規定による加算額(市外加算額)</p> <p>【考え方】 条例に定める施設の設置目的である事業について免除・減免を行っ ている。</p>																																									
現行の料金の 決定根拠・方針	$\frac{1\text{時間当たりの使用料} = \left[\left(\text{建物推定時価} \times \frac{5}{1,000} \times 12\text{ヶ月} \right) + (\text{年間維持管理経費} + \text{人件費}) \right] \times \text{使用面積}}{(\text{建物延べ床面積} \times 365\text{日} \times \text{開館時間})} \times \text{調整率} (0.65)}$ <p>=8.37円</p>																																									
直近の見直し時期 (過去5ヵ年)	料金改定の検討はしていない。																																									

<p>収納体制 収納方法</p>	<p>後納（公用）以外は、窓口担当職員が現金で収納、収納した現金は金庫にて保管し、翌金融機関営業日に納付している。後納は許可と同時に納付書を発行し、使用する課が納付する。</p>																																																																																																																														
<p>近隣他市の 同種施設の 料金水準</p>	<p>1. キャンパスプラザ京都 *大学用料金表</p> <table border="1" data-bbox="483 439 1366 1014"> <tr> <th>一般用</th> <th>9:00～ 10:30</th> <th>10:50 ～ 12:20</th> <th>12:40 ～ 14:10</th> <th>14:30 ～ 16:00</th> <th>16:20 ～ 17:50</th> <th>18:10 ～ 19:40</th> <th>20:00 ～ 21:30</th> </tr> <tr> <td>第1講義室 289席</td> <td>3,500 円</td> <td>3,500 円</td> <td>3,500 円</td> <td>3,500 円</td> <td>3,500 円</td> <td>5,200 円</td> <td>5,200 円</td> </tr> <tr> <td>第2講義室 289席</td> <td>3,500 円</td> <td>3,500 円</td> <td>3,500 円</td> <td>3,500 円</td> <td>3,500 円</td> <td>5,200 円</td> <td>5,200 円</td> </tr> <tr> <td>第3講義室 170席</td> <td>2,400 円</td> <td>2,400 円</td> <td>2,400 円</td> <td>2,400 円</td> <td>2,400 円</td> <td>3,550 円</td> <td>3,550 円</td> </tr> <tr> <td>第4講義室 90席</td> <td>1,450 円</td> <td>1,450 円</td> <td>1,450 円</td> <td>1,450 円</td> <td>1,450 円</td> <td>2,200 円</td> <td>2,200 円</td> </tr> <tr> <td>第1～4 演習室 30席</td> <td>550円</td> <td>550円</td> <td>550円</td> <td>550円</td> <td>550円</td> <td>800円</td> <td>800円</td> </tr> </table> <p>*一般用料金表</p> <table border="1" data-bbox="483 1077 1366 1653"> <tr> <th>一般用</th> <th>9:00～ 10:30</th> <th>10:50 ～ 12:20</th> <th>12:40 ～ 14:10</th> <th>14:30 ～ 16:00</th> <th>16:20 ～ 17:50</th> <th>18:10～ 19:40</th> <th>20:00～ 21:30</th> </tr> <tr> <td>第1講義室 289席</td> <td>9,800 円</td> <td>9,800 円</td> <td>9,800 円</td> <td>9,800 円</td> <td>9,800 円</td> <td>14,500 円</td> <td>14,500 円</td> </tr> <tr> <td>第2講義室 289席</td> <td>9,800 円</td> <td>9,800 円</td> <td>9,800 円</td> <td>9,800 円</td> <td>9,800 円</td> <td>14,500 円</td> <td>14,500 円</td> </tr> <tr> <td>第3講義室 170席</td> <td>6,700 円</td> <td>6,700 円</td> <td>6,700 円</td> <td>6,700 円</td> <td>6,700 円</td> <td>9,900 円</td> <td>9,900 円</td> </tr> <tr> <td>第4講義室 90席</td> <td>4,000 円</td> <td>4,000 円</td> <td>4,000 円</td> <td>4,000 円</td> <td>4,000 円</td> <td>6,100 円</td> <td>6,100 円</td> </tr> <tr> <td>第1～4 演習室 30席</td> <td>1500 円</td> <td>1500 円</td> <td>1500 円</td> <td>1500 円</td> <td>1500 円</td> <td>2,200 円</td> <td>2,200 円</td> </tr> </table> <p>2. キャンパスポート大阪・・・第4ビル *施設使用料1</p> <table border="1" data-bbox="483 1744 1366 2022"> <tr> <th>施設名</th> <th>定員</th> <th>午前 (10:00- 12:30)</th> <th>午後 (13:00- 17:00)</th> <th>夜間 (17:30- 21:00)</th> <th>終日</th> </tr> <tr> <td>ルームA</td> <td>42</td> <td>3,500円</td> <td>4,200円</td> <td>4,200円</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>ルームD</td> <td>57</td> <td>4,500円</td> <td>5,500円</td> <td>5,500円</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>ルームE</td> <td>60</td> <td>4,500円</td> <td>5,500円</td> <td>5,500円</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>ルームD +E</td> <td>117</td> <td>8,500円</td> <td>10,000円</td> <td>10,000円</td> <td>26,000円</td> </tr> </table>	一般用	9:00～ 10:30	10:50 ～ 12:20	12:40 ～ 14:10	14:30 ～ 16:00	16:20 ～ 17:50	18:10 ～ 19:40	20:00 ～ 21:30	第1講義室 289席	3,500 円	3,500 円	3,500 円	3,500 円	3,500 円	5,200 円	5,200 円	第2講義室 289席	3,500 円	3,500 円	3,500 円	3,500 円	3,500 円	5,200 円	5,200 円	第3講義室 170席	2,400 円	2,400 円	2,400 円	2,400 円	2,400 円	3,550 円	3,550 円	第4講義室 90席	1,450 円	1,450 円	1,450 円	1,450 円	1,450 円	2,200 円	2,200 円	第1～4 演習室 30席	550円	550円	550円	550円	550円	800円	800円	一般用	9:00～ 10:30	10:50 ～ 12:20	12:40 ～ 14:10	14:30 ～ 16:00	16:20 ～ 17:50	18:10～ 19:40	20:00～ 21:30	第1講義室 289席	9,800 円	9,800 円	9,800 円	9,800 円	9,800 円	14,500 円	14,500 円	第2講義室 289席	9,800 円	9,800 円	9,800 円	9,800 円	9,800 円	14,500 円	14,500 円	第3講義室 170席	6,700 円	6,700 円	6,700 円	6,700 円	6,700 円	9,900 円	9,900 円	第4講義室 90席	4,000 円	4,000 円	4,000 円	4,000 円	4,000 円	6,100 円	6,100 円	第1～4 演習室 30席	1500 円	1500 円	1500 円	1500 円	1500 円	2,200 円	2,200 円	施設名	定員	午前 (10:00- 12:30)	午後 (13:00- 17:00)	夜間 (17:30- 21:00)	終日	ルームA	42	3,500円	4,200円	4,200円	11,000円	ルームD	57	4,500円	5,500円	5,500円	14,000円	ルームE	60	4,500円	5,500円	5,500円	14,000円	ルームD +E	117	8,500円	10,000円	10,000円	26,000円
一般用	9:00～ 10:30	10:50 ～ 12:20	12:40 ～ 14:10	14:30 ～ 16:00	16:20 ～ 17:50	18:10 ～ 19:40	20:00 ～ 21:30																																																																																																																								
第1講義室 289席	3,500 円	3,500 円	3,500 円	3,500 円	3,500 円	5,200 円	5,200 円																																																																																																																								
第2講義室 289席	3,500 円	3,500 円	3,500 円	3,500 円	3,500 円	5,200 円	5,200 円																																																																																																																								
第3講義室 170席	2,400 円	2,400 円	2,400 円	2,400 円	2,400 円	3,550 円	3,550 円																																																																																																																								
第4講義室 90席	1,450 円	1,450 円	1,450 円	1,450 円	1,450 円	2,200 円	2,200 円																																																																																																																								
第1～4 演習室 30席	550円	550円	550円	550円	550円	800円	800円																																																																																																																								
一般用	9:00～ 10:30	10:50 ～ 12:20	12:40 ～ 14:10	14:30 ～ 16:00	16:20 ～ 17:50	18:10～ 19:40	20:00～ 21:30																																																																																																																								
第1講義室 289席	9,800 円	9,800 円	9,800 円	9,800 円	9,800 円	14,500 円	14,500 円																																																																																																																								
第2講義室 289席	9,800 円	9,800 円	9,800 円	9,800 円	9,800 円	14,500 円	14,500 円																																																																																																																								
第3講義室 170席	6,700 円	6,700 円	6,700 円	6,700 円	6,700 円	9,900 円	9,900 円																																																																																																																								
第4講義室 90席	4,000 円	4,000 円	4,000 円	4,000 円	4,000 円	6,100 円	6,100 円																																																																																																																								
第1～4 演習室 30席	1500 円	1500 円	1500 円	1500 円	1500 円	2,200 円	2,200 円																																																																																																																								
施設名	定員	午前 (10:00- 12:30)	午後 (13:00- 17:00)	夜間 (17:30- 21:00)	終日																																																																																																																										
ルームA	42	3,500円	4,200円	4,200円	11,000円																																																																																																																										
ルームD	57	4,500円	5,500円	5,500円	14,000円																																																																																																																										
ルームE	60	4,500円	5,500円	5,500円	14,000円																																																																																																																										
ルームD +E	117	8,500円	10,000円	10,000円	26,000円																																																																																																																										

ルーム F	18	1,500 円	1,800 円	1,800 円	4,500 円
ルーム G	16	1,500 円	1,800 円	1,800 円	4,500 円
*施設使用料 2・その他の使用					
施設名	定員	午前 (10:00- 12:30)	午後 (13:00- 17:00)	夜間 (17:30- 21:00)	終日
ルーム A	42	5,600 円	7,500 円	7,500 円	20,000 円
ルーム D	57	8,200 円	11,000 円	11,000 円	28,000 円
ルーム E	60	8,200 円	11,000 円	11,000 円	28,000 円
ルーム D +E	117	15,000 円	20,000 円	20,000 円	52,000 円
ルーム F	18	2,400 円	3,200 円	3,200 円	8,500 円
ルーム G	16	2,400 円	3,200 円	3,200 円	8,500 円

【平成 24 年度部屋別利用区分別稼働率】

室名	利用可能 単位数 件	区分	利用件数 件	利用率 %
大講義室	308	午前	127	41.2%
	308	午後1	196	63.6%
	308	午後2	151	49.0%
	308	夜間	147	47.7%
	1,232	合計	621	50.4%
講義室 1	308	午前	156	50.6%
	308	午後1	178	57.8%
	308	午後2	168	54.5%
	308	夜間	174	56.5%
	1,232	合計	676	54.9%
講義室 2	308	午前	134	43.5%
	308	午後1	175	56.8%
	308	午後2	132	42.9%
	308	夜間	172	55.8%
	1,232	合計	613	49.8%
講義室 3	308	午前	308	100.0%
	308	午後1	308	100.0%
	308	午後2	172	55.8%
	308	夜間	184	59.7%
	1,232	合計	972	78.9%
セミナー室 1	308	午前	186	60.4%
	308	午後1	233	75.6%
	308	午後2	197	64.0%
	308	夜間	214	69.5%
	1,232	合計	830	67.4%
セミナー室 2	308	午前	147	47.7%
	308	午後1	198	64.3%
	308	午後2	177	57.5%
	308	夜間	182	59.1%
	1,232	合計	704	57.1%
全体	1,848	午前	1,058	57.3%
	1,848	午後1	1,288	69.7%
	1,848	午後2	997	54.0%
	1,848	夜間	1,073	58.1%
	7,392	合計	4,416	59.7%

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
大学交流センター使用料	5,355	5,128	5,043

(2) 実施した監査手続

- ・ 大学交流センター使用料について所管課へのヒアリング
- ・ 使用料について受益者負担割合の検討
- ・ 施設の利用状況の確認
- ・ 減免許可申請書の閲覧 (監査人が任意にサンプルを抽出)

(3) 監査の結果及び意見

使用料の減免対象範囲の見直しを検討すべき (意見)

現状の大学交流センター使用にかかる受益者負担の状況は次のとおりである。

【平成 24 年度における受益者負担割合の状況】

交流施設

(単位：千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
9	大学交流センター使用料	使用料	5,043	物件費	50,040	
		国・県支出金	-	人件費	16,082	
		その他	-	退職給付	1,794	
				減価償却費	8,389	
				調整額(*)	14,111	
	合計	5,043	合計	62,194	8.1%	

(*)カレッジタウン推進事業費について内訳不明のため、まとめて控除。

大学交流センターはその施設の性質から、民間に類似施設は存在せず収益確保を見込む施設ではない。大学や地域交流などの目的での必要性もあることから、受益者負担としては 25%程度を目安にすることが望ましいと考える。

大学交流センターは、市内に所在する大学及び短期大学相互並びに大学と地域社会の連携を促進することを目的に設置されており、設置目的にあった施設の使用については使用料が免除となることから、大半の使用について使用料が免除されている。例えば、平成 24 年 3 月に申請が行われた使用料の減免件数は 29 件であり、このうち西宮市大学交流協議会の「学生・社会人パソコン利用」目的のための減免が 26 件である (3 月は共通単位講座などほかのイベントが少ないことも影響している)。こうした状況から、現状の大学交流センターの受益者負担割合は 8.1%と低い水準にある。

当該施設の管理運営には年間 62,194 千円のコストが発生しており、利用者は施設利用により一定の便益を享受しているのであるから、当該施設使

用についても受益と負担の公平性を確保する観点から、一定の負担を求めることも検討の余地があると考える。

設置目的に即した施設の使用においても、使用料を免除するのではなく一定の負担を求めることが望ましく、使用料の減免対象範囲や減免方法の見直しを検討すべきである。

【10】市民会館使用料

(1) 概要

項目	内容																																																																																																														
使用料名	市民会館使用料																																																																																																														
所管課	文化振興課																																																																																																														
法令等	-																																																																																																														
条例等	西宮市市民ホール条例、同施行規則																																																																																																														
料金の説明	市民会館会議室、ギャラリー及びアミティホールの施設使用料。 施設使用料と付属設備使用料があり、施設使用料は下表のとおり。 (単位：円)																																																																																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区 分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>昼間</th> <th>午後及び夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>午前9時から 正午まで</th> <th>午後1時から 午後5時まで</th> <th>午後6時から 午後10時まで</th> <th>午前9時から 午後5時まで</th> <th>午後1時から 午後10時まで</th> <th>午前9時から 午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ホール</td> <td rowspan="2">平日</td> <td>2階の客席を使用しない場合</td> <td>22,200</td> <td>29,600</td> <td>29,600</td> <td>51,800</td> <td>59,200</td> <td>81,400</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合</td> <td>29,100</td> <td>38,900</td> <td>38,900</td> <td>68,000</td> <td>77,800</td> <td>106,900</td> </tr> <tr> <td>土・日曜・休日</td> <td>36,400</td> <td>48,600</td> <td>48,600</td> <td>85,000</td> <td>97,200</td> <td>133,600</td> </tr> <tr> <td colspan="2">大会議室101</td> <td>4,000</td> <td>5,400</td> <td>5,400</td> <td>9,400</td> <td>10,800</td> <td>14,800</td> </tr> <tr> <td colspan="2">中会議室401</td> <td>3,500</td> <td>4,700</td> <td>4,700</td> <td>8,200</td> <td>9,400</td> <td>12,900</td> </tr> <tr> <td colspan="2">中会議室301</td> <td>2,700</td> <td>3,600</td> <td>3,600</td> <td>6,300</td> <td>7,200</td> <td>9,900</td> </tr> <tr> <td colspan="2">中会議室501</td> <td>2,100</td> <td>2,800</td> <td>2,800</td> <td>4,900</td> <td>5,600</td> <td>7,700</td> </tr> <tr> <td colspan="2">中会議室502</td> <td>2,000</td> <td>2,600</td> <td>2,600</td> <td>4,600</td> <td>5,200</td> <td>7,200</td> </tr> <tr> <td colspan="2">中会議室503</td> <td>2,000</td> <td>2,700</td> <td>2,700</td> <td>4,700</td> <td>5,400</td> <td>7,400</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小会議室402・403 ・302・303</td> <td>1,100</td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> <td>2,600</td> <td>3,000</td> <td>4,100</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小会議室601・602</td> <td>800</td> <td>1,100</td> <td>1,100</td> <td>1,900</td> <td>2,200</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ギャラリー</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>3,700</td> </tr> </tbody> </table>		区 分		午前	午後	夜間	昼間	午後及び夜間	全日	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	ホール	平日	2階の客席を使用しない場合	22,200	29,600	29,600	51,800	59,200	81,400	上記以外の場合	29,100	38,900	38,900	68,000	77,800	106,900	土・日曜・休日	36,400	48,600	48,600	85,000	97,200	133,600	大会議室101		4,000	5,400	5,400	9,400	10,800	14,800	中会議室401		3,500	4,700	4,700	8,200	9,400	12,900	中会議室301		2,700	3,600	3,600	6,300	7,200	9,900	中会議室501		2,100	2,800	2,800	4,900	5,600	7,700	中会議室502		2,000	2,600	2,600	4,600	5,200	7,200	中会議室503		2,000	2,700	2,700	4,700	5,400	7,400	小会議室402・403 ・302・303		1,100	1,500	1,500	2,600	3,000	4,100	小会議室601・602		800	1,100	1,100	1,900	2,200	3,000	ギャラリー		-	-	-	-	-	3,700
	区 分				午前	午後	夜間	昼間	午後及び夜間	全日																																																																																																					
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで																																																																																																							
	ホール	平日	2階の客席を使用しない場合	22,200	29,600	29,600	51,800	59,200	81,400																																																																																																						
			上記以外の場合	29,100	38,900	38,900	68,000	77,800	106,900																																																																																																						
		土・日曜・休日	36,400	48,600	48,600	85,000	97,200	133,600																																																																																																							
	大会議室101		4,000	5,400	5,400	9,400	10,800	14,800																																																																																																							
	中会議室401		3,500	4,700	4,700	8,200	9,400	12,900																																																																																																							
	中会議室301		2,700	3,600	3,600	6,300	7,200	9,900																																																																																																							
	中会議室501		2,100	2,800	2,800	4,900	5,600	7,700																																																																																																							
	中会議室502		2,000	2,600	2,600	4,600	5,200	7,200																																																																																																							
	中会議室503		2,000	2,700	2,700	4,700	5,400	7,400																																																																																																							
	小会議室402・403 ・302・303		1,100	1,500	1,500	2,600	3,000	4,100																																																																																																							
	小会議室601・602		800	1,100	1,100	1,900	2,200	3,000																																																																																																							
ギャラリー		-	-	-	-	-	3,700																																																																																																								
減額・免除の有無	無																																																																																																														
現行の料金の 決定根拠・方針	<p>(ホール使用料)</p> $1\text{時間当たりの使用料} = \frac{\left[(\text{建物推定時価} \times \frac{5}{1,000} \times 12\text{ヶ月}) + (\text{年間維持管理経費} + \text{人件費}) \right] \times \text{使用面積}}{(\text{建物延べ床面積} \times 365\text{日} \times \text{開館時間})} \times \text{調整率} (0.65)$ <p>=4.52 円</p> <p>なお、平日料金は、上記により算出された額(切捨て前)に 0.8 を乗じた額を基本使用料(100 円未満切捨て)とする。</p> <p>(付属設備使用料)</p> <p>取得価格、耐用年数、年間使用予定件数をもとに算出している。</p>																																																																																																														
	直近の見直し時期 (過去5 年)	<p>使用料について</p> <ul style="list-style-type: none"> ホールの平日における1階座席のみの利用の場合の使用料区分を新設し、また、会議室については、結婚式の披露宴用に作られ、ほかの会議室よりも高く設定されている会議室の料金を平成22年4月1日に改定している。 ほかの会議室と比べ、稼働率の低い会議室の料金を平成25年4月1 																																																																																																													

	日に改定している。
収納体制 収納方法	市民会館は、指定管理者制度を導入しており、収納にあたっては、地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、市民ホールの使用料等徴収事務を指定管理者が行っている。 収納方法は、使用受付にあたり徴収された使用料を、翌日（翌日が金融機関の営業日でないときは最初の営業日）までに西宮市指定金融機関、西宮市指定代理金融機関及び西宮市収納代理金融機関に収納する。
近隣他市の 同種施設の 料金水準	芦屋ルナホール（定員700名）（昭和45年開館） 平日（午前）36,000円（午後）45,600円（夜間）54,000円 土日祝（午前）40,800円（午後）50,400円（夜間）57,600円 いたみホール（定員1,202名）（平成10年開館） 平日（午前）36,000円（午後）54,000円（夜間）54,000円 土日祝（午前）45,000円（午後）67,500円（夜間）67,500円

【使用料の推移】

（単位：千円）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
市民会館使用料	54,017	53,373	53,728

（2）実施した監査手続

- ・市民会館使用料について所管課へのヒアリング
- ・使用料について受益者負担割合の検討
- ・施設の利用状況の確認
- ・使用許可申請書の確認
- ・指定管理関係書類の閲覧（協定書及び事業報告書等）

（3）監査の結果及び意見

使用許可申請書の承認印漏れ（結果）

抽出サンプルにおいて、申請番号2013-001638-00の使用許可申請書の承認印欄への押印が漏れていた。使用許可申請について、内容や使用料について問題は無いかの確認と承認を適切に行うべきである。

引き続き稼働率向上を図るべき（意見）

現状の市民会館使用にかかる受益者負担の状況は次のとおりである。

【平成 24 年度における受益者負担割合の状況】

ホール・会議室等

(単位:千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
10	市民会館使用料	使用料	53,728	物件費	130,066	
		国・県支出金	-	人件費	1,045	
		その他	-	退職給付	117	
				減価償却費	55,895	
		合計	53,728	合計	187,123	

市民会館はその施設の性質から、民間にも類似施設が存在しておりある程度の収益確保が見込まれるものの、学校行事などの公的な目的での必要性もあるため、受益者負担としては 50%程度を目安にすることが望ましいと考える。

現状の市民会館の受益者負担割合は 28.7%となっており、目安となる水準の 50%と乖離が生じている原因としては、施設の稼働率が低いことが考えられる。

・稼働率の推移

平成22年度	平成23年度	平成24年度
45.7%	48.7%	49.1%

市民サービスの向上に資するためのバリアフリー対策や、ホールについて料金区分の新設、一部会議室の料金改定など実施しているが、引き続き施設利用者アンケート等の調査により、利用者の意見を聞き、その意見を分析することによって稼働率向上の対策を行う必要がある。

【11】市民ホール使用料

(1) 概要

項目	内容																																																																																																																																																																																								
使用料名	市民ホール使用料																																																																																																																																																																																								
所管課	文化振興課																																																																																																																																																																																								
法令等	-																																																																																																																																																																																								
条例等	西宮市市民ホール条例、同施行規則																																																																																																																																																																																								
料金の説明	<p>フレンテホール・甲東ホール・プレラホール・山口ホールの施設使用料と付属設備使用料。 施設使用料は下表のとおり。</p> <p><フレンテホール使用料> (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>昼間</th> <th>午後及び夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>午前9時から 正午まで</th> <th>午後1時から 午後5時まで</th> <th>午後6時から 午後10時まで</th> <th>午前9時から 午後5時まで</th> <th>午後1時から 午後10時まで</th> <th>午前9時から 午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ホール</td> <td>可動椅子及び音響・照明操作卓を使用しない場合</td> <td>12,100</td> <td>16,200</td> <td>16,200</td> <td>28,300</td> <td>32,400</td> <td>44,500</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合</td> <td>18,500</td> <td>24,700</td> <td>24,700</td> <td>43,200</td> <td>49,400</td> <td>67,900</td> </tr> <tr> <td>土・日曜・休日</td> <td>23,200</td> <td>30,900</td> <td>30,900</td> <td>54,100</td> <td>61,800</td> <td>85,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">練習室</td> <td>平日</td> <td>3,200</td> <td>4,300</td> <td>4,300</td> <td>7,500</td> <td>8,600</td> <td>11,800</td> </tr> <tr> <td>土・日曜・休日</td> <td>4,000</td> <td>5,400</td> <td>5,400</td> <td>9,400</td> <td>10,800</td> <td>14,800</td> </tr> </tbody> </table> <p><甲東ホール使用料> (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>昼間</th> <th>午後及び夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>午前9時から 正午まで</th> <th>午後1時から 午後5時まで</th> <th>午後6時から 午後10時まで</th> <th>午前9時から 午後5時まで</th> <th>午後1時から 午後10時まで</th> <th>午前9時から 午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ホール</td> <td>平日</td> <td>7,400</td> <td>9,900</td> <td>9,900</td> <td>17,300</td> <td>19,800</td> <td>27,200</td> </tr> <tr> <td>土・日曜・休日</td> <td>9,300</td> <td>12,400</td> <td>12,400</td> <td>21,700</td> <td>24,800</td> <td>34,100</td> </tr> <tr> <td>展示室</td> <td>3,700</td> <td>4,900</td> <td>4,900</td> <td>8,600</td> <td>9,800</td> <td>13,500</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1,500</td> <td>2,100</td> <td>2,100</td> <td>3,600</td> <td>4,200</td> <td>5,700</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>700</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,700</td> <td>2,000</td> <td>2,700</td> </tr> </tbody> </table> <p><プレラホール使用料> (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>昼間</th> <th>午後及び夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>午前9時から 正午まで</th> <th>午後1時から 午後5時まで</th> <th>午後6時から 午後10時まで</th> <th>午前9時から 午後5時まで</th> <th>午後1時から 午後10時まで</th> <th>午前9時から 午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ホール</td> <td>平日</td> <td>20,000</td> <td>26,600</td> <td>26,600</td> <td>46,600</td> <td>53,200</td> <td>73,200</td> </tr> <tr> <td>土・日曜・休日</td> <td>25,000</td> <td>33,300</td> <td>33,300</td> <td>58,300</td> <td>66,600</td> <td>91,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">練習室</td> <td>平日</td> <td>2,800</td> <td>3,700</td> <td>3,700</td> <td>6,500</td> <td>7,400</td> <td>10,200</td> </tr> <tr> <td>土・日曜・休日</td> <td>3,500</td> <td>4,700</td> <td>4,700</td> <td>8,200</td> <td>9,400</td> <td>12,900</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>3,500</td> <td>4,700</td> <td>4,700</td> <td>8,200</td> <td>9,400</td> <td>12,900</td> </tr> </tbody> </table> <p><山口ホール使用料> (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>昼間</th> <th>午後及び夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>午前9時から 正午まで</th> <th>午後1時から 午後5時まで</th> <th>午後6時から 午後10時まで</th> <th>午前9時から 午後5時まで</th> <th>午後1時から 午後10時まで</th> <th>午前9時から 午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ホール</td> <td>平日</td> <td>7,100</td> <td>9,500</td> <td>9,500</td> <td>16,600</td> <td>19,000</td> <td>26,100</td> </tr> <tr> <td>土・日曜・休日</td> <td>8,900</td> <td>11,900</td> <td>11,900</td> <td>20,800</td> <td>23,800</td> <td>32,700</td> </tr> <tr> <td>展示室</td> <td>600</td> <td>900</td> <td>900</td> <td>1,500</td> <td>1,800</td> <td>2,400</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	午前	午後	夜間	昼間	午後及び夜間	全日	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	ホール	可動椅子及び音響・照明操作卓を使用しない場合	12,100	16,200	16,200	28,300	32,400	44,500	上記以外の場合	18,500	24,700	24,700	43,200	49,400	67,900	土・日曜・休日	23,200	30,900	30,900	54,100	61,800	85,000	練習室	平日	3,200	4,300	4,300	7,500	8,600	11,800	土・日曜・休日	4,000	5,400	5,400	9,400	10,800	14,800	区 分	午前	午後	夜間	昼間	午後及び夜間	全日	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	ホール	平日	7,400	9,900	9,900	17,300	19,800	27,200	土・日曜・休日	9,300	12,400	12,400	21,700	24,800	34,100	展示室	3,700	4,900	4,900	8,600	9,800	13,500	会議室	1,500	2,100	2,100	3,600	4,200	5,700	調理室	700	1,000	1,000	1,700	2,000	2,700	区 分	午前	午後	夜間	昼間	午後及び夜間	全日	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	ホール	平日	20,000	26,600	26,600	46,600	53,200	73,200	土・日曜・休日	25,000	33,300	33,300	58,300	66,600	91,600	練習室	平日	2,800	3,700	3,700	6,500	7,400	10,200	土・日曜・休日	3,500	4,700	4,700	8,200	9,400	12,900	会議室	3,500	4,700	4,700	8,200	9,400	12,900	区 分	午前	午後	夜間	昼間	午後及び夜間	全日	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	ホール	平日	7,100	9,500	9,500	16,600	19,000	26,100	土・日曜・休日	8,900	11,900	11,900	20,800	23,800	32,700	展示室	600	900	900	1,500	1,800	2,400
	区 分		午前	午後	夜間	昼間	午後及び夜間	全日																																																																																																																																																																																	
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで																																																																																																																																																																																		
	ホール	可動椅子及び音響・照明操作卓を使用しない場合	12,100	16,200	16,200	28,300	32,400	44,500																																																																																																																																																																																	
		上記以外の場合	18,500	24,700	24,700	43,200	49,400	67,900																																																																																																																																																																																	
		土・日曜・休日	23,200	30,900	30,900	54,100	61,800	85,000																																																																																																																																																																																	
	練習室	平日	3,200	4,300	4,300	7,500	8,600	11,800																																																																																																																																																																																	
		土・日曜・休日	4,000	5,400	5,400	9,400	10,800	14,800																																																																																																																																																																																	
	区 分	午前	午後	夜間	昼間	午後及び夜間	全日																																																																																																																																																																																		
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで																																																																																																																																																																																		
	ホール	平日	7,400	9,900	9,900	17,300	19,800	27,200																																																																																																																																																																																	
		土・日曜・休日	9,300	12,400	12,400	21,700	24,800	34,100																																																																																																																																																																																	
	展示室	3,700	4,900	4,900	8,600	9,800	13,500																																																																																																																																																																																		
	会議室	1,500	2,100	2,100	3,600	4,200	5,700																																																																																																																																																																																		
	調理室	700	1,000	1,000	1,700	2,000	2,700																																																																																																																																																																																		
区 分	午前	午後	夜間	昼間	午後及び夜間	全日																																																																																																																																																																																			
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで																																																																																																																																																																																			
ホール	平日	20,000	26,600	26,600	46,600	53,200	73,200																																																																																																																																																																																		
	土・日曜・休日	25,000	33,300	33,300	58,300	66,600	91,600																																																																																																																																																																																		
練習室	平日	2,800	3,700	3,700	6,500	7,400	10,200																																																																																																																																																																																		
	土・日曜・休日	3,500	4,700	4,700	8,200	9,400	12,900																																																																																																																																																																																		
会議室	3,500	4,700	4,700	8,200	9,400	12,900																																																																																																																																																																																			
区 分	午前	午後	夜間	昼間	午後及び夜間	全日																																																																																																																																																																																			
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで																																																																																																																																																																																			
ホール	平日	7,100	9,500	9,500	16,600	19,000	26,100																																																																																																																																																																																		
	土・日曜・休日	8,900	11,900	11,900	20,800	23,800	32,700																																																																																																																																																																																		
展示室	600	900	900	1,500	1,800	2,400																																																																																																																																																																																			
減額・免除の有無	<p>減額・免除：有</p> <ul style="list-style-type: none"> 山口ホールについて、山口町の地域団体等が旧公民館の講堂の代わりとして公益を目的とする事業を実施する場合に施設使用料を免除している。 指定管理者の行う自主事業で、市が共催するものについて施設使用料を免除している。 																																																																																																																																																																																								

<p>現行の料金の 決定根拠・方針</p>	<p>ホール使用料</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>1時間当たりの使用料 =</p> $\frac{\left[(\text{建物推定時価} \times \frac{5}{1,000} \times 12\text{ヶ月}) + (\text{年間維持管理経費} + \text{人件費}) \right] \times \text{使用面積}}{(\text{建物延べ床面積} \times 365\text{日} \times \text{開館時間})} \times \text{調整率}$ <p style="text-align: right;">(0.65)</p> </div> <p>=18.01 円<フレンテホール> 7.58 円<甲東ホール> 14.51 円<プレラホール> 11.43 円<山口ホール></p> <p>なお、平日料金は、上記により算出された額（切捨て前）に 0.8 を乗じた額を基本使用料（100 円未満切捨て）とする。 付属設備使用料 取得価格、耐用年数、年間使用予定件数をもとに算出している。</p>
<p>直近の見直し時期 （過去 5 カ年）</p>	<p>フレンテホールにおいて、平成 23 年 4 月 1 日から比較的稼働率の低い平日に限定して、可動椅子を使用せずホールを平面的に利用し、かつ高度な音響・照明設備を使用せず使用者自ら音響・照明設備を操作する場合の利用に限った低料金区分を新設している。</p>
<p>収納体制 収納方法</p>	<p>4 ホールは、すべて指定管理者制度を導入しており、収納にあたっては、地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定に基づき、市民ホールの使用料等徴収事務を指定管理者が行っている。収納方法は、使用受付にあたり徴収された使用料を、翌日（翌日が金融機関の営業日でないときは最初の営業日）までに西宮市指定金融機関、西宮市指定代理金融機関及び西宮市収納代理金融機関に収納する。</p>
<p>近隣他市の 同種施設の 料金水準</p>	<p>宝塚ベガホール（定員 372 名）（昭和 55 年開館） 平日（午前）21,000 円（午後）29,600 円（夜間）34,900 円 土日祝（午前）24,300 円（午後）34,300 円（夜間）40,900 円 伊丹ラスタホール（定員 300 名）（平成 4 年開館） 平日（午前）12,000 円（午後）16,000 円（夜間）15,000 円 土日祝（午前）13,800 円（午後）18,400 円（夜間）17,200 円</p>

その他	・フレンテホール稼働率の推移			
		平成22年度	平成23年度	平成24年度
	ホール	50.4%	51.6%	62.7%
	練習室	37.1%	46.0%	49.1%
	合計	43.6%	48.8%	55.8%
	・甲東ホール稼働率の推移			
		平成22年度	平成23年度	平成24年度
	ホール	62.6%	61.2%	60.6%
	展示室	28.8%	30.8%	19.9%
	会議室	58.4%	60.0%	55.1%
	調理室	5.7%	6.2%	8.8%
	合計	38.7%	39.4%	35.9%
	・プレラホール稼働率の推移			
		平成22年度	平成23年度	平成24年度
	ホール	58.5%	61.2%	54.7%
	練習室	53.0%	61.3%	70.0%
	会議室	38.4%	46.7%	48.6%
	合計	49.7%	56.3%	57.8%
	・山口ホール稼働率の推移			
		平成22年度	平成23年度	平成24年度
ホール	13.4%	22.9%	17.7%	
展示室	16.6%	15.6%	16.4%	
合計	14.2%	21.0%	17.4%	

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
市民ホール使用料	52,633	59,054	57,820
フレンテホール使用料	16,194	18,502	19,936
甲東ホール使用料	10,804	11,119	10,119
プレラホール使用料	24,693	27,913	26,233
山口ホール使用料	943	1,521	1,532

(2) 実施した監査手続

- ・市民ホール使用料について所管課へのヒアリング
- ・使用料について受益者負担割合の検討
- ・施設の利用状況の確認
- ・使用許可申請書の確認(監査人が任意でサンプルを抽出)
- ・免除申請書の確認(監査人が任意でサンプルを抽出)
- ・指定管理関係書類の閲覧(協定書及び事業報告書等)
- ・過去の包括外部監査の指摘事項のフォローアップ(意見 参照)

(3) 監査の結果及び意見

使用許可申請書の承認印漏れ(結果)

抽出サンプルにおいて、下表の使用許可申請書の承認印欄への押印が漏れていた。使用許可申請について、内容や使用料について問題は無いかの確認と承認を適切に行うべきである。

施設名	申請番号	申請日
甲東ホール	2013-000345-00	2013年08月08日
甲東ホール	2013-000467-00	2013年10月03日

施設使用料の免除対象事業について適切な管理をすべき(意見)

指定管理者の行う自主事業で、市が共催するものについては施設使用料を免除しており、実施事業については事前に申請書を受け付け、共催決定通知書を発行し、事後に実施事業の報告書を入手することにより、内容の確認を行っている。

しかしながら、下表の7件については実施された事業について報告書の入手が適宜なされているかの確認ができなかった。免除対象となる指定管理者による自主事業が適切に実施されているかについて、共催決定通知書と実施報告書の定期的な照合を行うなど、適切な管理を実施すべきである。

事業内容	実施日	ホール
うわぁー!!西宮	平成24年8月3日	フレンテホール
Notes Of Life 2012	平成24年9月9日	フレンテホール
100円玉手箱 映画祭「カーズ2」	平成24年11月11日	フレンテホール
ダンス甲東園2012 with なにわのコレオグラファー・しげやん	平成24年12月23日	甲東ホール
第3回山口フォトコンテスト	平成25年2月20日	山口ホール
フレンテ西宮ダンスセッション	平成25年3月23日	フレンテホール
フレンドル誕生公開オーディション	平成24年10月27日	フレンテホール

引き続き稼働率向上を図るべき（意見）

現状の市民ホール使用にかかる受益者負担の状況は次のとおりである。

【平成24年度における受益者負担割合の状況】

ホール・会議室等

(単位:千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
11	フレンテホール使用料	使用料	19,936	物件費	58,538	
		国・県支出金	-	人件費	1,045	
		その他	-	退職給付	117	
				減価償却費	27,795	
		合計	19,936	合計	87,495	
11	甲東ホール使用料	使用料	10,119	物件費	41,022	
		国・県支出金	-	人件費	1,045	
		その他	-	退職給付	117	
				減価償却費	18,829	
		合計	10,119	合計	61,013	
11	プレラホール使用料	使用料	26,233	物件費	53,543	
		国・県支出金	-	人件費	1,045	
		その他	-	退職給付	117	
				減価償却費	17,378	
		合計	26,233	合計	72,083	
11	山口ホール使用料	使用料	1,532	物件費	21,959	
		国・県支出金	-	人件費	1,287	
		その他	-	退職給付	144	
				減価償却費	4,918	
		合計	1,532	合計	28,308	

市民ホールはその施設の性質から、民間にも類似施設が存在しておりある程度の収益確保が見込まれるものの、学校行事などの公的な目的での必要性もあるため、受益者負担としては50%程度を目安にすることが望ましいと考える。

現状の各ホールの受益者負担割合は5.4%～36.4%と施設により異なるが、目安となる水準の50%と乖離が生じている原因としては、各ホールの稼働率が低いことが考えられる。

【稼働率の推移】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
フレンテホール	43.6%	48.8%	55.8%
甲東ホール	38.7%	39.4%	35.9%
プレラホール	49.7%	56.3%	57.8%
山口ホール	14.2%	21.0%	17.4%

甲東ホールや山口ホールについては規模が小さく、使用の用途が制限されるという側面もあるが、引き続き施設利用者アンケート等の調査により、利用者の意見を聞き、その意見を分析することによって稼働率向上の対策を行う必要がある。

事務事業評価における施設ごとの評価結果を用いた、利用向上の対策や施設のあり方を検討すべき（意見）

平成 20 年度の包括外部監査において「費用対効果を考えた施設運営（意見 20-002）」をするよう意見が述べられている。市民ホールにおいては、事務事業評価の中で施設ごとに評価シートを作成しトータルコストを把握している。しかしながら、評価結果を用いた利用向上のための対策を講じているものの、施設群における統廃合を含めた施設における今後のあり方等検討すべき課題は多い。

施設ごとに実施した評価結果を用いてより詳細な分析を行い、さらなる施設の利用向上策やあり方等について検討すべきである。

【12】ギャラリー使用料

(1) 概要

項目	内容																					
使用料名	ギャラリー使用料																					
所管課	文化振興課																					
法令等	-																					
条例等	西宮市立ギャラリー条例、同施行規則																					
料金の説明	市民ギャラリー・北口ギャラリーの施設使用料。																					
	・市民ギャラリー (単位:円)																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>使用料</th> <th>1日当り使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">2階</td> <td>第1展示室</td> <td rowspan="3">1単位 (6日間)</td> <td>78,000</td> </tr> <tr> <td>第2展示室</td> <td>69,000</td> </tr> <tr> <td>計 (2階全室)</td> <td>147,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3階</td> <td>第3展示室</td> <td rowspan="3">1単位 (6日間)</td> <td>48,000</td> </tr> <tr> <td>第4展示室</td> <td>48,000</td> </tr> <tr> <td>計 (3階全室)</td> <td>96,000</td> </tr> </tbody> </table>		区分		使用料	1日当り使用料	2階	第1展示室	1単位 (6日間)	78,000	第2展示室	69,000	計 (2階全室)	147,000	3階	第3展示室	1単位 (6日間)	48,000	第4展示室	48,000	計 (3階全室)	96,000
	区分		使用料	1日当り使用料																		
	2階	第1展示室	1単位 (6日間)	78,000																		
		第2展示室		69,000																		
		計 (2階全室)		147,000																		
	3階	第3展示室	1単位 (6日間)	48,000																		
		第4展示室		48,000																		
		計 (3階全室)		96,000																		
・北口ギャラリー (単位:円)																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>使用料</th> <th>1日当り使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1展示室</td> <td rowspan="3">1単位 (6日間)</td> <td>112,200</td> <td>18,700</td> </tr> <tr> <td>第2展示室</td> <td>85,800</td> <td>14,300</td> </tr> <tr> <td>第3展示室</td> <td>68,400</td> <td>11,400</td> </tr> <tr> <td>第1創作室</td> <td rowspan="2">1区分(注1)</td> <td>2,600</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2創作室</td> <td>1,900</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分		使用料	1日当り使用料	第1展示室	1単位 (6日間)	112,200	18,700	第2展示室	85,800	14,300	第3展示室	68,400	11,400	第1創作室	1区分(注1)	2,600		第2創作室	1,900	
区分		使用料	1日当り使用料																			
第1展示室	1単位 (6日間)	112,200	18,700																			
第2展示室		85,800	14,300																			
第3展示室		68,400	11,400																			
第1創作室	1区分(注1)	2,600																				
第2創作室		1,900																				
(注1)創作室の区分																						
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>第1区分</td> <td>午前10時～午後0時30分</td> </tr> <tr> <td>第2区分</td> <td>午後1時～午後3時30分</td> </tr> <tr> <td>第3区分</td> <td>午後4時～午後6時30分</td> </tr> <tr> <td>第4区分</td> <td>午後7時～午後9時30分</td> </tr> </tbody> </table>		第1区分	午前10時～午後0時30分	第2区分	午後1時～午後3時30分	第3区分	午後4時～午後6時30分	第4区分	午後7時～午後9時30分													
第1区分	午前10時～午後0時30分																					
第2区分	午後1時～午後3時30分																					
第3区分	午後4時～午後6時30分																					
第4区分	午後7時～午後9時30分																					
減額・免除の有無	<ul style="list-style-type: none"> 市民ギャラリーについては、40歳未満である者が制作した作品の数が展示する全作品の数の過半数に達しているとき、又は1単位(6日間)だけでなく引き続き2単位を使用するときの2単位目の使用料について、施設使用料の2分の1に相当する額を減額する。 指定管理者の行う自主事業で、市が共催するものについて施設使用料を免除している。 																					
現行の料金の決定根拠・方針	$\frac{1時間当たりの使用料 = \left[\left(\text{建物推定時価} \times \frac{5}{1,000} \times 12ヶ月 \right) + \left(\text{年間維持管理経費} + \text{人件費} \right) \right] \times \text{使用面積}}{\left(\text{建物延べ床面積} \times 365日 \times \text{開館時間} \right)} \times \text{調整率} (0.65)}$ <p>=50.82円<市民ギャラリー> 10.37円<北口ギャラリー></p>																					

直近の見直し時期 (過去5ヵ年)	平成21年4月1日より、若手芸術家の奨励、並びに利用率の向上をはかるため、市民ギャラリーを使用するにあたり、40歳未満である者が制作した作品の数が展示する全作品の数の過半数に達しているとき、又は1単位(6日間)だけでなく引き続き2単位を使用するときの2単位目の使用料について、施設使用料の2分の1に相当する額を減額するよう改定した。																																																				
収納体制 収納方法	ギャラリーは、どちらも指定管理者制度を導入しており、収納にあたっては、地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、市立ギャラリーの使用料等徴収事務を指定管理者が行っている。収納方法は、使用受付にあたり徴収された使用料を、翌日(翌日が金融機関の営業日でないときは最初の営業日)までに西宮市指定金融機関、西宮市指定代理金融機関及び西宮市収納代理金融機関に収納する。																																																				
近隣他市の 同種施設の 料金水準	<p>尼崎市総合文化センター美術ホール(5階、4階) ギャラリーアルカニック(2階)(昭和57年開館) (5階)床面積572㎡、215,250円(6日間) (4階)床面積314㎡、117,650円(6日間) (2階)床面積59㎡、31,500円(6日間) 宝塚市立国際・文化センター(ギャラリー3室) (平成4年開館) 床面積51・67・84㎡、3,000・4,000・5,000円(1日当)</p>																																																				
その他	<p>・市民ギャラリー稼働率の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1展示室</td> <td>77.8%</td> <td>58.6%</td> <td>67.0%</td> </tr> <tr> <td>第2展示室</td> <td>73.9%</td> <td>58.6%</td> <td>63.1%</td> </tr> <tr> <td>第3展示室</td> <td>59.2%</td> <td>53.1%</td> <td>51.3%</td> </tr> <tr> <td>第4展示室</td> <td>61.1%</td> <td>49.2%</td> <td>49.3%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>68.0%</td> <td>54.9%</td> <td>57.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・北口ギャラリー稼働率の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1展示室</td> <td>94.4%</td> <td>94.5%</td> <td>98.3%</td> </tr> <tr> <td>第2展示室</td> <td>88.6%</td> <td>86.6%</td> <td>94.3%</td> </tr> <tr> <td>第3展示室</td> <td>94.4%</td> <td>98.4%</td> <td>92.3%</td> </tr> <tr> <td>第1創作室</td> <td>55.3%</td> <td>58.4%</td> <td>58.5%</td> </tr> <tr> <td>第2創作室</td> <td>63.0%</td> <td>58.5%</td> <td>53.9%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>68.3%</td> <td>67.9%</td> <td>66.8%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	第1展示室	77.8%	58.6%	67.0%	第2展示室	73.9%	58.6%	63.1%	第3展示室	59.2%	53.1%	51.3%	第4展示室	61.1%	49.2%	49.3%	合計	68.0%	54.9%	57.7%	区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	第1展示室	94.4%	94.5%	98.3%	第2展示室	88.6%	86.6%	94.3%	第3展示室	94.4%	98.4%	92.3%	第1創作室	55.3%	58.4%	58.5%	第2創作室	63.0%	58.5%	53.9%	合計	68.3%	67.9%	66.8%
区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度																																																		
第1展示室	77.8%	58.6%	67.0%																																																		
第2展示室	73.9%	58.6%	63.1%																																																		
第3展示室	59.2%	53.1%	51.3%																																																		
第4展示室	61.1%	49.2%	49.3%																																																		
合計	68.0%	54.9%	57.7%																																																		
区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度																																																		
第1展示室	94.4%	94.5%	98.3%																																																		
第2展示室	88.6%	86.6%	94.3%																																																		
第3展示室	94.4%	98.4%	92.3%																																																		
第1創作室	55.3%	58.4%	58.5%																																																		
第2創作室	63.0%	58.5%	53.9%																																																		
合計	68.3%	67.9%	66.8%																																																		

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ギャラリー使用料	23,748	23,358	23,024
市民ギャラリー使用料	5,987	5,454	4,988
北口ギャラリー使用料	17,762	17,904	18,037

(2) 実施した監査手続

- ・ギャラリー使用料について所管課へのヒアリング
- ・使用料について受益者負担割合の検討
- ・施設の利用状況等の確認
- ・使用許可申請書の確認（監査人が任意にサンプルを抽出）
- ・減免申請書の確認（監査人が任意にサンプルを抽出）
- ・指定管理者関係書類の閲覧（協定書及び事業報告書等）
- ・過去の包括外部監査の指摘事項のフォローアップ（意見 参照）

(3) 監査の結果及び意見

使用許可申請書の押印漏れ（結果）

市民ギャラリー使用許可申請書の抽出サンプルにおいて、受付者の押印のみで確認印等の押印が無かった。使用許可申請について、内容や使用料について問題は無いかの確認と承認を適切に行い、確認印等を押印すべきである。

施設使用料の免除対象事業について適切な管理をすべき（意見）

指定管理者の行う自主事業で、市が共催するものについては施設使用料を免除しており、実施事業については事前に申請書を受け付け、共催決定通知書を発行し、事後に実施事業の報告書を入手することにより、内容の確認を行っている。

しかしながら、下表の1件については実施された事業について報告書の入手が適宜なされているかの確認ができなかった。免除対象となる指定管理者による自主事業が適切に実施されているかについて、共催決定通知書と実施報告書の定期的な照合を行うなど、適切な管理を実施すべきである。

事業内容	実施日	ホール
第14回 阪神・丹有高等学校美術展	平成24年8月20日	市民ギャラリー

引き続き稼働率向上を図るべき（意見）

現状のギャラリー使用にかかる受益者負担の状況は次のとおりである。

【平成 24 年度における受益者負担割合の状況】

ホール・会議室等

(単位:千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
12	市民ギャラリー使用料	使用料	4,988	物件費	23,089	
		国・県支出金	-	人件費	1,206	
		その他	-	退職給付	135	
				減価償却費	16,700	
		合計	4,988	合計	41,130	
12	北口ギャラリー使用料	使用料	18,037	物件費	34,255	
		国・県支出金	-	人件費	1,206	
		その他	-	退職給付	135	
				減価償却費	8,515	
		合計	18,037	合計	44,111	

ギャラリーはその施設の性質から民間にも類似施設が存在しており、ある程度の収益確保が見込まれるものの、学校行事などの公的な目的での必要性もあるため、受益者負担としては 50%程度を目安にすることが望ましいと考える。

現状のギャラリーの受益者負担割合は市民ギャラリー12.1%、北口ギャラリー40.9%となっており、市民ギャラリーは目安となる水準の 50%と乖離が生じている。その原因としては、市民ギャラリーの稼働率が低いことが考えられる。

【稼働率の推移】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
市民ギャラリー	68.0%	54.9%	57.7%

市民ギャラリーは若手芸術家の奨励と長期間の利用向上を図るため、減額措置を設けて利用者のサービス向上に努めているが、引き続き施設利用者アンケート等の調査により、利用者の意見を聞き、その意見を分析することによって稼働率向上の対策を行う必要がある。

事務事業評価における施設ごとの評価結果を用いた、利用向上の対策や施設のあり方を検討すべき（意見）

平成 20 年度の包括外部監査において「費用対効果を考えた施設運営（意見 20-002）」をするよう意見が述べられている。ギャラリーにおいては、事務事業評価の中で施設ごとに評価シートを作成しトータルコストを把握している。しかしながら、評価結果を用いた利用向上のための対策を講じているものの、施設群における統廃合を含めた施設における今後のあり方

等検討すべき課題は多い。

施設ごとに実施した評価結果を用いてより詳細な分析を行い、さらなる施設の利用向上策やあり方等について検討すべきである。

【13】男女共同参画センター使用料

(1) 概要

項目	内容																											
使用料名	男女共同参画センター使用料																											
所管課	男女共同参画推進課																											
法令等	-																											
条例等	西宮市男女共同参画センター条例、同施行規則 西宮市男女共同参画センター施設使用取扱要領																											
料金の説明	<p>使用料の概要</p> <p>男女共同参画センター学習室の使用料。同センター主催事業等を行わない日は学習室の一般開放を行う。あらかじめ市長の許可を受けた者は使用料を前納し学習室を使用することができる。</p> <p>使用料(条例) (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>室名/面積 定員(席)</th> <th>午前 9:00~12:00</th> <th>午後 12:00~17:00</th> <th>夜間 17:30~22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>411 学習室 / 96 m² 机セット 45 (椅子のみ 60)</td> <td>1,000</td> <td>1,300</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>412 学習室 / 24 m² 机セット 8</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>413 学習室 / 23 m² 机セット 12</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>414 学習室 / 40 m² 机セット 18</td> <td>550</td> <td>700</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>415 学習室 / 42 m² 机セット 25</td> <td>550</td> <td>700</td> <td>700</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 使用者が市民でない場合は、使用料は 5 割増 * 冷暖房を行う場合は、使用料は 2 割増 * 付帯設備は無料 * 原則として使用料は還付しない</p>				室名/面積 定員(席)	午前 9:00~12:00	午後 12:00~17:00	夜間 17:30~22:00	411 学習室 / 96 m ² 机セット 45 (椅子のみ 60)	1,000	1,300	1,300	412 学習室 / 24 m ² 机セット 8	300	400	400	413 学習室 / 23 m ² 机セット 12	300	400	400	414 学習室 / 40 m ² 机セット 18	550	700	700	415 学習室 / 42 m ² 机セット 25	550	700	700
	室名/面積 定員(席)	午前 9:00~12:00	午後 12:00~17:00	夜間 17:30~22:00																								
	411 学習室 / 96 m ² 机セット 45 (椅子のみ 60)	1,000	1,300	1,300																								
	412 学習室 / 24 m ² 机セット 8	300	400	400																								
	413 学習室 / 23 m ² 机セット 12	300	400	400																								
	414 学習室 / 40 m ² 机セット 18	550	700	700																								
	415 学習室 / 42 m ² 机セット 25	550	700	700																								

減額・免除の有無	減免・免除（条例、要領）																												
	団体等	減免基準	減免額																										
	国又は地方公共団体	市が主催、又は後援する事業、その他これに類する事業を行うとき	免除																										
	公共的団体のうち男女共同参画の推進をその目的とするもの、その他これに類する団体	設置目的内で使用するとき	免除																										
	登録グループ（公共的団体を除く）	設置目的内で使用するとき	5割減額																										
その他市長が認めるとき	-	市長が認める額																											
	<p>*平成24年度の登録団体は44団体であり、内、4団体が全額免除の対象団体である。</p> <p>*平成24年度の減免件数・金額は下記のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>免除</th> <th>5割減額</th> <th>計</th> <th>総合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数(件)</td> <td>444</td> <td>573</td> <td>1,017</td> <td>4,947</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>9.0%</td> <td>11.6%</td> <td>20.6%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>金額(円)</td> <td>361,317</td> <td>218,908</td> <td>580,225</td> <td>2,629,720</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>11.3%</td> <td>6.8%</td> <td>18.1%</td> <td>81.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*)金額割合は合計使用料（有料+減免対象）に占める割合</p>					免除	5割減額	計	総合計	件数(件)	444	573	1,017	4,947	割合	9.0%	11.6%	20.6%	100.0%	金額(円)	361,317	218,908	580,225	2,629,720	割合	11.3%	6.8%	18.1%	81.9%
	免除	5割減額	計	総合計																									
件数(件)	444	573	1,017	4,947																									
割合	9.0%	11.6%	20.6%	100.0%																									
金額(円)	361,317	218,908	580,225	2,629,720																									
割合	11.3%	6.8%	18.1%	81.9%																									
現行の料金の決定根拠・方針	$\frac{1\text{時間当たりの使用料} = \left[\left(\text{建物推定時価} \times \frac{5}{1,000} \times 12\text{ヶ月} \right) + \left(\text{年間維持管理経費} + \text{人件費} \right) \right] \times \text{使用面積}}{\left(\text{建物延べ床面積} \times 365\text{日} \times \text{開館時間} \right)} \times \text{調整率 (0.6)}$ <p>=4.1円</p> <p>・複合施設のため、同施設内の中央公民館との整合性を図り、公民館使用料の算出基準を準用している。</p>																												
直近の見直し時期（過去5カ年）	使用料の見直しは実施していない。																												
収納体制 収納方法	<ul style="list-style-type: none"> ・学習室の使用申請は使用日の属する月の1ヶ月前の初日（その日が土曜・日曜・休日に当たる場合は翌日、年始は1月4日）から受付。 ・使用料は申込みと同時に前納しなければならない。 ・使用料の収納はセンター窓口にて実施する。 																												

近隣他市の 同種施設の 料金水準	近隣他市で同種の使用料（同程度の収容人員の部屋による比較）				
	市	施設名	部屋の名称	定員(人)	使用料(一般市民) (9:00～12:00)
	西宮市	男女共同参画センター	411学習室	45	1,000円
	伊丹市	女性・児童センター	講座室	25	無料
	芦屋市	男女共同参画センター	セミナー室	28	1,200円 (9:30～12:00)
	宝塚市	男女共同参画センター	学習交流室1A	42	1,800円
	尼崎市	女性センター	学習室1	40	2,600円
	川西市	男女共同参画センター	会議室A	30	1,260円 (2時間50分)
	神戸市	男女共同参画センター	セミナー室2	48	4,400円

その他		平成22年度	平成23年度	平成24年度
	件数	4,621	4,777	4,947
	稼働率	71.50%	73.70%	76.60%

【使用料の推移】

（単位：千円）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
男女共同参画センター使用料	2,422	2,526	2,630

（２）実施した監査手続

- ・男女共同参画センター使用料について所管課へのヒアリング
- ・使用料について受益者負担割合の検討
- ・施設の利用状況等の確認
- ・使用許可申請書の確認（監査人が任意にサンプルを抽出）
- ・減免許可申請書の確認（監査人が任意にサンプルを抽出）
- ・使用許可申請書と収受金額の照合

申請日	時間区分	使用時間	使用場所	金額
平成 25 年 10 月 5 日	夜	17:30～22:00	413 学習室	400 円

(3) 監査の結果及び意見

使用料の減免対象範囲の見直しを検討すべき(意見)

現状の男女共同参画センター使用にかかる受益者負担の状況は次のとおりである。

【平成24年度における受益者負担割合の状況】

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
13	男女共同参画センター-使用料	使用料	2,630	物件費	24,230	
		国・県支出金	-	人件費	20,665	
		その他	-	退職給付	2,305	
				減価償却費	19,949	
		合計	2,630	合計	67,149	

男女共同参画センターはその施設の性質から、民間に類似施設は存在せず収益確保を見込む施設ではなく、設置目的から公的な必要性もあることから、受益者負担としては25%程度を目安にすることが望ましいと考える。

しかしながら現状の男女共同参画センターの受益者負担割合は3.9%であり、目安となる水準の25%と乖離が生じている。

男女共同参画センターは、西宮市男女共同参画センター条例第1条の設置目的に沿った利用においては使用料を減免するとされている。しかしながら同条例第1条は「男女共同参画社会の形成の促進に資するため、西宮市男女共同参画センターを設置する」とされており、減免対象の利用目的は男女共同参画社会の形成に資すること、と幅広い解釈が可能となっている。

受益者負担割合を改善し、男女共同参画センターの存在意義を明確にするためにも、減免対象範囲となる利用目的を見直し、登録団体の活動内容が効果的になるようにすべきである。

【14】勤労会館使用料・勤労青少年ホーム使用料

(1) 概要

項目	内容							
使用料名	勤労福祉センター使用料							
所管課	勤労福祉課							
法令等	-							
条例等	西宮市勤労福祉センター条例、同施行規則							
料金の説明	勤労会館、勤労青少年ホームの施設使用料。 施設使用料と付属設備使用料があり、施設使用料は下記のとおり。							
	ホール使用料 (単位：円)							
	区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	
	平日	8,400	11,200	11,200	19,600	22,400	30,800	
	土曜日・日曜日・休日	10,000	13,400	13,400	23,400	26,800	36,800	
	会議室等使用料 (単位：円)							
	区分	午前9時から正午まで	午後0時30分から午後5時まで	午後5時30分から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後0時30分から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	
	勤労会館	第1和室	600	800	800	1,400	1,600	2,200
		第2和室	1,100	1,400	1,400	2,500	2,800	3,900
		第1会議室	700	1,000	1,000	1,700	2,000	2,700
		第2会議室	1,200	1,500	1,500	2,700	3,000	4,200
		第3会議室	800	1,100	1,100	1,900	2,200	3,000
		第4会議室	500	600	600	1,100	1,200	1,700
		第5会議室	700	900	900	1,600	1,800	2,500
第6会議室		700	900	900	1,600	1,800	2,500	
第7会議室		800	1,100	1,100	1,900	2,200	3,000	
勤労青少年ホーム	第8会議室	2,900	3,800	3,800	6,700	7,600	10,500	
	第9会議室	500	600	600	1,100	1,200	1,700	
	和室(A)	500	700	700	1,200	1,400	1,900	
	和室(B)	500	700	700	1,200	1,400	1,900	
	会議室(A)	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400	
	会議室(B)	600	800	800	1,400	1,600	2,200	
	器楽室(A)	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400	
器楽室(B)	1,000	1,300	1,300	2,300	2,600	3,600		
小体育室	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400		
体育室	4,400	5,900	5,900	10,300	11,800	16,200		
減額・免除の有無	減額・免除の有無：有 ・労働関係諸団体が使用する場合 ・公共的団体が使用する場合 ・中学校、高等学校、大学その他これらに相当するものに在籍する生徒又は学生及びこれらの者が属する団体のうち市長が認めるものが使用する場合 ・勤労青少年（市内在住または在勤の34歳以下の勤労者）							
現行の料金の								

<p>決定根拠・方針</p>	<p>1時間当たりの使用料 = $\frac{\left[\left(\text{建物推定時価} \times \frac{5}{1,000} \times 12 \text{ヶ月} \right) + \left(\text{年間維持管理経費} + \text{人件費} \right) \right] \times \text{使用面積}}{\left(\text{建物延べ床面積} \times 365 \text{日} \times \text{開館時間} \right)} \times \text{調整率}$ (0.6)</p>																																																																																																																																																																													
<p>直近の見直し時期 (過去5カ年)</p>	<p>見直しは行なっていない。</p>																																																																																																																																																																													
<p>収納体制 収納方法</p>	<p>勤労会館 1階事務室の窓口において、平日(日曜日、土曜日、祝日、及び年末年始除く)の8時45分から17時30分までの間に現金で収納。</p>																																																																																																																																																																													
<p>近隣他市の 同種施設の 料金水準</p>	<p>伊丹市・・・下表のとおり</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p>																																																																																																																																																																													
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>9:00~ 12:00</th> <th>13:00~ 17:00</th> <th>17:30~ 21:30</th> <th>9:00~ 17:00</th> <th>13:00~ 21:30</th> <th>9:00~ 21:30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">1F</td> <td>第1会議室</td> <td>1,500</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> <td>3,500</td> <td>4,000</td> <td>5,500</td> </tr> <tr> <td>第2会議室</td> <td>1,000</td> <td>1,400</td> <td>1,400</td> <td>2,400</td> <td>2,800</td> <td>3,800</td> </tr> <tr> <td>第3会議室</td> <td>1,000</td> <td>1,400</td> <td>1,400</td> <td>2,400</td> <td>2,800</td> <td>3,800</td> </tr> <tr> <td>和室1</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,800</td> <td>2,000</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td>音楽スタジオ</td> <td>1,300</td> <td>1,700</td> <td>1,700</td> <td>3,000</td> <td>3,400</td> <td>4,700</td> </tr> <tr> <td>プレイルーム</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>1,400</td> <td>1,600</td> <td>2,200</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>1,000</td> <td>1,400</td> <td>1,400</td> <td>2,400</td> <td>2,800</td> <td>3,800</td> </tr> <tr> <td>ハートイルーム</td> <td>1,300</td> <td>1,700</td> <td>1,700</td> <td>3,000</td> <td>3,400</td> <td>4,700</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">2F</td> <td>フリースペース</td> <td>1,300</td> <td>1,700</td> <td>1,700</td> <td>3,000</td> <td>3,400</td> <td>4,700</td> </tr> <tr> <td>トレーニングルーム</td> <td>1,400</td> <td>1,800</td> <td>1,800</td> <td>3,200</td> <td>3,600</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>体育館(全面)</td> <td>8,400</td> <td>11,000</td> <td>11,000</td> <td>19,400</td> <td>22,000</td> <td>30,400</td> </tr> <tr> <td>体育館(1/2)</td> <td>4,200</td> <td>5,500</td> <td>5,500</td> <td>9,700</td> <td>11,000</td> <td>15,200</td> </tr> <tr> <td>第4会議室</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>1,400</td> <td>1,600</td> <td>2,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">3F</td> <td>第5会議室</td> <td>1,500</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> <td>3,500</td> <td>4,000</td> <td>5,500</td> </tr> <tr> <td>第6会議室</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,800</td> <td>2,000</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td>第7会議室</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,800</td> <td>2,000</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td>和室2</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,800</td> <td>2,000</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td>和室3</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,800</td> <td>2,000</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td>第8会議室</td> <td>1,000</td> <td>1,400</td> <td>1,400</td> <td>2,400</td> <td>2,800</td> <td>3,800</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール(大)</td> <td>6,800</td> <td>9,300</td> <td>9,300</td> <td>16,100</td> <td>18,600</td> <td>25,400</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール(中)</td> <td>4,400</td> <td>6,000</td> <td>6,000</td> <td>10,400</td> <td>12,000</td> <td>16,400</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール(小)</td> <td>2,400</td> <td>3,300</td> <td>3,300</td> <td>5,700</td> <td>6,600</td> <td>9,000</td> </tr> <tr> <td>4F</td> <td>和室4・5</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>1,300</td> <td>1,600</td> <td>2,100</td> </tr> </tbody> </table>		9:00~ 12:00	13:00~ 17:00	17:30~ 21:30	9:00~ 17:00	13:00~ 21:30	9:00~ 21:30	1F	第1会議室	1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500	第2会議室	1,000	1,400	1,400	2,400	2,800	3,800	第3会議室	1,000	1,400	1,400	2,400	2,800	3,800	和室1	800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,800	音楽スタジオ	1,300	1,700	1,700	3,000	3,400	4,700	プレイルーム	600	800	800	1,400	1,600	2,200	調理実習室	1,000	1,400	1,400	2,400	2,800	3,800	ハートイルーム	1,300	1,700	1,700	3,000	3,400	4,700	2F	フリースペース	1,300	1,700	1,700	3,000	3,400	4,700	トレーニングルーム	1,400	1,800	1,800	3,200	3,600	5,000	体育館(全面)	8,400	11,000	11,000	19,400	22,000	30,400	体育館(1/2)	4,200	5,500	5,500	9,700	11,000	15,200	第4会議室	600	800	800	1,400	1,600	2,200	3F	第5会議室	1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500	第6会議室	800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,800	第7会議室	800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,800	和室2	800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,800	和室3	800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,800	第8会議室	1,000	1,400	1,400	2,400	2,800	3,800	多目的ホール(大)	6,800	9,300	9,300	16,100	18,600	25,400	多目的ホール(中)	4,400	6,000	6,000	10,400	12,000	16,400	多目的ホール(小)	2,400	3,300	3,300	5,700	6,600	9,000	4F	和室4・5	500	800	800	1,300	1,600	2,100	
		9:00~ 12:00	13:00~ 17:00	17:30~ 21:30	9:00~ 17:00	13:00~ 21:30	9:00~ 21:30																																																																																																																																																																							
	1F	第1会議室	1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500																																																																																																																																																																						
		第2会議室	1,000	1,400	1,400	2,400	2,800	3,800																																																																																																																																																																						
		第3会議室	1,000	1,400	1,400	2,400	2,800	3,800																																																																																																																																																																						
		和室1	800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,800																																																																																																																																																																						
		音楽スタジオ	1,300	1,700	1,700	3,000	3,400	4,700																																																																																																																																																																						
		プレイルーム	600	800	800	1,400	1,600	2,200																																																																																																																																																																						
		調理実習室	1,000	1,400	1,400	2,400	2,800	3,800																																																																																																																																																																						
ハートイルーム		1,300	1,700	1,700	3,000	3,400	4,700																																																																																																																																																																							
2F	フリースペース	1,300	1,700	1,700	3,000	3,400	4,700																																																																																																																																																																							
	トレーニングルーム	1,400	1,800	1,800	3,200	3,600	5,000																																																																																																																																																																							
	体育館(全面)	8,400	11,000	11,000	19,400	22,000	30,400																																																																																																																																																																							
	体育館(1/2)	4,200	5,500	5,500	9,700	11,000	15,200																																																																																																																																																																							
	第4会議室	600	800	800	1,400	1,600	2,200																																																																																																																																																																							
3F	第5会議室	1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500																																																																																																																																																																							
	第6会議室	800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,800																																																																																																																																																																							
	第7会議室	800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,800																																																																																																																																																																							
	和室2	800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,800																																																																																																																																																																							
	和室3	800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,800																																																																																																																																																																							
	第8会議室	1,000	1,400	1,400	2,400	2,800	3,800																																																																																																																																																																							
	多目的ホール(大)	6,800	9,300	9,300	16,100	18,600	25,400																																																																																																																																																																							
	多目的ホール(中)	4,400	6,000	6,000	10,400	12,000	16,400																																																																																																																																																																							
多目的ホール(小)	2,400	3,300	3,300	5,700	6,600	9,000																																																																																																																																																																								
4F	和室4・5	500	800	800	1,300	1,600	2,100																																																																																																																																																																							
<p>芦屋市・・・該当施設なし</p>																																																																																																																																																																														
<p>宝塚市・・・下表のとおり</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p>																																																																																																																																																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>昼間</th> <th>昼夜間</th> <th>全日</th> <th>超過</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>\ 利用時間</td> <td>午前9時から 正午</td> <td>午後1時から 午後5時</td> <td>午後6時から 午後10時</td> <td>午前9時から 午後5時</td> <td>午後1時から 午後10時</td> <td>午前9時から 午後10時</td> <td>1時間につき</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>900</td> <td>1,100</td> <td>1,600</td> <td>2,000</td> <td>2,700</td> <td>3,600</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>和室(1~4)</td> <td>900</td> <td>1,100</td> <td>1,600</td> <td>2,000</td> <td>2,700</td> <td>3,600</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>和室(5)</td> <td>700</td> <td>900</td> <td>1,400</td> <td>1,600</td> <td>2,300</td> <td>3,000</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>茶室</td> <td>900</td> <td>1,300</td> <td>1,800</td> <td>2,200</td> <td>3,100</td> <td>4,000</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>多目的活動室</td> <td>2,100</td> <td>2,900</td> <td>3,400</td> <td>5,000</td> <td>6,300</td> <td>8,400</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>2,200</td> <td>3,000</td> <td>3,500</td> <td>5,200</td> <td>6,500</td> <td>8,700</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table>	利用区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	超過	\ 利用時間	午前9時から 正午	午後1時から 午後5時	午後6時から 午後10時	午前9時から 午後5時	午後1時から 午後10時	午前9時から 午後10時	1時間につき	会議室	900	1,100	1,600	2,000	2,700	3,600	400	和室(1~4)	900	1,100	1,600	2,000	2,700	3,600	400	和室(5)	700	900	1,400	1,600	2,300	3,000	300	茶室	900	1,300	1,800	2,200	3,100	4,000	400	多目的活動室	2,100	2,900	3,400	5,000	6,300	8,400	1,000	調理室	2,200	3,000	3,500	5,200	6,500	8,700	1,000																																																																																																														
利用区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	超過																																																																																																																																																																							
\ 利用時間	午前9時から 正午	午後1時から 午後5時	午後6時から 午後10時	午前9時から 午後5時	午後1時から 午後10時	午前9時から 午後10時	1時間につき																																																																																																																																																																							
会議室	900	1,100	1,600	2,000	2,700	3,600	400																																																																																																																																																																							
和室(1~4)	900	1,100	1,600	2,000	2,700	3,600	400																																																																																																																																																																							
和室(5)	700	900	1,400	1,600	2,300	3,000	300																																																																																																																																																																							
茶室	900	1,300	1,800	2,200	3,100	4,000	400																																																																																																																																																																							
多目的活動室	2,100	2,900	3,400	5,000	6,300	8,400	1,000																																																																																																																																																																							
調理室	2,200	3,000	3,500	5,200	6,500	8,700	1,000																																																																																																																																																																							
<p>尼崎市・・・該当施設なし</p>																																																																																																																																																																														
<p>川西市・・・該当施設なし</p>																																																																																																																																																																														

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
勤労会館使用料	8,834	8,986	9,147
勤労青少年ホーム使用料	3,853	3,952	3,388

(2) 実施した監査手続

- ・ 勤労福祉センター使用料について所管課へのヒアリング
- ・ 使用料について受益者負担割合の検討
- ・ 施設の利用状況等の確認
- ・ 使用許可申請書の確認 (監査人が任意にサンプルを抽出)
- ・ 減免許可申請書の確認 (監査人が任意にサンプルを抽出)

(3) 監査の結果及び意見

登録団体の申請書類の整備をすべき(意見)

勤労会館使用料の減免については、最初の団体登録時に決定しておりその後の利用については登録時のデータにより減免が適用される。

しかしながら、登録データと申請書類については定期的な確認が実施されていない。最初の登録時点と状況に変化が無いかを確認するためにも、定期的な確認を実施すべきである。

受益者負担割合を改善するための対策を講じるべき(意見)

現状の勤労福祉センター使用にかかる受益者負担の状況は次のとおりである。

【平成 24 年度における受益者負担割合の状況】

ホール・会議室等

(単位：千円)

各論番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
14	勤労福祉センター等使用料(*) 勤労会館使用料	使用料	17,890	物件費	122,643	
		国・県支出金	-	人件費	16,082	
		その他	-	退職給付	1,794	
15	勤労青少年ホーム使用料 勤労者体育館使用料			減価償却費	8,277	
		合計	17,890	合計	148,796	

(*)勤労者・障害者教養文化体育施設についても含まれているため、勤労会館・勤労青少年ホームのみの受益者負担割合については多少の増減が考えられる。

) 使用料の減免対象範囲を見直すべき

勤労福祉センターは民間に類似施設は存在せず収益確保を見込む施設ではなく、施設の設置目的からは公的な必要性もあると考えられることから、受益者負担としては 25%程度を目安にすることが望ましいと考える。

しかしながら現状の勤労福祉センターの受益者負担割合は 12.0%となっ

ている。

勤労会館については、労働関係諸団体が使用する場合は使用料を免除することとなっているが、昨今の働き方の多様化から労働組合は減少しつつあり、平成 24 年度時点において、免除対象となる登録件数（減免件数）は 162 件であり、全体の登録件数 5,070 件に対する割合は 3.2%となっている。このように、社会情勢の変化とともに勤労会館の利用目的も変化しており、労働関係諸団体が使用する場合において使用料を免除する意義は薄れていると考えられるため、使用料の減免対象範囲を見直すべきである。

また、勤労青少年ホームについても、少子・高齢化による就業構造の変化により勤労青少年による建設当初の目的としての施設利用は減少していると考えられる。現状は勤労青少年（市内在住または在勤の 34 歳以下の勤労者）による施設利用は使用料を免除しているが、社会情勢の変化を踏まえ、使用目的によっては一定の受益者負担を求めることを検討すべきである。

）施設の利用者増加のための対策を行うべき

勤労会館は昭和 42 年に建設され、勤労青少年ホームは昭和 46 年に建設されたものであるが、年月の経過とともに社会・経済情勢や勤労者を取り巻く環境が大きく変化するとともに、各施設は老朽化が進み、稼働率も下表のとおり区分によっては低い状況にある。また、上記意見 に記載のとおり、それぞれの施設の利用目的も変化していると考えられる。

【ホール、会議室等稼働率の推移】

区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度
勤 労 会 館	ホール	33.3%	33.4%	33.9%
	第1和室	35.6%	38.1%	34.7%
	第2和室	32.5%	36.4%	38.2%
	第1会議室	60.2%	60.3%	63.8%
	第2会議室	46.4%	48.4%	55.2%
	第3会議室	51.5%	48.8%	52.2%
	第4会議室	61.6%	60.5%	61.3%
	第5会議室	48.2%	54.7%	57.9%
	第6会議室	57.1%	60.4%	60.1%
	第7会議室	50.3%	48.4%	45.0%
	第8会議室	50.8%	52.3%	50.8%
第9会議室	74.6%	73.9%	71.3%	
勤 労 青 少 年 ホ ー ム	和室(A)	18.4%	21.6%	21.5%
	和室(B)	16.9%	15.3%	16.4%
	会議室(A)	31.9%	39.1%	41.9%
	会議室(B)	52.1%	59.1%	53.3%
	器楽室(A)	72.8%	78.2%	85.5%
	器楽室(B)	66.8%	71.1%	78.7%
	小体育室	53.7%	56.0%	46.1%
体育室	48.6%	50.2%	39.6%	

このような状況を踏まえ、利用者の増加のために例えば現在、勤労青少年ホームは和室を2室保有しているがそれぞれの稼働率は21.5%、16.4%と低い状況にあり、また勤労会館が保有する和室についても34.7%、38.2%と稼働率は高くないことから、和室の必要性を検討し共有化するなどして一部は稼働率を高めるために会議室等への用途変更などを検討することも必要と考える。

【15】勤労者体育館使用料

(1) 概要

項目	内容					
使用料名	勤労者・障害者教養文化体育施設使用料					
所管課	勤労福祉課					
法令等	-					
条例等	西宮市勤労者・障害者教養文化体育施設条例、同施行規則					
料金の説明	勤労者・障害者教養文化体育施設の施設使用料。 ・体育室等使用料 (単位:円)					
	使用者		使用料(1時間当たり)			
			団体使用		個人使用	
			体育室		体育室	多目的ホール・ 走路
			スポーツに使用する 場合	スポーツ以外に使用する 場合		
	障害者又はその団体		700	1,350	60 (30)	120
	勤労者又は その団体	市内在住・在勤者又はその構成員の2分の1以上が市内在住・在勤者である団体であるとき	1,350	2,700	120	240
		上記以外の者又は団体であるとき	2,700	5,400	240	480
	市内に事務所を有する 国等の機関	勤労者向けの事業で使用するとき	700	1,350	-	-
		上記以外の事業で使用するとき	1,350	2,700	-	-
	市内に事務所を有しない 国等の機関	障害者向けの事業で使用するとき	700	1,350	-	-
		勤労者向けの事業で使用するとき	1,350	2,700	-	-
上記以外の事業で使用するとき		2,700	5,400	-	-	
その他	市内在住者又はその構成員の2分の1以上が市内在住者である団体であるとき	1,700	3,400	180 (90)	360	
	上記以外の者又は団体であるとき	3,400	6,800	360 (180)	720	

・教養文化室使用料		(単位:円)		
		使用料		
使用者		午前9時30分から午後0時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで
障害者又はその団体		300	400	400
勤労者又はその団体	市内在住・在勤者又はその構成員の2分の1以上が市内在住・在勤者である団体であるとき	600	800	800
	上記以外の者又は団体であるとき	1,200	1,600	1,600
市内に事務所を有する国等の機関	勤労者向けの事業で使用するとき	300	400	400
	上記以外の事業で使用するとき	600	800	800
市内に事務所を有しない国等の機関	障害者向けの事業で使用するとき	300	400	400
	勤労者向けの事業で使用するとき	600	800	800
	上記以外の事業で使用するとき	1,200	1,600	1,600
その他	市内在住者又はその構成員の2分の1以上が市内在住者である団体であるとき	750	1,000	1,000
	上記以外の者又は団体であるとき	1,500	2,000	2,000
減額・免除の有無	減額・免除の有無：有 ・障害者（市内在住・在勤者（市内に住所を有する者又は市内の事業所に勤務する者をいう。以下同じ。）又は市内の身体障害者施設、知的障害者施設その他これらに類する施設に入所する者に限る。）が使用するとき。 ・障害者の介護者（使用する障害者1人につき1人に限る。）が使用するとき。 ・障害者の団体（その構成員の2分の1以上が市内在住・在勤者又は市内の身体障害者施設、知的障害者施設その他これらに類する施設に入所する者である団体に限る。）が使用するとき。 ・市内に住所を有する65歳以上の者（第1号に定める者を除く。）が西宮市勤労者・障害者教養文化体育施設条例に規定する個人使用をするとき。 ・市内に事務所を有する国等の機関が障害者を対象とする事業を行うために使用するとき。			

現行の料金の決定根拠・方針	$1\text{時間当たりの使用料} = \frac{\left[(\text{建物推定時価} \times \frac{5}{1,000} \times 12\text{ヶ月}) + (\text{年間維持管理経費} + \text{人件費}) \right] \times \text{使用面積}}{(\text{建物延べ床面積} \times 365\text{日} \times \text{開館時間})} \times \text{調整率 (0.6)}$						
直近の見直し時期（過去5ヵ年）	見直しは行なっていない。						
収納体制 収納方法	勤労者・障害者教養文化体育施設 1階事務室の窓口において、開館日（水曜日、祝日の翌日、及び年末年始除く）の9時00分から20時30分まで（ただし、日曜日は10時00分から20時00分まで）の間で現金で収納。						
近隣他市の同種施設の料金水準	伊丹市・・・該当施設なし 芦屋市・・・該当施設なし 宝塚市・・・該当施設なし 尼崎市・・・該当施設なし 川西市・・・該当施設なし						
その他	稼働状況及び利用率						
		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		利用件数	利用率	利用件数	利用率	利用件数	利用率
	体育室(団体)	2,135	88.4%	2,115	86.9%	1,897	85.0%
	会議室	141	16.0%	102	11.5%	-	0.0%
教養文化室	127	14.4%	91	10.8%	42	4.7%	
平成24年4月から会議室をトレーニングルームに改修している。							

【使用料の推移】

（単位：千円）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
勤労者体育館使用料	6,073	5,914	5,355

（2）実施した監査手続

- ・勤労体育館使用料について所管課へのヒアリング
- ・使用料について受益者負担割合の検討
- ・施設の利用状況等の確認

（3）監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

【16】卸売市場使用料

(1) 概要

項目	内容
使用料名	西宮市地方卸売市場施設使用料
所管課	産業振興総務課
法令等	卸売市場法
条例等	西宮市地方卸売市場条例、西宮市地方卸売市場業務規則
料金の説明	西宮市地方卸売市場の施設使用料。 西宮市地方卸売市場業務規則第30条によって事務所、倉庫、分荷場など使用区分ごとに単価を定め、面積を乗じて算出している。
減額・免除の有無	減額・免除：有 西宮市地方卸売市場連合会の事務所、及び、その他施設として使用許可している物件について使用料を免除している（西宮市地方卸売市場条例第6条第2項）。
現行の料金の決定根拠・方針	西宮市地方卸売市場の使用料は土地使用料と建物使用料から構成されている。敷地については民間から賃借しており、その賃借料を基に施設使用料を決定している。
直近の見直し時期（過去5カ年）	過去5年間に使用料及び、減免・免除の見直しは行っていない。
収納体制 収納方法	納付書により毎月使用者から収納している。
近隣他市の同種施設の料金水準	西宮市地方卸売市場は、土地や建物の所有形態及び事業の形態が近隣他市とは異なることから比較は困難である。

【使用料の推移】

（単位：千円）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
卸売市場使用料	18,837	18,455	18,455

(2) 実施した監査手続

- ・西宮市地方卸売市場施設使用料について所管課へヒアリング
- ・使用料について受益者負担割合の検討
- ・施設について利用状況等の確認
- ・現地視察
- ・平成24年度使用料収納額について、領収済み通知書と照合
（監査人が任意にサンプルを抽出）

(3) 監査の結果及び意見

使用料算定の考え方を整理し、使用料の値上げを検討すべき(意見)

現状の西宮市地方卸売市場の使用にかかる受益者負担の状況は次のとおりである。

【平成 24 年度における受益者負担割合の状況】

その他の施設

(単位:千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
16	卸売市場使用料	使用料	18,455	物件費	35,274	
		国・県支出金	-	人件費	6,433	
		その他	-	退職給付	718	
		合計	18,455	合計(*)	42,425	

(*)償却済のため減価償却費の計上なし

地方卸売市場はその施設の性質から、営利活動を行う特定の市民が対象であり公的関与の必要性が低く、民間にも類似施設が存在しておりある程度の収益確保が見込まれることから、受益者負担としては 75%～100%程度を目安にすることが望ましいと考える。

現状の地方卸売市場の受益者負担割合は 43.5%であり、目安となる水準と乖離が生じている。この原因としては、下記のように現状の使用料の算定方法にはコストに含むべき金額が一部漏れているためと考えられる。

西宮市地方卸売市場の使用料は、土地使用料部分と建物使用料部分から構成されている。現状、西宮市地方卸売市場は土地部分については賃借し建物部分については市が所有している。したがって、土地使用料については市が支払う賃借料を基礎として算定されている。

具体的には土地賃借料総額から建物使用料総額を控除して土地使用料単価を算定しており、土地の支払賃借料と同額を卸売市場使用料として徴収する料金体系となっている。しかしながら、建物については市が保有しており一定の維持管理費等が発生している。現状の料金体系ではこれらの維持管理費等はすべて市が負担することになり、適切な受益者負担となっていない。

現在の環境等を考えれば卸売市場については民営化の方向性を検討していくことが望ましいと考えられるが、現状の運営形態を続けるのであれば、現行の使用料算定の考え方を整理し、適切な料金設定となるよう検討すべきである。

使用料の徴収について公平性を確保した対策を行うべき(意見)

使用料の徴収において、納付遅延が発生している使用者が 2 件あり年度内には解消しているものの、ほかの使用者が期日どおりに支払っていることからすると現状は平等性に欠けているといえる。

納付についての指導を厳格に行うなど、使用料の徴収について公平性を確保できるような対策を行うべきである。

【17】食肉センター使用料等

(1) 概要

項目	内容																		
使用料名	食肉センター使用料等																		
所管課	食肉センター管理課																		
法令等	-																		
条例等	西宮市食肉センター条例、同施行規則 西宮市食肉地方卸売市場条例、同施行規則																		
料金の説明	食肉センター及び食肉地方卸売市場の使用料 センター使用料：大動物（牛）4,000円/頭 小動物（豚）1,000円/頭 冷蔵庫（本冷室）使用料：6,090円/月・レール1m 冷蔵庫（予冷室）使用料：大動物210円/頭 小動物63円/頭 卸売場使用料：（枝肉の金額）卸売金額の1,000分の1 事務所使用料：367円/㎡・月																		
減額・免除の有無	減額・免除：無																		
現行の料金の決定根拠・方針	使用料については、維持管理経費及び近隣他市のと畜場の使用料を勘案し、金額を設定している。																		
直近の見直し時期（過去5カ年）	平成13年度に現在の使用料に改定してからは、見直しは実施していない。なお、平成25年12月の議会にて使用料を下記のとおり一部見直ししている。＜平成26年4月1日より施行予定＞ （ ）消費税増税に伴う改正、料金区分の新設 と室・解体室使用料：大動物（牛）4,114円/頭 小動物（豚）1,029円/頭（開場日又は使用時間外を変更しての使用：大動物（牛）8,228円/頭 小動物（豚）2,058円/頭） 病畜棟使用料：大動物（牛）8,228円/頭 小動物（豚）2,058円/頭 冷蔵庫（本冷室）使用料：6,912円/月・レール1m 冷蔵庫（予冷室）使用料：大動物216円/頭 小動物64円/頭 卸売場使用料：（枝肉の金額）卸売金額の1,000分の1.5 事務所使用料：378円/㎡・月 内臓処理室使用料：大動物（牛）160円/頭 小動物（豚）40円/頭																		
収納体制 収納方法	使用料の徴収業務は指定管理者が行うこととしており、指定管理者が前月分をまとめて徴収し、所定の納付書にて市に払い込む。																		
近隣他市の同種施設の料金水準	センター使用料：大動物 <table border="1"> <thead> <tr> <th>近隣他市</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸市</td> <td>1,733円/頭</td> </tr> <tr> <td>姫路市</td> <td>2,540円/頭</td> </tr> </tbody> </table> センター使用料：小動物 <table border="1"> <thead> <tr> <th>近隣他市</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸市</td> <td>714円/頭</td> </tr> <tr> <td>姫路市</td> <td>1,040円/頭</td> </tr> </tbody> </table> 卸売場使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>近隣他市</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸市</td> <td>売上金額の1,000分の2</td> </tr> <tr> <td>姫路市</td> <td>売上金額の1,000分の1.2</td> </tr> </tbody> </table>	近隣他市	金額	神戸市	1,733円/頭	姫路市	2,540円/頭	近隣他市	金額	神戸市	714円/頭	姫路市	1,040円/頭	近隣他市	金額	神戸市	売上金額の1,000分の2	姫路市	売上金額の1,000分の1.2
近隣他市	金額																		
神戸市	1,733円/頭																		
姫路市	2,540円/頭																		
近隣他市	金額																		
神戸市	714円/頭																		
姫路市	1,040円/頭																		
近隣他市	金額																		
神戸市	売上金額の1,000分の2																		
姫路市	売上金額の1,000分の1.2																		
その他	西宮市食肉センターのと畜頭数及び稼働率は次の状況である。ここ数年はと畜頭数は増加傾向にあり、施設の稼働率は																		

	高い水準で推移している。また、平成 24 年度における兵庫県下の西宮市食肉センターのと畜頭数の割合は大動物が 26.0%、小動物が 51.0%であり、県内でも有数の処理頭数となっている。			
	【過去 3 年のと畜解体処理頭数】			
	区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	大動物(頭)	15,899	14,700	17,090
	小動物(頭)	46,395	47,595	49,421
	合計	62,294	62,295	66,511
	【過去 3 年の稼働率】			
	区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	大動物(%)	105.2	98.4	114.9
	小動物(%)	76.1	77.4	81.0
(年間処理頭数/年間実稼働日数×1日処理可能頭数)×100				

【使用料等の推移】

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
食肉センター使用料等	136,093	130,686	141,236
食肉センター使用料	113,073	108,173	117,781
食肉センター冷蔵庫使用料	19,011	18,943	19,353
卸売市場使用料	3,958	3,520	4,019
行政財産目的外使用料	50	50	83

(2) 実施した監査手続

- ・食肉センター使用料等について所管課へのヒアリング
- ・使用料について受益者負担割合の検討
- ・施設の利用状況等の確認
- ・現地視察
- ・使用許可書の確認(監査人が任意にサンプルを抽出)
- ・指定管理者関係書類の閲覧(協定書及び事業報告書等)

(3) 監査の結果及び意見

使用料の見直し等を行い、一般会計からの繰入金の縮減を図るべき(意見)

市は食肉センター事業の受益と負担の関係を明確化するために特別会計で決算状況を管理している。食肉センターにかかる減価償却費等のコストも含めた受益者負担の状況は次のとおりであり、受益者負担割合は 47.4% となっている。

【平成 24 年度における受益者負担割合の状況】

その他の施設 (単位:千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
17	食肉センター使用料等	使用料	141,236	物件費	259,380	
		国・県支出金	-	人件費	20,103	
		その他	16,667	退職給付	2,243	
				減価償却費	51,586	
		合計	157,903	合計	333,312	

食肉センターについては直接的な利用者が限定的であり、また営利活動を伴うという点や民間にも類似施設が存在している点を考慮すれば、相応の受益者負担を求めることが適切と考えられ、受益者負担割合としては 75 ~ 100%程度を目安にすることが望ましいと考える。これに対し、現状の受益者負担割合は 47.4% であり、受益者負担割合を引き上げる方向で検討することが必要であると考え。

また、食肉センター特別会計の収支状況をみると、使用料等の収入のみでは十分に事業費を賄うことができないため一般会計からの繰入金によって歳入歳出の収支均衡が図られている。平成 20 年度から平成 24 年度における一般会計からの繰入金の推移は次のとおりであり、一般会計から 1 億円前後の繰入が継続している。

(単位:千円)

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
繰入額	101,982	109,642	99,248	106,827	101,036

平成 19 年度に調査されたりそな総合研究所株式会社による「西宮市食肉センターによる経済効果に関する調査業務」報告書では一定の経済効果があるとされており、こうした点を踏まえると政策的な観点から一般会計からの繰入を行う必要性は認められるものの、今後、西宮市食肉センターを適切に維持運営していくために、管理運営経費の削減あるいは使用料収入の増加にて収支を改善し、一般会計からの繰入金の縮減を図るとともに、受益者負担割合を引き上げる方針を検討することが望まれる。

ここで、使用料収入の増加のためには、と畜解体処理頭数の増加あるいは使用料単価の引き上げが必要であるが、現状において西宮市食肉センターの年間処理頭数及び施設稼働率は高い水準で推移しており、と畜解体処理頭数の増加には限界がある。

したがって、平成 25 年 12 月の議会にて平成 26 年 4 月以降の消費税増税に伴う料金の引き上げや、時間外の使用料の引き上げが決定しているが、引き続き使用料の引き上げを検討すべきである。

【18】総合福祉センター使用料

(1) 概要

項目	内容																																																																																																																																																							
使用料名	総合福祉センター使用料																																																																																																																																																							
所管課	障害福祉課																																																																																																																																																							
法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 身体障害者福祉法																																																																																																																																																							
条例等	西宮市総合福祉センター条例、同施行規則																																																																																																																																																							
料金の説明	<p>総合福祉センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用料は使用許可を受けた者から徴収するものである。西宮市総合福祉センター条例の別表のとおり。</p> <p>センター使用料 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="7">専用使用</th> <th rowspan="2">個人使用</th> </tr> <tr> <th>午前 午前9時 から正午 まで</th> <th>午後 午後1時 から午後 5時まで</th> <th>夜間 午後5時3 0分から 午後9時</th> <th>午前・午後 午前9時 から午後 5時まで</th> <th>午後・夜間 午後1時 から午後 9時まで</th> <th>全日 午前9時 から午後 9時まで</th> <th>超過1時 間につき</th> <th>午前、午 後、夜間 各1回に つき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">プール</td> <td>大人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>150</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">体育室</td> <td>スポーツの ための使用 大人</td> <td>2,500</td> <td>3,500</td> <td>3,000</td> <td>6,000</td> <td>6,500</td> <td>9,000</td> <td>1,000</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>上記以外 の使用 小人</td> <td>1,500</td> <td>2,100</td> <td>1,800</td> <td>3,600</td> <td>3,900</td> <td>5,400</td> <td>600</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>大人</td> <td>3,800</td> <td>5,300</td> <td>4,500</td> <td>9,100</td> <td>9,800</td> <td>13,600</td> <td>1,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>2,300</td> <td>3,200</td> <td>2,700</td> <td>5,500</td> <td>5,900</td> <td>8,200</td> <td>900</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トレーニング室</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機能回復訓練室</td> <td>大人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>研修室A₁</td> <td>650</td> <td>900</td> <td>750</td> <td>1,550</td> <td>1,650</td> <td>2,300</td> <td>250</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研修室A₂</td> <td>650</td> <td>900</td> <td>750</td> <td>1,550</td> <td>1,650</td> <td>2,300</td> <td>250</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会議室A₁</td> <td>800</td> <td>1,100</td> <td>900</td> <td>1,900</td> <td>2,000</td> <td>2,800</td> <td>300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>和室A₁</td> <td>200</td> <td>250</td> <td>250</td> <td>450</td> <td>500</td> <td>700</td> <td>70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>和室A₂</td> <td>200</td> <td>250</td> <td>250</td> <td>450</td> <td>500</td> <td>700</td> <td>70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>和室A₃</td> <td>200</td> <td>250</td> <td>250</td> <td>450</td> <td>500</td> <td>700</td> <td>70</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 専用使用における大人と小人の区分は、主として使用する者により行う。 小人は、3歳以上中学生までの者とする。 冷暖房実施期間中における専用使用については、この表の使用料の2割の額を加算する。 この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。 付属設備の使用料は、規則で定める。 	区分	専用使用							個人使用	午前 午前9時 から正午 まで	午後 午後1時 から午後 5時まで	夜間 午後5時3 0分から 午後9時	午前・午後 午前9時 から午後 5時まで	午後・夜間 午後1時 から午後 9時まで	全日 午前9時 から午後 9時まで	超過1時 間につき	午前、午 後、夜間 各1回に つき	プール	大人							250	小人							150	体育室	スポーツの ための使用 大人	2,500	3,500	3,000	6,000	6,500	9,000	1,000	200	上記以外 の使用 小人	1,500	2,100	1,800	3,600	3,900	5,400	600	120	大人	3,800	5,300	4,500	9,100	9,800	13,600	1,500		小人	2,300	3,200	2,700	5,500	5,900	8,200	900		トレーニング室								200	機能回復訓練室	大人							300	小人							200	研修室A ₁	650	900	750	1,550	1,650	2,300	250		研修室A ₂	650	900	750	1,550	1,650	2,300	250		会議室A ₁	800	1,100	900	1,900	2,000	2,800	300		和室A ₁	200	250	250	450	500	700	70		和室A ₂	200	250	250	450	500	700	70		和室A ₃	200	250	250	450	500	700	70	
	区分		専用使用								個人使用																																																																																																																																													
午前 午前9時 から正午 まで		午後 午後1時 から午後 5時まで	夜間 午後5時3 0分から 午後9時	午前・午後 午前9時 から午後 5時まで	午後・夜間 午後1時 から午後 9時まで	全日 午前9時 から午後 9時まで	超過1時 間につき	午前、午 後、夜間 各1回に つき																																																																																																																																																
プール	大人							250																																																																																																																																																
	小人							150																																																																																																																																																
体育室	スポーツの ための使用 大人	2,500	3,500	3,000	6,000	6,500	9,000	1,000	200																																																																																																																																															
	上記以外 の使用 小人	1,500	2,100	1,800	3,600	3,900	5,400	600	120																																																																																																																																															
	大人	3,800	5,300	4,500	9,100	9,800	13,600	1,500																																																																																																																																																
	小人	2,300	3,200	2,700	5,500	5,900	8,200	900																																																																																																																																																
トレーニング室								200																																																																																																																																																
機能回復訓練室	大人							300																																																																																																																																																
	小人							200																																																																																																																																																
研修室A ₁	650	900	750	1,550	1,650	2,300	250																																																																																																																																																	
研修室A ₂	650	900	750	1,550	1,650	2,300	250																																																																																																																																																	
会議室A ₁	800	1,100	900	1,900	2,000	2,800	300																																																																																																																																																	
和室A ₁	200	250	250	450	500	700	70																																																																																																																																																	
和室A ₂	200	250	250	450	500	700	70																																																																																																																																																	
和室A ₃	200	250	250	450	500	700	70																																																																																																																																																	
減額・免除の有無	<p>減免：有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に居住し、又は市内に勤務先を有する障害者が、主として専用使用するとき、使用料を無料。 ・個人使用するとき、機能回復訓練室を除き、当該障害者及び介護者（介護を要する者として規則で定める者に同伴する者に限る）1人の使用料を無料。 ・市長が特別の理由があると認めるときは使用料を減免。 <p>【以下市長が特別の理由があると認めるとき】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国及び地方公共団体が障害者の福祉に関する事業のために使用するとき、使用料の10割減免。 市内の障害者の福祉に関する団体が障害者の福祉に関する事業のために使用するとき、使用料の10割減免。 市内の公共的団体が障害者の福祉に関する事業のために使用するとき、使用料の10割減免。 本市住民で、65歳以上の者が使用するとき、使用料の10割減免。 その他市長が特に必要と認めるとき、市長が必要と認める額を減免。 																																																																																																																																																							

<p>現行の料金の決定根拠・方針</p>	<p>市の社会体育施設（中央体育館）また、公民館等の開館当時の使用料金等の基準に基づき金額を設定。算定式は以下のとおり。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>1時間当たりの使用料 =</p> $\frac{\left[\left(\text{建物推定時価} \times \frac{5}{1,000} \times 12\text{ヶ月} \right) + \left(\text{年間維持管理経費} + \text{人件費} \right) \right] \times \text{使用面積}}{\left(\text{建物延べ床面積} \times 365\text{日} \times \text{開館時間} \right)} \times \text{調整率}$ </div>																																																															
<p>直近の見直し時期（過去5カ年）</p>	<p>単価の見直しは開館当時（昭和60年）から行っていない。 減免・免除については、平成3年の改訂（65歳以上を有料から無料）以来、単価の見直しは行っていない。 料金水準の分析は定期的に行っていない。</p>																																																															
<p>収納体制 収納方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専用使用の場合にあってはその許可の際、個人使用の場合にあっては使用前に使用料を納付しなければならない。 ・国又は地方公共団体が使用する場合に限り、使用料を後納することができる。 ・体育施設については、市内の65歳未満の方、市外であれば障害者の方についても有料となり、事前に券売機で券を購入してもらい、受付で対応している。 ・貸室利用については、市外の団体及び市内の登録であっても講座や研修会等で、利用者から料金を徴収する場合、センターにおいては、その団体等から申し込み時に現金で使用料を徴収している。 																																																															
<p>近隣他市の同種施設の料金水準</p>	<p style="text-align: center;">プール</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>大人（円）</th> <th>小人（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>西宮市</td><td>250</td><td>150</td></tr> <tr><td>伊丹市</td><td>250</td><td>120</td></tr> <tr><td>芦屋市</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>宝塚市</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>尼崎市</td><td>-</td><td>-</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">体育室（スポーツのための使用）（専用利用）午前</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>大人（円）</th> <th>小人（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>西宮市</td><td>2,500</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>伊丹市</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>芦屋市</td><td>4,600</td><td>-</td></tr> <tr><td>宝塚市</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>尼崎市</td><td>-</td><td>-</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">体育室（スポーツのための使用以外）（専用利用）午前</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>大人（円）</th> <th>小人（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>西宮市</td><td>3,800</td><td>2,300</td></tr> <tr><td>伊丹市</td><td>5,400</td><td></td></tr> <tr><td>芦屋市</td><td>9,200</td><td>-</td></tr> <tr><td>宝塚市</td><td>8,600</td><td>-</td></tr> <tr><td>尼崎市</td><td>-</td><td>-</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">研修室 会議室 午前</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>研修室（円）</th> <th>会議室（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>西宮市</td><td>650</td><td>800</td></tr> <tr><td>伊丹市</td><td>450</td><td></td></tr> </tbody> </table>		大人（円）	小人（円）	西宮市	250	150	伊丹市	250	120	芦屋市	-	-	宝塚市	-	-	尼崎市	-	-		大人（円）	小人（円）	西宮市	2,500	1,500	伊丹市			芦屋市	4,600	-	宝塚市	-	-	尼崎市	-	-		大人（円）	小人（円）	西宮市	3,800	2,300	伊丹市	5,400		芦屋市	9,200	-	宝塚市	8,600	-	尼崎市	-	-		研修室（円）	会議室（円）	西宮市	650	800	伊丹市	450	
	大人（円）	小人（円）																																																														
西宮市	250	150																																																														
伊丹市	250	120																																																														
芦屋市	-	-																																																														
宝塚市	-	-																																																														
尼崎市	-	-																																																														
	大人（円）	小人（円）																																																														
西宮市	2,500	1,500																																																														
伊丹市																																																																
芦屋市	4,600	-																																																														
宝塚市	-	-																																																														
尼崎市	-	-																																																														
	大人（円）	小人（円）																																																														
西宮市	3,800	2,300																																																														
伊丹市	5,400																																																															
芦屋市	9,200	-																																																														
宝塚市	8,600	-																																																														
尼崎市	-	-																																																														
	研修室（円）	会議室（円）																																																														
西宮市	650	800																																																														
伊丹市	450																																																															

	芦屋市	4,600	1室 2,300～ 3,300
	宝塚市	1室 1,600	
	尼崎市	260	

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
総合福祉センター使用料	4,047	3,706	3,645
リハビリ訓練室	2,280	1,995	2,063
プール、体育館等	1,767	1,711	1,581

(2) 実施した監査手続

- ・総合福祉センター使用料について所管課へのヒアリング
- ・使用料について受益者負担割合の検討
- ・施設の利用状況等の確認

(3) 監査の結果及び意見

一般利用者の使用に伴う料金体系を見直すことが望ましい(意見)

当該施設は障害者及びその介護者 1 名及び 65 歳以上の者の受益者負担はないが、一般利用者から施設利用料を徴収している。

市は一般利用者の使用に伴う使用料単価の見直しを開館当時(昭和 60 年)から行っておらず、定期的な料金水準の分析も行っていない。開館当時から 28 年経過しており、維持管理の状況は変化していると考えられる。また西宮市及び他市の類似施設との比較を行うと、以下の状況がみられた。

		西宮市		他市比較	
		総合福祉 センター (体育室)	勤労者 体育館 (体育室)	芦屋市 (運動室)	宝塚市 (大ホール)
		スポーツのための使用 (専用利用) (大人)	午前(円)	2,500	8,100
	午後(円)	3,500	10,800	6,100	-
	夜間(円)	3,000	10,800	5,300	-
	広さ(m ²)	515.7	687.74	296	-
スポーツのための使用以外 (専用利用) (大人)	午前(円)	3,800	16,200	9,200	8,600
	午後(円)	5,300	21,600	12,200	10,500
	夜間(円)	3,200	21,600	10,600	10,700
	広さ(m ²)	515.7	687.74	296	254

当該施設のスポーツのための使用料金は、西宮市の類似施設である勤労者体育館や、芦屋市の類似の施設(当該施設の広さは芦屋市のほぼ倍)と比較しても低い水準である。また、スポーツのための使用以外の使用料金についても、西宮市の類似施設である勤労者体育館や、芦屋市及び宝塚市の類似の施設(当該施設の広さは芦屋市のほぼ倍)と比較してもかなり低

い水準である。

これらの状況から、当該施設についての一般利用者（目的外で利用する者）の利用については、それに見合う維持管理経費を回収できるよう、料金体系を見直すことが望ましい。

稼働率を上げる試みを行うことが望ましい（意見）

平成 22 年度から平成 24 年度からの集会施設等の稼働実績は次のとおりである。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
研修室 A1	54.3%	55.6%	57.9%
研修室 A2	51.3%	50.9%	54.4%
会議室 A1	53.6%	63.1%	55.9%
和室 A1	30.6%	34.2%	29.4%
和室 A2	27.8%	25.1%	25.8%
和室 A3	22.8%	22.7%	23.5%

和室の稼働率が著しく低く、研修室及び会議室についても高いとは言えない。

また、利用者アンケート分析によれば、スポーツ教室・行事等の参加状況については「良く参加している」20%、「時々参加している」25%で、「参加したことがない」が 55%となっている。また、文化教養教室等の参加状況については「良く参加している」10%、「時々参加している」20%で、「参加したことがない」が 69%となっており、スポーツ教室・行事等の参加が低い。

当該施設において開館時間に係る管理経費は利用者の有無に関わらず発生する。稼働率及び事業への参加者が少なければ、その分税込等での負担が増加する。

所管課によれば、稼働率が低い原因は、障害者関連のグループ・団体等の高齢化と新規加入者の減少にあり、現在、若い新たなメンバーの加入ができるよう、新規グループの設置や新規教室の開設等、総合福祉センターとして検討している。また、1時間単位の料金形態にすることにより使用料単価の減額が図られ稼働率の上昇が予測されるが、集会施設の利用者が主に障害のある方や高齢者であり、移動や動作に時間を要するという実態がある為、現在は利用状況を踏まえ1時間単位の設定にしていないとのことである。今後は利用者の意見や実績等踏まえ、使用料の整理も含めて検討する方針とのことである。

今後も引き続き、料金形態及び既存事業の内容の見直しや新規実施事業の実施、事業の積極的な広報活動を行い、稼働率を上げる試みを行うことが望ましい。

【19】営業許可等手数料（生活環境課）

（１）概要

項目	内容	
手数料名	営業許可等手数料	
所管課	生活環境課	
法令等	旅館業法、興行場法、公衆浴場法、理容師法、美容師法 クリーニング業法、温泉法、化製場等に関する法律等	
条例等	西宮市手数料条例、同施行規則	
料金の説明	上記法令等の規定に基づく営業許可等に関する手数料を徴収するもの。	
	（単位：円）	
		金額
	旅館業許可申請手数料	22,000
	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	7,400
	興行場営業許可申請手数料	22,000
	興行場営業許可申請手数料（仮設等）	11,000
	浴場業許可申請手数料	22,000
	理容所又は美容所の検査手数料	16,000
	クリーニング所検査手数料	16,000
	温泉利用許可申請手数料	35,000
	温泉利用の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	7,400
	化製場設置許可申請手数料	19,000
	死亡獣畜取扱場設置許可申請手数料	12,000
動物の飼養・収容許可申請手数料	6,000	
営業許可等証明手数料	300	
減額・免除の有無	無	
現行の料金の決定根拠・方針	平成 12 年度に兵庫県より保健所事務が移管された時に、兵庫県使用料及び手数料徴収条例（平成 12 年 3 月 28 日付条例第 12 号）の手数料金額を参考にして、人件費、印刷製本費、通信費等から手数料を積算し、金額を決定している。	
直近の見直し時期（過去 5 年）	平成 16 年度及び平成 21 年度に見直しを実施（ ）しているが、兵庫県下同一料金に合わせた状況下において、近隣各市が手数料の改定予定がない以上本市も改訂の予定なしという理由で料金改定を見送っている。 料金水準の分析は定期的に行っていない。 （ ）温泉利用の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料については、温泉法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 31 号）が平成 19 年 10 月 20 日から施行されることになり新設された手数料のため、平成 21 年度に見直しを実施。	
収納体制 収納方法	収納体制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可等申請に係る手数料については、現金での取扱である。 ・ 所内の金庫内に現金収納保管庫を設けている。 ・ 現金の収納は、現金取扱員が行っている。 収納方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請があった際は、現金取扱員が窓口で現金を受け取り、出納保管庫に収納した後、申請者に領収書を交付する。 	

	<ul style="list-style-type: none"> 収入は不定期であるが、原則当日あるいは翌日に、現金取扱員が収入分を収納代理金融機関に収納する。
近隣他市の料金水準	営業許可等証明手数料を除き、兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市と同一金額である。営業許可等証明手数料については西宮市、神戸市、姫路市、尼崎市は同一金額の 300 円であるが、兵庫県は 400 円である。

【手数料の推移】

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
営業許可等手数料 (生活環境課)	1,237	1,264	1,266

(2) 実施した監査手続

- ・ 営業許可等手数料について所管課へのヒアリング
- ・ 手数料について受益者負担割合の検討

(3) 監査の結果及び意見

市の状況を定期的に分析し、必要に応じて手数料を見直すことが望ましい(意見)

平成 16 年度及び平成 21 年度に見直しを実施しており、当時の積算根拠資料をみると、積算金額と現在の金額は近似値となっており、現在の料金水準は平成 16 年度及び 21 年度において適切な水準であったと考えられる。

しかし、実際には、このような判断により手数料の見直しを見送っているわけではなく、兵庫県下同一料金に合わせている状況にあり、近隣各市が手数料の改定予定がない以上本市も改訂の予定なしという理由で料金改定を見送っている。

当該手数料に係る事務は、兵庫県から移管されているため、西宮市独自で金額を検討することができる。他市の状況だけでなく、本市の状況も定期的に分析し、必要に応じて手数料を見直すことが望ましい。

【20】営業許可等手数料（食品衛生課）

（1）概要

項目	内容
手数料名	営業許可等手数料 魚介類行商登録申請手数料
所管課	食品衛生課
法令等	食品衛生法、食品衛生法施行令
条例等	西宮市手数料条例、同施行規則 兵庫県魚介類行商条例
料金の説明	<p>営業許可等手数料</p> <p>食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条の規定に基づく営業許可の申請に対する審査の手数料であり、料金は西宮市手数料条例第2条別表第1のとおり。</p> <p>兵庫県魚介類行商条例（昭和39年4月1日兵庫県条例第61号）第3条の規定に基づく魚介類行商の登録に対する審査の手数料であり、料金は兵庫県魚介類行商条例のとおり。</p>
減額・免除の有無	<p>営業許可手数料</p> <p>無</p> <p>魚介類行商登録申請手数料</p> <p>貧困その他特別の事情があると認める者に対しては、手数料の全部又は一部を免除することができる。</p>
現行の料金の決定根拠・方針	<p>営業許可申請手数料</p> <p>平成12年度に兵庫県より保健所事務が移管された時に、主に兵庫県の手数料を参考とし、人件費、印刷製本費、通信費等から手数料を積算し、金額を決定した。</p> <p>魚介類行商登録申請手数料</p> <p>兵庫県の委譲事務で、県条例で規定されている。</p>
直近の見直し時期（過去5ヵ年）	<p>平成16年度及び平成21年度に見直しを実施しているが、兵庫県下同一料金に合わせた状況下において、近隣各市が手数料の改定予定がない以上本市も改訂の予定なしという理由で料金改定を見送っている。</p> <p>料金水準の分析は定期的に行っていない。</p>
収納体制 収納方法	<p>収納体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金での取扱いである。 ・所内の金庫内に現金収納保管庫を設けている。 ・現金の出納は、現金取扱員が行っている。 <p>収納方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請があった際は、現金取扱員が窓口で現金を受け取り、収納保管庫に収納した後、申請者に領収書を交付する。 ・収入日の翌開庁日に、現金取扱員が収納代理金融機関に収納する。
近隣他市の料金水準	<p>兵庫県、神戸市、尼崎市、姫路市について、西宮市の手数料と同額である。</p> <p>ただし、継続の営業許可申請については、神戸市ではそれぞれの手数料に75%を乗じた額としている。</p>

【手数料の推移】

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
営業許可等手数料(食品衛生課)	19,716	17,563	15,623

(2) 実施した監査手続

- ・営業許可等手数料について所管課へのヒアリング
- ・手数料について受益者負担割合の検討
- ・現地視察
- ・現金実査

平成 25 年 9 月 18 日現在の現金実査を行った。

領収書及びつり銭の金額合計と現金が一致していることを確認した。

(3) 監査の結果及び意見

営業許可の継続分について料金水準を検討することが望ましい(意見)

営業許可の更新の際にかかる手数料は新規申請時と同額である。新規申請時と更新時では 1 件当たりの書類審査、現地調査等にかかる時間も異なると思われ、更新時にかかる管理経費の方が新規申請時よりも少ないと考えられる。神戸市では継続の営業許可申請については、それぞれの手数料に 75% を乗じた額としている。したがって、本市においても営業許可の継続分について、料金水準を検討することが望ましい。

市の状況を定期的に分析し、必要に応じて手数料を見直すことが望ましい(意見)

平成 16 年度及び平成 21 年度に見直しを実施しており、当時の積算根拠資料をみると、積算金額と現在の金額は近似値となっており、現在の料金水準は平成 16 年度及び 21 年度において適切な水準であったと考えられる。このような判断により手数料の見直しを見送っているわけではなく、兵庫県下同一料金に合わせている状況下において、近隣各市が手数料の改定予定がない以上本市も改訂の予定なしという理由で料金改定を見送っている。当該手数料に係る事務は兵庫県から移管されているため、西宮市独自で金額を検討することができる。他市の状況だけでなく、本市の状況も定期的に分析し、必要に応じて手数料を見直すことが望ましい。

【21】衛生検査等手数料（食品衛生課）

（1）概要

項目	内容
手数料名	衛生検査等手数料
所管課	食品衛生課
法令等	-
条例等	西宮市手数料条例、同施行規則
料金の説明	糞便検査、水質検査、感染症検査、臨床検査の手数料。料金は西宮市手数料条例第3条別表第3のとおり。
減額・免除の有無	無
現行の料金の決定根拠・方針	平成12年度に兵庫県から保健所事務が移管されたため、主に兵庫県の手数料を参考として、人件費、材料費、機器の減価償却費、光熱費等から手数料を積算し、金額を決定した。
直近の見直し時期（過去5ヵ年）	平成16年度及び平成21年度に見直しを実施しているが、兵庫県下同一料金に合わせた状況下において、近隣各市が手数料の改定予定がない以上本市も改訂の予定なしという理由で料金改定を見送っている。 料金水準の分析は定期的に行っていない。
収納体制 収納方法	<p>収納体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金か銀行振替、銀行振込みにより徴収している。 ・所内の金庫内に現金収納保管庫を設けている。 ・現金の出納は、現金取扱員が行っている。 <p>収納方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金の場合は、検査受付時に窓口で受け取り、現金収納保管庫に保管後、申請者に領収書を交付する。収入した日の翌開庁日に、現金取扱員が収納代理金融機関に収納する。 ・他課からの振替えの場合は、月ごとに後納請求書を発行し、振替えの手続をする。 ・振込みの場合は、検査受付後に納付書、請求書を送付し、相手方に収納代理金融機関に振込みしてもらう。
近隣他市の料金水準	近隣の保健所設置自治体（兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市）の手数料と同一水準である。

【手数料の推移】

（単位：千円）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
衛生検査等手数料(食品衛生課)	7,953	6,887	6,089

（2）実施した監査手続

- ・衛生検査等手数料について所管課へのヒアリング
- ・手数料について受益者負担割合の検討
- ・現地視察
- ・現金実査

平成25年9月18日現在の現金実査を実施。

領収書及び水質検査台帳、糞便検査台帳、検査依頼書と一致を確認。

(3) 監査の結果及び意見

料金体系を見直すことが望ましい(意見)

平成 16 年、21 年見直しの積算資料を閲覧した結果、現在の手数料と近似値になっている。しかし、事業費として減価償却費及び光熱水費、材料費を積算しているのみで、人件費は含まれていない。平成 21 年度見直しの資料をもとに人件費を加えて事業費を積算すると、以下のとおりである(一部抜粋)。

(単位:円)

検査項目			事業費			現在の手数料 単価
			人件費を除く事業費	人件費	合計	
水質	特殊項目	原子吸光項目	5,516	6,525	12,041	5,500
		定量	2,420	6,525	8,945	2,400
		簡易	430	2,175	2,605	400
	レジオネラ属菌		2,413	2,175	4,588	2,400
	その他細菌検査		2,413	2,175	4,588	2,400
食品	細菌		1,734	8,700	10,434	1,700
	理化学	定性	1,510	6,525	8,035	1,500
		定量	3,418	6,525	9,943	3,400

人件費を含めて考えると、例えば水質検査の原子吸光項目では事業費は 1 検査当たり 12,041 円であるにもかかわらず、現在の手数料単価は 5,500 円であり、十分に事業費を回収できていない状況にある。ほかの検査についても同様のことが言える。

市によれば、手数料は兵庫県下同一料金に合わせており、近隣各市が手数料の改定予定がない以上、西宮市も改訂は行わない方針であるとのことであった。

ある程度、近隣他市の状況を考慮する必要はあるものの、当該手数料に係る事務は兵庫県から移管されており、西宮市独自で金額を検討することができるため、値上げする方向で料金体系の見直しを行うことが望ましい。

【22】衛生検査等手数料（健康増進課）

（１）概要

項目	内容		
手数料名	衛生検査手数料		
所管課	健康増進課		
法令等	感染症法、地域保健法第6条、特定感染症検査等実施要綱等		
条例等	西宮市手数料条例、同施行規則		
料金の説明	毎月第2金曜日に保健所で感染症について不安のある人等を対象に実施している結核・健康相談おける各種検査手数料。 料金は以下のとおりである。		
	検査名		
	手数料(円)		
	胸部レントゲン検査（直接単純撮影）		1,680
	喀痰検査		2,080
	C型肝炎ウイルス（HCV）抗体検査	HCV抗体のみを検査する場合	1,080
		HIV抗体検査と併せて検査する場合	960
		HBs抗原検査と併せて検査する場合	1,320
		HIV抗体検査・HBs抗原検査と併せて検査する場合	1,190
	B型肝炎ウイルス（HBs）抗原検査	HBs抗原のみを検査する場合	360
		HIV抗体検査と併せて検査する場合	230
	淋菌検査		400
梅毒検査		370	
HIV抗体検査		1,010	
減額・免除の有無	<p>HIV抗体検査：無料 C型・B型肝炎ウイルス検査：初回のみ無料 人権に配慮する見地から無料匿名の検査制度であり、負担を求めることは適当ではない。検査費用の自己負担を無くすことで受検の機会を増やし感染症の予防及びまん延を防止する。（後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（厚生労働省告示第89号）において保健所における無料の匿名による検査・相談体制の充実を中心とした予防対策を進めることが重要とされている）</p>		
現行の料金の決定根拠・方針	<p>結核・感染症健康相談に係る検査手数料の算定については、西宮市手数料条例、同施行規則の規定に従い、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）の一部を改定する告示（平成24年厚生労働省告示第76号）別表第1医科診療報酬点数表及び別表第2歯科診療報酬点数表（保険点数表）の例により算定した額の100分の80に相当する額（10円未満の端数は切り捨てる。）とする。</p>		
直近の見直し時期（過去5ヵ年）	<p>2年に1度の診療報酬改定の際に、手数料の見直しを実施している。（次回は平成26年）</p>		
収納体制 収納方法	<p>収納体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受検者より現金を受け取っている。 ・所内の金庫内に現金収納保管庫を設けている。 ・現金の出納は現金取扱員が行っている。 <p>収納方法</p>		

	・現金取扱員が月に1度、受け取った現金を収納代理金融機関に収納する。
近隣他市の料金水準	兵庫県下の保健所及び健康福祉事務所では HIV 抗体検査を無料で実施している。また肝炎ウイルス検査も初回は無料で実施している。性感染症の実施については各市で実施状況にばらつきがあるが、次のとおり尼崎市は西宮市と同額で実施している。 <u>尼崎市</u> クラミジア病原体検査（尿）1680 円、梅毒抗体検査 370 円、淋菌検査（尿検査：男性のみ）400 円、B 型・C 型肝炎は無料

【手数料の推移】

（単位：千円）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
衛生検査等手数料(健康増進課)	52	57	65

(2) 実施した監査手続

- ・衛生検査手数料について所管課へのヒアリング
- ・手数料について受益者負担割合の検討

(3) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

【23】診療所開設許可等手数料

(1) 概要

項目	内容
手数料名	診療所開設許可等手数料
所管課	保健総務課
法令等	医療法、死体解剖保存法、臨床検査技師等に関する法律、薬事法、毒物及び劇物取締法等
条例等	西宮市手数料条例、同施行規則
料金の説明	<p>以下の審査等にかかる手数料である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定に基づく診療所の開設の許可の申請に対する審査 ・医療法第7条第1項の規定に基づく助産所の開設の許可の申請に対する審査 ・死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）第19条第1項の規定に基づく死体の保存の許可の申請に対する審査 ・臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の申請に対する審査 ・薬事法（昭和35年法律第145号）第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査 ・薬事法第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の申請に対する審査 ・毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査 等 <p>料金は西宮市手数料条例第2条別表第1のとおり。</p>
減額・免除の有無	無
現行の料金の決定根拠・方針	兵庫県使用料及び手数料徴収条例（平成12年3月28日付条例第12号）の手数料金額を参考にして、人件費、印刷製本費、通信費等から手数料を積算し、金額を決定した。
直近の見直し時期（過去5ヵ年）	<p>過去5年間で手数料の改定は行っていないが、平成25年4月より、県から薬局の開設等の許認可に係る権限が移譲されたことに伴い、西宮市手数料条例の一部改正を行った。</p> <p>県から権限移譲された薬局の開設等の許認可に係る手数料以外は、平成16年度及び平成21年度に見直しを実施しているが、兵庫県下同一料金に合わせている状況下において、近隣各市が手数料の改定予定がない以上本市も改定の予定なしという理由で料金改定を見送っている。</p>
収納体制 収納方法	<p>収納体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療所開設許可等手数料については、原則、現金での取扱である。 ・所内の金庫内に現金収納保管庫を設けている。 ・現金の出納は、現金取扱員が行っている。 <p>収納方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請があった際は、現金取扱員が窓口で現金を受け取り、出納保管庫に収納した後、申請者に領収書を交付する。 ・収入が不定期であるため、約3日おきに、現金取扱員が収入分を収納代理金融機関に収納する。

近隣他市の 料金水準	近隣の保健所設置市（神戸市、姫路市、尼崎市）と同額である。
---------------	-------------------------------

【手数料の推移】

（単位：千円）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
診療所開設許可等手数料	1,268	1,159	1,390

（ 2 ）実施した監査手続

- ・診療所開設許可等手数料について所管課へのヒアリング
- ・手数料について受益者負担割合の検討
- ・平成 25 年 4 月より、県から薬局の開設等の許認可に係る権限移譲を受け新設した手数料については当該手数料の積算根拠を確認

（ 3 ）監査の結果及び意見

料金水準が適切であるか定期的に分析することが望ましい(意見)

平成 25 年 4 月から新設された薬局の開設等の許認可に係る手数料を除き、過去 5 年間で手数料の改定は行なっていない。料金水準の分析は平成 16 年度及び平成 21 年度に行なっているが、定期的な分析は行なっていない。平成 16 年度及び平成 21 年度の調書では、「兵庫県下同一料金に合わせている状況下において、近隣各市が手数料の改定予定がない以上本市も改定の予定なし」という理由で料金改定を見送っているが、法令等で兵庫県下同一料金でなければならないと定められているわけではないとのことである。

他市の状況のみを手数料に反映させるのではなく、本市の当該手数料に係る原価を把握することは、料金設定において重要である。

したがって、当該手数料に係る原価を積算し、料金水準が適切であるか定期的に分析することが望ましい。

【24】と畜検査等手数料

(1) 概要

項目	内容
手数料名	と畜検査等手数料
所管課	食肉衛生検査所
法令等	と畜場法
条例等	西宮市手数料条例、同施行規則
料金の説明	<p>使用料手数料の内容説明 と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条に基づくと畜検査 と畜場法第14条に基づくと畜検査結果の証明 細菌学的検査（と畜場設置者（西宮市長）が実施する、厚生省生活衛生局長通知（平成9年1月28日衛乳第24号）に基づく自主検査（枝肉の大腸菌数の検査）の依頼） については、平成24年度から検査依頼が始まった。</p> <p>料金 大動物（牛、馬）：490円/頭 小動物（豚、山羊、めん羊）：165円/頭 300円/件 1700円/件</p>
減額・免除の有無	無
現行の料金の決定根拠・方針	<p>兵庫県使用料及び手数料徴収条例（平成12年3月28日付条例第12号）の手数料金額を参考にして、人件費、需用費等から手数料を積算し、近隣他府県市の状況も考慮し、兵庫県と同額に設定した。</p> <p>西宮市手数料条例による。 西宮市手数料条例による。</p>
直近の見直し時期（過去5ヵ年）	平成16年度及び平成21年度に見直しを実施しているが、兵庫県下同一料金に合わせている状況下において、近隣他市との均衡を勘案し、料金改定を見送っている。
収納体制 収納方法	<p>収納体制 月初めに、と畜検査申請者に前月分のと畜検査頭数分の手数料の振込み通知書を交付。 現金で取扱。 所内の鍵付きロッカー内に現金を保管している。 現金の出納は、現金取扱員が行っている。 食肉センター管理課へ月末、検査手数料請求書を交付。</p> <p>収納方法 と畜検査申請者が、収納代理金融機関に振り込む。 申請があった際は、現金取扱員が窓口で現金を受け取り、申請者に領収書を交付する。収入が不定期のため、週に3回、現金取扱員が収納分を収納代理金融機関に収納する。 食肉センター管理課が、予算振替を行う。</p>

近隣他市の 料金水準	と畜検査手数料（単位：円/頭）		
		大動物	小動物
	西宮市	490	165
	兵庫県	490	165
	神戸市	700	220
	姫路市	490	160
	京都府	500	200
	京都市	400	200
	大阪府	1300	600
		200	100
	大阪市	400	200
	減免措置により実際に徴収している額は下段に記載の額		
と畜検査証明手数料（単位：円/件）			
西宮市	300		
兵庫県	400		
神戸市	0		
姫路市	250		
京都府	400		
京都市	350		
大阪府	0		
大阪市	250		
近隣他市の食肉衛生検査部門において、手数料を徴収し、他部門あるいは外部からの検査依頼を受けている自治体はない。			

【手数料の推移】

（単位：千円）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
と畜検査等手数料	20,228	19,464	21,890

(2) 実施した監査手続

- ・と畜検査等手数料について所管課へのヒアリング
- ・手数料について受益者負担割合の検討
- ・現場視察

【と畜検査等手数料】

(と畜検査手数料内訳：平成 25 年 8 月 1 日～平成 25 年 8 月 31 日分)

・大動物

相手先	頭数	手数料@490
A	497	243,530
B	640	313,600
C	252	123,480
D	14	6,860
E	1	490
	1,404	687,960

・小動物

相手先	頭数	手数料@490
F	1,412	232,980
G	1,723	284,295
H	419	69,135
I	100	16,500
	3,654	602,910

- ・平成 25 年 8 月 30 日の検査(1業者分)につき、「と畜検査申請書」「と畜検査台帳(大動物)」と照合し、申請内容、検査内容との整合性を確認し、問題がないことを確かめた。

【と畜検査結果の証明手数料】

- ・平成 25 年 9 月 11 日収納分 1 件につき、「領収書発行記録簿」「と畜検査証明願い」「領収書(控)」と照合し、問題がないことを確かめた。

(3) 監査の結果及び意見

料金水準の見直しを行うべき(意見)

現行のと畜検査手数料の水準は兵庫県から市に権限移譲された際に、兵庫県使用料及び手数料徴収条例の手数料金額を参考にして、兵庫県と同額に設定した金額が基礎となっている。単価の見直しは平成 16 年度及び平成 21 年度に実施しているが、料金の改定は近隣の他府県市との均衡を勘案し行われていない。

平成 21 年度使用料・手数料等調査票によると、積算結果は大動物 2,459

円/頭、小動物 232 円/頭となっており、現行の大動物 490 円/頭、小動物 165 円/頭といった料金水準は積算結果よりも低く設定されていると考えられる。近隣他府県市の状況は上記のとおりであり、神戸市及び京都府は本市よりも高い料金設定となっている。

手数料は「必要な方の求めに応じて行う」事務の対価という性格から、当該手数料に係る経費を把握し、全額回収できるよう料金体系の見直しを実施すべきである。

【25】健康診査手数料

(1) 概要

項目	内容																
手数料名	健康診査手数料																
所管課	地域保健課																
法令等	健康増進法、高齢者の医療の確保に関する法律																
条例等	西宮市手数料条例、同施行規則																
料金の説明	<p>使用料手数料の内容説明 西宮市が実施する各種健康診査及び検査等を西宮市民が受診する際に負担する健康診査料。すこやか健診、胃がん検診、子宮がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウィルス検診、歯周疾患検診等。</p> <p>料金説明 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検診内容</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>胃がん検診</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>大腸がん検診</td> <td>個別検診：1,200 集団検診：600</td> </tr> <tr> <td>肺がん検診</td> <td>胸部エックス線：300 喀痰検査：700</td> </tr> <tr> <td>子宮頸がん検診</td> <td>集団検診：1,000 個別検診：1,400</td> </tr> <tr> <td>乳がん検診</td> <td>集団検診：1,500 個別検診：1,800</td> </tr> <tr> <td>肝炎ウィルス検診</td> <td>集団検診：700 個別検診：1,200</td> </tr> <tr> <td>骨粗鬆症検診</td> <td>900</td> </tr> </tbody> </table>	検診内容	金額	胃がん検診	1,000	大腸がん検診	個別検診：1,200 集団検診：600	肺がん検診	胸部エックス線：300 喀痰検査：700	子宮頸がん検診	集団検診：1,000 個別検診：1,400	乳がん検診	集団検診：1,500 個別検診：1,800	肝炎ウィルス検診	集団検診：700 個別検診：1,200	骨粗鬆症検診	900
検診内容	金額																
胃がん検診	1,000																
大腸がん検診	個別検診：1,200 集団検診：600																
肺がん検診	胸部エックス線：300 喀痰検査：700																
子宮頸がん検診	集団検診：1,000 個別検診：1,400																
乳がん検診	集団検診：1,500 個別検診：1,800																
肝炎ウィルス検診	集団検診：700 個別検診：1,200																
骨粗鬆症検診	900																
減額・免除の有無	70歳以上の市民、市民税非課税世帯、生活保護世帯は全額免除。																
現行の料金の決定根拠・方針	他市状況等を鑑みて手数料を決定している。																
直近の見直し時期 (過去5カ年)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度：乳がん検診(集団1,400円から1,500円に値上げ、個別1,700円から1,800円に値上げ)、歯周疾患検診の手数料(個別のみ実施。1,300円から500円に値下げ)を改定。 平成20年度：子宮頸がん検診(集団700円から1,000円に値上げ、個別1,800円から1,400円に値下げ)を改定。 上記以外の検診については、平成16年度及び平成21年度に見直しを実施しているが、国庫補助対象事業であり、国の費用徴収基準額に準拠して改訂するため、料金改定を見送っているものや委託料の変更がないため料金を据え置いている。 																
収納体制 収納方法	<ul style="list-style-type: none"> 個別：委託医療機関に支払うべき健康診査委託料から市民が委託医療機関に支払った健康診査手数料を差し引き、市の予算内で歳出歳入振替をして処理。 集団：受診者が会場にて支払った使用料・手数料を検診業者が直接市へ納入。 																

近隣他市の 料金水準	がん検診の自己負担金							
	(単位:円)							
	胃がん 検診	大腸がん 検診	肺がん検診		子宮頸がん 検診	乳がん検診	肝炎ウイルス 検診	骨粗鬆症 検診
		胸部 エックス線	喀痰 検査					
西宮市	1,000 70歳以上は 無料	個別検診: 1,200 集団検診: 600	300	700	集団検診: 1,000 個別検診: 1,400	集団検診: 1,500 個別検診: 1,800	集団検診: 700 個別検診: 1,200	900
尼崎市	(集団) 40~64歳: 800 65歳以上: 400 (個別) 40~64歳: 2,700 65歳以上: 1,100	40~64歳: 900 65歳以上: 400	40~64歳: 300 65歳以上: 100	600	20~64歳: 1,500 65歳以上: 600	40~64歳: 2,200 65歳以上: 800	40~64歳: 600 65歳以上: 300	1,400
宝塚市	1,000	500	(集団) 400 (個別) 500	(個別) 500	700	40歳代: 2,000 50歳以上: 1,500	800	-
芦屋市	間接撮影: 1,000 直接撮影: 2,500	一日法: 400 二日法: 800	無料	900	1,000 (頸部&体部: 1,700)	2,000	1,000	1,000
伊丹市	500	600	100	400	1,000	視触診: 300 マンモグラフィ: 1,700	1,100	-
川西市	1,000	500	500	-	1,000	視触診: 500 マンモグラフィ: 1,000	1,000	1,000

【手数料の推移】

(単位:千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
健康診査手数料	7,409	7,042	7,660

(2) 実施した監査手続

- ・健康診査手数料について所管課へのヒアリング
- ・手数料について受益者負担割合の検討

(3) 監査の結果及び意見

手数料の積算方法の見直しを検討するとともに、料金水準が適切であるか定期的に分析することが望ましい(意見)

健康診査手数料は国の費用徴収基準額を基に算定しているものと、委託料をもとに算定しているものがある。

国の費用徴収基準額を基に算定している手数料は、平成9年度まで国庫補助事業であり、国の費用徴収基準額に準じていたが、平成10年度よりがん検診が市の独自事業となったため、これに基づいて料金を必ずしも設定する必要はなくなり、平成10年度からは、平成9年度の費用徴収基準単価を準用して適用しつつ、他市状況などを踏まえ、見直しを行っているとのことである。

国の費用徴収基準額を基に算定している手数料について、独自事業と

なった今では検診は委託により行なわれているため委託料等の原価をもとに手数料を算定することが可能と考えられる。大腸がん検診は平成 16 年度使用料・手数料等見直し調書によると、「平成 12 年度に料金改定後、検査委託料は低下しているため据え置くが、診療報酬や委託料等が上昇すれば見直しを行いたい」としている。料金水準の見直しは委託料等が上昇した場合のみならず、低下した場合にも行うべきである。

したがって、当該手数料の積算方法の見直しを検討するとともに、料金水準が適切であるか定期的に分析することが望ましい。

【26】北口検診施設証明手数料

(1) 概要

項目	内容
手数料名	北口検診施設証明手数料
所管課	地域保健課
法令等	健康増進法、高齢者の医療の確保に関する法律
条例等	西宮市保健福祉センター条例施行規則、同施行規則
料金の説明	<p>使用料手数料の内容説明</p> <p>北口保健福祉センター検診施設において受診した各種健（検）診の結果を、結果表以外の所定の様式に記入するための文書料。</p> <p>料金説明</p> <p>一通につき 2,000 円</p>
減額・免除の有無	無
現行の料金の決定根拠・方針	病院などでの診断書の文書料を参考に決定している。
直近の見直し時期（過去5年）	過去5年において料金の改定は行っていない。 平成21年度に見直しは行っているが料金の改定は行っていない。
収納体制 収納方法	北口保健福祉センター検診施設にて、健（検）診受診者より会場にて徴収、指定管理者より直接市へ納入。
近隣他市の料金水準	<p>北口検診施設と同様の施設はなし。</p> <p>類似しているものとしては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芦屋市では保健センターの場所を貸し出しして行っている人間ドックなどで依頼があれば交付しており、一通 1,000 円 ・尼崎市でも市の検診受診にかかる証明書は出していないが、労働安全法に基づき行う健康診断の受診者から依頼があれば診断書を作成しており、一通 1,500 円 <p>なお、伊丹、川西、宝塚市は証明書発行をしていない。</p>

【手数料の推移】

(単位：千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
北口検診施設証明手数料	10	8	10

(2) 実施した監査手続

- ・北口検診施設証明手数料について所管課へのヒアリング
- ・手数料について受益者負担割合の検討

(3) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

【27】 応急診療所証明手数料

(1) 概要

項目	内容
手数料名	応急診療所証明手数料
所管課	地域保健課
法令等	-
条例等	西宮市手数料条例、同施行規則 西宮市応急診療所条例、同施行規則
料金の説明	使用料手数料の内容説明 診断書交付の際徴収する手数料 料金説明 診断書1通につき2,000円
減額・免除の有無	下記に該当する場合、手数料を減免することができる。 (1)公費の救助を受けている者 (2)市長が前号に準ずる状態にあると認める者 (3)その他市長が必要と認める者
現行の料金の決定根拠・方針	市立中央病院と同単価であるため、準用している。
直近の見直し時期(過去5ヵ年)	平成10年度に1,500円から2,000円に変更して以来、料金の改定は行っていない。平成16年度及び平成21年度に見直しを実施しているが、西宮市立中央病院条例第6条別表2の手数料に準拠して改定するという理由で料金改定を見送っている。
収納体制 収納方法	収納体制 収納事務は、応急診療所の指定管理者である西宮市医師会に委託している。 収納方法 1日ごとの手数料を集計して、毎日市の納付書にて納付されている。
近隣他市の料金水準	伊丹市 1,000円 芦屋市 1,500円 宝塚市 1,000円 尼崎市 2,100円 川西市 診断書は出していない

【手数料の推移】

(単位：千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
応急診療所証明手数料	138	219	164

(2) 実施した監査手続

- ・ 応急診療所証明手数料について所管課へのヒアリング
- ・ 手数料について受益者負担割合の検討

(3) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

【28】狂犬病予防手数料

(1) 概要

項目	内容
手数料名	狂犬病予防手数料
所管課	生活環境課
法令等	狂犬病予防法、狂犬病予防法施行令、動物の愛護及び管理に関する法律
条例等	狂犬病予防法施行細則（西宮市規則第76号） 西宮市手数料条例、同施行規則 西宮市動物の愛護及び管理に関する規則（西宮市規則第77号）
料金の説明	<p>内容説明</p> <p>狂犬病予防手数料として「犬の登録手数料」「狂犬病予防注射済票交付手数料」「犬の鑑札の再交付手数料」「狂犬病予防注射済票再交付手数料」「犬・ねこの引取り手数料」である。</p> <p>「犬の登録手数料」「狂犬病予防注射済票交付手数料」及び「犬の鑑札の再交付手数料」「狂犬病注射済票再交付手数料」については、狂犬病予防法第4条第2項及び第5条第2項に基づく、犬の登録及び狂犬病予防注射を実施した飼い主へ鑑札及び注射済票を交付するための手数料。また鑑札及び注射済票を紛失等した場合の再交付に係る手数料である。</p> <p>「犬・ねこの引取り手数料」については、動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項に基づく犬・ねこの引取りの実施に係る手数料である。</p> <p>料金説明</p> <p>西宮市手数料条例別表1による。</p>
減額・免除の有無	<p>盲導犬等の身体障害補助犬については、犬の登録等に係る狂犬病予防手数料は全額免除。</p> <p>盲導犬等使用者の社会参加を促進し、その負担を軽減するため、手数料条例施行規則第5条第1項第5号により、免除している。</p>
現行の料金の決定根拠・方針	犬の登録、鑑札交付、注射済票の交付は、もともと国の機関委任事務であり、政令によってその料金（現行西宮市の金額と同額）が定められていたが、平成12年の地方分権推進法の制定に伴い、市独自でその料金を定めることとなり、その際、兵庫県及び近隣府県市（神戸市、姫路市、尼崎市等）の手数料を参考に定めている。
直近の見直し時期（過去5ヵ年）	平成16年度及び平成21年度に見直しを実施しているが、県下統一価格のため改定を見送っている。
収納体制 収納方法	<p>収納体制</p> <p>【犬の登録手数料、狂犬病予防注射済票交付手数料】</p> <ul style="list-style-type: none"> 動物管理センター窓口においての現金での取扱のほか、西宮市開業獣医師会へ委託契約し、西宮市開業獣医師会所属の各動物病院での現金による取扱も実施している。 動物管理センター窓口で収納した現金については、センター金庫内に現金収納保管庫を設けている。 現金の出納は、現金取扱員が行っている。 <p>【犬の鑑札の再交付手数料、狂犬病予防注射済票再交付手数料】</p> <ul style="list-style-type: none"> 動物管理センター窓口においての現金での取扱のみとしている。

	<p>収納方法</p> <p>【動物管理センター窓口における取り扱いの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金出納員が窓口で現金を受け取り、出納保管庫に収納した後、申請者に領収書を交付する。 ・原則、月 1 回現金取扱員が収納代理金融機関に収納する。 収納件数が多い時期（4 月）を除く。 <p>【西宮市開業獣医師会所属の各動物病院で収納した現金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・翌月 20 日までに、市が送付する納付書により指定金融機関に納付することとしている。
近隣他市の料金水準	<p>兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市において、「犬の登録手数料」「狂犬病予防注射済票交付手数料」「犬の鑑札の再交付手数料」「狂犬病予防注射済票再交付手数料」は本市と同料金である。</p> <p>また「犬・ねこの引取り手数料」については、兵庫県、姫路市、尼崎市においては、本市と同料金であるが、神戸市は 2,000 円としている。</p>

【手数料の推移】

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
狂犬病予防手数料	14,511	13,931	13,964

(2) 実施した監査手続

- ・所管課へのヒアリング
- ・手数料について受益者負担割合の検討
- ・現地視察
- ・現金実査

平成 25 年 9 月 2 日から平成 25 年 9 月 17 日までの原符（領収書控）の合計と手持ち金庫の現金の一致を確認した。

平成 25 年 6 月分について、西宮市開業獣医師会から提出のある委託事務実績報告書と犬の鑑札等交付事務 6 月分集計表の本月受入額の一致を確認するとともに、各獣医から提出される犬の登録申請書兼狂犬病予防注射実施報告書の件数と犬の鑑札等交付事務 6 月分集計表の件数が一致していることを確認した。

(3) 監査の結果及び意見

集合注射の現金取扱マニュアルを作成することが望ましい（意見）

平成 24 年度の集合注射の件数は 1,036 件であり、多数の市民が集合注射へ訪れ混雑が生じ現金の取扱事務が煩雑化することが想定される。集合注射の混雑を回避し、適切な現金取扱を行うためにも、現金取扱マニュアルを作成することが望ましい。

指定金融機関等への振り込む頻度を見直すことが望ましい（意見）

現金実査を行った結果、平成 25 年 9 月 18 日午前時点で 9 月 2 日から 9 月 17 日までの 16 日間分の手数料約 18 万円を手持ち金庫の中に現金及び小為替で保有していた。収納件数が多い時期（4 月）を除き、原則、月 1 回現金取扱員が収納代理金融機関に収納することになっている。

現金実査の結果から単純計算すると 36 万円弱を 1 ヶ月間手持ち金庫内で保有することになる。大金を保有することがないように、振り込む頻度を見直すことが望ましい。

現金出納簿及び金種表を作成することが望ましい（意見）

現金実査を行った結果、日々の現金残高が把握できる現金出納簿及び金種表はなく、実査当日時点であるべき金額が帳簿で確認できなかった。また手持ち金庫には当該手数料以外に職員の駐車場代も保管されていた。

現金の实在性を証明するために、入出金がある度に現金出納簿に記入するとともに、毎日業務終了後、2 名体制で現金を数えその結果を金種表に記入し、現金出納簿と一致しているかを確認することが望ましい。

定期的に事業費を把握し、適切な料金水準を検討することが望ましい（意見）

過去 5 年間で手数料の見直しは行なっていない。料金水準の分析は平成 16 年度及び平成 21 年度に行なっているが、定期的な分析は行なっていない。平成 16 年度及び平成 21 年度の調書では、兵庫県下統一価格のため改定を見送っているが、法令等で兵庫県下同一料金でなければならないと定められているわけではないとのことである。

他市の状況のみを手数料に反映させるのではなく、本市の当該手数料に係る事業費を把握することは、料金設定において重要なことである。

したがって、定期的に事業費を把握し、適切な料金水準を検討することが望ましい。

【29】動物取扱業登録手数料

(1) 概要

項目	内容
手数料名	動物取扱業登録手数料
所管課	生活環境課
法令等	動物の愛護及び管理に関する法律 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則
条例等	兵庫県知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例 西宮市手数料条例、同施行規則
料金の説明	<p>内容説明</p> <p>動物取扱業登録手数料とは、「動物取扱業登録申請手数料」「動物取扱業登録更新申請手数料」「動物取扱業変更届出審査手数料（現地調査あり）」「動物取扱業変更届出審査手数料（現地調査なし）」「動物取扱業登録証再交付手数料」である。</p> <p>動物の愛護及び管理に関する法律第10条に基づき、動物の取扱業（動物の販売、保管、貸し出し、訓練、展示、競りあわせ、譲受飼養）を営もうとする者は、都道府県知事の登録を受けることとされており、西宮市で取扱業を営もうとする者は、知事権限の委任条例に基づき、西宮市の登録が必要とされている。この登録に係る手数料を徴収するとともに、登録に係る更新、変更、登録証再交付においても手数料を徴収している。</p> <p>料金説明</p> <p>西宮市手数料条例別表1による。</p>
減額・免除の有無	無
現行の料金の決定根拠・方針	人件費での原価計算及び兵庫県との均衡を勘案して設定。
直近の見直し時期（過去5カ年）	平成17年6月に動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、料金を改定している。平成21年度に見直しを行なっているが、料金の改定は見送っている。
収納体制 収納方法	<p>収納体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 動物取扱業登録手数料は、西宮市動物管理センター窓口における現金での取扱である。 センターの金庫内に、現金出納保管庫を設けている。 現金の出納は、現金取扱員が行っている。 <p>収納方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金出納員が窓口で現金を受け取り、出納保管庫に収納した後、申請者に領収書を交付する。 原則、月1回現金取扱員が収納代理金融機関に収納する。
近隣他市の料金水準	<p>兵庫県、姫路市、尼崎市において、「動物取扱業登録申請手数料」「動物取扱業登録更新申請手数料」「動物取扱業変更届出審査手数料（現地調査あり）」「動物取扱業変更届出審査手数料（現地調査なし）」「動物取扱業登録証再交付手数料」は本市と同料金である。</p> <p>また神戸市では、「動物取扱業登録申請手数料」「動物取扱業登録更新申請手数料」「動物取扱業登録証再交付手数料」は本市と同料金であり、「動物取扱業変更届出審査手数料（現地調査あり）」「動物取扱業変更届出審査手数料（現地調査なし）」は、手数料不要としている。</p>

【手数料の推移】

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
動物取扱業登録手数料	312	847	851

(2) 実施した監査手続

- ・動物取扱業登録手数料について所管課へのヒアリング
- ・手数料について受益者負担割合の検討
- ・現場視察

(3) 監査の結果及び意見

定期的に事業費を把握し、適切な料金水準を検討することが望ましい
(意見)

平成 17 年 6 月に動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、料金を改定しているが、その後料金水準の定期的な分析は行なっていない。他市の状況のみを手数料に反映させるのではなく、本市の当該手数料に係る事業費を把握することは、料金設定において重要なことである。

したがって、定期的に事業費を把握し、適切な料金水準を検討することが望ましい。

【30】葬祭使用料

(1) 概要

項目	内容
使用料名	葬祭使用料
所管課	環境総務課
法令等	
条例等	西宮市斎場条例、同施行規則
料金の説明	<p>葬祭使用料の内容説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・葬具（市営葬儀を行うときに使用する各種祭壇）の使用料 ・自動車（市営葬儀を行うときに葬儀会場と火葬場間の遺体及び遺族の送迎に使用するバス）の使用料 <p>料金説明</p> <p>1 回当たり（使用者・死亡者共住所市外の場合は 10 割相当額を加算する）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・葬具（祭壇） <ul style="list-style-type: none"> 桜 46,000 円、松 16,000 円、竹 10,000 円、梅 3,000 円 神式 16,000 円、キリスト 16,000 円 ・自動車 <ul style="list-style-type: none"> 片道 5,000 円、往復 6,500 円
減額・免除の有無	<p>西宮市斎場条例第 9 条、同施行規則第 5 条により、減免することができるのは以下の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用者又は死亡者が生活保護法の規定を受けているものであるとき ・上記のほか、市長が特に必要と認めるとき <p>減免金額は全額免除となるが実際の適用例はない</p>
現行の料金の決定根拠・方針	<ul style="list-style-type: none"> ・葬具については、「飾付セット年間償却分を桜飾り年間使用件数で除した額」に「年間所要物件費・人件費を年間市営葬儀件数で除した額」を加算して桜飾り使用料を算出し、そのほかの祭壇については桜飾りの増加率に準じて桜飾り使用料をもとに改定分を算出している。現行の料金体系は、平成 6 年 4 月に改定されたものを踏襲している。 ・葬儀用自動車については、霊柩の運送に係る陸運局の標準運賃 × 1/3（公共性を勘案し減額）で算出した額を市民片道使用料とする（往復は従前同様 3 割増し、市外住民は倍額）平成 6 年 4 月の改定分を踏襲している。
直近の見直し時期（過去 5 年）	過去 5 年の見直し及び改定はなし。手数料の見直しについては、平成 13 年度に第 2 次西宮市行財政改善計画に基づき実施したものが最新であるが、当該見直しに伴う料金の改定は行っていない。
収納体制 収納方法	指定管理者である西宮市都市整備公社斎園事業課葬祭事務所が使用料を徴収し、納付書を作成して市に収納している。
近隣他市の同種施設の料金水準	<ul style="list-style-type: none"> ・尼崎市のみに企画葬儀として民間委託された形の市営葬儀があり、その中で市所有の葬具（祭壇等）については使用料（市歳入）が設定されている。（仏式三段飾り 112,000 円、仏式二段飾り 90,000 円、仏式飾り祭壇なし 43,000 円、神式三段飾り 112,000 円、キリスト教式 43,000 円） ・伊丹市は市営斎場内に式場用祭壇使用料の設定がある。（第 1 式場用祭壇 15,000 円、第 2 式場用祭壇 7,500 円）

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
葬祭使用料	10,530	9,182	8,567
葬具	8,652	7,460	6,742
自動車	1,878	1,722	1,825

(2) 実施した監査手続

- ・ 葬祭使用料について所管課へのヒアリング
- ・ 施設の利用状況等の確認
- ・ 使用料について受益者負担割合の検討
- ・ 指定管理者関係書類の閲覧 (協定書及び事業報告書等)

(3) 監査の結果及び意見

使用料水準の見直しを検討すべき (意見)

平成 13 年度に第 2 次西宮市行財政改善実施計画に基づいて使用料の見直しを実施している。ここで当時の積算資料によると、各葬具に期待される平均使用料は以下の算式で求められている。

$\text{各葬具の平均使用料} = (\text{葬具年間償却費} + \text{修繕料} + \text{人件費}) / \text{年間使用件数}$ <p>人件費は市葬儀の公共性に鑑みて、市派遣職員 7 人分の 20% としている。</p>

葬祭使用料として各葬具に期待される平均使用料算出基礎に市派遣職員 7 人分の 20% の人件費が計上されているが、斎場使用料の原価にも同じ市派遣職員 7 人分の人件費が計上されている。現状では、市派遣職員 7 人分の人件費のうち 20% が葬祭使用料と斎場使用料の原価に二重に計上されていることになる。

また、葬祭手数料の期待される平均使用料の算出において、手数料の公共性を鑑み、上記の人件費のように特定の原価項目についてのみ原価の軽減を図ることは、一件当たりの手数料原価の全体像が把握しづらくなり、受益者への負担状況の確認も困難となるため算定式を見直す必要があると考える。

なお、平成 24 年度数値により監査人が分析した受益者の負担割合状況は以下のとおりである。

【平成 24 年度における受益者負担割合の状況】

その他の施設

(単位:千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
30 31	葬祭使用料 斎場使用料	使用料	19,841	物件費	49,446	
		国・県支出金	-	人件費	563	
		その他	-	退職給付	63	
				減価償却費	6,207	
		合計	19,841	合計	56,279	

上記の受益者負担割合は葬祭使用料に加え、【31】斎場使用料も含めて算定。

上記のとおり、平成 24 年度数値に基づく受益者負担割合は 35.3%と低い負担割合となっている。使用料水準について値上げも含めて再度検討すべきであると考ええる。

【31】 斎場使用料

(1) 概要

項目	内容
使用料名	斎場使用料
所管課	環境総務課
法令等	
条例等	西宮市斎場条例、同施行規則
料金の説明	<p>斎場使用料の内容説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 告別式場（市営葬儀等の告別式、通夜の会場に使用する）の使用料 ・ 和室（市営葬儀等の告別式、通夜の会場、遺族控室に使用する）の使用料 <p>料金説明</p> <p>1 回当たり（使用者・死亡者共住所市外の場合は 10 割相当額を加算する）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 告別式場 <ul style="list-style-type: none"> 告別式 8,600 円、通夜 21,100 円、 超過使用（ 1 時間） 1,200 円 ・ 和室 <ul style="list-style-type: none"> 告別式 2,600 円、通夜 6,300 円、 超過使用（ 1 室につき 1 時間） 370 円
減額・免除の有無	<p>西宮市斎場条例第 9 条、同施行規則第 5 条により、減免することができるのは以下の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用者又は死亡者が生活保護法の規定を受けているものであるとき ・ 上記のほか、市長が特に必要と認めたとき <p>減免金額は全額免除となるが実際の適用例はない</p>
現行の料金の決定根拠・方針	建物推定価格に 5/1000（行政財産使用料条例適用）を掛けた金額に年間維持管理を加えたものを基に 1 m ² ・1 時間当たりの使用料を算出したものから区分ごとに設定されている。
直近の見直し時期（過去 5 カ年）	該当なし（H9.4.1 施行）
収納体制 収納方法	指定管理者である西宮市都市整備公社斎園事業課葬祭事務所が使用料を徴収し、納付書を作成して市に収納している。
近隣他市の同種施設の料金水準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伊丹市（告別式のみ） 1 回当たり、市内のみ <ul style="list-style-type: none"> 第 1 式場 20,000 円、第 2 式場 8,000 円、控室 1,000 円 ・ 尼崎市（告別式のみ） 1 回当たり、市外は倍額 <ul style="list-style-type: none"> 葬儀式場（2 時間まで）5,200 円（延長 1 時間につき）1,000 円 ・ 川西市（告別式のみ） 1 回当たり、式場市内のみ、和室市外は倍額 <ul style="list-style-type: none"> 式場 12,000 円、和室（3 時間） 6,000 円

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
斎場使用料	11,819	11,548	11,274
斎場	7,086	6,940	6,696
和室	4,733	4,608	4,578

(2) 実施した監査手続

- ・ 葬祭使用料について所管課へのヒアリング
- ・ 施設の利用状況等の確認
- ・ 使用料について受益者負担割合の検討
- ・ 指定管理者関係書類の閲覧 (協定書及び事業報告書等)

(3) 監査の結果及び意見

斎場使用料の算定式を見直すべき (意見)

平成 13 年度に第 2 次西宮市行財政改善実施計画に基づいて使用料の見直しを実施している。当時の積算資料によると、1 時間当たり使用料は以下の算式で求められている。

<p>1 時間当たりの使用料 = (建物推定時価 × 5/1000 × 12 ヶ月 + 年間維持管理経費 (1) + 人件費 (2)) / (建物延べ床面積 × 365 日 × 開館時間) × 面積 1 年間維持管理費は委託料 2 人件費は市派遣職員 7 人分全額</p>

斎場使用料として 1 時間当たりの使用料の算出基礎に市派遣職員 7 人分の人件費が計上されているが、葬祭使用料にも同派遣職員 7 人分の人件費が 20% 含まれている。現状では、市派遣職員 7 人分の人件費のうち 20% が葬祭使用料と斎場使用料の原価に二重に計上されていることになるため、算定式を見直すことが望ましい。

使用料水準の見直しを検討すべき（意見）

平成 24 年度の事務事業評価の事業費と使用料から受益者負担割合を分析すると、以下のとおりとなった。

【平成 24 年度における受益者負担割合の状況】

その他の施設

(単位:千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
30 31	葬祭使用料 斎場使用料	使用料	19,841	物件費	49,446	
		国・県支出金	-	人件費	563	
		その他	-	退職給付	63	
				減価償却費	6,207	
		合計	19,841	合計	56,279	

なお、上記の受益者負担割合は斎場使用料に加え、【30】葬祭使用料も含めて算定。

斎場には告別式場 1 つ、和室（待合室）が 2 つあるものの、家族葬等
和室のみで葬儀を行う場合を除き、告別式場を利用する場合は待合室として
和室もセットで使用するパターンが多いため、和室が 1 部屋空いていたと
しても、ほかの市民等が利用することが難しい。そのため、斎場に係る事
業費をすべて受益者負担で徴収することは困難であると考えるが、現在の
受益者負担割合 35.3%は低い水準であると考える。現在は指定管理制度を
導入しているにもかかわらず、現行の料金体系は委託形態を採用していた
平成 9 年当時のものを踏襲しており事業費に乖離が生じていること及び
「 斎場使用料の算定式を見直すべき」に記載のとおり、算定式が間違っ
ていた結果と考えられる。使用料水準について値上げも含めて再度検討す
べきであると考える。

【32】環境学習施設使用料

(1) 概要

項目	内容																									
使用料名	環境学習施設使用料																									
所管課	環境学習都市推進課																									
法令等	-																									
条例等	西宮市立甲山自然環境センター条例、同施行規則 西宮市立甲山自然環境センター運営事務取扱要綱																									
料金の説明	<p>使用料手数料の内容説明</p> <p>(1) 甲山自然の家 宿泊料 (2) 甲山自然の家 時間外使用料(宿泊を要しない場合) (3) 甲山・社家郷山キャンプ場 使用料 各使用料は、西宮市立甲山自然環境センター条例により規定。</p> <p>料金説明【甲山自然の家】</p> <p>(1) 宿泊を要する場合(本市住民) 18歳未満の者及びその引率者：1泊につき250円 そのほかの者：1泊につき500円 本市住民以外は倍額。</p> <p>(2) 宿泊を要しない場合(本市住民)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>午前9時から 午後1時まで</th> <th>午後1時から 午後5時まで</th> <th>午後5時から 午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1研修室</td> <td>900円</td> <td>900円</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>第2研修室</td> <td>500円</td> <td>500円</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>200円</td> <td>200円</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>食堂</td> <td>900円</td> <td>900円</td> <td>1,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>本市住民以外は倍額。 冷暖房を使用する場合は、この表に規定する額の2割に相当する額を加算する。</p> <p>(3) キャンプ場(本市住民) 宿泊を要する場合：100円 宿泊を要しない場合：100円 本市住民以外は倍額。</p> <p>詳細は、条例・施行規則・運営事務取扱要綱を参照。</p>			区分	使用料			午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	第1研修室	900円	900円	1,100円	第2研修室	500円	500円	600円	和室	200円	200円	250円	食堂	900円	900円	1,100円
区分	使用料																									
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで																							
第1研修室	900円	900円	1,100円																							
第2研修室	500円	500円	600円																							
和室	200円	200円	250円																							
食堂	900円	900円	1,100円																							
減額・免除の有無	<p>(1) 施行規則による規定</p> <p>公用で使用する場合：免除 本市住民で障害者手帳等の交付を受けている者等：免除 本市住民で3歳以下又は65歳以上の者：免除 公共の目的で使用する場合：免除又は市長が定める額</p>																									

	<p>市長が特別の理由があると認めた場合：免除</p> <p>(2) 運営事務取扱要綱による規定</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="523 371 730 517">宿泊使用料の みを免除する 場合</td> <td data-bbox="730 371 1283 517">本市住民で、身体障害者手帳若しくは療育手帳を受けている者及びこれらの者の介護者1名又は3歳以下若しくは65歳以上の者が使用するとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 517 730 734">宿泊使用料、 時間使用料を 免除する場合</td> <td data-bbox="730 517 1283 734">(1) 公用で使用する場合。ただし、西宮市に限る。 (2) 西宮市の学校が教育課程に基づく学習活動を行うとき。 (3) 教育委員会が必要と認める社会教育関係団体が使用するとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 734 730 992">宿泊使用料を 50%減額し、 時間使用料を 免除する場合</td> <td data-bbox="730 734 1283 992">(1) 西宮市以外の公共団体が使用するとき。 (2) 西宮市の地域団体、社会教育関係団体、社会福祉関係団体等が使用するとき。ただし、これらの団体に所属する同好的、趣味的サークルは除く。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 992 730 1176">時間使用料の み 50%減額す る場合</td> <td data-bbox="730 992 1283 1176">(1) 西宮市の地域団体、社会教育関係団体等に所属する同好的、趣味的サークルが使用するとき。 (2) 西宮市公民館登録グループが使用するとき。</td> </tr> </table>	宿泊使用料の みを免除する 場合	本市住民で、身体障害者手帳若しくは療育手帳を受けている者及びこれらの者の介護者1名又は3歳以下若しくは65歳以上の者が使用するとき。	宿泊使用料、 時間使用料を 免除する場合	(1) 公用で使用する場合。ただし、西宮市に限る。 (2) 西宮市の学校が教育課程に基づく学習活動を行うとき。 (3) 教育委員会が必要と認める社会教育関係団体が使用するとき。	宿泊使用料を 50%減額し、 時間使用料を 免除する場合	(1) 西宮市以外の公共団体が使用するとき。 (2) 西宮市の地域団体、社会教育関係団体、社会福祉関係団体等が使用するとき。ただし、これらの団体に所属する同好的、趣味的サークルは除く。	時間使用料の み 50%減額す る場合	(1) 西宮市の地域団体、社会教育関係団体等に所属する同好的、趣味的サークルが使用するとき。 (2) 西宮市公民館登録グループが使用するとき。
宿泊使用料の みを免除する 場合	本市住民で、身体障害者手帳若しくは療育手帳を受けている者及びこれらの者の介護者1名又は3歳以下若しくは65歳以上の者が使用するとき。								
宿泊使用料、 時間使用料を 免除する場合	(1) 公用で使用する場合。ただし、西宮市に限る。 (2) 西宮市の学校が教育課程に基づく学習活動を行うとき。 (3) 教育委員会が必要と認める社会教育関係団体が使用するとき。								
宿泊使用料を 50%減額し、 時間使用料を 免除する場合	(1) 西宮市以外の公共団体が使用するとき。 (2) 西宮市の地域団体、社会教育関係団体、社会福祉関係団体等が使用するとき。ただし、これらの団体に所属する同好的、趣味的サークルは除く。								
時間使用料の み 50%減額す る場合	(1) 西宮市の地域団体、社会教育関係団体等に所属する同好的、趣味的サークルが使用するとき。 (2) 西宮市公民館登録グループが使用するとき。								
<p>現行の料金の 決定根拠・方針</p>	<p>・利用者の低迷や、本市が環境学習都市宣言を行い、環境学習施設との位置づけを行ったことから青少年の健全育成に加え、自然体験、環境学習活動の推進を目的として利用者層の拡大が急務であったことから、教育委員会所管当時（平成16年度以前）の料金体系を据え置いている。</p> <p>・本市住民の利用を優先的に扱っている。</p>								
<p>直近の見直し時期 (過去5ヵ年)</p>	<p>平成14年頃に教育委員会で料金が見直された後、その金額を据え置いており、定期的な見直しは行っていない。</p>								
<p>収納体制 収納方法</p>	<p>(1) 納付書による前納 利用申請の受付をした際に、指定管理者（受付担当者）から利用者に対して納付書を手渡す。利用者は、利用日までに市内金融機関等で納付書払いを行う。</p> <p>(2) 施設の受付窓口での支払 施設の受付担当に、利用者が直接支払う。直接支払われた使用料は、指定管理者が上半期・下半期に分けて納付書で支払う。また、指定管理者が納付書で支払った際には、市担当者（環境学習都市推進課）に即時報告を行う。</p> <p>(1)(2)ともに、収納が確認されると、会計課が処理を行い、所管課に収納済通知書を送付する。</p>								

近隣他市の 同種施設の 料金水準	(1) 伊丹市立野外活動センター (宿泊)(伊丹市・三田市民料金) 山小屋・・・1棟 5,500円 バンガロー・・・1棟 1,400円 テントサイト・・・1区画 200円 貸しテント・・・1張 200円 伊丹市民・三田市民以外は2倍					
	(2) 尼崎市立青少年いこいの家 (単位 : 円)					
			9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～21時
	会議室	大(100人)	280	400	340	820
		小(15人)	150	200	170	420
	和室	大(10畳)	70	110	90	220
		小(8畳)	60	90	80	180
	宿泊室 使用料	25歳未満の方、青少年 団体員、青少年団体指 導員	200			
		その他の方	400			
	テント サイト	1張	240			
日帰り 使用料	25歳未満の方、青少年 団体員、青少年団体指 導員	100				
	その他の方	200				
市外利用者は1.5倍						

【使用料の推移】 (単位 : 千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
環境学習施設使用料	3,308	3,261	3,718

(2) 実施した監査手続

- ・ 環境学習施設使用料について所管課へのヒアリング
- ・ 使用料について受益者負担割合の検討
- ・ 施設の利用状況等の確認
- ・ 減免書類の確認 (監査人が任意にサンプルを抽出)
- ・ 指定管理者関係書類の閲覧 (協定書及び事業報告書等)

(3) 監査の結果及び意見

使用料水準の見直しを検討すべき(意見)

西宮市では自然体験ができる宿泊施設として環境学習施設のほか、山東自然の家も保有している。西宮市民が宿泊した場合の両施設の使用料比較は以下のとおりである。

	甲山自然の家	山東自然の家
3歳以下	無料	
4歳から18歳未満	250円	500円
18歳以上	500円	1,100円

西宮市民が宿泊した場合の使用料は山東自然の家の半額となっている。さらに、環境学習施設の事務事業評価の事業費と使用料を比較し、利用者への負担状況を分析すると以下のようになった。

【平成24年度における受益者負担割合の状況】

青少年育成施設

(単位:千円)

各論番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
32	環境学習施設使用料	使用料	3,718	物件費	59,882	
		国・県支出金	-	人件費	18,494	
		その他	-	退職給付	2,063	
				減価償却費	6,989	
	合計		3,718	合計	87,428	4.3%

上記の原価にはほかの事業に該当するものが含まれていると思われるため、受益者負担割合は実際よりも低くでてしまうものの、4.3%と非常に低い結果となった。指定管理料 38,086,568円を基に、受益者負担割合を再計算すると、9.8%となり、依然として低い結果となった。

現行の環境学習施設使用料は市内の施設との比較及び利用者の負担状況から鑑み、過年度の包括外部監査報告書にも記載されているとおり、目安とする受益者負担割合 25%と比較すると低い水準となっていると考えられるため、値上げを含め使用料水準の見直しを行うべきである。

また、環境学習施設使用料では宿泊を要する場合、研修室、和室などの利用について使用料を徴収していない。同じ研修室や和室の利用者間で宿泊するか否かにより負担料金が異なることは利用者間の負担の公平性の観点から不合理であるため、宿泊する場合の研修室、和室などの利用者についても使用料を徴収することを検討すべきである。

使用料を適切に見直すため実態に即した稼働状況を把握すべき(意見)

指定管理者により報告されている過去3カ年の稼働率は以下のとおりである。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
甲山自然の家 (宿泊)	31.9%	27.5%	30.1%
甲山自然の家 (時間外利用)	11.0%	8.8%	10.0%
甲山キャンプ場	32.7%	30.9%	37.0%
社家郷山キャンプ場	36.2%	34.8%	40.8%

時間外利用とは、 宿泊を伴わない甲山自然の家（研修室等）の利用、チェックインする前の時間帯の利用、 チェックアウト後の利用の 3 の場合が該当する。

上記のキャンプ場の稼働率は以下のように求めている。

$$\text{稼働率} = \text{利用実績} / \text{利用可能区分数}$$

利用実績及び利用可能区分数はサイト数で求められており、平成 24 年度の甲山キャンプ場、社家郷山キャンプ場の稼働率は 37.0%、40.8%となっている。この算式に基づけば、甲山キャンプ場の中央サイトは 105 人収容できるにも関わらず、1 人でも参加すれば、稼働率が 100%と計算されてしまうため、実際の稼働状況と乖離している恐れがある。

使用料を適切に見直すには、実際の稼働状況を把握し使用料に反映させる必要がある。利用料を適切な水準に設定するため、指定管理者から提出される稼働状況報告の算式を見直し、実態に即した稼働状況を把握すべきである。

同好会的、趣味的サークル及び公民館登録グループの減免について見直すことが望ましい（意見）

西宮市甲山自然環境センター運営事務取扱要綱に基づき、以下のとおり、減免を行っている。

時間使用料のみ 50%減額する場合	(1) 西宮市の地域団体、社会教育関係団体等に所属する同好的、趣味的サークルが使用するとき。 (2) 西宮市公民館登録グループが使用するとき。
-------------------	--

一般個人と同好的、趣味サークルの利用目的はほぼ同じであり、これらについて減免をする必要性は低いと考える。また公民館登録グループについても同様に考えることができ、公民館においては公民館運営審議会の答申を受け、公民館登録グループの使用料減免（50%減免）を段階的に廃止している。

したがって、同好会的、趣味的サークル及び公民館登録グループの減免について見直すことが望ましい。

【33】火葬場使用料

(1) 概要

項目	内容																																										
使用料名	火葬場使用料																																										
所管課	環境総務課																																										
法令等	墓地、埋葬等に関する法律・同施行規則																																										
条例等	西宮市火葬場条例、同施行規則																																										
料金の説明	<p>火葬場使用料の内容説明</p> <p>火葬場（ご遺体を火葬して焼骨とする業務に使用する）の使用料 料金説明</p> <p>市内：火葬の許可を受けた者又は死亡者が市内に住所を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12歳以上の者 1体（市内）10,000円 （市外）30,000円 ・12歳未満の者 1体（市内）5,000円 （市外）15,000円 ・胎児又は体の一部 1体又は1件 （市内）2,500円 （市外）7,500円 																																										
減額・免除の有無	<p>西宮市火葬場条例第7条、同施行規則第5条により、減免することができるのは以下の場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貧困、その他特別の理由があるとき <p>貧困を理由とした減免は、過去にはない</p>																																										
現行の料金の決定根拠・方針	<ul style="list-style-type: none"> ・（維持管理経費＋人件費＋施設の減価償却費）/使用許可件数で算出された金額が約40,000円となったが、近隣都市等の平均額を考慮し、減価償却費等を除いた実費弁償的金額の30,000円を市外使用料とする改定を平成16年に行った。 ・市内使用料については、火葬場は市町村が運営を行っている公共性の高い施設であり、使用料の徴収は社会保険料の徴収と同等の考慮（費用の折半）が必要であるため、公益性と阪神間各市の当時の現状を考慮して減額措置を講じ、受益者負担分を5割としていたが、平成16年の改定時は当時の近隣他市の市内料金を考慮し据え置きされた。 																																										
直近の見直し時期（過去5ヵ年）	平成4年に市内使用料、平成16年度に市外使用料の料金改定を行って以来、料金の改定は行われていない。																																										
収納体制 収納方法	指定管理者である西宮市都市整備公社斎園事業課葬祭事務所が使用料を徴収し（おもに葬儀業者から）納付書を作成して市に収納している。																																										
近隣他市の同種施設の料金水準	<p>市内使用料 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>大人 (12歳以上1体につき)</th> <th>小人 (12歳未満1体につき)</th> <th>死産児 1体(胎)につき</th> <th>胞衣、産汚物、人体の一部</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西宮市</td> <td>10,000</td> <td>5,000</td> <td>2,500</td> <td>2,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>伊丹市</td> <td>10,000</td> <td>5,000</td> <td>1,500</td> <td>800</td> <td>d 胞衣、医療汚物</td> </tr> <tr> <td>芦屋市</td> <td>20,000</td> <td>10,000</td> <td>5,000</td> <td>5,000</td> <td>a 10歳以上、 b 10歳未満</td> </tr> <tr> <td>宝塚市</td> <td>10,000</td> <td>5,000</td> <td>4,000</td> <td>4,000</td> <td>c 死産児等、 d 人体の一部</td> </tr> <tr> <td>尼崎市</td> <td>13,200</td> <td>6,600</td> <td>3,300</td> <td>1,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>川西市</td> <td>10,000</td> <td>5,000</td> <td>2,500</td> <td>1,800</td> <td>c 死産児、体の一部、 d 胞衣汚物</td> </tr> </tbody> </table>	区分	大人 (12歳以上1体につき)	小人 (12歳未満1体につき)	死産児 1体(胎)につき	胞衣、産汚物、人体の一部	備考	西宮市	10,000	5,000	2,500	2,500		伊丹市	10,000	5,000	1,500	800	d 胞衣、医療汚物	芦屋市	20,000	10,000	5,000	5,000	a 10歳以上、 b 10歳未満	宝塚市	10,000	5,000	4,000	4,000	c 死産児等、 d 人体の一部	尼崎市	13,200	6,600	3,300	1,500		川西市	10,000	5,000	2,500	1,800	c 死産児、体の一部、 d 胞衣汚物
区分	大人 (12歳以上1体につき)	小人 (12歳未満1体につき)	死産児 1体(胎)につき	胞衣、産汚物、人体の一部	備考																																						
西宮市	10,000	5,000	2,500	2,500																																							
伊丹市	10,000	5,000	1,500	800	d 胞衣、医療汚物																																						
芦屋市	20,000	10,000	5,000	5,000	a 10歳以上、 b 10歳未満																																						
宝塚市	10,000	5,000	4,000	4,000	c 死産児等、 d 人体の一部																																						
尼崎市	13,200	6,600	3,300	1,500																																							
川西市	10,000	5,000	2,500	1,800	c 死産児、体の一部、 d 胞衣汚物																																						

市外使用料 (単位:円)					
区分	大人 (12歳以上1 体につき)	小人 (12歳未満1 体につき)	死産児 1体(胎)に つき	胞衣、産汚 物、人体の 一部	備考
西宮市	30,000	15,000	7,500	7,500	
伊丹市	40,000	20,000	6,000	3,200	d 胞衣、医療汚物
芦屋市	40,000	20,000	10,000	10,000	a 10歳以上、 b 10歳未満
宝塚市	40,000	20,000	16,000	16,000	c 死産児等、 d 人体の一部
尼崎市	52,800	26,400	13,200	6,000	
川西市	40,000	20,000	5,000	3,600	c 死産児、体の一部、 d 胞衣汚物

【使用料の推移】

(単位:千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
火葬場使用料	46,878	47,053	48,068
市内	32,770	33,673	34,725
市外	14,108	13,380	13,343

(2) 実施した監査手続

- ・火葬場使用料について所管課へのヒアリング
- ・使用料について受益者負担割合の検討
- ・施設の利用状況等の確認
- ・指定管理者関係書類の閲覧(協定書及び事業報告書等)
- ・火葬場使用申込書及び使用許可書の閲覧(監査人が任意にサンプルを抽出)

(3) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

【34】墓地使用料

(1) 概要

項目	内容																		
使用料名	墓地使用料																		
所管課	環境総務課																		
法令等	墓地、埋葬等に関する法律、同施行規則																		
条例等	西宮市墓地条例・同施行規則																		
料金の説明	<p>使用料手数料の内容説明 墓地使用者から、満池谷墓地・白水峡公園墓地・甲山墓園における新規使用許可の際に、永代使用料として徴収している。</p> <p>料金説明</p> <p>【白水峡公園墓地】</p> <table> <tr> <td>4㎡以下</td> <td>1㎡につき 179,000 円</td> </tr> <tr> <td>4㎡を超え 6㎡以下</td> <td>1㎡につき 200,000 円</td> </tr> <tr> <td>6㎡を超え 10㎡以下</td> <td>1㎡につき 222,000 円</td> </tr> <tr> <td>10㎡を超えるもの</td> <td>1㎡につき 10㎡を超える面積を 10 で除して得た数（1未満は切上げ）に 22,000 円を乗じて得た額に 222,000 円を加えた額</td> </tr> </table> <p>【満池谷墓地】 白水峡公園墓地の例により算定した額の 100 分の 300 に相当する額</p> <p>【甲山墓園】 白水峡公園墓地の例により算定した額の 100 分の 150 に相当する額</p> <p>以上を基準として、位置及び方位に応じ、以下の率を乗じて得た額を加え使用料とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 <table> <tr> <td>角地</td> <td>100 分の 5</td> </tr> <tr> <td>次地</td> <td>100 分の 2</td> </tr> </table> ・方位 <table> <tr> <td>南向</td> <td>100 分の 10</td> </tr> <tr> <td>東向</td> <td>100 分の 7</td> </tr> <tr> <td>西向</td> <td>100 分の 4</td> </tr> </table> 	4㎡以下	1㎡につき 179,000 円	4㎡を超え 6㎡以下	1㎡につき 200,000 円	6㎡を超え 10㎡以下	1㎡につき 222,000 円	10㎡を超えるもの	1㎡につき 10㎡を超える面積を 10 で除して得た数（1未満は切上げ）に 22,000 円を乗じて得た額に 222,000 円を加えた額	角地	100 分の 5	次地	100 分の 2	南向	100 分の 10	東向	100 分の 7	西向	100 分の 4
4㎡以下	1㎡につき 179,000 円																		
4㎡を超え 6㎡以下	1㎡につき 200,000 円																		
6㎡を超え 10㎡以下	1㎡につき 222,000 円																		
10㎡を超えるもの	1㎡につき 10㎡を超える面積を 10 で除して得た数（1未満は切上げ）に 22,000 円を乗じて得た額に 222,000 円を加えた額																		
角地	100 分の 5																		
次地	100 分の 2																		
南向	100 分の 10																		
東向	100 分の 7																		
西向	100 分の 4																		
減額・免除の有無	無																		
現行の料金の決定根拠・方針	墓地整備に係る事業費（用地費＋再整備費）を対象墓所面積で除したものを基本の使用料として算出している。																		
直近の見直し時期（過去5ヵ年）	平成 10 年 4 月以来、料金の改定は行われていない。																		
収納体制 収納方法	墓地新規使用許可の際に、使用者に納付書を発行し、市に収納している。																		
近隣他市の同種施設の料金水準	<table> <tr> <td>伊丹市：神津墓地</td> <td>1 えい域 (2.34㎡) 当たり</td> <td>350,000 円</td> </tr> <tr> <td>芦屋市：芦屋市霊園</td> <td>1㎡当たり</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>6㎡未満 750,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>6㎡以上 12㎡未満 1,125,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>12㎡以上 1,500,000 円</td> </tr> </table>	伊丹市：神津墓地	1 えい域 (2.34㎡) 当たり	350,000 円	芦屋市：芦屋市霊園	1㎡当たり				6㎡未満 750,000 円			6㎡以上 12㎡未満 1,125,000 円			12㎡以上 1,500,000 円			
伊丹市：神津墓地	1 えい域 (2.34㎡) 当たり	350,000 円																	
芦屋市：芦屋市霊園	1㎡当たり																		
		6㎡未満 750,000 円																	
		6㎡以上 12㎡未満 1,125,000 円																	
		12㎡以上 1,500,000 円																	

【35】墓地管理使用料

(1) 概要

項目	内容	
使用料名	墓地管理使用料	
所管課	環境総務課	
法令等	墓地、埋葬等に関する法律、同施行規則	
条例等	西宮市墓地条例・同施行規則	
料金の説明	<p>使用料手数料の内容説明 墓地使用者から、満池谷墓地・白水峡公園墓地・甲山墓園における新規使用許可の際に、永代管理料として徴収している。</p> <p>料金説明 位置及び方位加算前の墓地使用料の100分の10に相当する額</p>	
減額・免除の有無	無	
現行の料金の決定根拠・方針	墓地の維持管理に係る経費として、位置及び方位加算前の墓地使用料の100分の10に相当する額に設定し、墓地使用者が負担。	
直近の見直し時期(過去5カ年)	該当なし	
収納体制 収納方法	墓地新規使用許可の際に、使用者に納付書を発行し、市に収納している。	
近隣他市の同種施設の料金水準	伊丹：神津墓地 芦屋：芦屋市霊園 宝塚：宝塚すみれ墓苑 芝生以外 芝生区域 宝塚市営霊園 尼崎：弥生が丘墓園 川西：川西市公営霊園	管理料ナシ 年 1,200円×面積 年額 墓石建立済 2,100円×面積 墓石未建立 2,625円×面積 1区画4㎡で 10,500円 永代 25,000円×面積 他 年 1,500円×面積 3カ年分 2㎡墓所 15,120円 3㎡墓所 22,680円

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
墓地管理使用料	7,568	7,353	14,880
満池谷墓地	-	-	12,428
白水峡公園墓地	7,461	7,353	2,452
甲山墓園	107	-	-

(2) 実施した監査手続

- ・ 墓地管理使用料について所管課へのヒアリング
- ・ 使用料について受益者負担割合の検討
- ・ 施設の利用状況等の確認
- ・ 指定管理関係書類の閲覧（協定書及び事業報告書等）

(3) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

【36】納骨堂使用料

(1) 概要

項目	内容																		
使用料名	納骨堂使用料																		
所管課	環境総務課																		
法令等	墓地、埋葬等に関する法律、同施行規則																		
条例等	西宮市納骨堂条例・同施行規則																		
料金の説明	<p>使用料手数料の内容説明 納骨堂使用者から、満池谷納骨堂使用料として2年若しくは5年ごとに徴収している。</p> <p>料金説明</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">5 段式納骨壇</td> </tr> <tr> <td>使用期間 2 年</td> <td>12,000 円</td> </tr> <tr> <td>使用期間 5 年</td> <td>30,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3 段式納骨壇上段</td> </tr> <tr> <td>使用期間 5 年</td> <td>95,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3 段式納骨壇中段</td> </tr> <tr> <td>使用期間 5 年</td> <td>100,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3 段式納骨壇下段</td> </tr> <tr> <td>使用期間 5 年</td> <td>90,000 円</td> </tr> </table> <p>ただし、使用者が許可の際に市外に住所を有している場合は上記使用料の100分の150に相当する額を使用料としている。</p>	5 段式納骨壇		使用期間 2 年	12,000 円	使用期間 5 年	30,000 円	3 段式納骨壇上段		使用期間 5 年	95,000 円	3 段式納骨壇中段		使用期間 5 年	100,000 円	3 段式納骨壇下段		使用期間 5 年	90,000 円
5 段式納骨壇																			
使用期間 2 年	12,000 円																		
使用期間 5 年	30,000 円																		
3 段式納骨壇上段																			
使用期間 5 年	95,000 円																		
3 段式納骨壇中段																			
使用期間 5 年	100,000 円																		
3 段式納骨壇下段																			
使用期間 5 年	90,000 円																		
減額・免除の有無	<p>西宮市納骨堂条例第12条及び同施行規則第14条により、減免（全額減免）することができるのは以下の場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者又は更新申請者が生活保護法による生活扶助を受けており、かつ、使用期間2年の納骨壇を使用し、又は更新しようとする場合。 																		
現行の料金の決定根拠・方針	<p>行政財産使用料条例第3条第1項第2号による建物使用料に年間維持費及び人件費を加え、これを基に1㎡当たりの単価を算出し、これに使用料該当部分面積を乗じた額を納骨壇の総基数で除したものを使用料としている。算定式は以下のとおり。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> $1\text{時間当たりの使用料} = \frac{\left[(\text{建物推定時価} \times \frac{5}{1,000} \times 12\text{ヶ月}) + (\text{年間維持管理経費} + \text{人件費}) \times \text{調整率} \right] \times \text{使用面積}}{(\text{建物延べ床面積} \times 365\text{日} \times \text{開館時間})}$ </div> <p>ほかの施設使用料の算定式と異なり、（年間維持管理経費＋人件費）のみに調整率を乗じている。</p>																		
直近の見直し時期（過去5ヵ年）	平成9年4月以来、料金の改定は行っていない。																		
収納体制 収納方法	<ul style="list-style-type: none"> ・新規使用者に対しては、納骨堂新規使用許可の際に、使用者に納付書を発行し、市に収納している。 ・更新使用者に対しては、納骨堂使用許可更新手続の際に、使用者に納付書を発行し、市に収納している。 																		

近隣他市の同種施設の料金水準	伊丹：神津墓地 芦屋：芦屋市霊園 宝塚：宝塚すみれ墓苑他 尼崎：弥生が丘墓園 川西：川西市公営霊園	納骨堂の設置なし 納骨堂の設置なし 納骨堂の設置なし 納骨堂の設置なし 納骨堂の設置なし
その他	納骨壇は2年若しくは5年で更新ができる。更新率は約90%で返還が少ないためある程度の基数が確保された後に公募計画を策定している。	

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
納骨堂使用料	3,721	5,274	1,879
新規	-	2,465	-
更新	3,721	2,809	1,879

(2) 実施した監査の手続

- ・ 納骨堂使用料について所管課へのヒアリング
- ・ 使用料について受益者負担割合の検討
- ・ 施設の利用状況等の確認

(3) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

【37】公園使用料

(1) 概要

項目	内容
使用料名	公園使用料
所管課	公園緑地課
法令等	都市公園法
条例等	西宮市都市公園条例、同施行規則
料金の説明	<p>都市公園において、都市公園法に基づく、公園管理者以外の者の公園施設の設置若しくは管理の許可、占用の許可を受けた場合、また有料公園施設を利用する場合、使用料(器具使用料、夜間照明使用料含)を徴収している。</p> <p>料金については、西宮市都市公園条例別表第2から第4まで及び同施行規則第6条の2から第8条に基づき徴収している(注1)。</p>
減額・免除の有無	<p>減額・減免：有</p> <p>西宮市都市公園条例第16条及び同施行規則第11条に基づく、使用料を減免することができる場合及びその額は、次のとおりである。ただし、夜間照明施設使用料については、本市主催行事で利用する場合を除くほか、減免しないものとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国又は地方公共団体が公用のために占有又は利用するときは全額 ・公衆の用に供する水道又は下水道の設置のために占有するときは全額 ・本市住民で、身体障害者手帳若しくは療育手帳の交付を受けている者及びこれらの者の介護者1人又は65歳以上の者が、陸上競技場若しくは体育館を個人で利用し、又はプール若しくは海づり広場を利用するときは全額 ・市長が公益上特に必要があると認めるときは市長が定める額 <p>また、北山山荘については、西宮市北山公園教養施設北山山荘管理運営に関する規則第7条に基づき、国内外からの市への賓客の応接は全額、市長が公益上特に必要と認めるものについては市長が定める額を減免している。</p> <p>有料公園施設における平成24年度の減免金額合計は21,659,470円である。合計使用料(有料+減免対象)に占める割合は、約14%である。</p>
現行の料金の決定根拠・方針	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設設置管理許可については、西宮市行政財産使用料条例に準じて算出している。 ・公園占有許可については、西宮市道路占用料徴収条例に準じて算出している。 ・有料公園施設については、維持管理経費の概ね5割程度の使用料となる、西宮市運動施設、近隣同類施設料金、消費者物価指数などを総合的に勘案して料金を算定している。
直近の見直し時期(過去5ヵ年)	過去の見直しの状況は次のとおりである。

年度	改正内容	改正理由
16年度	北山公園教養施設の北山山荘「母屋・庭園」に新たに「茶室」を加え、墨華亭ギャラリーを廃止し、使用料を改定したものの。	利用実態に即した使用料設定の変更を行うため。
17年度	都市公園占用使用料を改定したものの。	道路占用料の改定に準じて改定するため。
18年度	鳴尾浜公園駐車場の利用料を改定したものの。	駐車場料金について、一律料金制から時間制へ改定するため。
19年度	西宮浜総合公園多目的人工芝グラウンドの使用料を定めたものの。	同グラウンドを新設したため。
	都市公園占用使用料を改定したものの。	郵政事業民営化に伴い、郵便差出箱について、道路占用料の改定に準じて改定するため。
20年度	流通東公園野球場及びテニスコート並びに高座山公園野球場の平日の使用料を半額としたものの。	稼働率が著しく低いため、利用の改善を図るため。
23年度	都市公園占用使用料を改定したものの。	道路占用料の改定に準じて改定するため。
24年度	体育館の個人利用料を定めたものの。	体育館の一般開放新設に伴い、個人利用料を定めるため。

収納体制
収納方法

- ・公園施設設置管理許可及び占用における使用料については、許可の際に納付書を送付し、金融機関で収納している。
- ・有料公園施設については、利用開始の際に各施設窓口で納付してもらい、指定管理者が納付書により金融機関へ納めている。

近隣他市の
同種施設の
料金水準

1時間当利用料		伊丹市	芦屋市	宝塚市	尼崎市	川西市	西宮市		
体育館	平日	午前	3,300	2,250	3,000	1,640	2,000		
		午後	3,800			2,100			
		夜間	6,500			3,270			
	休日	午前	3,900	2,250	3,000	1,640	2,400		
		午後	4,500			2,100			
		夜間	7,700			3,270			
野球場	平日	午前	1,500	1,800	2,800	1,000	3,000		
		午後	1,500					2,160	
		夜間	4,200					1,800	
	休日	午前	1,750	2,700	3,240	1,200	3,700		
		午後	1,750						
		夜間	5,200						
テニス	平日	午前	1,000	600	800	500	1,200		
		午後	1,000	1,500	960				
		夜間	1,800	2,000	900				
	休日	午前	1,500	2,000	1,440	600	1,500		
		午後	1,500						
		夜間	2,300						
多目的広場	平日	午前	1,200	1,800	1,300	800	1,800		
		午後						1,200	1,560
		夜間						1,200	1,950
	休日	午前	1,200	1,800	1,950	960	2,400		
		午後						1,200	
		夜間						2,340	
陸上	平日	午前	1,000	4,800	5,400	1,000	1,000		
		午後	1,000						
		夜間	1,800						
	休日	午前	1,500	4,800	5,400	1,200	1,200		
		午後	1,500						
		夜間	2,300						
プール(室内)	夏季	大人	600	400	800	2,100	-		
		小人	300	200	400				
	温水	大人	800	800	-	3,100	-		
		小人	400	400	-				
プール(屋外)	夏季	大人	400	400	400	-	500		
		小人	200	200	200	200	250		
	梅づり	大人	-	-	-	800	-	300	
		小人	-	-	-	400	-	150	
駐車場	30分/100円	30分/100円 最初の30分無料 上限1,000円	60分/100円 最初の60分無料 上限1,000円	6時間まで500円	-	30分/100円 最初の30分無料 上限1,000円			
会議室	-	500 1,000	-	200	300	200			
備考	総合体育館は別料金	嵐山バスケット1,500円 嵐山フットサル990円	総合体育館は別料金	総合体育館は別料金	総合体育館は別料金 プールは1,000円	人工芝草場3,000円、 体育館3,700円			

その他	<p>【公園使用料について検討されている事項】</p> <p>西宮市都市公園条例第 3 条にある市長の許可を要する都市公園での行為については、営利目的での利用を許可してこなかったが、近年、フィルムコミッション活動や観光振興などの視点から公園内での営利行為に対する行為許可を行うにあたり、公園使用料の徴収を検討している。また、有料公園施設については、老朽化した施設の補修費などに充当するため、ネーミングライツや広告事業なども検討している。</p>
-----	---

(注1)

西宮市都市公園条例

別表第2(第11条、第14条関係)

物件		区別	単位	単価(円)
法第2条第2項の公園施設	設置する場合	月額	1平方メートル	750円以内で規則で定める額
	管理する場合	月額	1平方メートル	2,250円以内で規則で定める額
法第7条第1号に掲げるもの	電柱並びにその支柱、支線柱及び支線	年額	1本	4,320
	電気事業者が電線を添加した電話柱	年額	1本	2,880
	電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線	年額	1本	2,232
	認定電気通信事業者が電話線その他の線類を添加した電柱又は電話柱	年額	1本	1,488
	線類	年額	1メートル	24
	変圧塔	年額	1基	4,356

法第7条第2号に掲げるもの	管類	外径が0.07メートル未満のもの	年額	1メートル	108
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	年額	1メートル	144
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	年額	1メートル	216
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	年額	1メートル	288
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	年額	1メートル	432
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	年額	1メートル	576
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	年額	1メートル	1,008
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	年額	1メートル	1,440
		外径が1メートル以上のもの	年額	1メートル	2,880
			マンホールその他これに類するもの	年額	1平方メートル
	地下埋設管への共同収容ケーブル	年額	1メートル	72	
法第7条第3号に掲げるもの	地下通路その他これに類するもの	年額	1平方メートル	2,952	
法第7条第4号に掲げるもの	公衆電話所	年額	1基	4,356	
	郵便差出箱及び信書便差出箱	年額	1基	1,620	
法第7条第5号及び第6号に掲げるもの	露店、商品置場その他これらに類するもの	月額	1平方メートル	624	
法第7条第7号に掲げるもの	標柱及び標識柱	月額	1本	300	
	工事用仮囲、足場及び材料置場並びに落下防止柵その他これらに類するもの	用地面占用	月額	1平方メートル	624
		用地上空占用	月額	1平方メートル	252
法第7条第1号から第7号までに掲げるもののうちこの表に掲げるもの以外のもの		月額	1平方メートル又は1メートル	624	

備考

- 1 使用料が年額で定められているものについて、占用期間に1年未満の端数日数がある場合は、月割として計算する。この場合において、1月未満の日数は、1月とする。
- 2 使用料が月額で定められているものについて、占用期間に1月未満の端数日数がある場合は、1月として計算する。ただし、占用期間が15日以内の場合は、月額の半額とする。
- 3 占用の面積又は長さにこの表に定める単位に満たない端数がある場合は、当該単位に切り上げて計算する。
- 4 使用料の額が100円に満たない場合にあつては、これを100円とする。
- 5 公園施設に必要とする電線(架空線)その他これに類するもの及び水道管、ガス管その他これらに類するものを設置する場合における都市公園の占用については、使用料を徴収しない。

別表第3(第11条、第14条関係)

有料公園施設使用料(西宮市鳴尾浜公園を除く。)

施設名	使用料				
	平日		休日		
	単位	金額	単位	金額	
野球場	1時間	3,000円	1時間	3,700円	
テニスコート(1面)	1時間	1,200円	1時間	1,500円	
陸上競技場	全面	1時間	2,000円	1時間	2,400円
	球技場	1時間	1,000円	1時間	1,200円
	球技場以外の部分	1時間	1,000円	1時間	1,200円
	個人で利用するとき	児童・生徒	1時間	60円	
	学生・一般	1時間	120円		

体育館	体育室	1時間	2,000円	1時間	2,400円	
	会議室	1時間	200円			
	個人で利用 するとき	児童・生徒	1時間	65円		
		学生・一般	1時間	90円		
プール	中学生以上	入場1回	500円			
	3歳以上小学生以下	入場1回	250円			
海づり広場	高校生以上	入場1回(釣り)	300円			
		入場1回(見学)	100円			
	小学生及び中学生	入場1回(釣り)	150円			
		入場1回(見学)	100円			
多目的人工芝グラウンド		1時間	3,000円	1時間	3,700円	

備考

- 1 利用者が本市住民以外の者である場合の使用料は倍額とする。
- 2 休日使用料は、国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日又は土曜日の正午以降の利用について適用する。
- 3 各施設(プール及び海づり広場を除く。)利用の許可は2時間を単位として行う。
ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。
- 4 超過使用料は、1時間につき(利用の時間に、1時間未満の端数が生じた場合は、これを1時間とする。)、それぞれの使用料の1時間単位の金額とする。
- 5 利用者が入場料を徴収するときは、使用料の5割に相当する額を加算する。
- 6 この表において「個人で利用するとき」とは、個人が陸上競技場又は規則で定める一般開放日に体育館を他の利用者と共に利用するときをいう。
- 7 この表において「児童・生徒」とは、小学生、中学生、高校生及びこれらに準ずる者をいい、「学生・一般」とは、「児童・生徒」以外の者をいう。
- 8 陸上競技場の球技場若しくは体育目的で体育館の体育室を区分して利用する場合、
陸上競技場の球技場以外の部分を団体利用(個人で利用する場合以外の利用をいう。以下同じ。)の方法により
他の団体利用の者と共用して利用する場合又は多目的人工芝グラウンドの半面を利用する場合は、使用料(超過使用料を含む。)を半額とする。
- 9 体育館の体育室を営利を目的として利用する場合の使用料は、この表に定める金額の4.5倍に相当する額とし、
体育室を体育目的以外で利用する場合(営利を目的とする場合を除く。)の使用料は、同表に定める金額の3倍に相当する額とする。
- 10 野球場、テニスコート及び多目的人工芝グラウンドの夜間照明施設使用料及び器具使用料は、別に規則で定める。
- 11 海づり広場使用料については、回数券を発行することができるものとし、その額は、
この表に掲げる使用料の額に当該回数券の利用回数乗じて得た額を超えない範囲内で、規則で定める。

別表第3の2(第11条、第14条関係)

西宮市鳴尾浜公園施設使用料

施設名		使用料			
		一般利用		大会利用	
		平日	休日	平日	休日
野球場(1面)		3,000円	3,700円	3,600円	4,400円
テニスコート(1面)		1,200円	1,500円	1,400円	1,800円
多目的広場		1,800円	2,400円	2,100円	2,800円
体育館	体育室	3,600円	4,500円	4,300円	5,400円
	会議室	200円			
	個人で利用 するとき	児童・生徒	65円		
		学生・一般	90円		
駐車場	普通車	普通駐車	駐車時間30分までごとに100円。ただし、入場後30分以内に退場するときは無料とし、1日につき1,000円を限度とする。		
		夜間駐車	1回につき1,000円		
	大型車	普通駐車	駐車時間30分までごとに300円。ただし、入場後30分以内に退場するときは無料とし、1日につき3,000円を限度とする。		
		夜間駐車	1回につき3,000円		

備考

- 1 この表の金額は、駐車場以外の施設にあつては1時間当たりの使用料とする。
- 2 大会利用とは、同じ施設を引き続いて6時間以上利用するものであつて、一般利用に先立つて許可申請できるものをいい、一般利用とは、大会利用以外で利用するものをいう。
- 3 休日使用料は、国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日又は土曜日の正午以降の利用について適用する。
- 4 この表において「個人で利用するとき」とは、個人が規則で定める一般開放日に体育館を他の利用者と共用して利用するときをいう。
- 5 この表において「児童・生徒」とは、小学生、中学生、高校生及びこれらに準ずる者をいい、「学生・一般」とは、「児童・生徒」以外の者をいう。
- 6 大型車とは、乗車定員30人以上又は車両総重量8トン以上のバス、最大積載量5トン以上又は車両総重量8トン以上の普通貨物自動車その他これらに類する自動車をいい、普通車とは、大型車以外の自動車をいう。
- 7 普通駐車とは、規則で定める駐車場の利用時間内の駐車をいい、夜間駐車とは、その他の時間の駐車をいう。
- 8 各施設(駐車場を除く。)の利用許可は、2時間を単位として行う。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。
- 9 利用者(駐車場の利用者を除く。)が本市住民以外の者である場合の使用料は、使用料の2割に相当する額を加算した額とする。
- 10 超過使用料は、1時間につき(利用の時間に、1時間未満の端数が生じたときは、これを1時間とする)、それぞれの一般利用の使用料(会議室にあつては、使用料)の1時間単位の金額とする。
- 11 利用者が入場料を徴収するときは、使用料の5割に相当する額を加算する。
- 12 体育室の半面を利用する場合の使用料は、この表に定める金額の2分の1に相当する額とし、体育室を営利を目的として利用する場合の使用料は、同表に定める金額の4.5倍に相当する額とし、体育室を体育の目的以外で利用する場合(営利を目的とする場合を除く。)の使用料は、同表に定める金額の3倍に相当する額とする。
- 13 夜間照明施設使用料、器具使用料及び冷暖房費は、別に規則で定める。

別表第4(第11条、第14条関係)

西宮市北山公園教養施設

施設名		利用区分		使用料
北山山荘	母屋及び庭園	午前	午前10時から 正午まで	10,000円
		午後	午後1時から午後 4時まで	15,000円
		1日	午前10時から 午後4時まで	25,000円
	茶室	午前10時から午後4時まで の間の利用1回につき		5,000円

備考 利用者が本市住民以外の者である場合の使用料は、倍額とする。

附則4

当分の間、西宮市流通東公園の野球場及びテニスコート並びに西宮市高座山公園の野球場の月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の使用に係る使用料については、別表第3(備考を除く。)の規定にかかわらず、次の表に定めるところによる。

施設名	使用料	
	単位	金額
野球場	1時間	1,500円
テニスコート(1面)	1時間	600円

西宮市都市公園条例施行規則

第6条の2

条例別表第2に規定する公園施設を設置する場合の使用料は、次のとおりとする。

公園名	公園施設の種類	金額
西宮市西宮中央運動公園	駐車場	312円
西宮市鳴尾浜臨海公園	駐車場	252円
西宮市北山公園	駐車場	111円
西宮市塩瀬中央公園	駐車場	173円

第7条

条例別表第2に規定する公園施設を管理する場合の使用料は、次のとおりとする。

公園名	公園施設の種類	金額
西宮市鳴尾浜臨海公園	売店	777円
	駐車場	252円
	ボートハウス	797円
	健康運動施設	856円

(夜間照明施設等の使用料)

第8条

条例別表第3及び別表第3の2に規定する夜間照明施設使用料及び器具使用料は、次のとおりとする。

	区分	金額
夜間照明使用料	野球場	点灯時間15分につき 1,300円
	庭球場	点灯時間15分につき1コート 110円
	多目的人工芝グラウンド	点灯時間15分につき1面 600円 ただし、半面を利用する場合は、点灯時間15分につき 300円
器具使用料	ソフトボール用具	1式1日につき 200円
	放送器具	1式1日につき 300円
	テント	1張1日につき 500円

【使用料等の推移】

(単位：千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
公園使用料	148,553	140,132	135,629
野球場使用料	29,666	26,027	24,168
テニスコート使用料	44,976	40,837	39,755
人工芝グラウンド使用料	10,177	9,811	9,561
プール使用料	8,415	7,586	8,175
体育館使用料	8,212	7,863	7,993
北山山荘使用料	410	415	340
海づり広場使用料	7,069	6,686	7,882
駐車場使用料	30,071	32,474	29,016
多目的広場使用料	3,343	2,844	2,704
公園占用料	6,213	5,591	6,035

(2) 実施した監査手続

- ・公園使用料について所管課へのヒアリング
- ・使用料について受益者負担割合の検討
- ・施設の利用状況等の確認
- ・使用許可申請書の確認(監査人が任意にサンプルを抽出)
- ・過去の包括外部監査の指摘事項のフォローアップ(意見 参照)

(3) 監査の結果及び意見

公園占用、公園施設設置及び公園施設管理の許可申請書兼許可書の記載不備及び提出期限が遵守されていない(結果)

西宮市都市公園条例施行規則第2条第1項及び第3項において、次のように定められている。

第2条 都市公園法第5条第1項又は法第6条第2項若しくは第3項本文に規定する申請書は、当該行為の日(以下「行為日」という。)の1月前から行為日の7日前までの間に提出しなければならない。

3 許可を受けた者が許可期間満了後、引続き許可を受けようとする場合における許可申請書は、許可期間満了の日(以下「満了日」という。)の1月前までに提出しなければならない。ただし、従前の許可期間が3月以下のものについては、満了日の1月前から満了日の7日前までの間に提出しなければならない。

許可申請書兼許可書のサンプルテストを実施した結果、申請日の記載が漏れているもの及び期限内に提出されていないものがあつた。以下のとおりである。

	公園名称	占用物件名	年間使用料(円)		期間始	期間終	申請日
占用	国見台1号緑地	架空地線(2L)	12,720	新規	2011/4/1	2014/3/31	記入漏れ
	国見台1号緑地	送電線(1L)	166,176	新規	2011/4/1	2014/3/31	記入漏れ
	国見台1号緑地	架空地線(1L)	13,824	新規	2011/4/1	2014/3/31	記入漏れ
	国見台1号緑地	送電線(2L)	152,352	新規	2011/4/1	2014/3/31	記入漏れ
	鳴尾浜公園	電らん埋設	16,848	継続	2009/4/1	2014/3/31	記入漏れ
	鳴尾浜公園	電らん埋設	48,384	継続	2009/4/1	2014/3/31	記入漏れ
	上大市公園	電らん埋設	172,800	継続	2009/4/1	2014/3/31	記入漏れ
	鳴尾浜臨海公園(南地区)	配電設備(配電塔)	299,520	継続	2009/4/1	2014/3/31	記入漏れ
	鳴尾浜公園	電らん埋設	194,544	継続	2009/4/1	2014/3/31	記入漏れ
鳴尾浜公園	人孔	46,800	継続	2009/4/1	2014/3/31	記入漏れ	
設置・管理	鳴尾浜臨海公園	飲料用自動販売機	57,600	新規	2013/4/1	2018/3/31	2013/4/1
	鳴尾浜臨海公園	飲料用自動販売機	48,000	新規	2013/4/1	2018/3/31	2013/3/31
	津門中央公園	飲料用自動販売機	19,200	新規	2013/4/1	2018/3/31	2013/3/31
	浜甲子園運動公園	飲料用自動販売機	48,000	新規	2013/4/1	2018/3/31	2013/3/31
	小曽根公園	物置	0	新規	2011/7/13	2014/3/31	2011/7/11

西宮市年公園条例施行規則第2条第1項及び第3項に基づき、許可申請書兼許可書が業者等から提出されるよう、周知徹底すべきである。

使用料の算定方法について

) 施設ごとの事業費を把握するとともに、目標稼働率(利用者数)を考慮の上、料金体系の見直しを行うことが望ましい(意見)

稼働率が各有料公園施設によって異なるにも関わらず、西宮市流通東公園の野球場及びテニスコート、西宮市高座山公園の野球場、西宮市鳴尾浜公園の体育室以外のすべての有料公園施設について同一の使用料を使用している。

平成20年度の包括外部監査報告書の意見(番号20-028)でも指摘されているが、施設ごとに事業費は異なり目標利用者数も異なるため、施設ご

とに事業費の把握を行い、受益者負担の金額を検討する必要があると考える。

また、施設使用料については、稼働率を加味して使用料を決定する必要があると考える。稼働率を加味しなければ、稼働していない時のコストはすべて税込等で負担することになってしまうからである。どの程度の稼働率（利用者数）を目標とするか、そのためにはどのような取組が必要か、その取組にはどの程度の経費が発生するか、その結果施設全体の維持管理経費はどの程度になるかを分析し、これらの分析結果をもとにあるべき受益者負担を決定すべきである。

）休日設定料金の見直しを行うことが望ましい（意見）

現在、休日設定料金を国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日又は土曜日の正午以降の利用について適用しているが、土曜日午前も社会人などにニーズが高いと考えられるため、土曜日午前も休日設定とすることを検討すべきである。

今後も施設の利用促進の検討を行うことが望ましい（意見）

平成 20 年度包括外部監査の意見として、以下のことが述べられている。

施設の利用促進の検討

現状の利用状況をみると、運動公園の施設の中でも特に、休日のテニスコート及び野球場の稼働率は、75%から 85%を超えるかなり高い率を示しているのに対し、平日のこれら施設の利用は 10%から 20%程度の極めて低い稼働率となっている。市が条例を改正することにより、平日の施設使用料と混雑する休日の使用料金差を広げること等の方策をとったうえで、平日の利用促進を図り、全体の利用件数を増加させること等の対応を検討すべきである。

これに対し、北部市域にあり利便性の悪い「流通東公園野球場及びテニスコート」と「高座山公園野球場」において、平成 21 年 4 月より平日使用料を従来半額へと減額し、稼働率の改善を試みている。それ以外の施設においても、有料運動施設の同種類の施設稼働率を見ながら、平日使用料設定を検討していくとのことだが、現在のところ、見直しは行われていない。

過去 3 カ年の稼働率は以下のとおりである。

有料公園施設稼働率

公園名	施設名	平成24年度			平成23年度			平成22年度		
		全日	平日	土日祝	全日	平日	土日祝	全日	平日	土日祝
浜甲子園運動公園	体育室	47.0	42.4	57.2	47.5	44.4	54.1	50.0	45.4	59.6
	会議室	6.6	3.0	14.3	3.0	0.5	8.1	1.9	0.6	4.7
	多目的広場	29.8	10.1	70.4	31.9	14.1	68.4	34.1	15.0	75.0
	野球場	36.5	16.6	78.0	35.5	15.0	78.5	39.9	19.3	80.9
	テニス	42.1	27.9	71.4	36.7	23.3	65.1	38.6	24.1	69.2
鳴尾浜臨海公園	野球場	48.2	30.8	82.2	57.4	43.4	83.4	60.5	46.9	84.9
	テニス	32.5	13.2	74.2	29.7	11.2	68.4	32.9	13.5	72.3
高座山公園	野球場	18.7	7.1	41.8	22.2	6.9	53.6	26.6	8.4	59.6
津門中央公園	野球場	73.3	61.6	92.3	76.4	64.7	94.3	86.8	79.9	97.9
流通東公園	体育室	55.1	52.6	60.4	54.3	51.4	60.1	52.6	49.5	58.7
	会議室	6.9	7.7	5.0	7.8	8.4	6.5	4.6	4.3	5.3
	野球場	18.4	0.9	53.9	19.0	2.0	57.1	24.5	2.5	65.6
	テニス	24.5	14.7	45.5	21.7	12.1	43.6	24.0	13.2	46.4
塩瀬中央公園	テニス	30.0	17.6	56.6	27.0	15.2	53.3	29.2	15.3	57.7
樋之池公園	テニス	57.8	46.2	82.5	62.7	51.7	87.2	62.7	50.3	87.2
西宮浜総合公園	多目的人工芝G	71.1	59.3	95.4	72.9	62.3	94.7	74.0	64.1	93.9

現状の稼働率をみると、休日のテニスコート及び野球場の稼働率は塩瀬中央公園を除き、70%～80%を越えるかなり高い率を示している。これに対し、料金改定を行った流通東公園の野球場及びテニスコート、高座山公園の平日の稼働率は1%～15%と極めて低い。料金改定を行っていない塩瀬中央公園のテニスコートの平日の稼働率についても17.6%ときわめて低い。

今後も、市が条例を改正することにより、平日の施設使用料と混雑する休日の使用料金差を広げること等の方策をとったうえで、平日の利用促進を図り、全体の利用件数を増加させること等の対応を検討すべきである。

スポーツ施設管理に関する業務の効率化を図るべき(意見)

西宮市が運営するスポーツ施設には環境局所管の公園に設置された施設と教育委員会所管の施設があり、同様のスポーツ施設であるにもかかわらず設立の根拠となる法令が異なることにより所管課が異なっている。その

ため、市議会において所属する常任委員会が相違しており、条例改正や指定管理者の選定決議なども別々の委員会で議論されることになる。所管課では互いに情報共有を行い、効率的な事務執行に努めているが、このような所管課同士の調整に多くの手間と時間が掛けられることとなる。また、今後老朽化により大々的な補修や建替などが多くの施設で必要となり、施設の取壊しや移転なども含めた施設全体の方針を見直す必要性が高まる。このような状況下において、施設の全体像を適切に把握するため、今後所管課間でより密接な情報共有を行う必要性はさらに高まってくると考えられる。市民からも同一の施設であるのに所管課が異なることにより窓口が混同され、問い合わせ時に時間を要する場合がある。

以上のように今後の効率的かつ一体的な事務執行のため、将来的な所管課の統合も視野に入れ、業務に関する情報の共有化やより連携を深めるための方策を検討すべきであると考えます。

【38】し尿処理手数料（一般）（臨時）

（１）概要

項目	内容
手数料名	し尿処理手数料（一般）・（臨時）
所管課	美化第1課
法令等	-
条例等	西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同施行規則
料金の説明	（一般）下水管に接続されていない一般家庭及び事業所のトイレにて発生したし尿のくみ取りを行う際にその経費の一部を受益者に負担してもらうことを目的として徴収している手数料。30ℓまでごとに 200 円。 （臨時）工事現場等で使用されている仮設トイレにて発生したし尿のくみ取りを行う際に徴収している手数料。1 便槽につき 4,000 円。
減額・免除の有無	減額：無 免除：有 生活保護受給世帯から排出されたし尿については手数料を免除している。また、天災等特別の理由があると認められるときにも免除する場合がある。 【根拠法令】西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 18 条第 4 項、西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 13 条第 2 項
現行の料金の決定根拠・方針	（一般）受益者負担の公平化、適正化を図り、近隣他市との均衡を勘案して設定したもの。 （臨時）事業活動に伴って排出されるし尿につき、収集等に係る経費のすべてを受益者負担とすべく金額を設定したもの。
直近の見直し時期（過去5ヵ年）	一般分については、平成 19 年 10 月に料金改正を行ったが、臨時分については平成 9 年以降見直しを行っていない。
収納体制 収納方法	し尿のくみ取りを依頼しようとする者に、し尿処理券を各販売所（美化第1課・本庁売店・各支所・市民サービスセンター等）にて購入してもらうことにより手数料の負担を求めている。その後、各販売所よりし尿処理券の売上額を市に納めてもらっている。
近隣他市の料金水準	【伊丹市】（一般）300 円×人数分 （臨時）1 回 3,500 円 【芦屋市】（一般）該当無し （臨時）1 回 20,000 円 【宝塚市】 ・1 世帯当たり収集：月 2 回 600 円、月 1 回 300 円 ・従量によるもの：10ℓ 40 円（10 人以上の世帯、共同使用、不特定多数使用の便槽） 【尼崎市】 ・（一般）一般家庭の定日収集は無料 ・（臨時）一般家庭の臨時収集、事業活動に伴うし尿は 1 回 4,800 円 【川西市】 ・普通便槽の家庭：1 月 600 円 ・加水構造式便槽の家庭：1 月 1,500 円 ・事業所、多量排出家庭、臨時処理：18ℓ 140 円 ・現場事務所等の仮設便所：360ℓ以内 1 回 2,800 円 上記に加算 18ℓ 140 円

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
し尿処理手数料(一般)	5,292	5,149	4,697
し尿処理手数料(臨時)	4,392	4,576	4,152

(2) 実施した監査手続

- ・し尿処理手数料(一般)(臨時)について所管課へのヒアリング
- ・手数料について受益者負担割合の検討

(3) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

【39】粗大・家電ごみ処理手数料

(1) 概要

項目	内容
手数料名	粗大・家電ごみ処理手数料
所管課	美化第1課
法令等	-
条例等	西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同施行規則
料金の説明	<p>使用料手数料の内容 家庭から排出される粗大ごみ等を収集・運搬・処理する経費の一部を受益者に負担してもらうことを目的として徴収している手数料。</p> <p>料金説明 品物の大きさ・重量・処理困難度に応じて 300 円・600 円・900 円・1,200 円・1,800 円・2,400 円・3,600 円の 7 種類に区分して料金を設定。</p>
減額・免除の有無	<p>減額：無 免除：有 生活保護受給世帯から排出された粗大ごみについては手数料を免除している。また、天災等特別の理由があると認められるときにも免除する場合がある。</p> <p>【根拠法令】西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 18 条第 4 項、西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 13 条第 2 項</p>
現行の料金の決定根拠・方針	粗大ごみの処理に要する収集・運搬・処分費を基礎とし、これらの費用の半分程度を受益者負担とすることとし、上記区分の金額を設定した。
直近の見直し時期（過去5カ年）	見直しは行っていない。
収納体制 収納方法	粗大ごみを排出しようとする者に、粗大ごみ処理券を各販売所（美化第1課・本庁売店・各支所・市民サービスセンター・コンビニ・スーパー等）にて購入してもらうことにより手数料の負担を求めている。その後、各販売所より粗大ごみ処理券の売上額を市に納めてもらっている。
近隣他市の料金水準	<p>【伊丹市】200 円から 4,000 円 【芦屋市】300 円から 2,400 円（300 円単位） 【宝塚市】300 円から 2,700 円（300 円単位） 【尼崎市】300 円から 1,800 円（300 円単位） 【川西市】無料 月 2 回（一辺 40cm 以上）</p>

【手数料の推移】

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
粗大・家電ごみ処理手数料	56,771	57,905	56,919

(2) 実施した監査手続

- ・粗大・家電ごみ処理手数料について所管課へのヒアリング
- ・手数料について受益者負担割合の検討
- ・調定書兼調定通知書の確認

- ・粗大ごみ処理券交付実績報告書の確認

(3) 監査の結果及び意見

現状に即した品目の追加などの対応をすべき（意見）

過去 5 年間の見直しは実施しておらず、定期的な見直しは行われていない。所管課によると、当初の料金決定時には、粗大ごみの処理に要する収集・運搬・処分費を基礎とし、これらの費用の半分程度を受益者負担とすることとし、金額を設定したとのことである。その後、処理方法、収集・運搬体制、受付体制の変化等に伴い、処理に要する経費にも変化が生じているが、近隣他市の料金水準とのバランスも鑑み、当初に決定した手数料の見直しは見送られている。なお、見直しを行うことにより、手数料を値上げすることとなった場合には、不法投棄件数の増加が予想されるため、慎重な取り扱いとしている面もある。

しかし、過去の料金体系がそのまま踏襲されており、現在一般的に排出される品物が、料金体系に反映されていないなどの現状もあるため、現状に即した品目の追加などの対応を検討すべきである。

【40】 廃棄物処理手数料

(1) 概要

項目	内容																												
手数料名	廃棄物処理手数料																												
所管課	環境局環境施設部施設管理課																												
法令等	-																												
条例等	西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同施行規則																												
料金の説明	事業所より排出される一般廃棄物（可燃・不燃・粗大ごみ）及び家庭から排出される粗大ごみについて処理手数料を徴収する。 事業系：可燃ごみ 10kg まで毎に 90 円。不燃・粗大ごみ 10kg まで毎に 120 円。 生活系：粗大ごみ 50kg まで 300 円、50kg を超える場合は 10 kg まで毎に 60 円加算。																												
減額・免除の有無	天災そのほか特別な理由があると認められる場合は減免。																												
現行の料金の決定根拠・方針	平成 18 年度に阪神間の手数料を調査し、事業系については最高額に決定し、家庭系粗大ごみは事業系粗大ごみの 50% とした。																												
直近の見直し時期（過去 5 カ年）	平成 19 年 10 月に事業系の 10kg 迄無料を廃止、生活系粗大ごみ 20kg 迄無料を廃止。																												
収納体制 収納方法	許可業者及び後納に登録している業者に対しては、月末締めで納付書を発送している。その他は計量窓口で現金払いである。																												
近隣他市の料金水準	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業系可燃ごみ</th> <th>不燃・粗大ごみ</th> <th>生活系粗大ごみ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊丹市</td> <td>87 円/10kg</td> <td>87 円/10kg</td> <td>87 円/10kg</td> </tr> <tr> <td>芦屋市</td> <td>90 円/10kg</td> <td>90 円/10kg</td> <td>90 円/10kg</td> </tr> <tr> <td>宝塚市</td> <td>70 円/10kg</td> <td>150 円/10kg</td> <td>90 円/10kg</td> </tr> <tr> <td>尼崎市</td> <td>103 円/10kg</td> <td>103 円/10kg</td> <td>86 円/10kg</td> </tr> <tr> <td>川西市</td> <td>80 円/10kg</td> <td>80 円/10kg</td> <td>80 円/10kg</td> </tr> <tr> <td>平均</td> <td>86 円/10kg</td> <td>102 円/10kg</td> <td>87 円/10kg</td> </tr> </tbody> </table> 注：芦屋市は 900 円/100kg 但し 10kg 迄無料		事業系可燃ごみ	不燃・粗大ごみ	生活系粗大ごみ	伊丹市	87 円/10kg	87 円/10kg	87 円/10kg	芦屋市	90 円/10kg	90 円/10kg	90 円/10kg	宝塚市	70 円/10kg	150 円/10kg	90 円/10kg	尼崎市	103 円/10kg	103 円/10kg	86 円/10kg	川西市	80 円/10kg	80 円/10kg	80 円/10kg	平均	86 円/10kg	102 円/10kg	87 円/10kg
	事業系可燃ごみ	不燃・粗大ごみ	生活系粗大ごみ																										
伊丹市	87 円/10kg	87 円/10kg	87 円/10kg																										
芦屋市	90 円/10kg	90 円/10kg	90 円/10kg																										
宝塚市	70 円/10kg	150 円/10kg	90 円/10kg																										
尼崎市	103 円/10kg	103 円/10kg	86 円/10kg																										
川西市	80 円/10kg	80 円/10kg	80 円/10kg																										
平均	86 円/10kg	102 円/10kg	87 円/10kg																										

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
廃棄物処理手数料：可燃ごみ	497,528	510,639	519,982
〃：不燃ごみ	4,200	3,864	3,260
〃：粗大ごみ	12,533	11,551	11,001
〃：家庭系粗大ごみ	17,079	18,416	19,221

(2) 実施した監査手続

- ・ 廃棄物処理手数料について所管課へのヒアリング
- ・ 使用料について受益者負担割合の検討
- ・ 調定・収入確認簿及び明細の確認

- (3) 監査の結果及び意見
特に指摘すべき事項はない。

【41】道路占用料

(1) 概要

項目	内容
使用料名	道路占用料
所管課	土木管理課
法令等	道路法、道路法施行令
条例等	西宮市道路管理条例 西宮市法定外道路管理条例 西宮市道路占用料徴収条例、同施行規則
料金の説明	道路法等の規定により道路の占用の許可を受けたものから徴収するもの。道路占用料の額については、西宮市道路占用料徴収条例別表のとおり。
減額・免除の有無	西宮市道路占用料徴収条例第3条、西宮市道路占用料徴収条例施行規則第2条の規定により減額・免除することができる。
現行の料金の決定根拠・方針	道路占用料は固定資産税評価額に基づく道路価格を基礎とし、8市町（尼崎市、芦屋市、宝塚市、伊丹市、川西市、猪名川町、三田市、西宮市）の道路管理者で構成する阪神間道路管理者連絡協議会において、統一単価を採用している。 現行の道路占用料については、平成21年度に行われた固定資産税評価替え及び平成23年度に行われた国土交通省の道路占用料の改正を受け、同協議会において、調査研究を行い、改正案を取りまとめたものである。平成24年3月市議会において、条例改正を上程し、承認を得たのち、平成24年4月1日より現行の占用料単価により占用料を徴収している。
直近の見直し時期（過去5ヵ年）	平成18年度の単価改正（平成19年度には一部経過措置による単価改正あり）を経て、上記のとおり平成24年4月1日より改正単価を採用している。減額・免除についての見直しは行っていない。
収納体制 収納方法	道路占用システムにより納付書を発行し、年度単位で占用料を算定し、市金庫へ入金される。年度途中で占用料が発生するものは、月単位で算定を行い、占用許可時に納付書を発行し徴収している。
近隣他市の同種施設の料金水準	伊丹市、芦屋市、宝塚市、尼崎市、川西市も阪神間道路管理者連絡協議会の構成市であり、西宮市と同一単価である。

【占用料の推移】

（単位：千円）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
道路占用料	849,632	851,317	865,296

[平成24年度 道路占用料調定合計表]

(金額:円、件数:件)

占有者種別	定期					
	計算額	件数	減免額	件数	調定額	件数
公益企業	798,897,372	22	25,517,867	10	773,379,505	12
一時	0	0	0	0	0	0
一般その他	122,423,447	535	36,172,469	67	86,250,978	468
合計	921,320,819	557	61,690,336	77	859,630,483	480

占有者種別	随時					
	計算額	件数	減免額	件数	調定額	件数
公益企業	1,588,849	51	17,299	10	1,571,550	41
一時	3,499,515	187	0	0	3,499,515	187
一般その他	728,234	187	134,170	25	594,064	162
合計	5,816,598	425	151,469	35	5,665,129	390

占有者種別	合計					
	計算額	件数	減免額	件数	調定額	件数
公益企業	800,486,221	73	25,535,166	20	774,951,055	53
一時	3,499,515	187	0	0	3,499,515	187
一般その他	123,151,681	722	36,306,639	92	86,845,042	630
合計	927,137,417	982	61,841,805	112	865,295,612	870

(2) 実施した監査手続

- ・道路占用料について所管課へのヒアリング
- ・道路占用料の再計算
- ・道路占用許可申請書等の確認 (監査人が任意にサンプルを抽出)

【抽出サンプル】

(定期)

(単位:円)

	占用物件	減額	区別	単価	数量	占用期間	占用料
1	電話柱	なし	年額	2,232	8,030本	12ヶ月	17,922,960
2	通信線等二次占用	なし	年額	1,488	12,110本	12ヶ月	18,019,680
3	その他の通信柱	なし	年額	2,232	1本	12ヶ月	2,232
4	アーチ柱20以上	なし	月額	3,924	1門	12ヶ月	47,088
5	突出看板	なし	月額	176	14 m ²	12ヶ月	29,568
6	TV電波障害対策ケーブル	なし	年額	24	458m	12ヶ月	10,992
7	公衆電話所(単式)	なし	年額	4,356	3基	12ヶ月	13,068
8	管類70以上100未満	なし	年額	1,440	7 m ²	12ヶ月	10,080
9	マンホール類	なし	年額	3,600	1 m ²	12ヶ月	3,600

10	管類 30 以上 40 未満	なし	年額	576	75,168 m ²	12 ヶ月	43,296,768
11	支線（電力）	なし	年額	4,320	7,120 本	12 ヶ月	30,758,400
12	自治会掲示板	100%	道路占用料徴収条例第 3 条第 8 号による				
13	バス停標識	100%	道路占用料徴収条例第 3 条第 8 号による				

（随時）

（単位：円）

	占用物件	減額	区別	単価	数量	占用期間	占用料
1	CATV 及び通信用同軸ケーブル	50%	年額	1,200	32 本	10 ヶ月	16,000
		道路占用料徴収条例第 3 条第 8 号による					
2	工事用仮囲足場類	なし	月額	624	12 m ²	2 ヶ月	14,976
	工事落下防止柵類	なし	月額	252	46 m ²	2 ヶ月	23,184
3	工事用仮囲足場類	なし	月額	624	17 m ²	3 ヶ月	31,824
	工事落下防止柵類	なし	月額	252	43 m ²	3 ヶ月	32,508
4	電柱	なし	年額	4,320	4 本	8 ヶ月	11,520
5	電話柱	なし	年額	2,232	2 本	5 ヶ月	1,860
6	電柱巻付看板	なし	月額	132	6 枚	8 ヶ月	6,336
7	電柱巻付看板	なし	月額	132	4 枚	7 ヶ月	3,696
8	管類 7 - 10 未満	なし	年額	144	68 m ²	3 ヶ月	2,448
9	路上の変圧器	89%	年額	1,764	1 基	1 ヶ月	16
		道路占用料徴収条例第 3 条第 8 号による					
10	通信線等二次占用	なし	年額	1,488	4 本	2 ヶ月	992
11	CCBOX 引込線	100%	道路占用料徴収条例第 3 条第 8 号による				
12	管類 10 未満	100%	道路占用料徴収条例第 3 条第 8 号による				
13	防犯灯等	100%	道路占用料徴収条例第 3 条第 7 号による				

（3）監査の結果及び意見

損害賠償責任負担請書の日付漏れ（意見）

抽出サンプル（随時）No.12 において、道路占用許可申請の際の添付書類である損害賠償責任負担請書の日付が未記入となっていた。請書の日付は、道路占用料の算定結果に影響を与えるものではないが、今後は適正な処理を行うことが必要である。

【42】自転車駐車場使用料

(1) 概要

項目	内容
使用料名	自転車駐車場使用料
所管課	自転車対策課
法令等	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
条例等	西宮市自転車駐車場の設置および管理に関する条例、同施行規則
料金の説明	<p>自転車駐車場の使用許可を受けようとする者は、定期使用については自転車駐車場定期使用申請書によって一時使用については口頭によって申請しなければならない。使用の許可を受けた者は、条例第6条により条例別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>定期使用 1 か月 自転車 1,300 ~ 2,300 円、原付 2,600 ~ 4,400 円 一時使用 自転車 100 円、原付 200 円</p>
減額・免除の有無	<p>有。条例第6条及び規則第4条に規定されている。 生活保護受給者、身体障害者等について5割減免。 学校教育法に基づく学校に通学する高校生以下の者について規則別表第2に定める額を減免。</p>
現行の料金の決定根拠・方針	<p>利便性（屋根の有無、階数、上段下段、駅からの距離等）を考慮し決定。</p>
直近の見直し時期（過去5ヵ年）	<p>以下いずれも利用率が低いため、見直し。 平成21年5月1日阪神甲子園南第1自転車駐車場2階及び阪神甲子園西第1自転車駐車場2階(2段ラック上段)1,900円から1,300円へ改定。 平成22年5月1日阪急甲東園東第2自転車駐車場1,900円から1,300円へ改定。 平成24年5月1日阪急北今津第2自転車駐車場1,600円から1,300円、原付3,200円から2,600円へ改定。</p>
収納体制 収納方法	<p>口座振替による収納、指定管理者への現金支払による収納。</p>
近隣他市の同種施設の料金水準	<p>(伊丹市) 定期使用 1 か月 自転車 1,500 ~ 2,300 円、原付 2,600 ~ 3,600 円 一時使用 自転車 100 円、原付 200 円 (芦屋市) 定期使用 1 か月 自転車 1,400 ~ 2,000 円、原付 2,100 ~ 3,000 円 一時使用 自転車 100 円、原付 200 円 (宝塚市) 定期使用 1 か月 自転車 1,500 ~ 2,000 円、原付 2,900 ~ 3,400 円 一時使用</p>

	自転車 100 円、原付 200 円 (尼崎市) 定期使用 1 か月 自転車 1,300 ~ 2,100 円、原付 2,500 ~ 2,900 円 一時使用 自転車 150 円、原付 300 円
--	--

【使用料の推移】

(単位:千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
自転車駐車場使用料	511,048	514,941	518,107

(2) 実施した監査手続

- ・ 自転車駐車場使用料についての所管課へのヒアリング
- ・ 使用料について受益者負担割合の検討
- ・ 施設の利用状況等の確認

西宮市が管理する自転車駐車場 (H25 年 3 月現在) は 22 駅 70 箇所 であり、その利用状況は下記のとおり。利用率は安定して 88%以上を維持している。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
収容台数	291,974	297,228	299,151
利用台数	259,953	262,497	263,478
利用率	89.0%	88.3%	88.1%

- ・ 利用者負担割合の検討

【平成 24 年度における受益者負担割合の状況】

駐車場・駐輪場

(単位:千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
42	自転車駐車場使用料	使用料	518,107	指定管理料(*)	251,936	
		国・県支出金	-	減価償却費	40,352	
		その他	-			
		合計	518,107	合計	292,288	

(*)使用料との直接的な対応関係を図るため、指定管理料としている。

自転車駐車場はその施設の性質として収益性が高く、自転車を駐車する特定市民が受益者となるため、目安となる受益者負担割合は 75 ~ 100% を想定している。よって、その料金体系や運営管理にはある程度の収益性が求められるべきである。この点、上述のとおり、西宮市の駐車場料金は周辺自治体と同水準に設定されている。また、運営管理は指定管理者に業務委託 (直近利用率 88.1%) しており、収益性が意識されているといえる。

以上を踏まえ、自転車駐車場使用にかかる受益者負担割合を算出した。上記負担割合算定の基礎として事務事業「自転車対策事業」を集計すると、

自転車駐車場管理委託業務委託金額以外に、駐輪マナー指導や放置自転車撤去作業等、自転車駐車場使用料に直接関係のない事業が含まれることになるため、直接関係すると考えられる自転車駐車場管理委託業務委託金額 251,936 千円（指定管理者：サイカパーキング株）と減価償却費 40,352 千円をベースに算定した。算定した受益者負担割合は 177.3%と、立地条件が良好なこと等により目安 75～100%を大きく上回る水準となっている。よって、受益者負担割合の観点からは自転車駐車場の料金体系や稼働状況は概ね妥当な水準と判断する。

（３）監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

【43】水路使用料

(1) 概要

項目	内容
使用料名	水路使用料
所管課	下水道部経営管理課(使用許可等は下水河川課)
法令等	地方自治法第 225 条
条例等	西宮市水路管理条例、西宮市水路管理条例施行規則
料金の説明	水路は公共物であり、その効用を果たさせるため、流水阻害等管理上支障を及ぼす行為を禁止しているが、日常生活及び公益上必要なもので管理上支障とならないと判断されるものについては、水路使用許可等を行い、使用料、占用料又は生産物採取料を徴収している。料金は、西宮市水路管理条例別表に記載のとおり、使用物件に応じて単価等を設定し、原則、許可の際に徴収。
減額・免除の有無	減免規定あり。(西宮市水路管理条例第 10 条) (1)国または地方公共団体の公用または公共用の事業のために使用する時。 (2)道路に出入するための通路として工作物を設置するとき(通路の幅員が 5m 以内の部分、1 件に限る) (3)公益上その他市長が特に減免する必要があると認めるとき。(詳細は西宮市水路管理条例施行規則第 10 条にて規定)
現行の料金の決定根拠・方針	道路占用料に準じて使用料金額を決定。
直近の見直し時期(過去 5 年)	道路占用料の改正に準じて見直しを行った。(平成 24 年 4 月 1 日施行)
収納体制 収納方法	許可の際に徴収。許可の期間が 1 年以上にわたる場合は、年度毎(1 年度分の使用料が 36,000 円以下の場合)もしくは各年度分を 2 回に分けて(1 年度分の使用料が 36,000 円を超える場合)徴収(西宮市水路管理条例第 8 条、同施行規則第 8 条)。納付方法は納付書による。
近隣他市の同種施設の料金水準	近隣他市についても、本市と同様に道路占用料に準じて料金を決定しているが道路占用料の規定を準用しているため、独自のものを除き同水準である。

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
水路使用料	36,887	36,923	39,716

(単位：円)

【平成 24 年度使用料の内訳】 使用物件	定期		随時	
	件数	金額	件数	金額
電柱並びにその支柱、支線柱及び支線	4	699,840	5	9,360
電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線	1	29,016	-	-
認定電気通信事業者が電話線その他の線	1	23,808	6	8,680
類を添加した電柱又は電話柱	7	6,300	17	3,720
線類	14	877,044	31	22,646
管類				
日よけ、雨よけその他これらに類するもの	1	4,320	-	-
渡り廊下その他これに類するもの	5	797,040	2	41,328
広告看板類	3	52,800	-	-
工所用仮囲、足場及び材料置場並びに落下防止棚その他これらに類するもの	-	-	13	476,496
通路橋（幅員 5m を超える部分）	592	23,304,960	23	201,705
その他のもの	13	13,397,832	-	-
合計	641	39,192,960	97	763,935

定期と随時の合計 39,956,895 円は調定額であり、不納欠損額や収入未済分が含まれているため、平成 24 年度決算額 39,716,323 円との差額 240,572 円が生じている。

(2) 実施した監査手続

- ・水路使用料について所管課へのヒアリング
- ・水路使用料の再計算
- ・水路使用許可申請書の確認（監査人が任意にサンプルを抽出）

【抽出サンプル】

(定期分)

(単位：円)

No	種別	区別	単価	使用数量	使用期間	使用料
1	外径 0.07m 未満	年額	108	125m	12 ヶ月	13,500
2	広告看板類	月額	176	21 m ²	12 ヶ月	44,352
3	通路橋	年額	4,284	36 m ²	12 ヶ月	154,224
4	通路橋	年額	4,284	21 m ²	12 ヶ月	89,964
5	通路橋	年額	4,284	123 m ²	12 ヶ月	526,932
6	通路橋	年額	4,284	6 m ²	12 ヶ月	25,704
7	通路橋	年額	4,284	230 m ²	12 ヶ月	985,320
8	通路橋	年額	4,284	74 m ²	12 ヶ月	317,016
9	電柱、支柱、支線柱及び支線	年額	4,320	8 本	12 ヶ月	34,560
10	その他のもの	月額	624	681 m ²	12 ヶ月	5,099,328
11	その他のもの	月額	624	32 m ²	12 ヶ月	239,616
12	その他のもの	月額	624	867 m ²	12 ヶ月	6,492,096

(随時分)

(単位 : 円)

No	区分	区別	単価	使用数量	使用期間	使用料
1	工事中仮囲 水面占有	月額	624	12 m ²	3 ヶ月	22,464
2	工事中仮囲 水面占有	月額	624	17 m ²	8 ヶ月	84,864
3	工事中仮囲 水面占有	月額	624	9 m ²	17 ヶ月	95,472
4	工事中仮囲 水面占有	月額	624	18 m ²	8 ヶ月	89,856
5	工事中仮囲 水面占有	月額	624	18 m ²	10 ヶ月	112,320
6	通路橋	年額	4,284	5 m ²	12 ヶ月	21,420
7	通路橋	年額	4,284	20 m ²	3 ヶ月	21,420
8	通路橋	年額	4,284	6 m ²	10 ヶ月	21,420
9	通路橋	年額	4,284	7 m ²	9 ヶ月	22,491
10	渡り廊下 (既設)	年額	2,952	10 m ²	12 ヶ月	29,520

(免除分)

No	区分	免除理由
1	通路橋	西宮市水道管理条例第 10 条第 2 号による
2	ガス供給管埋設	西宮市水道管理条例第 10 条第 3 号による
3	通信ケーブル設置 (引込線)	西宮市水道管理条例第 10 条第 3 号による

(3) 監査の結果及び意見

水路使用許可申請書の日付漏れ (結果)

抽出サンプル (定期分) No.5 において、水路使用許可申請書の日付が未記入となっていた。申請書の日付は、水路使用料の算定結果に影響を与えるものではないが、今後、適正な処理を行うことが必要である。

水路使用継続許可書の記載誤り (意見)

抽出サンプル (定期分) No.7 において、水路の継続使用に際して作成される「水路使用継続申請書」「水路使用継続許可書」の水路使用面積について以下の記載内容に誤りがあった。

誤) 使用面積 (幅員 × 水路幅) 270.70 m ² うち使用料対象面積 (幅員 5m を超える部分) 230 m ²
正) 使用面積 (幅員 × 水路幅) 249.20 m ² うち使用料対象面積 (幅員 5m を超える部分) 230 m ²

これは従来、使用を許可していた面積の一部が譲渡された際に、その修正が正しく行われなかったことが原因である。水路使用料の算定対象面積は実態に即して修正が行われており、使用面積の記載誤りは水路使用料の

算定結果に影響を与えるものではないが、今後、適正な処理を行うことが必要である。

水路使用許可台帳の管理方法を見直すべき（意見）

抽出サンプル全般において、水路使用許可台帳が適切に管理・利用されていなかった。具体的には、手数料改定の反映が適時に行われていないなど、最新の状態にはなっていないものが多く見受けられた。

当該台帳は紙面であることから、内容の更新に相当の手間を要するため、別途エクセルやアクセス等のアプリケーションにて管理されていることが原因である。台帳の管理・利用のあり方について、利用媒体を含め、効率的な方法を検討することが望まれる。

【44】学校施設使用料

(1) 概要

項目	内容				
使用料名	学校施設使用料				
所管課	学校管理課				
法令等	-				
条例等	西宮市学校施設使用料条例、西宮市立西宮東高等学校のホール等の開放に関する規則				
料金の説明	西宮市立の学校園施設の貸出にかかる使用料				
	対象となる学校園/施設の概要				
	1.西宮市立小学校・中学校・高等学校・養護学校・幼稚園/屋内運動場、教室及び運動場				
	2.西宮市立西宮東高等学校/ホール(以下東高校ホール(なるお文化ホール))、会議室及び学習室兼会議室				
	使用料徴収額の概要				
	1.学校園の屋内運動場、教室及び運動場の使用料				
		区分	午前	午後	夜間
		時間帯	9:00～12:00	12:30～17:00	17:30～21:00
		屋内運動場	1,500円	2,300円	2,600円
		教室 (1室につき)	600円	900円	700円
		運動場	900円	1,400円	1,400円
		2.東高校ホール(なるお文化ホール) 会議室及び学習室兼会議室の使用料			
	区分	午前	午後	夜間	
	時間帯	9:00～12:00	12:30～17:00	17:30～21:00	
	ホール	13,900円	18,500円	13,900円	
	会議室	1,200円	1,600円	1,200円	
	学習室兼 会議室	1,600円	2,200円	1,600円	
	区分	昼間	午後及び 夜間	全日	
	時間帯	9:00～17:00	13:00～21:00	9:00～21:00	
	ホール	32,400円	32,400円	46,200円	
	会議室	2,800円	2,800円	4,000円	
	学習室兼 会議室	3,800円	3,800円	5,400円	
	1 冷暖房使用料は、上記使用料の2割5分				
	2 付属施設使用料は省略。				
減額・免除の有無	減額・免除：有 学校施設使用料条例第3条(抜粋)				

	<p>(1) 市がその事務事業のために使用するとき。 (2) 公益上その他の特別の理由があると委員会が認めたとき。</p> <p>1. 学校園の屋内運動場、教室及び運動場 減額又は免除の場合 下記に該当する場合 10割 市の事務事業のために使用する場合 公益上その他の特別の理由がある場合 ア 市社会教育関係団体、青少年関係団体の諸行事 イ 自治、福祉及び公益を目的とする地域団体、協会その他 公共的団体が使用する場合 ウ 国、県その他公共団体が事務事業のために使用する場合 法令に基づくもの</p> <p>2. 東高校ホール（なるお文化ホール）、会議室及び学習室兼会議室 減免または免除の場合およびその額 本市又は公益財団法人西宮市文化振興財団が主催する行事に 使用するとき 10割 国又は地方公共団体が使用するとき 5割 本市又は財団が共催する行事に使用するとき 5割 その他委員会が特に必要と認めたとき 委員会が相当と認める 額</p>
<p>現行の料金の 決定根拠・方針</p>	<p>1. 学校園の屋内運動場、教室及び運動場の使用料 同種施設、他都市の例を参考に、1時間当たりの単価を設定し て、額を算出している。 屋内運動場：1時間当たり 500円（夜間は 750円） 教 室：1時間当たり 200円 運 動 場：1時間当たり 300円（夜間は 400円）</p> <p>2. 東高校ホール（なるお文化ホール）、会議室及び学習室兼会議室の 使用料</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>1時間当たりの使用料 =</p> $\frac{\left[(\text{建物推定時価} \times \frac{5}{1,000} \times 12\text{ヶ月}) + (\text{年間維持管理経費} + \text{人件費}) \right] \times \text{使用面積}}{(\text{建物延べ床面積} \times 365\text{日} \times \text{開館時間})} \times \text{調整率}$ </div>
<p>直近の見直し時期 （過去5ヵ年）</p>	<p>定期的な見直しは行っていない。現在の単価は平成 10年に設定した ものであり、単価の見直しは平成 13年以降行っていない。</p>
<p>収納体制 収納方法</p>	<p>1. 学校園の屋内運動場、教室及び運動場の使用料 学校管理課の窓口にて、現金で規定の金額全額を受領する。</p> <p>2. 東高校ホール（なるお文化ホール）、会議室及び学習室兼会議室の 使用料 東高校ホール（なるお文化ホール）窓口にて、現金で規定の金額 全額を受領する。</p>
<p>近隣他市の 同種施設の 料金水準</p>	<p>1. 学校園の屋内運動場、教室及び運動場の使用料比較</p>

		(単位:円)					
		西宮市	伊丹市	芦屋市	宝塚市	尼崎市	川西市
運動場		2,300	1,450	2,000	400	1,320	無料
体育館		3,800	1,800	2,000	600	8,500	無料
教室		1,500	1,000	1,200	400	1,320	無料
午前 + 午後の時間帯を使用した場合の総額で比較							
2. 東高校ホール（なるお文化ホール）の使用料比較							
		東高校ホール (なるお文化ホール)					
収容規模	A	644席					
使用料(円)	B	32,400					
1席当たり 使用料(円)	A ÷ B	50.3					
<市内のホールとの比較>							
		西宮市民会館	フレンテホール	プレラホール	甲東ホール	山口ホール	
収容規模	A	1,216席	300席	292席	245席	230席	
使用料(円)	B	85,000	54,100	58,300	21,700	20,800	
1席当たり 使用料(円)	A ÷ B	69.9	180.3	199.7	88.6	90.4	
その他	<施設の使用状況>						
	1. 東高校ホール（なるお文化ホール） 会議室及び学習室兼会議室の 使用状況						
	(単位:件)						
		開館日数 (A)	利用日数 (B)	利用区分数 (C)	利用件数 (D)	利用率 (B)/(A)	稼働率 (D)/(C)
	ホール	299	205	852	450	68.6%	52.8%
	会議室	308	125	920	296	40.6%	32.2%
	会議室兼学習室	306	115	915	264	37.6%	28.9%
合計	913	445	2,687	1,010	48.7%	37.6%	
1 開館日数 = 365日 - (休館日 + 使用停止日)							
2 利用区分数、利用件数: 午前・午後・夜間を各1件として算出							

【使用料の推移】

(単位:千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
学校施設使用料	5,611	5,810	5,824

(2) 実施した監査手続

- ・ 学校施設使用料について所管課へのヒアリング
- ・ 使用料について受益者負担割合の検討
- ・ 施設の利用状況等の確認
- ・ 使用許可申請書の確認 (監査人が任意にサンプルを抽出)
(以下東高校ホール(なるお文化ホール)を中心に実施)
- ・ 使用許可申請書の確認 (監査人が任意にサンプルを抽出)
- ・ 減免許可申請書の確認 (監査人が任意にサンプルを抽出)

(3) 監査の結果及び意見

使用料算定に用いる調整率の適用可否及び適用割合を見直すべき(意見)
東高校ホール(なるお文化ホール)については以下の算定式により使用料を算出している。

$$1\text{時間当たりの使用料} = \frac{\left[\left(\text{建物推定時価} \times \frac{5}{1,000} \times 12\text{ヶ月} \right) + \left(\text{年間維持管理経費} + \text{人件費} \right) \right] \times \text{使用面積}}{\left(\text{建物延べ床面積} \times 365\text{日} \times \text{開館時間} \right)} \times \text{調整率 } 0.6$$

調整率 (0.60)

東高校ホール(なるお文化ホール)は学校施設の目的外使用であるとの位置づけより、他の多くの教育施設使用料と同様に調整率 0.6 を適用している。一方で、文化振興を目的とする市民ホールにおいては調整率 0.65 が適用されている。また、東高校ホール(なるお文化ホール)については教育施設の性質を持つ側面もあるが、学校教育目的等で使用する際は減額・免除の対象となることを踏まえれば、調整率を他のホールと合わせることも検討の余地があるものとする。

現状の東高校ホール(なるお文化ホール)の使用料は、ほかの西宮市内の市民ホールと比較しても低い水準となっている。また受益者負担割合の目処が 50%程度と考えられるに対し、現状 24.7%と実際の受益者負担割合は低い状況となっている。

【平成 24 年度における受益者負担割合の状況】

ホール・会議室等

(単位:千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
44	学校施設使用料 (東高校ホール(なるお文化 ホール)のみ)	使用料	5,219	物件費	16,780	
		国・県支出金	-	人件費	-	
		その他	-	退職給付	-	
				減価償却費	4,316	
		合計	5,219	合計	21,096	

以上のような状況を踏まえ、調整率について適用可否や適用割合も含めた考え方の整理を行い、料金水準の値上げを検討すべきである。

【45】学校用地占用料

(1) 概要

項目	内容
使用料名	学校用地占用料
所管課	学校管理課
法令等	-
条例等	西宮市行政財産使用料条例、西宮市道路占用料徴収条例
料金の説明	学校用地にある NTT 電話柱、関西電力電柱などに対して発生する占有料。使用料手数料は土木局道路占有料と同様。
減額・免除の有無	なし
現行の料金の決定根拠・方針	土木局道路占有料と同じ
直近の見直し時期(過去5ヵ年)	土木局道路占有料と同じ
収納体制 収納方法	納付書を交付し、銀行など窓口で納付
近隣他市の同種施設の料金水準	土木局道路占有料と同じ

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
学校用地占用料	2,365	2,462	2,654

(2) 実施した監査手続

- ・学校用地占有料について所管課へのヒアリング
- ・施設の利用状況等の確認

(3) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

【46】教育会館使用料

(1) 概要

項目	内容																								
使用料名	学校施設等使用料(教育会館使用料)																								
所管課	教育研修課																								
法令等	-																								
条例等	西宮市立教育会館条例、同施行規則																								
料金の説明	<p>西宮市立教育会館の貸館部分の使用料。 西宮市立教育会館の概要 所在地：西宮市津門呉羽町</p> <p>貸し館スペースの種類及び規模： 会議室/定員 100 名、小会議室/定員 20 名、和室/20 畳 使用料金の概要 1 日を 3 区分に分け、部屋・区分ごとに料金設定している。 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 ＼ 種別</th> <th>午前 9 時から 午後 0 時 30 分まで</th> <th>午後 1 時から 午後 5 時 30 分まで</th> <th>午後 6 時から 午後 10 時 まで</th> <th>午前 9 時から 午後 10 時 まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>1,350</td> <td>1,750</td> <td>1,550</td> <td>4,650</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>450</td> <td>600</td> <td>550</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>450</td> <td>600</td> <td>550</td> <td>1,600</td> </tr> </tbody> </table>					区分 ＼ 種別	午前 9 時から 午後 0 時 30 分まで	午後 1 時から 午後 5 時 30 分まで	午後 6 時から 午後 10 時 まで	午前 9 時から 午後 10 時 まで	会議室	1,350	1,750	1,550	4,650	小会議室	450	600	550	1,600	和室	450	600	550	1,600
	区分 ＼ 種別	午前 9 時から 午後 0 時 30 分まで	午後 1 時から 午後 5 時 30 分まで	午後 6 時から 午後 10 時 まで	午前 9 時から 午後 10 時 まで																				
会議室	1,350	1,750	1,550	4,650																					
小会議室	450	600	550	1,600																					
和室	450	600	550	1,600																					
減額・免除の有無	<p>減額・免除：有 教育委員会が特別の理由があると認めるとき。(教育会館条例第 6 条第 2 項) 減額・免除の詳細な内容(西宮市立教育会館の使用取扱要綱第 4 条)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用目的</th> <th>使用団体</th> <th>減免率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">学校教育の振興を目的とするもの</td> <td>・西宮市 ・西宮市立学校園の教職員又は保護者を主たる構成員とする団体 ・地域団体、福祉関係団体、社会教育団体(役員会議等)</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>・上記以外の公共団体その他公共的団体等</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教職員、保護者その他教育関係者の資質の向上と福祉の増進を目的とするもの</td> <td>・西宮市 ・西宮市立学校園の教職員又は保護者を主たる構成員とする団体</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>・上記以外の公共団体その他公共的団体等</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他公益を目的とするもの</td> <td>・西宮市</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>・上記以外の公共団体その他公共的団体等</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table>					使用目的	使用団体	減免率	学校教育の振興を目的とするもの	・西宮市 ・西宮市立学校園の教職員又は保護者を主たる構成員とする団体 ・地域団体、福祉関係団体、社会教育団体(役員会議等)	100%	・上記以外の公共団体その他公共的団体等	50%	教職員、保護者その他教育関係者の資質の向上と福祉の増進を目的とするもの	・西宮市 ・西宮市立学校園の教職員又は保護者を主たる構成員とする団体	100%	・上記以外の公共団体その他公共的団体等	50%	その他公益を目的とするもの	・西宮市	100%	・上記以外の公共団体その他公共的団体等	50%		
使用目的	使用団体	減免率																							
学校教育の振興を目的とするもの	・西宮市 ・西宮市立学校園の教職員又は保護者を主たる構成員とする団体 ・地域団体、福祉関係団体、社会教育団体(役員会議等)	100%																							
	・上記以外の公共団体その他公共的団体等	50%																							
教職員、保護者その他教育関係者の資質の向上と福祉の増進を目的とするもの	・西宮市 ・西宮市立学校園の教職員又は保護者を主たる構成員とする団体	100%																							
	・上記以外の公共団体その他公共的団体等	50%																							
その他公益を目的とするもの	・西宮市	100%																							
	・上記以外の公共団体その他公共的団体等	50%																							
現行の料金の決定根拠・方針	$1\text{時間当たりの使用料} = \frac{\left[(\text{建物推定時価} \times \frac{5}{1,000} \times 12\text{ヶ月}) + (\text{年間維持管理経費} + \text{人件費}) \right] \times \text{使用面積}}{(\text{建物延べ床面積} \times 365\text{日} \times \text{開館時間})} \times \text{調整率}$																								
直近の見直し時期	<p>使用料について 使用料についての見直しはしていない。</p>																								

(過去5ヵ年)	減額・免除について 平成23年10月1日に見直しを行った。 (見直し内容) 教育連携している地域団体について、西宮市立学校園の教職員又は保護者を主たる構成員とする団体との減免基準の差を解消した。地域団体は、その設立から「公益を目的とするもの」が多く、50%減免(半額)としていたが、西宮市立学校園との教育連携している地域団体について、会議室等の使用目的が「学校教育の振興を目的とするもの」であるとき、100%減免(免除)とすることとした。																																										
収納体制 収納方法	教育会館に配属された職員を「現金取扱員」に任命し、窓口で使用料を受領している。その際、使用者に対して、使用許可書とともに領収書を発行する。教育会館窓口で受領した現金は、総合教育センター・教育研修課・総務チーム職員が受け取り、西宮市指定金融機関で収納している。																																										
近隣他市の 同種施設の 料金水準	阪神間各市には、市立の類似施設なし 参考までに、宝塚市立教育総合センターの使用料について記載 (単位：円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分\ 使用時間</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>昼間</th> <th>昼夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>9:00 ~ 12:00</td> <td>13:00 ~ 17:00</td> <td>18:00 ~ 21:00</td> <td>9:00 ~ 17:00</td> <td>13:00 ~ 21:00</td> <td>9:00 ~ 21:00</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>1,200</td> <td>1,600</td> <td>1,200</td> <td>2,800</td> <td>2,800</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1,200</td> <td>1,600</td> <td>1,200</td> <td>2,800</td> <td>2,800</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>調理研修室</td> <td>2,100</td> <td>2,800</td> <td>2,100</td> <td>4,900</td> <td>4,900</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>6,000</td> <td>8,000</td> <td>6,000</td> <td>14,000</td> <td>14,000</td> <td>20,000</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分\ 使用時間	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日		9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 21:00	9:00 ~ 17:00	13:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00	小会議室	1,200	1,600	1,200	2,800	2,800	4,000	研修室	1,200	1,600	1,200	2,800	2,800	4,000	調理研修室	2,100	2,800	2,100	4,900	4,900	7,000	視聴覚室	6,000	8,000	6,000	14,000	14,000	20,000
使用区分\ 使用時間	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日																																					
	9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 21:00	9:00 ~ 17:00	13:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00																																					
小会議室	1,200	1,600	1,200	2,800	2,800	4,000																																					
研修室	1,200	1,600	1,200	2,800	2,800	4,000																																					
調理研修室	2,100	2,800	2,100	4,900	4,900	7,000																																					
視聴覚室	6,000	8,000	6,000	14,000	14,000	20,000																																					

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
教育会館使用料	52	49	40

(2) 実施した監査手続

- ・教育会館使用料について所管課へのヒアリング
- ・使用料について受益者負担割合の検討
- ・使用許可申請書の確認(監査人が任意にサンプルを抽出)
- ・減免許可申請書の確認(監査人が任意にサンプルを抽出)
- ・現場視察
- ・現金の管理状況の確認

(3) 監査の結果及び意見

当該施設の今後の方向性を廃止も含めて検討すべき(意見)

教育会館は昭和33年に教員研修を主たる目的として設立されたが、現在の教員研修は昭和60年に設立された西宮市立総合教育センターで実施され

ており、当該施設の当初の利用目的は非常に薄れている。そのため、社会教育的な利用に目的を拡大して施設の利用を進めているが、直近 3 ヶ年の稼働状況は次のとおりであり、稼働率は低い状況にある。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	3年平均
会議室	25.0%	22.8%	21.8%	23.2%
小会議室	27.6%	25.6%	24.3%	25.8%
和室	24.8%	19.5%	13.9%	19.4%

また、教育会館使用にかかる受益者負担の状況は次のとおりであり、非常に低い水準となっている。

【平成 24 年度における受益者負担割合の状況】

ホール・会議室等

(単位:千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
46	教育会館使用料	使用料	40	物件費	10,305	
		国・県支出金	-	人件費	3,216	
		その他	271	退職給付	359	
				減価償却費	(*)	
		合計	311	合計	13,880	

(*)減価償却済みのため、ゼロ。

施設が設立後 56 年と古く、現場視察時会議室の空調も故障しており具体的な改修の目処も立っていなかった。なお、当該空調設備については平成 25 年 12 月市会において補正予算が認められ、今年度中に改修できる見込みとなっている。さらに、市民向けの会議室等の一般利用ができる施設として、徒歩 5～10 分程度の範囲内に 3 箇所(今津公民館、春風公民館、大箇市民館)もあり、会議室利用としての当該施設の必要性は低いと考えられる。

隣接する 20 台程度の駐車場スペースを含めれば、教育会館の敷地はかなりの規模を有しており、ほかの有効利用や資産処分が多様な選択肢があると考えられる。当該施設の必要性及び今後のあり方の方向性などの抜本的な方針について、廃止も含めて早急に検討すべきである。

維持管理コストの削減努力を行うべき(意見)

現在、開館時間は午前 9 時から午後 10 時であるが、午後 10 時以降(土、日曜及び祝日を含む)も警備員を配置して管理を実施していることが現場視察時に確認された。

少なくとも、午後 10 時以降から翌朝までは機械警備でも十分であると考えられるため、警備管理の見直しを行い、維持管理コストの削減を検討することが必要である。

【47】公民館使用料

(1) 概要

項目	内容																																																																															
使用料名	公民館使用料																																																																															
所管課	中央公民館																																																																															
法令等	社会教育法																																																																															
条例等	西宮市立公民館条例、同施行規則																																																																															
料金の説明	西宮市立公民館の使用にかかる使用料 対象となる施設 以下の西宮市立公民館 24 箇所。																																																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>公民館名</th> <th>所在地</th> <th></th> <th>公民館名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>中央</td> <td>西宮市高松町</td> <td>13</td> <td>浜脇</td> <td>西宮市浜脇町</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>鳴尾</td> <td>西宮市鳴尾町</td> <td>14</td> <td>用海</td> <td>西宮市石在町</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>鳴尾東</td> <td>西宮市東鳴尾町</td> <td>15</td> <td>学文</td> <td>西宮市学文殿町</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>南甲子園</td> <td>西宮市甲子園九番町</td> <td>16</td> <td>若竹</td> <td>西宮市西福町</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>今津</td> <td>西宮市今津水波町</td> <td>17</td> <td>瓦木</td> <td>西宮市瓦林町</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>山口</td> <td>西宮市山口町</td> <td>18</td> <td>段上</td> <td>西宮市段上町</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>上甲子園</td> <td>西宮市甲子園口</td> <td>19</td> <td>高須</td> <td>西宮市高須町</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>大社</td> <td>西宮市柳本町</td> <td>20</td> <td>神原</td> <td>西宮市神原</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>甲東</td> <td>西宮市上甲東園</td> <td>21</td> <td>越木岩</td> <td>西宮市樋之池町</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>塩瀬</td> <td>西宮市名塩新町</td> <td>22</td> <td>高木</td> <td>西宮市高木東町</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>春風</td> <td>西宮市甲子園春風町</td> <td>23</td> <td>上ヶ原</td> <td>西宮市六軒町</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>夙川</td> <td>西宮市羽衣町</td> <td>24</td> <td>西宮浜</td> <td>西宮市西宮浜</td> </tr> </tbody> </table>			公民館名	所在地		公民館名	所在地	1	中央	西宮市高松町	13	浜脇	西宮市浜脇町	2	鳴尾	西宮市鳴尾町	14	用海	西宮市石在町	3	鳴尾東	西宮市東鳴尾町	15	学文	西宮市学文殿町	4	南甲子園	西宮市甲子園九番町	16	若竹	西宮市西福町	5	今津	西宮市今津水波町	17	瓦木	西宮市瓦林町	6	山口	西宮市山口町	18	段上	西宮市段上町	7	上甲子園	西宮市甲子園口	19	高須	西宮市高須町	8	大社	西宮市柳本町	20	神原	西宮市神原	9	甲東	西宮市上甲東園	21	越木岩	西宮市樋之池町	10	塩瀬	西宮市名塩新町	22	高木	西宮市高木東町	11	春風	西宮市甲子園春風町	23	上ヶ原	西宮市六軒町	12	夙川	西宮市羽衣町	24	西宮浜	西宮市西宮浜
		公民館名	所在地		公民館名	所在地																																																																										
	1	中央	西宮市高松町	13	浜脇	西宮市浜脇町																																																																										
	2	鳴尾	西宮市鳴尾町	14	用海	西宮市石在町																																																																										
	3	鳴尾東	西宮市東鳴尾町	15	学文	西宮市学文殿町																																																																										
	4	南甲子園	西宮市甲子園九番町	16	若竹	西宮市西福町																																																																										
	5	今津	西宮市今津水波町	17	瓦木	西宮市瓦林町																																																																										
	6	山口	西宮市山口町	18	段上	西宮市段上町																																																																										
	7	上甲子園	西宮市甲子園口	19	高須	西宮市高須町																																																																										
8	大社	西宮市柳本町	20	神原	西宮市神原																																																																											
9	甲東	西宮市上甲東園	21	越木岩	西宮市樋之池町																																																																											
10	塩瀬	西宮市名塩新町	22	高木	西宮市高木東町																																																																											
11	春風	西宮市甲子園春風町	23	上ヶ原	西宮市六軒町																																																																											
12	夙川	西宮市羽衣町	24	西宮浜	西宮市西宮浜																																																																											
<p>使用料の概要</p> <p>公民館の部屋ごとに、午前・午後・夜間の区分で使用料を設定。使用者が本市住民以外の場合は倍額となる。また、冷暖房を行う場合、使用料の 2 割相当を加算する。なお、使用料は単価に面積区分ごとの平均面積と使用時間を乗じて決定されているため、単価は同一のものを適用されているが、各部屋の規模に応じて料金は異なる。</p> <p>以下は中央公民館における使用料金を参考までに記載。</p> <p style="text-align: right;">(単位: 円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公民館名</th> <th>室名</th> <th>午前9時から正午まで</th> <th>午後0時半から午後5時まで又は五時半から午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">中央公民館</td> <td>講堂</td> <td>1450</td> <td>1900</td> </tr> <tr> <td>401集会室</td> <td>750</td> <td>950</td> </tr> <tr> <td>402集会室</td> <td>750</td> <td>950</td> </tr> <tr> <td>403集会室</td> <td>750</td> <td>950</td> </tr> <tr> <td>601集会室</td> <td>750</td> <td>950</td> </tr> <tr> <td>602集会室</td> <td>550</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>603集会室</td> <td>300</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>750</td> <td>950</td> </tr> <tr> <td>実習室</td> <td>1150</td> <td>1550</td> </tr> <tr> <td>工芸室</td> <td>550</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>茶室</td> <td>300</td> <td>400</td> </tr> </tbody> </table>		公民館名	室名	午前9時から正午まで	午後0時半から午後5時まで又は五時半から午後10時まで	中央公民館	講堂	1450	1900	401集会室	750	950	402集会室	750	950	403集会室	750	950	601集会室	750	950	602集会室	550	700	603集会室	300	400	和室	750	950	実習室	1150	1550	工芸室	550	700	茶室	300	400																																									
公民館名	室名	午前9時から正午まで	午後0時半から午後5時まで又は五時半から午後10時まで																																																																													
中央公民館	講堂	1450	1900																																																																													
	401集会室	750	950																																																																													
	402集会室	750	950																																																																													
	403集会室	750	950																																																																													
	601集会室	750	950																																																																													
	602集会室	550	700																																																																													
	603集会室	300	400																																																																													
	和室	750	950																																																																													
	実習室	1150	1550																																																																													
	工芸室	550	700																																																																													
	茶室	300	400																																																																													
	減額・免除の有無	減額・免除：有 (免除) ・人権、福祉、ボランティア等公共性の高い活動をしているグルー																																																																														

	<p>ブ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域、福祉関係、社会教育関係団体の役員会等 ・公民館事業、公用 <p>(5割減額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権、福祉、ボランティア以外の公共性の高い活動をしているグループ等 ・地域、福祉関係、社会教育関係団体の学習・実技活動 ・現職議員による市(国・県)政報告会
<p>現行の料金の決定根拠・方針</p>	$1\text{時間当たり}\cdot 1\text{m}^2\text{当たりの使用料} = \frac{(\text{建物推定時価} \times \frac{5}{1,000} \times 12\text{ヶ月}) + (\text{年間維持管理経費} + \text{人件費})}{(\text{建物延べ床面積} \times 365\text{日} \times \text{開館時間})} \times \text{調整率}$ <p>=4.1 円/時間・m²</p>
<p>直近の見直し時期(過去5ヵ年)</p>	<p>使用料について</p> <p>現在の料金は平成10年に設定した使用料であるが、直近の見直しは平成22年に実施。なお、直近の見直しでも現行の使用料単価と見直し単価に大きな差が見られなかったため、料金改定自体は行っていない。</p> <p>減額・免除の方針について</p> <p>公民館運営審議会の答申を受け、公民館登録グループの使用料減免(50%減免)を段階的に廃止。</p> <p>(平成18年4月 減額率30%) (平成19年4月 減額率20%) (平成20年4月 減免廃止)</p>
<p>収納体制 収納方法</p>	<p>公民館利用申請時に窓口で使用料を前納する。</p> <p>なお、利用申請の受付及び使用料の収納は、平日9時から17時15分まで。(中央公民館は平日・土曜日9時から17時15分まで対応)</p>
<p>近隣他市の同種施設の料金水準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・伊丹市の単価：5.4 円/時間・m² ・宝塚市の単価：4.01 円/時間・m² ・川西市の単価：6.01 円/時間・m² <p>芦屋市は単価不明、尼崎市は単価での設定はなし</p>
<p>その他</p>	<p>-</p>

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
公民館使用料	58,080	59,014	60,148

(2) 実施した監査手続

- ・公民館使用料について所管課へのヒアリング
- ・使用料について受益者負担割合の検討
- ・施設の利用状況の確認

- ・使用許可申請書の確認
- ・減免許可申請書の確認
- ・減免許可登録団体の状況確認
- ・過去の包括外部監査の指摘事項のフォローアップ(意見)参照)

(3) 監査の結果及び意見

受益者負担割合を改善するための対策を講じるべき(意見)

現状の公民館にかかる受益者負担の状況は次のとおりである。

【平成 24 年度における受益者負担割合の状況】

交流施設 (単位:千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
47	公民館使用料	使用料	60,148	物件費	387,017	
		国・県支出金	-	人件費	71,404	
		その他	1,195	退職給付	7,966	
				減価償却費	117,524	
		合計	61,343	合計	583,911	

今後公民館の老朽化に伴う多額の修繕費の発生が見込まれるため、さらにコストが増加していく恐れがある。

) 稼働率を向上させる取組を引き続き行うべき

西宮市内には合計 24 箇所の公民館が存在し、地域団体より賃借する越木岩公民館を除く 23 公民館はすべて西宮市が所有している。各公民館の平成 24 年度の公民館別・部屋タイプ別の稼働率は以下のとおりである。

	公民館名	講堂	集会室	和室	特別目的室			全体
			(1 館平均 3.5 室)	(浜脇のみ 2 室)	茶室	実習室	工芸室	
1	中央	91.9%	87.2%	88.9%	21.2%	54.8%	75.8%	77.8%
2	鳴尾	77.9%	38.2%	25.0%	-	15.4%	-	38.7%
3	鳴尾東	62.8%	43.1%	26.3%	-	8.8%	-	38.7%
4	南甲子園	83.6%	37.3%	24.6%	-	17.2%	-	39.6%
5	今津	86.0%	33.1%	36.4%	-	4.3%	-	37.3%
6	山口	-	53.5%	20.8%	-	14.7%	19.1%	35.8%
7	上甲子園	85.8%	58.6%	57.3%	-	21.1%	-	56.3%
8	大社	81.6%	38.2%	35.6%	-	10.0%	24.6%	38.0%
9	甲東	79.8%	49.6%	56.3%	-	14.5%	29.2%	46.9%
10	塩瀬	60.0%	40.2%	28.7%	-	21.4%	-	38.4%
11	春風	77.9%	27.9%	19.4%	-	13.5%	22.3%	30.8%
12	夙川	60.6%	73.5%	70.6%	-	25.9%	-	62.9%
13	浜脇	72.9%	42.9%	25.0%	-	13.7%	-	37.9%
14	用海	78.5%	42.0%	44.6%	-	7.7%	-	42.9%

	公民館名	講堂	集会室	和室	特別目的室			全体
			(1館平均3.5室)	(浜脇のみ2室)	茶室	実習室	工芸室	
15	学文	84.6%	41.8%	38.9%	-	15.4%	-	43.8%
16	若竹	-	29.7%	-	-	24.7%	-	28.8%
17	瓦木	74.5%	40.6%	32.4%	-	18.7%	-	41.2%
18	段上	73.6%	43.7%	23.1%	-	19.6%	-	41.3%
19	高須	80.4%	34.9%	22.7%	-	6.5%	-	35.9%
20	神原	65.6%	49.1%	15.5%	-	9.1%	-	34.8%
21	越木岩	68.4%	52.4%	46.0%	-	6.4%	-	45.1%
22	高木	75.7%	54.2%	49.0%	-	14.6%	-	49.6%
23	上ヶ原	70.4%	36.7%	30.5%	-	7.7%	-	36.4%
24	西宮浜	70.5%	29.5%	27.7%	-	6.0%	12.4%	29.2%
	全館平均	75.6%	44.9%	36.8%	21.2%	15.5%	30.6%	42.0%

1 集会室と和室は複数室の平均値により表示

2 若竹公民館は若竹生活文化会館との複合施設である。社会福祉施設部分の稼働状況については【5】若竹生活文化会館使用料にて記載・検討しているため上表からは除いている。

上表のとおり、講堂以外の部分については全公民館の平均稼働率が50%を下回っている。そこで、平成25年度より使用基準を緩和する条例改正に基づいた稼働率向上の取組として「公民館活用促進プロジェクト」と題し、稼働率が低い部屋について従前は許可していなかった民間企業や個人などが企画する催しや講座などの生涯学習事業のための使用を一定の条件下で認め、平成26年4月からの運用を目途に開催事業者の募集が始まっている。今後も当該プロジェクトの推進を含め、稼働率を上げるための取組を継続的に行っていくべきであると考えます。

）値上げも含めた使用料の見直しを検討すべき

公民館使用料については（1）概要の「現行の料金の金額決定の根拠・方針」に記載のとおり、以下の算式で計算されている。

・使用料の算定式

単価() × 面積区分ごとの平均面積 × 使用時間

単価の出し方

建物推定時価 × 5/1000 × 12ヶ月 + 年間維持管理経費 + 人件費

建物延べ床面積 × 365日 × 開館時間

すなわち、現状の使用料の算定方法についてはすべての公民館・部屋タイプで同一の単価を使用している。

平成20年度の包括外部監査において「費用対効果を考えた施設運営（意見20-002）」をするよう意見が述べられているが、現在各公民館の収支の把握に努めている。また、平成25年度より地区市民館や共同利用施設も含

む公共施設全体として公共施設適正配置審議会を設置し、施設のあり方の検討や利活用の促進に向けた審議が進められている。

上記過程の中で把握された利用状況や今後の方針も踏まえ、稼働率の高い中央公民館や講堂については高い単価を設定するなどの料金見直しについて、検討の余地があると考ええる。

また、現状の西宮市の1時間当たり1㎡当たり使用単価4.1円は近隣の伊丹市5.4円、川西市6.0円などと比較した場合、低い単価となっている。

以上のように公民館使用料に関する料金の全体的な見直しを値上げも含めて検討すべきであると考ええる。

附属品の貸出についての使用料徴収を検討すべき(意見)

公民館のスペース貸出時に合わせて貸出を行っている音響設備などの附属設備については、現在無償で貸出を行っている。それぞれの附属設備を備えるために追加で費用が発生しているのは明らかであり、附属設備を使用する利用者と附属設備を使用しない利用者の使用料金が変わらないのは費用負担の公平性の観点からは本来不合理である。しかし、現状の附属設備については購入から長期間が経ち、老朽化しているものが多い。

現在、上記の公民館活用促進プロジェクトにより稼働率の向上のため、一定条件の下で一般の事業者などによる利用促進を計画している。そのような状況下での利用促進の一環として、今後附属設備についても更改やより細やかなメンテナンスを行う必要が出てくる可能性があると考えられる。附属設備に対する考え方を整理し、今後貸出品にかかる費用の発生が多額に見込まれるならば、附属設備の貸出についても、使用料徴収を検討すべきであると考えられる。

【48】山東自然の家使用料

(1) 概要

項目	内容
使用料名	山東自然の家使用料
所管課	青少年育成課
法令等	-
条例等	山東自然の家条例、同施行規則
料金の説明	<p>山東自然の家を使用した場合にかかる使用料。</p> <p>施設の概要 所在地：兵庫県朝来市山東町 施設内容：宿泊棟(食堂、浴室等) 宿泊定員 260 名 研修施設(視聴覚室、体育室、会議室等) キャンプ場、スポーツ広場など</p> <p>使用料金の概要 西宮市、朝来市に在住・在勤・在学者の使用料(それ以外の市の利用者は()内の金額)</p> <p>宿泊室 3歳以下 無料(無料) 18歳未満又は委員会規則で定める者 550円(1,100円) その他の者 1,100円(2,200円) テントサイト 100円(200円) 日帰り利用 1人につき 100円(200円)</p>
減額・免除の有無	<p>減額・免除：有</p> <p>免除(10割) 使用許可を受けた者が3歳以下の者であるとき</p> <p>減額(5割) (1)18歳以上で高等学校に在学している者 (2)18歳未満の者を主たる構成員とする団体に属する者 (3)本市又は朝来市の住民で、身体障害者手帳若しくは療育手帳の交付を受けている者及びこれらの者の介護者1人又は65歳以上の者 (4)前号に掲げる者を主たる構成員とする団体に属する者</p>
現行の料金の決定根拠・方針	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> $1\text{時間当りの使用料} = \frac{\left[(\text{建物推定時価} \times \frac{5}{1,000} \times 12\text{ヶ月}) + (\text{年間維持管理経費} + \text{人件費}) \right] \times \text{使用面積}}{(\text{建物延べ床面積} \times 365\text{日} \times \text{開館時間})}$ </div> <p>上記算式により、1㎡当たり1時間単価を算出 宿泊使用(一泊二日) 宿泊室一人当たり面積(3.96㎡)と使用時間(24時間)を乗じ使用料を算出した。</p>
直近の見直し時期(過去5カ年)	<p>平成21年度に使用料について見直しの検討をしたが、山東自然の家は自然学校を中心とする学校利用が大半を占めている自然学校の活動拠点であること。また、同年度からは自然学校への県補助金の減額に伴い、これまでの5泊6日から4泊5日に1泊減で実施されている。このような状況から自然学校にも影響を与えるため、使用料の見</p>

	直しについては考えていない。																																																
収納体制 収納方法	<p>使用の許可を受けた者は、使用料を前納しなければならない。ただし、委員会が特に認めるときは、この限りでない。</p> <p>委員会は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>既納の使用料は、還付しない。ただし、委員会において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>納付書による納付</p>																																																
近隣他市の 同種施設の 料金水準	<p>伊丹 同種の施設なし</p> <p>芦屋 同種の施設なし</p> <p>宝塚 同種の施設なし</p> <p>川西 同種の施設なし</p> <p>尼崎 尼崎市立美方高原自然の家</p> <p>通常又は市民利用（ ）内は市外利用者の利用料)</p> <p>自然学校利用 1,000 円(2,000 円)</p> <p>青少年等(宿泊室) 1,000 円(2,000 円)</p> <p>その他(宿泊室) 2,000 円(3,400 円)</p> <p>5人用テント(1張り)3,000 円(5,100 円)</p> <p>10人用テント(1張り)6,000 円(10,200 円)</p>																																																
その他	<p>【稼働状況の推移(利用件数)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校</td> <td>38 件</td> <td>37 件</td> <td>35 件</td> </tr> <tr> <td>団体</td> <td>232 件</td> <td>193 件</td> <td>193 件</td> </tr> <tr> <td>家族</td> <td>55 件</td> <td>59 件</td> <td>72 件</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6 件</td> <td>7 件</td> <td>11 件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>331 件</td> <td>296 件</td> <td>311 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>【稼働状況の推移(利用人数)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校</td> <td>24,670 人</td> <td>23,780 人</td> <td>21,979 人</td> </tr> <tr> <td>団体</td> <td>17,510 人</td> <td>14,979 人</td> <td>14,809 人</td> </tr> <tr> <td>家族</td> <td>726 人</td> <td>726 人</td> <td>860 人</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>419 人</td> <td>485 人</td> <td>828 人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>43,325 人</td> <td>39,970 人</td> <td>38,476 人</td> </tr> </tbody> </table>		平成22年度	平成23年度	平成24年度	学校	38 件	37 件	35 件	団体	232 件	193 件	193 件	家族	55 件	59 件	72 件	その他	6 件	7 件	11 件	合計	331 件	296 件	311 件		平成22年度	平成23年度	平成24年度	学校	24,670 人	23,780 人	21,979 人	団体	17,510 人	14,979 人	14,809 人	家族	726 人	726 人	860 人	その他	419 人	485 人	828 人	合計	43,325 人	39,970 人	38,476 人
	平成22年度	平成23年度	平成24年度																																														
学校	38 件	37 件	35 件																																														
団体	232 件	193 件	193 件																																														
家族	55 件	59 件	72 件																																														
その他	6 件	7 件	11 件																																														
合計	331 件	296 件	311 件																																														
	平成22年度	平成23年度	平成24年度																																														
学校	24,670 人	23,780 人	21,979 人																																														
団体	17,510 人	14,979 人	14,809 人																																														
家族	726 人	726 人	860 人																																														
その他	419 人	485 人	828 人																																														
合計	43,325 人	39,970 人	38,476 人																																														

【使用料の推移】

(単位：千円)

事業名	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
山東自然の家使用料	19,496	17,879	17,915

(2) 実施した監査手続

- ・ 山東自然の家使用料について所管課へのヒアリング
- ・ 使用料について受益者負担割合の検討
- ・ 施設の利用状況等の確認
- ・ 使用許可申請書の確認（監査人が任意にサンプルを抽出）
- ・ 減免許可申請書の確認（監査人が任意にサンプルを抽出）
- ・ 指定管理関係書類の閲覧（協定書及び事業報告書等）

(3) 監査の結果及び意見

使用許可申請書が条例及び施行規則に従い適切かつ明瞭な記載がされていない(結果)

監査手続において、以下の平成 24 年度の使用許可申請書のサンプル確認を実施した。

【対象サンプル】

	使用予定日 (宿泊)	使用申請日	納付日	許可No	申請者	備考
1	4月27日 ~30日	3月27日	5月10日	11	学校	8箇所の二重線訂正あり
2	5月1日	4月16日	6月1日	34	学校	6箇所の二重線訂正あり。なお、人数内訳と訂正後人数総合計一致せず。
3	5月2日	4月18日	4月23日	38	一般	1箇所の二重線訂正あり。
4	5月3日 ~4日	4月20日	4月26日	44	一般	6箇所の二重線訂正あり。なお、人数内訳と訂正後人数総合計一致せず。
5	5月5日	4月16日	5月8日	37	一般	団体名欄空欄。
6	5月5日	4月17日	4月25日	39	一般	団体名欄、代表者名欄ともに空欄。1箇所の二重線訂正あり。
7	5月5日	4月20日	6月27日	43	一般	団体名欄、代表者名欄ともに空欄。
8	5月5日	4月18日	4月26日	45	一般	
9	5月5日	4月22日	4月28日	46	一般	1箇所の二重線訂正あり。
10	5月5日	4月22日	4月27日	47	一般	団体名欄空欄。
11	5月7日 ~10日	4月20日	キャンセルのため NA	48	学校	11箇所の二重線訂正あり。
12	5月7日 ~11日	4月19日	5月14日	42	学校	6箇所の二重線訂正あり。
13	5月12日	5月5日	5月14日	70	公用	代表者名欄、所在地欄ともに空欄。また4箇所の二重線訂正あり。
14	5月12日	4月16日	5月2日	36	一般	10箇所の二重線訂正あり。
15	5月12日	4月30日	5月7日	63	一般	3箇所の二重線訂正あり。なお、人数内訳と訂正後人数総合計一致せず。
16	5月14日 ~15日	5月8日	6月22日	68	学校	4箇所の二重線訂正あり。なお、人数内訳と訂正後人数総合計一致せず。
17	5月14日 ~17日	4月27日	5月25日	64	学校	16箇所の二重線訂正あり。なお、人数内訳と訂正後人数総合計及び施設使用料の内訳と訂正後施設使用料合計一致せず。
18	5月21日 ~24日	5月1日	5月28日	65	学校	6箇所の二重線訂正あり。
19	5月21日 ~24日	5月7日	5月28日	66	学校	12箇所の二重線訂正あり。なお、人数内訳と訂正後人数総合計一致せず。
20	5月26日	5月7日	5月16日	71	一般	2箇所の二重線訂正あり。なお、人数内訳と訂正後人数総合計一致せず。
21	5月26日	5月18日	5月28日	76	一般	
22	5月27日 (日帰り)	5月9日	5月21日	69	一般	4箇所の二重線訂正あり。
23	10月1日 ~4日	9月14日	10月11日	182	学校	8箇所の二重線訂正あり。なお、人数内訳と訂正後人数総合計一致せず。
24	10月8日 ~11日	9月20日	10月11日	183	学校	6箇所の二重線訂正あり。
25	10月8日 ~11日	9月25日	10月11日	190	学校	22箇所の訂正あり。なお、人数内訳と訂正後人数総合計一致せず。
26	10月13日	9月24日	10月9日	188	一般	6箇所の二重線訂正あり。また連絡先住所空欄。
27	10月13日	10月1日	10月3日	189	一般	1箇所の訂正あり。また宿泊月日欄が空欄。
28	10月15日 ~18日	9月21日	10月23日	185	学校	8箇所の訂正あり。
29	10月15日 ~18日	9月24日	10月23日	186	学校	18箇所の訂正あり。
30	10月22日 ~25日	10月5日	11月5日	192	学校	11箇所の訂正あり。なお、人数内訳と訂正後人数総合計及び実際宿泊人数が全て一致せず。
31	10月22日 ~25日	10月5日	10月30日	193	学校	5箇所の訂正あり。なお、人数内訳と訂正後人数総合計一致せず。
32	10月27日	10月1日	10月15日	187	一般	団体名、代表者名欄、所在地欄ともに空欄。
33	10月27日	10月18日	10月18日	196	一般	3箇所の訂正あり。なお、人数内訳と訂正後人数総合計一致せず。
34	10月29日 ~11月1日	10月10日	11月8日	194	学校	3箇所の訂正あり。なお、人数内訳と訂正後人数総合計一致せず。
35	10月29日 ~11月1日	10月16日	11月8日	197	学校	6箇所の訂正あり。なお、人数内訳と訂正後人数総合計一致せず。

表中の「納付日」は使用許可に伴い発行される収納済通知書の出納印の日付より記載。
 なお、当該納付日は使用許可書（控）内に記載されている「前納」欄の額を納付した日。

）使用許可申請書の書き間違い・空欄

上記備考欄記載のとおり、ほぼすべてのサンプルで訂正箇所が見られた。金額や人数などを何度も修正しているものや、人数内訳と総合計人数・使用料の内訳と施設使用料合計が異なるものも散見され、実際の徴収すべき金額が適切に算定され徴収されているのかが一見して判別しづらい。

使用許可申請書は料金徴収の基礎となるため、記入の指導を強化したり、使用許可申請書に人数の変更等を書き込める欄を作成したりするなど、適切かつ明瞭な記載を行うことが必要である。

）使用許可申請書が提出期限を越えて提出されている

西宮市立山東自然の家条例施行規則第3条2項によると、「使用許可申請書は使用しようとする日の属する月の3月前から使用日の14日前までに提出しなければならない。ただし、西宮市若しくは朝来市に所在する市立の小学校及び中学校並びに特別支援学校が教育課程に基づく学習活動に使用するとき又は西宮市の公用若しくは主催行事にしようするときは、この限りではない」と規定されている。

しかし、対象サンプルのうち4件(サンプル No.15、21、27、33)について、申請書を提出してから13日以内に施設を使用しており、当該ルールを逸脱していることが確認された。なお、市は実態に合わせて平成25年9月11日(10月1日施行)に「7日前まで」に規則を改正している。今後は当該規則に基づき適切に運用を行うべきである。

）使用料が前納されていないケースがある

西宮市立山東自然の家条例第7条において、「使用許可を受けたものは使用料を前納しなければならない。ただし、委員会が特に認めるときは、この限りではない」との規定されている。また、委員会が特に認めるときとして山東自然の家では学校利用(教育課程に基づく使用)・公用・山東自然の家主催事業の使用のときがあたるとしている。

しかし、対象サンプルのうち3件(サンプル No.5、7、21)については前納すべきであるにもかかわらず、使用日を過ぎてから納付しており、当該ルールを逸脱していることが確認された。一般の利用者を後納にて収納すると使用料の回収滞留にもつながる恐れも発生する。条例に従った運用を行うことが必要である。

受益者負担割合を改善するための対策を講じるべき(意見)

現状の山東自然の家の使用にかかる受益者負担の状況は次のとおりであ

る。

【平成 24 年度における受益者負担割合の状況】

青少年育成施設

(単位:千円)

各論 番号	使用料・手数料名	収入	金額 (A)	原価	金額 (B)	受益者 負担割合 (C) = (A)/(B)
48	山東自然の家使用料	使用料	17,915	物件費	84,072	
		国・県支出金	-	人件費	4,744	
		その他	75	退職給付	529	
				減価償却費	33,524	
		合計	17,990	合計	122,869	

受益者負担割合は 14.6%となっており、低い割合となっている。

) 宿泊室以外の施設も利用に応じて使用料を徴収すべき(意見)

山東自然の家は宿泊室のほか、体育室、創作活動室、視聴覚室など多数の目的に合わせた部屋を所有しているにもかかわらず、現状これらについては使用料を徴収していない。

ここで、山東自然の家使用料は(1)概要の「現行の料金の金額決定の根拠・方針」に記載のとおり、以下の算式で計算されている。

・使用料の算定式

単価() × 宿泊室一人当たり面積(3.96 m²) × 使用時間(24 時間)

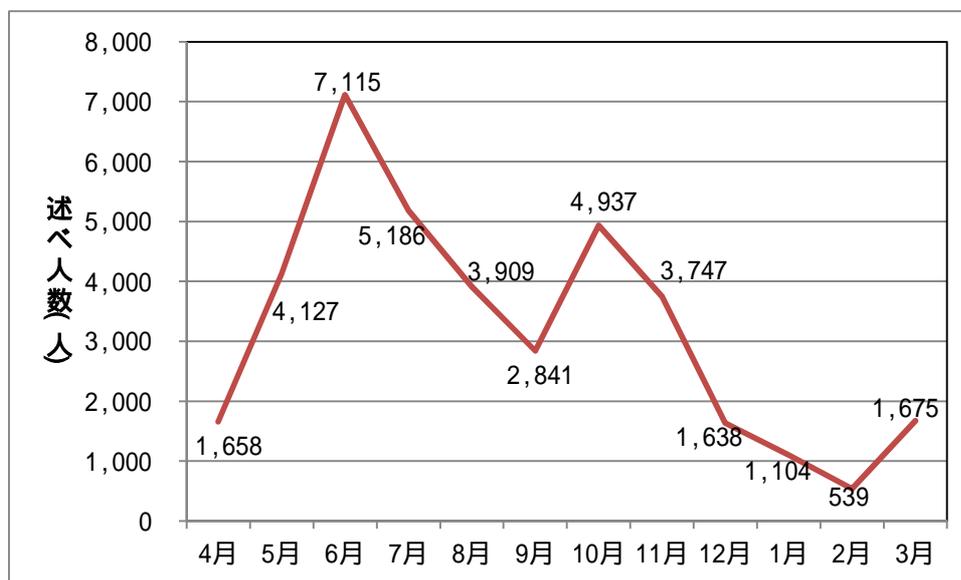
単価の出し方

建物推定時価 × 5/1000 × 12 ヶ月 + 年間維持管理経費 + 人件費
建物延べ床面積 × 365 日 × 開館時間

上記のように、使用料には建物の延べ面積のうち宿泊室にかかる面積に対応する費用のみしか含まれておらず、これらの多目的室にかかる費用は全額税込等で負担されていることになる。多目的室があることで、これらの多目的室利用者が便益を得ているのは明らかであり、宿泊室と同様、多目的室使用に伴う使用料をそれぞれの多目的室利用者から徴収すべきであるとする。なお、近隣の類似施設である丹波少年自然の家及び県立南但馬自然学校では宿泊室以外の使用については使用料を徴収している。

)稼働状況を上げる取組を実施すべき

【平成 24 年度月別延べ人数推移】



上表のとおり、9月及び12月から4月までの利用者数が非常に少ない状態である。ここで、利用者数が少ない要因としては自然学校利用が少なくなるためであると考えられる。

現在、夏休み期間のうち8月12日から16日の間(平成24年度実績)は家族利用期間としてHP上で公表し、利用を家族のみに限定することにより一般利用しやすくする取組を行っており、一般利用による集客に努めている。当該取組のように、学校利用を妨げない程度に一般利用を増加させるべく市内外へのアナウンスや広告宣伝を強化するとともに集客のためのイベントを企画するなど、冬季や夏休み等の集客力のある取組をより積極的に行うべきであると考えられる。

【49】名塩和紙学習館使用料

(1) 概要

項目	内容														
使用料名	名塩和紙学習館使用料														
所管課	文化財課														
法令等	-														
条例等	西宮市立郷土資料館条例、同施行規則														
料金の説明	<p>市立郷土資料館分館「名塩和紙学習館」において、紙漉き実習や集会室利用として施設を使用するにあたり納付する施設使用料。</p> <p>使用料の概要</p> <p>西宮市立郷土資料館条例第7条において規定。本館が紙漉き実習を主体とする施設であるという特殊性から、利用時間帯を午前9時から12時と、午後12時30分から17時に利用時間帯を分け、それぞれに金額を設定している。</p> <p>施設利用の可能な部屋は2種類あり、料金は以下のとおりである。</p>														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>実習室</th> <th>集会室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">9時から12時</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>200円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">12時30分から17時</td> <td>1,300円</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>260円</td> <td>260円</td> </tr> </tbody> </table> <p>上段：施設使用料 市外の方は倍額 下段：冷暖房料</p>			使用区分	実習室	集会室	9時から12時	1,000円	1,000円	200円	200円	12時30分から17時	1,300円	1,300円	260円
使用区分	実習室	集会室													
9時から12時	1,000円	1,000円													
	200円	200円													
12時30分から17時	1,300円	1,300円													
	260円	260円													
減額・免除の有無	<p>減額・免除：有</p> <p>使用料の減額・免除については、西宮市立郷土資料館条例第7条に基づき、減額又は免除を認める規定を定めている。その上で詳細な減額又は免除の要件は要綱「市立郷土資料館分館名塩和紙学習館管理運営要綱」を作成し、その第8条に規定している。</p> <p>減額・免除対象(以下要綱第8条より抜粋)</p> <p>(1) 市、教育委員会又は西宮市立郷土資料館分館名塩和紙学習館紙漉き推進委員会が主催する行事に使用するとき 10割</p> <p>(2) 市内に在住、在学又は在園する生徒、児童又は幼児が半数以上を占める団体が土曜日を除く平日に使用するとき 10割</p> <p>(3) (2)に該当する団体が土曜日及び、平日以外に使用するとき 5割</p> <p>(4) 市内に在住し、在学又は在園しない生徒、児童又は幼児が半数以上を占める団体が土曜日を除く平日に使用するとき 5割</p> <p>(5) (4)に該当する団体が土曜日及び、平日以外に使用するとき 3割</p> <p>(6) 身体障害者手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている者が半数以上を占める団体が使用するとき 10割</p> <p>(7) その他教育委員会が特別の理由があると認めるとき 委員会が相当と認める率</p>														

現行の料金の決定根拠・方針	<p>1時間当たりの使用料 =</p> $\frac{\left[(\text{建物推定時価} \times \frac{5}{1,000} \times 12\text{ヶ月}) + (\text{年間維持管理経費} + \text{人件費}) \right] \times \text{使用面積}}{(\text{建物延べ床面積} \times 365\text{日} \times \text{開館時間})} \times \text{調整率}$ <p>なお、市内在住又は在勤者に対しては、さらに 0.5 を乗じた額を施設使用料として徴収している。</p>								
直近の見直し時期（過去5ヵ年）	使用料及び減額・減免内容とともに見直しは行っていない。								
収納体制 収納方法	<p>和紙学習館の利用にあたっては、利用者は西宮市立郷土資料館条例第6条に基づき「市立郷土資料館分館名塩和紙学習館使用許可申請書」を提出する。その申請内容により市立郷土資料館分館名塩和紙学習館紙漉き推進委員会に実習内容等を諮り、許可書を発行する。使用料等の収納は、この許可書を発行する際に納付書を添付し、一定期限内に金融機関へ振込を依頼する。</p> <p>また、実習等の施設利用日には、その納付を証明する書類の確認を行う。</p>								
近隣他市の同種施設の料金水準	類似施設はない。								
その他	<p>名塩紙は、江戸時代からこの地に伝わる伝統的な和紙で、「名塩雁皮紙」は重要無形文化財に指定されている。また、「名塩紙技術」として兵庫県の無形文化財に指定されている。名塩和紙学習館は、その名塩紙の伝統を学習するための施設である。</p> <p><利用状況の推移></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間利用団体数</td> <td>70</td> <td>79</td> <td>72</td> </tr> </tbody> </table>		平成22年度	平成23年度	平成24年度	年間利用団体数	70	79	72
	平成22年度	平成23年度	平成24年度						
年間利用団体数	70	79	72						

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
名塩和紙学習館使用料	15	18	22

(2) 実施した監査手続

- ・名塩和紙学習館手数料について所管課へのヒアリング
- ・使用料について受益者負担割合の検討
- ・施設の利用状況の確認
- ・使用許可申請書の確認（監査人が任意にサンプルを抽出）
- ・減免許可申請書の確認（監査人が任意にサンプルを抽出）
- ・紙漉き推進委員会が提出した平成24年度分の開放事業報告書及び支払明細書の確認

(3) 監査の結果及び意見

使用許可申請は要綱に基づいて実施すべき(結果)

名塩和紙学習館管理運営要綱第5条において「使用許可申請の受付は使

用しようとする日の属する月の 2 月前の初日から末日までとする」と規定されている。ここで、使用許可申請書を確認したところ、次のようなサンプルが発見された。

No	対象サンプル	申請日	受付日	使用年月日	使用区分
1	卒業証書紙漉き研修会	H24.9.28	H24.9.28	H24.10.24	午後
2	西宮市立生瀬小学校	H25.1.30	H25.1.30	H25.2.26	午前

対象サンプル 1、2 ともに申請日から 1 ヶ月以内に使用されている。実態に応じて要綱の見直しを行うとともに、使用許可申請手続は要綱の規定に基づき適切に行うべきである。

実習指導負担金の金額及び減額・免除の取り扱いについて条例で定めるべき(意見)

名塩和紙学習館では紙漉き実習にあたり、名塩和紙学習館施設使用料のほか実習指導負担金(報償費)及び材料費の実費相当額を実習希望者から徴収している。

実習指導負担金(報償費)の料金体系は以下のとおりである。

【料金体系】

使用人数	実習指導負担金
10人から16人まで	11,000円
17人から24人まで	13,500円
25人から40人まで	16,000円

使用者が市外居住者の場合は倍額

学校園の実習指導にあつては 1 回に行う実習の人数が 41 人以上のとき 40 人以下の班になるように班分けを行っている。班の人数に応じ、上記の表に基づき実習指導負担金を徴収している。

施設使用料が 1,000 円(午前)あるいは 1,300 円(午後)であるのに対し、A 学習指導負担金は 11,000 円から 16,000 円と高額である。また、施設使用料の減額又は免除を受けた使用者が紙漉き実習指導を受ける場合には実習指導負担金も減額又は免除することとなっているため、減額・免除金額は施設使用料より高額となり、税込等で負担することとなる。料金体系及び減額・免除の取り扱いについて、施設使用料は郷土資料館条例に定められているが、実習指導負担金は当該条例には定められておらず、管理運営要綱に定められている。利用者の負担が大きい実習指導負担金についても、金額的影響を勘案し、施設使用料と同様に条例で定めるべきであると考え

市民に適用する金額の算出方法を整理すべき(意見)

市では「市内利用者は市外利用者と比較し利用しやすいよう便宜を図る」という趣旨のうえ、多くの使用料で市内利用者分は市外利用者の半額で使用料を設定している」という考えのもと、名塩和紙学習館使用料では西宮市行政財産使用料条例にある算定方法に則り算定された使用料自体を市外利用者に対しての単価とし、市内利用者についてはさらに半額にした金額を使用料として使用している。

しかし、ほかの教育関連施設においては上記の算定方法に則り算定された使用料自体を市内利用者に対しての単価として適用し、市外利用者についてはその倍額の単価を適用している。このように、市内利用者に対する使用料算出上の料金算出方法がほかの使用料と一貫していないため、算出方法について整理すべきである。

【50】社会体育施設使用料

(1) 概要

項目	内容																																																							
使用料名	社会体育施設使用料																																																							
所管課	スポーツ推進課																																																							
法令等	-																																																							
条例等	西宮市運動施設条例、同施行規則																																																							
料金の説明	<p>運動施設において、条例に基づき使用許可を受けた者から使用料(器具使用料、夜間照明施設使用料含)を徴収している。</p> <p>料金については、西宮市運動施設条例別表及び同施行規則に基づき徴収している。</p> <p><体育室：1時間当たり> (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th colspan="3">団体使用</th> <th colspan="2">個人使用</th> </tr> <tr> <th colspan="2">専用使用</th> <th rowspan="2">共用使用</th> <th rowspan="2">児童・生徒</th> <th rowspan="2">学生・一般</th> </tr> <tr> <th>平日</th> <th>休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央体育館</td> <td>5,050</td> <td>5,850</td> <td>2,050</td> <td>65</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>中央体育館分館</td> <td>1,200</td> <td>1,400</td> <td>500</td> <td>65</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>今津体育館</td> <td>1,950</td> <td>2,300</td> <td>900</td> <td>65</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>鳴尾体育館</td> <td>2,300</td> <td>2,700</td> <td>1,000</td> <td>65</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>甲武体育館</td> <td>2,150</td> <td>2,500</td> <td>1,000</td> <td>65</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>北夙川体育館</td> <td>2,150</td> <td>2,500</td> <td>1,000</td> <td>65</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>塩瀬体育館</td> <td>2,150</td> <td>2,500</td> <td>1,000</td> <td>65</td> <td>90</td> </tr> </tbody> </table> <p>児童・生徒とは小学校、中学校、高校生及びこれに準ずるもの</p>		団体使用			個人使用		専用使用		共用使用	児童・生徒	学生・一般	平日	休日	中央体育館	5,050	5,850	2,050	65	90	中央体育館分館	1,200	1,400	500	65	90	今津体育館	1,950	2,300	900	65	90	鳴尾体育館	2,300	2,700	1,000	65	90	甲武体育館	2,150	2,500	1,000	65	90	北夙川体育館	2,150	2,500	1,000	65	90	塩瀬体育館	2,150	2,500	1,000	65	90
			団体使用			個人使用																																																		
			専用使用		共用使用	児童・生徒	学生・一般																																																	
		平日	休日																																																					
	中央体育館	5,050	5,850	2,050	65	90																																																		
	中央体育館分館	1,200	1,400	500	65	90																																																		
	今津体育館	1,950	2,300	900	65	90																																																		
	鳴尾体育館	2,300	2,700	1,000	65	90																																																		
	甲武体育館	2,150	2,500	1,000	65	90																																																		
	北夙川体育館	2,150	2,500	1,000	65	90																																																		
塩瀬体育館	2,150	2,500	1,000	65	90																																																			
減額・免除の有無	<p>減額・免除：有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公用で使用するとき、使用料を無料 ・市民で身体障害者手帳若しくは療育手帳の交付を受けている者、及びこれらの介護者1人の個人使用料を無料 ・65歳以上の者が使用するとき、個人使用料を無料 ・その他委員会において認めるときは、委員会が定める金額を減額または免除 <p>平成24年度の減免金額合計は39,250,810円であり、合計使用料(有料+減免対象)に占める割合は、約30%。</p>																																																							
現行の料金の決定根拠・方針	<p>建物推定時価、施設にかかる維持管理経費や給与費などを考慮した下記計算式を基本として、西宮市有料公園施設や近隣同類施設料金、消費者物価指数などを総合的に勘案し、調整率を乗じることにより料金を算定。</p> <p>〔参考〕 中央体育館体育室</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> $\{ \text{建物推定時価} \times 0.005 \times 12 \text{ヶ月} + \text{年間維持管理費(人件費含む)} \}$ $\{ \text{建物延べ面積} \times 365 \text{日} \times 12 \text{時間(開館時間)} \}$ </div> <p>上記算式により、1㎡当たり1時間単価を算出 に調整率おおよそ0.6を乗じた金額を調整後1時間当たり1㎡当たり使用料として算出(約3.0円)</p>																																																							
直近の見直し時期(過去5カ年)	単価の見直しは平成10年以降行っていない。																																																							
収納体制 収納方法	使用開始の際に各施設窓口で納付してもらい、指定管理者が納付書により金融機関へ納めている。																																																							

近隣他市の 同種施設の 料金水準	他市との比較は以下のとおり。なお、休日の設定について他市は土日祝、西宮市は日祝で設定している。 体育館(スポーツ目的での利用、1時間当たり)									
	(単位：円)									
		伊丹市 (スポーツセンター)	伊丹市 (緑ヶ丘体育館)	芦屋市	宝塚市 (総合体育館)	尼崎市 (中央体育館)	川西市 (総合体育館)	兵庫県立総合体育館/県営明石公園内野球場ほか	西宮市 (中央体育館)	
	平日	午前	3,300	2,457	3,400	5,400	1,640	2,200	7,840	5,050
		午後	3,800	2,825			2,100		7,820	
		夜間	6,500	4,828	6,800		3,270	3,200	11,733	
	休日	午前	3,900	2,942	3,400		1,640		9,800	5,850
		午後	4,500	3,375			2,100		9,775	
		夜間	7,700	5,771	6,800		3,270	3,840	14,666	
	施設概要	バスケット2面	バスケット2面	バスケット2面 約1,120㎡	バスケット2面 約1,824㎡	バスケット1面	バスケット2面 約1,300㎡	観覧席使用時 バスケット3面 約1,800㎡	バスケット2面 約1,710㎡	
野球場										
(単位：円)										
	伊丹市 (スポーツセンター)	芦屋市 中央公園	宝塚市 (スポーツセンター)	尼崎市 小田南公園・橋公園	川西市 市民運動場	県営明石公園	西宮市 中央運動公園			
平日	午前	3,500	1,800	1,800	2,800	1,000	2,800	3,000		
	午後									
	夜間	4,400		2,700						
休日	午前	4,200		2,160		1,200	3,500	3,700		
	午後									
	夜間	5,200		3,240						
夜間照明	6,000	4,200	-	2,600	-	-	5,200			

【使用料の推移】

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
社会体育施設使用料	93,893	90,631	90,850

(2) 実施した監査手続

- ・社会体育施設使用料について所管課へヒアリング
- ・使用料について受益者負担割合の検討
- ・施設の利用状況等の確認
- ・使用許可申請書の確認(監査人が任意にサンプルを抽出)
- ・指定管理関係書類の閲覧(協定書及び事業報告書等)

(3) 監査の結果及び意見

全体的な料金体系の見直しを検討すべき(意見)

現状の使用料は維持管理経費、近隣同類施設料金及び消費者物価指数などを総合的に勘案して設定された単価におおよその面積を乗じるにより使用料を決定している。

すべての体育施設について同一の単価を使用しているため、利用率の高い中央体育館は高い単価、低い塩瀬体育館は低い単価など、利用率向上のためメリハリをつけた料金体系について、検討の余地があると考えます。

また、甲子園浜野球場の土曜日午後をのぞき、休日設定料金を日曜祝日のみにしているが、土曜日にも社会人などにニーズが高いと考えられるため、土曜日にも休日設定とすることを検討すべきである。以上のように運動施設に関する料金の全体的な見直しを検討すべきである。

広告収入などの新たな収益獲得の方法を検討すべき(意見)

現状、昭和40年開館の中央体育館を中心に各体育館は老朽化が進んでおり、今後建替費用や大掛かりな補修費用などの設備投資が必要になると思われる。年間の維持管理費やこれらの設備投資に備えるため、今後使用料以外にも収益を獲得する方法を探る必要があると考えます。ネーミングライツの売却は近年京都市や泉佐野市など多くの自治体で導入されており、多数の施設を持つ西宮市でも収益獲得につながる可能性があることは昨年度の包括外部監査においても指摘されているとおりである。

また、施設の壁面やフェンスなどを使用した広告は中央体育館など中心部にある施設も多く収益獲得につながる可能性があるとともに、地元企業の活性化にもつながる可能性もあり非常に有用であると考えます。以上のように、活用できるものは活用し、運動施設を利用した新たな収益獲得方法を意欲的に検討すべきである。

スポーツ施設管理に関する業務の効率化を図るべき(意見)

西宮市が運営するスポーツ施設には環境局所管の公園に設置された施設と教育委員会所管の施設があり、同様のスポーツ施設であるにもかかわらず設立の根拠となる法令が異なることにより所管課が異なっている。そのため、市議会において所属する常任委員会が相違しており、条例改正や指定管理者の選定決議なども別々の委員会で議論されることになる。所管課では互いに情報共有を行い、効率的な事務執行に努めているが、このような所管課同士の調整に多くの手間と時間が掛けられることとなる。また、今後老朽化により大々的な補修や建替などが多くの施設で必要となり、施設の取壊しや移転なども含めた施設全体の方針を見直す必要性が高まる。このような状況下において、施設の全体像を適切に把握するため、今後所管課間でより密接な情報共有を行う必要性はさらに高まってくると考えられる。市民からも同一の施設であるのに所管課が異なることにより窓口が混同され、問い合わせ時に時間を要する場合がある。

以上のように今後の効率的かつ一体的な事務執行のため、将来的な所管課の統合も視野に入れ、業務に関する情報の共有化やより連携を深めるための方策を検討すべきであると考えます。